

平成30年第2回宇城市議会定例会 会期日程表

会期16日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
6月12日	火	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 報告第3号から諮問第4号までの19議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 【 散 会 】
6月13日	水	休 会	○ 議事整理
6月14日	木	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（代表質問） （彩里、新志会、うき未来21） 【 延 会 】
6月15日	金	休 会	○ 議事整理
6月16日	土	休 会	○ 市の休日
6月17日	日	休 会	○ 市の休日
6月18日	月	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（大村、渡邊、五嶋） 【 延 会 】
6月19日	火	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（河野正、中山、豊田） 【 延 会 】
6月20日	水	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（原田、高橋、福永） 【 延 会 】

月 日	曜	会議の種別	件 名
6 月 2 1 日	木	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（福田、溝見） ○ 報告第 3 号から報告第 7 号までの質疑 ○ 議案第 4 3 号から議案第 5 2 号までの質疑・委員会付託 ○ 諮問第 1 号から諮問第 4 号までの質疑 ○ 議案第 5 3 号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・委員会付託 ○ 同意第 6 号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑 【 散 会 】
6 月 2 2 日	金	休 会	○ 総務文教常任委員会 ○ 建設経済常任委員会
6 月 2 3 日	土	休 会	○ 市の休日
6 月 2 4 日	日	休 会	○ 市の休日
6 月 2 5 日	月	休 会	○ 民生常任委員会
6 月 2 6 日	火	休 会	○ 議事整理
6 月 2 7 日	火	本会議	○ 開議 ○ 議案第 4 3 号から議案第 5 3 号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 同意第 6 号から諮問第 4 号までの討論・採決 ○ 発議第 1 号の質疑・討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

6 月 1 2 日 (火)

平成30年第2回宇城市議会定例会（第1号）

平成30年6月12日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸報告
日程第4	報告第3号	平成29年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第5	報告第4号	平成29年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第6	報告第5号	平成29年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第7	報告第6号	平成29年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第8	報告第7号	平成29年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第9	議案第43号	宇城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第44号	宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第45号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第46号	宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第47号	宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第48号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 15 議案第 49 号 宇城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 50 号 宇城市立郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 51 号 財産の取得について（災害公営住宅等）
- 日程第 18 議案第 52 号 平成 30 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（平中 孝子氏）
- 日程第 20 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（横尾 七生子氏）
- 日程第 21 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について（西山 敦子氏）
- 日程第 22 選挙第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について（高岡 澄子氏）
- 日程第 23 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22 人）

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
19 番 豊 田 紀代美 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 德 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長	園 田 敏 行 君	健 康 福 祉 部 長	那 須 聡 英 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君
教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市 民 環 境 部 次 長	村 上 雅 宣 君	健 康 福 祉 部 次 長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市 民 病 院 事 務 長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 長	蔵 原 正 敏 君
監 査 委 員 事 務 局 長	横 山 悦 子 君	農 事 務 局 長	木 見 田 洋 一 君
		財 政 課 長	

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） ただいまから、平成３０年第２回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（長谷誠一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定によって、３番、山森悦嗣君及び４番、三角隆史君の２人を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（長谷誠一君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日６月１２日から６月２７日までの１６日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から６月２７日までの１６日間に決定しました。

-----○-----

日程第３ 諸報告

○議長（長谷誠一君） 日程第３、諸報告を行います。

お手元に配布しております議長の諸般の報告の１ページから８ページにお示ししていますとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告書について、平成３０年１月分から４月分まで提出されております。

主な行事については、９ページのとおりであります。

次に、議員表彰受賞者の紹介をいたします。去る５月３０日、東京都で開催されました全国市議会議長会第９４回定期総会において、全国市議会議長会会長から議員在職２０年以上、１５年以上並びに１０年以上の表彰を、本市では６人が受賞されました。今回の受賞者は、在職２０年以上が岡本泰章議員と石川洋一議員と中山弘幸議員、１５年以上が河野一郎議員、そして１０年以上が渡邊裕生議員と五嶋映司議員であります。各位の長年の御苦勞に敬意を表しますとともに、栄えある受賞に心からお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。また、全国市議会議長会の行政委員会委員でありました入江学議員に、感謝状が届いておりますことを御報告いたします。なお、受賞されました６人の議員と入江議員には、後ほ

ど表彰状並びに感謝状の伝達を行いたいと思います。

最後に、全国市議会議長会定期総会前日に東京都で開催されました熊本県市議会議長総会において、来賓として出席いただきました県選出国會議員の方々に、私からも不知火湾奥問題についてはお願いをしたところであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） おはようございます。発言のお許しを頂きましたので、行政報告をいたします。

はじめに、熊本地震からの復興状況に関する報告です。熊本地震発災から、2年が経過し、市では公共施設の復旧や、市民生活への支援などに引き続き全力で取り組んでおります。自力で住宅再建が困難な市民のための災害公営住宅の建設については、1月に豊野町の響原地区において県内の自治体に先駆けて20戸の建設に着工したのに続いて、3月16日には不知火町御領地区において10戸の建設に着工しました。不知火町御領地区に建設する災害公営住宅は、土地建物提案型として県内で初めて着工したものです。民間事業者により、土地の購入から建物の設計・施工を行い、市が買い取る方式となります。入居者が安全・安心・快適な生活が送れるよう配慮しており、本年度中の入居に向けて建設が進められているところであります。また、地震関連としましては、生活支援に関わる各種手続の受付期限を延長しております。具体的には応急修理制度の申請期限を平成31年3月13日まで、被災者生活再建基礎支援金の申請期限を平成31年5月13日まで、宇城市復興券の受付期限を本年12月21日まで、そして復興券の使用期限を平成31年1月31日までにそれぞれ延長しております。対象の被災者の方々には漏れなく御申請いただき、各家庭の復興活動に御活用いただけるよう今後も広報紙等で重層的に周知してまいる所存でございます。

次に、宇城市ビジネスサポートセンターの供用開始についての報告です。建設を進めていました宇城市ビジネスサポートセンターの落成式を3月28日に挙行し、4月から共用を開始しました。この施設は地域や学生の起業・創業を目指す人を支援し、新たな雇用創出につなげることを目的とした施設で、国の地方創生交付金を活用して整備したものです。起業・創業に向けたセミナーや住民主体のまちづくり、企業のサテライトオフィスなどに御活用いただける施設でございます。市としましては、この施設の特長をしっかりとPRするとともに、各種セミナーなどを開催し、地域経済の浮揚につなげていきたいと考えております。

次に、合併特例債改正特例法可決の報告です。既に報道等で皆様も御承知のことと存じますが、合併特例法の発行期限を5年延長する改正特例法が4月18日参議

院本会議において全会一致で可決、成立いたしました。このことについては、私も国や県に粘り強く要望してきたことであります。熊本地震の影響で遅れが生じております5大プロジェクトをはじめ、熊本地震で被災した公共施設等の復旧工事の完遂に向けて、執行部一丸となって取り組んでまいります。

次に、鳥獣被害対策についての報告です。近年特に宇土半島においてイノシシを中心にした鳥獣被害が顕著になっており、柑橘類をはじめとする農作物被害が深刻なものになっています。とりわけイノシシにつきましては、この10年で10倍程度に増加しているとされています。市としましては、このことを大きな問題として捉え、市鳥獣被害防止対策協議会を構成するJAや猟友会をはじめ、地元の若手農家グループさらには隣接する宇土市や美里町などと連携しながら、早急な対策を講じてまいります。

次に、平成29年4月に社会福祉法人小川福祉会に運営を移管した河江保育園の保護者を対象にしたアンケート調査についての報告でございます。平成30年1月に実施したこのアンケートでは、運営を移管した前後における保育環境の変化について、保護者の皆様を対象に調査を実施したものです。調査内容及び回答状況は広報紙5月号及び市ホームページにて掲載しているとおりでございます。今回の調査結果を踏まえて、今後の保育環境のさらなる向上及び民営化を推進していくための参考にしてまいりたいと考えております。

続きましては、職員の懲戒に関する御報告です。職員の非違行為等に関する案件が確認されたため、現在懲戒審査会によって詳細を調査中であり、調査結果を踏まえて厳正な処分を行う予定であります。処分の結果については、決定次第改めて御報告いたします。ひとまず取り急ぎの報告とさせていただきます。

次に4月14、15日に開催しました2018宇城市フラワーフェスタについての報告です。今年は松橋町豊福の熊本県博物館ネットワークセンター多目的広場にて開催いたしました。この会場においては、初めての開催であったため、御来場いただいた皆さんには大変御不便をおかけした部分があったかと存じます。それでも宇城市特産の花にまつわる各種イベントを多くの皆さんに楽しんでいただくことができました。

次に、地元の県立高校の話題から2点の報告です。1点目は皆様も御承知のこととは存じますが、松橋高校の制服が本年4月からリニューアルされております。これは同校の創立100周年を記念してリニューアルされたものと伺っています。今後、多方面にわたりますますの御活躍をとおして、150周年、200周年に向かって新たな歴史が刻まれることを期待しているところでございます。2点目は、小川工業高校が本年度の読書活動優秀実践校として、文部科学大臣表彰を受けたこと

です。同校では、朝自習の時間に全クラスで10分間の読書時間を設けているほか、平成20年からは、図書委員の生徒たちが年に3回小野部田小学校の児童たちに本の読み聞かせをしているということです。このような点が高い評価を受け、今回の文部科学大臣表彰に至ったということでもあります。高校生たちの継続的な活動は、小学生たちとの交流を深め、感性を育むきっかけとなっており、市としても大変喜ばしく思うと同時に児童たちの健全育成の一役を担ってくださっていることに対し、感謝の念を抱く次第であります。誠にありがとうございます。

最後に、三角大矢野道路及び天城橋開通についての報告です。宇城市と上天草市を結ぶ三角大矢野道路が5月20日に開通しました。この道路は熊本天草幹線道路の一部として整備された自動車専用道路です。また天門橋の北側にかけられた天城橋は、国内最大級とされるソリッドリブ形式のアーチ橋で、耐風安定性や耐震性に優れた構造だけでなく、周辺環境などとの調和のとれたすばらしい橋として、早速写真愛好家の方々の撮影スポットになっていると伺っています。市としましては世界文化遺産であります三角西港とともに、先人の残した遺産と現代技術の成果であるこの壮大なアーチ橋が連携することにより、観光や産業振興の面で大きな効果をもたらすものと期待しているところでございます。今後さらに天草・宇城・熊本都市圏における美しい景観、豊かな農林水産資源や歴史文化資源などを活用し、回遊性のある広域的な地域の交流人口の拡大を目指し、魅力的な地域づくりのために励んでまいりたいと考えております。

以上、行政報告といたします。

○議長（長谷誠一君） これで、諸報告を終わります。

ここで、しばらく休憩します。そのまま自席にてお待ちください。

—————○—————

休憩 午前10時16分

再開 午前10時25分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

—————○—————

- | | | |
|------|-------|--------------------------------|
| 日程第4 | 報告第3号 | 平成29年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第5 | 報告第4号 | 平成29年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 報告第5号 | 平成29年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 7 | 報告第 6 号 | 平成 29 年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第 8 | 報告第 7 号 | 平成 29 年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第 9 | 議案第 43 号 | 宇城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 44 号 | 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 45 号 | 宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 46 号 | 宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 47 号 | 宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 48 号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 49 号 | 宇城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 50 号 | 宇城市立郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 51 号 | 財産の取得について（災害公営住宅等） |
| 日程第 18 | 議案第 52 号 | 平成 30 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 19 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（平中 孝子氏） |
| 日程第 20 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（横尾 七生子氏） |
| 日程第 21 | 諮問第 3 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（西山 敦子氏） |
| 日程第 22 | 諮問第 4 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（高岡 澄子氏） |
- 議長（長谷誠一君） 日程第 4、報告第 3 号平成 29 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第 22、諮問第 4 号人権擁護委員候補者の推薦について（高岡澄子氏）までを一括議題とします。市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日から、平成30年第2回宇城市議会定例会大変お世話になります。それでは提案理由説明の前に、まずは全国市議会議長会から、議員在職20年以上で表彰を受けられました、岡本泰章議員、石川洋一議員、中山弘幸議員、在職15年以上で表彰を受けられました河野一郎議員、在職10年以上で表彰を受けられました渡邊裕生議員、五嶋映司議員以上6人の議員の皆さん、栄えある受賞誠にありがとうございます。また、地方行政委員会委員感謝状を受けられた入江学前議長におかれましても、栄えある受賞誠にありがとうございます。

それでは、今回提出します議案は、報告案件として、一般会計継続費繰越計算書の報告をはじめ5件、条例案件は宇城市職員の定年等に関する条例の一部改正についてをはじめ8件、その他案件として土地取得1件、予算案件として補正予算1件、諮問案件として人権擁護委員候補者の推薦4件、計19件をお願いするものでございます。平成30年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,921万8千円を追加し、歳入歳出の予算総額を363億9,798万5千円とするものです。詳細につきましては、関係各部長が説明いたします。これらの案件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます提案理由の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 提案理由の説明が終わりました。これから、議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第3号平成29年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、報告第5号平成29年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてまでの詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、報告第3号平成29年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について説明いたします。お手元の議案集の3ページをお開きください。

本報告は、平成28年12月の定例会におきまして、継続費の総額及び年割額の御承認をいただき、また平成29年度宇城市一般会計補正予算（第6号）で、年割額変更の御承認をいただきました、黒崎内潟線（戸馳大橋）架け替え事業上部工につきまして、別紙のとおり調整を行いましたので地方自治法施行令第145条第1項の規定により本定例会に報告するものです。

4ページをお願いいたします。継続費の総額としては17億円となっております。平成29年度継続費予算現額は、当該年度の予算計上額6億6,000万円、前年度からの通次繰越額5,000万円の計7億1,000万円に対し、平成29年度における支出済額及び支出見込み額が3億1,400万円となり、予算残額3億9,600万円が翌年度への通次繰越額となっております。翌年度通次繰越額の財源とし

ましては、繰越金8万8千円、国県支出金2億2,651万2千円、地方債1億6,940万円となっています。

続きまして、報告第4号平成29年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを説明いたします。お手元の議案集の5ページをお願いいたします。

本報告は昨年12月の定例会、本年2月の定例会におきまして、平成29年度宇城市一般会計補正予算（第5号）、（第6号）で御承認をいただきました空調機電力自動制御装置設置事業など、全37事業の繰越明許費について別紙のとおり調整を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、本定例会に報告するものでございます。

9ページをお願いいたします。金額は合計の欄で説明いたします。翌年度繰越額53億5,426万2千円、うち既収入特定財源はゼロ、未収入特定財源48億7,800万4千円、一般財源4億7,625万8千円となっております。同じ9ページの学校給食費、学校給食センター整備事業費、またページを戻っていただきまして7ページの農業費、担い手確保・経営強化支援事業補助金については、平成29年度における補助事業の不採択により、翌年度繰越額はゼロとなっております。

続きまして、報告第5号平成29年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について説明いたします。議案集の10ページをお願いいたします。

本報告は、平成28年度予算から平成29年度予算へ繰越しておりました被災農業者向け経営体育成支援事業補助金ほか6件につきまして、復興需要等の増加等に伴う資材不足や作業員不足、入札不調による工事着工の遅延等により、平成29年度内で完了ができず、事故繰越しとして別紙のとおり調製を行いましたので、地方自治法施行令第146条の第2項及び150条第3項の規定により、本定例会に報告するものでございます。

11ページをお願いいたします。金額は合計欄で説明いたします。支出負担行為済額42億5,907万4,346円、このうち支出未済額30億1,548万2,715円がそのまま翌年度への繰越額となります。うち未収入特定財源としまして、国県支出金21億3,689万5,219円、地方債7億6,680万円、一般財源1億1,178万7,496円が財源内訳となっております。

以上、説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 報告第3号から報告第5号までの詳細説明が終わりました。

次に、報告第6号平成29年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 報告第6号平成29年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について詳細説明を申し上げます。

議案集の１２ページをお願いいたします。下水道事業会計におきまして、予算を繰越した場合は、地方公営企業法第２６条第３項により議会に報告しなければならないと規定されておりますため、報告するものでございます。

１３ページをお願いいたします。平成２９年度宇城市下水道事業会計予算の翌年度繰越額は１億６，２００万円でございます。内訳としまして、款１資本的支出、項１建設改良費の工事請負費１億４，４００万円、処理場改築更新等設計業務委託１，８００万円で、合計１億６，２００万円となっております。次に繰り越しの理由でございますが、上段の工事請負費につきましては、関係機関との協議等に時間を要しまして、また入札不調による工事着手の遅れにより年度内の施行完了が困難となりましたため繰り越すものでございます。下段の処理場改築更新等設計業務委託につきましては、入札不調により年度内の施行完了が困難となったため、予算の繰り越しを行ったものでございます。

以上、報告第６号についての詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 報告第６号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第７号平成２９年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についての詳細説明を求めます。

○企画部長（岩清水伸二君） それでは、報告第７号平成２９年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして詳細説明を申し上げます。議案集は１４ページになります。それと別冊で配布しております平成２９年度宇城市土地開発公社の事業報告書をお手元に御準備いただきたいと思います。

まず、事業報告書を１ページめくっていただきますと、裏面に事業報告を載せております。説明については省かせていただきます。続いて経営状況が右側のページにあると思います。その経営状況を１ページめくっていただきまして、平成２９年度収支決算書をお開きいただきたいと思います。平成２９年度収入支出決算額につきましては、公有地取得等の事業を行っておりませんので、事務的経費のみでございます。まず、収益的収入支出についてですが、記載のとおり受取利息のみの収入で、合計１，２５６円、支出合計につきましては一般管理費の７１，３００円です。支出の内訳としましては、公租公課費の７１，０００円と印鑑証明書代３００円でございます。収入済額から支出済額を差し引いた差額の当期損失７０，０４４円につきましては、前期繰越準備金８３８，２８４円から補填しております。

次に、２ページをお願いいたします。資本的収入支出についてでございますけれども、事業を行っておりませんので収入支出ともに計上はございません。

３ページ目以降は決算明細書、損益計算書、貸借対照表、財産目録及びキャッシュフロー計算書、１２ページからは、付属明細表と１５ページの監査結果を添付い

たしております。また、16ページ目から以降は、平成30年度の事業計画を添付しておりますけれども、現在のところ公有地取得等の事業計画はございませんので、事務的な経費のみを計上しております。

以上で、平成29年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についての詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 報告第7号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第43号宇城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第43号宇城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案集は15ページとなります。資料集は3ページとなっております。

今回、同条例第3条の改正となります。宇城市立病院において医療業務に従事する医師の定年は年齢65年になっていますが、病院長の定年のみを年齢70年に引き上げるものでございます。全国的に見ましても、医師や看護師等の専門職のマンパワーが不足しており、その需要に対応しきれていないのが現状でございます。市立病院では熊本大学附属病院等から外勤医師の協力を得ることで現状の診療が続けられている現状でございます。また、熊大に対しましても、当院への常勤医師の出身をお願いしていますが、現実的には難しいことと伺っております。現在の病院長におかれましては、平成8年4月から22年にわたり当院に勤務されており、今年度65歳を迎えられますが、市民や患者からの信頼は大きく生涯現役で活躍する医師も多くいらっしゃる中、本人も医師として70歳までは働く意欲を持っていらっしゃると思います。以上のことから本議案を提案するものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第43号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第44号宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第47号宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（那須聡英君） 議案第44号宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案集は16ページです。説明資料は4ページでございます。

今回の条例改正は、不知火保育園の民営化に伴います施設の廃止のための条例改正で、宇城市保育所条例第2条中の不知火保育園の部分を削る、条例の一部改正でございます。昨年11月13日から今年の1月31日まで、運営法人の募集を行い

ました。説明会及び現地見学には9つの法人が参加されましたが、最終的には4法人からの応募申請でございました。その後宇城市立保育所民営化に係る運営法人評価委員会及び宇城市工事入札指名等審査会を経て、保育所運営や保育の内容、また引き継ぎ等で評価基準を満たしております社会福祉法人わかき福祉会、現在三角町でわかき保育園を運営されている法人です。を、移管先法人に決定したものでございます。今後わかき福祉会との移管手続を進めるため、今回宇城市立保育所条例の一部改正を提案し、民営化に向けた施設廃止の審議をお願いするものです。なお、引継ぎ及び共同保育など移管までの期間を平成31年3月31日までと考えておりますので、本改正条例の施行日は平成31年4月1日としております。

続きまして、議案第45号宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。議案集は17ページから20ページ。説明資料は5ページから11ページでございます。国の介護保険法に基づく基準省令の改正が行われたことに伴い、条例を改正する必要が生じたものでございます。主に共生型地域密着型サービスの創設に係る基準を追加する内容となっております。

続きまして、議案第46号宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。議案集は21ページから22ページでございます。説明資料は12ページです。こちらも国の介護保険法に基づく基準省令の改正が行われましたので、改正する必要が生じたものでございます。平成30年3月22日に公布された関連法の一部改正に対応する内容となっております。

続きまして、議案第47号宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。議案集は23ページから25ページ、説明資料は13ページから16ページでございます。国の介護保険法施行規則の一部改正が行われましたので、改正する必要が生じたものでございます。主に地域包括支援センター職員のうち、主任介護支援専門員の基準に関する要件の一部変更でございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第44号から議案第47号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第48号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第48号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。議案集の26ページから28ページをお願い

いたします。それと説明資料の１７ページと１８ページをお願いいたします。

市営住宅曲野長谷川団地の廃止及び御領第２災害公営住宅の設置に伴う改正でございます。市営住宅曲野長谷川団地は昭和３７年度に建設され、老朽化に伴い市営住宅建替え計画の一環として補充入居の停止を行い、入居者の退去後は政策空き家として管理をしていたところでございます。平成２８年熊本地震によりまして、当該住戸の被害等で入居者の移転が完了いたしました。現在は当該市営住宅の解体を行いまして、応急仮設住宅用地として提供しております。また、平成２８年熊本地震によります被災者向け災害公営住宅として御領第２災害公営住宅の管理を平成３０年７月から開始することとなったことから、宇城市営住宅管理条例の一部を改正するものでございます。

以上で、議案第４８号の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第４８号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第４９号宇城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第５０号宇城市立郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定についてまでの詳細説明を求めます。

○教育部長（蛇島浩治君） 議案第４９号宇城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。議案集の２９ページ、それと説明資料の１９ページをお願いいたします。

本案は、不知火小学校及び松合小学校を新たに建設する不知火小学校に統合し、平成３３年４月１日に新小学校として開校するため、宇城市立学校設置条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。松合小学校は、平成３０年４月３０日時点で、通常学級数４学級、通常学級児童数４１人、特別支援学級数１学級、児童数３人の過小規模校で、本市で最も児童数が少ない学校となっております。今後も過小規模校の状態が継続し、複式学級も継続する見込みでありますので、新たに建設する不知火小学校へ統合するものでございます。

資料集で説明をさせていただきます。右側の宇城市立学校設置条例現行欄、別表の表中４段目に記載しております。名称の宇城市立松合小学校及び住所の宇城市不知火町松合１５７８番地の項を削るものでございます。なお、この条例は平成３３年４月１日から施行とするものでございます。以上で、議案第４９号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案第５０号宇城市立郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。議案集の３０ページ、資料集の２０ページをお願いいたします。

宇城市立郷土資料館は、建物の老朽化や耐震強度不足などにより、平成２７年度

に松橋郷土資料館を、また平成２９年度には小川郷土資料館を閉館しました。松橋、小川両館の収蔵展示資料は豊野郷土資料館に移管し、三角町、不知火町の歴史資料と合わせて集約展示、宇城市全域の資料館として７月にリニューアルオープンいたします。豊野郷土資料館は、豊野図書館との複合施設として平成２７年度まで使用されていましたが、平成２８年度に資料館単一施設としての改修工事を完了しており、施設整備、機能とも宇城市全域の資料館として拡充しています。また、位置の表示につきまして、平成１４年国土調査の成果により合筆され３８１８番地に変更されていましたが、条例制定時から合筆前の地番が使用されておりましたので、変更する必要があります。このため宇城市立郷土資料館条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

説明につきましては、新旧対照表で行います。右側の宇城市立郷土資料館条例現行欄第２条の表中、２段目に記載しております名称を宇城市立豊野郷土資料館から、宇城市立郷土資料館へ変更し、位置につきまして、３８２４番地から３８１８番地に変更いたします。なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第５０号の詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第４９号から議案第５０号までの詳細説明が終わりました。

次に、議案第５１号財産の取得について（災害公営住宅等）の詳細説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 議案第５１号財産の取得について（災害公営住宅等）の詳細説明を申し上げます。説明の前に先に配布しておりました説明資料に仮契約書を添付しておりましたが、契約の日付が漏れておりましたので、改めまして説明資料の２１ページから４４ページまでを配布させていただきました。大変失礼いたしました。議案集の３１ページと３２ページをお願いいたします。それと説明資料の２１ページから４４ページになります。お願いいたします。

今回議案として財産取得の議決をお願いいたしますのは、平成２８年に発生しました熊本地震に伴い、宇城市内４地区に建設いたします軽量鉄骨造２階建ての５棟６８戸の災害公営住宅の財産取得でございます。契約につきましては、平成３０年５月３０日に相手方と仮契約をしているところでございます。

内容を申し上げますと、契約１、不知火地区１０戸でございますが、１財産、宇城市不知火町御領第１災害公営住宅、所在地、宇城市不知火町御領字御手水２６番地１、取得価格、２億１，９８０万４千円。同じく契約２でございますが、小川地区の２０戸です。１財産、宇城市小川町川尻災害公営住宅、所在地、宇城市小川町川尻字新開５４３番地１ほか、取得価格、４億３，２９５万４千円。３２ページに

なりますが、契約3です。松橋町両仲間地区16戸でございます。1財産、宇城市松橋町両仲間災害公営住宅、所在地、宇城市松橋町両仲間字鳥嶋449番地1ほか、取得価格、3億5,773万5千円。契約4でございます南豊崎地区の22戸です。1財産、宇城市松橋町南豊崎災害公営住宅、所在地、宇城市松橋町南豊崎字曲島578番地3ほか、取得価格、4億4,320万1千円でございます。なお、契約の相手方はいずれも住所、熊本市東区錦ヶ丘18番24号、名称でございますが、大和ハウス工業株式会社、代表者氏名、支配人平尾豊幸でございます。本件は宇城市公募型買取市営住宅（土地建物提案型）建設業務委託におけるプロポーザル方式の選定の結果によりまして、大和ハウス工業株式会社が建設した災害公営住宅を取得するものでございます。

以上で、議案第51号の詳細説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第51号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第52号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第1号）から諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について（高岡澄子氏）までの詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） それでは、議案第52号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。お手元に配布してございます平成30年度宇城市各会計補正予算書の1ページをお願いしたいと思います。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,921万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ363億9,798万5千円としています。内容につきましては、福祉関連業務における制度改正に伴うシステム改修関連経費、国・県からの補助を受けて実施する農業振興経費その他予算編成後に必要が生じ、早急な対応が必要なものについて予算措置を行うものでございます。

2ページをお願いします。主な歳入費目を項欄と補正額で説明いたします。地方交付税617万6千円、県補助金966万7千円、基金繰入金1,110万4千円、市債900万円を追加しております。

3ページをお願いいたします。主な歳出費目を項欄と補正額で説明いたします。生活保護費230万1千円、保健衛生費406万4千円、環境衛生費903万4千円、農業費1,318万2千円、商工費617万6千円を追加しております。

5ページをお願いします。第2表でございます。債務負担行為の補正です。1追加で観光振興事業推進員謝意金ほか1件を紙面のとおり追加しております。

6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございます。1変更で、道路橋りょう整備事業費ほか1件の起債限度額を紙面のとおり変更しております。

それでは、歳出の主なものとその特定財源の説明をいたします。

少し飛びます11ページをお願いします。款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節19負担金補助及び交付金で1,000万円を減額しています。一般財団法人自治総合センター所管のコミュニティ助成事業不採択に伴うものでございます。特定財源につきましても、他団体補助交付金（諸収入）を同額減額しております。

12ページをお願いします。款3民生費、項2障害者福祉費、目2障害者自立支援費で86万4千円、同じく項の6生活保護費、目1生活保護総務費で230万1千円を増額しております。それぞれ制度の改正に伴うシステム改修委託料です。特定財源としまして、いずれも経費の2分の1相当分を民生費国庫補助金として計上しております。

13ページをお願いします。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の補正額406万4千円については、節8報償費から節14使用料及び賃借料まで、さしより野菜事業推進に係る各経費を計上しております。続きまして、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費で903万4千円の増額。項3清掃費、目1清掃総務費で303万円の減額につきましては、宇城広域連合に対する各負担金の増減となっております。

14ページをお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、目5農業振興費で1,236万3千円を計上しております。主に農業共済加入促進事業補助金693万1千円、攻めの園芸生産対策事業費補助金527万2千円になります。農業振興費の特定財源としまして、農林水産業費県補助金881万7千円を計上しております。続いて、款6商工費、項1商工費、目4観光費で617万6千円を増額しております。地域おこし協力隊活用事業に係る各経費を計上しております。

15ページをお願いいたします。款7土木費、項2道路橋りょう費、目2道路維持費で1,500万円を減額しています。熊本地震に係る単独災害の取り扱いが変更されたことによりまして、維持工事として実施予定だった道路復旧につきまして災害復旧費での予算の組替えを行うものでございます。

16ページをお願いします。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費で1,500万円の増額となっています。こちらが先ほど申し上げました予算の組替えに伴う増額でございます。特定財源としまして、公共土木施設災害復旧債1,500万円を計上しております。歳出の説明は終わりました。

続きまして、歳入予算を説明いたします。特定財源につきましては、歳出予算の説明の中で一部説明していますので、一般財源の主なものを中心に行います。

9ページをお願いいたします。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税で617万6千円を計上しております。これは先ほど歳出予算で説明申し上げ

ました地域おこし協力隊設置に要する経費が生ずることによりまして、特別交付税の算定額の増加を見込んだものでございます。款１８繰入金、項２基金繰入金、目１財政調整基金繰入金で財源調整のために１，１１０万４千円を増額し、補正後の財政調整基金繰入金を１２億７，８５２万２千円としております。

以上で、平成３０年度一般会計補正予算（第１号）の詳細説明を終わります。

続きまして、諮問になります。１号から４号まで一括して説明いたします。人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。議案集は３３ページから３６ページ、資料集は４５ページから４８ページとなります。

現在の委員でございます松橋町の平中孝子さん、豊野町の横尾七生子さんが平成３０年９月３０日で任期満了となりますので、再推選の提案を申し上げるものでございます。また、不知火町の喜津木司朗さん、小川町の坂崎秀直さんが同じく平成３０年９月３０日付で任期満了になりますので、後任としまして、不知火町の西山敦子さん、小川町の高岡澄子さんを推薦したく議会の意見を聞く必要があり提案するものでございます。平中孝子さん、横尾七生子さん、西山敦子さん、高岡澄子さんは、人格、識見共に優れ、人権擁護委員にふさわしい方だと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 議案第５２号から諮問第４号までの詳細説明が終わりました。

—————○—————

日程第２３ 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第２３、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日１３日水曜日は議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、明日１３日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。

明後日１４日は、午前１０時までに本会議場に参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

—————○—————

散会 午前１１時１１分

第 2 号

6 月 1 4 日 (木)

平成30年第2回宇城市議会定例会（第2号）

平成30年6月14日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問（代表質問）

日程第2 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
19 番 豊 田 紀代美 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長 園 田 敏 行 君	健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君

經 濟 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君
教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
經 濟 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	事 務 局 長	木 見 田 洋 一 君
		財 政 課 長	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問（代表質問）

○議長（長谷誠一君） 日程第1、一般質問を行います。

議長から申し上げます。一般質問は代表質問から行います。彩里、新志会、うき未来21の3つの会派から通告があり、質問の時間は、先の議会運営委員会で決定のとおり、答弁を含め会派の人数に10分を乗じた時間とします。したがって彩里が90分まで、新志会が50分まで、うき未来21が40分までとなります。順番につきましては、会派員の多い順となります。

それでは、順番に発言を許します。

まず、16番、彩里、河野一郎君の発言を許します。

○彩里代表（河野一郎君） 初めに、通告しておりました土木部については、最後に行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

会派、彩里の河野一郎でございます。5つのふるさと、彩りある5町の特色をいかし伸ばしながら、宇城市全体の発展へつなげたいという思いで、会派彩里ができました。所属議員地域を思い、宇城市を前へ進めたいという気持ちを大切に活動してまいります。

米朝首脳会談、世界が注目をしておりました。共同声明で朝鮮半島の完全非核化の約束、朝鮮半島で持続的な平和体制を築くための努力などが出されました。日本人拉致被害、拉致問題とともに今後の行方を注視していかなければならないと思います。

熊本地震から2年が過ぎました。暮らしの安定道半ばではありますが、住宅再建が復興であると思います。災害復興住宅を含め支援を進めていく必要があります。市全体の復興も大切であります。農林水産被害26億円、公共施設被害21億円、商工被害80億円、今、国の事業で復興へと進んでおりますが、市が今後防災のシンボル拠点の位置付けとして、各地域に防災コミュニティセンター整備6か所を計画しております。このコミュニティセンターには、飲料水などの備蓄をはじめ、減災備品などを常時備える防災倉庫と災害用トイレ、有事にはトイレを組み立て下水道の本管に直接放流できる機能を持ち、手押しの防災井戸と併設して建設する計画であります。今後宇城市が危機管理を進めるための大切な施設になってきます。本年度第1回定例会で、防災コミュニティセンター建設に対して一般質問がなされました。不知火地区の防災コミュニティセンター建設について、区長会からの要望書に

対しての質問でありました。区長会の要望書の内容を、議員の意見を交えた思いを区長会の総意として発言され求められました。結果、市長は総務部とも打ち合わせはしていないが不知火を除く5か所については従来どおり進めるが、不知火の防災コミュニティ施設については新築の取りやめも今後検討すると答弁がなされました。その後、総務文教常任委員会で不知火区長会の要望は明確になり、本議会の委員長報告の質疑でも区長会の真意が伝えられました。市長も理解されたと思います。第1回定例会終了後には、不知火区長会から申し込みがあり、市長に改めて真意が伝えられております。防災コミュニティセンター施設建設を予定どおり進めるべきと思いますが、市長の見解を求めます。

熊本地震後、市独自の被災住宅再建支援事業、一部損壊世帯への復興券交付の事業であります。守田市長の被災者に対する思いから事業化されたところでありますが、被災世帯への復興支援として5億円の予算を組み、復旧工事30万円以上50万円未満の時に3万円、50万円以上の場合5万円の復興券を交付するとしてスタートされました。当時、県下で一番に一部損壊世帯支援を打ち出され、その後各自治体にも波及をいたしました。のちに、熊本県の一部損壊世帯支援にまで拡大されたことは評価に値すると思います。この事業まだ続いております。当時、受付期限平成29年12月22日であったのを1年間延長し、本年12月21日までとしております。昨年の12月までで交付決定したものが1,628件で、今年の5月末で1,707件、昨年末から半年間で79件増えておりますが、現在の交付決定額は1,707件の8,013万円ということであります。本年12月21日が期限でありまして、その後4億円余りの使途を視野に入れていかなければならないと思います。市民の安全、防災のために知恵を絞っていかなければならないと思いますが、考えておられているのかお尋ねをいたしたいと思います。

熊本地震後の危機管理、まさに経験をバネに反省するところは反省し、今後にかしていかなければならないと思います。防災計画についてであります。平成29年度に集中的に論議をされております。8月に第1回の宇城市地域防災計画検討委員会が開催され、その後2月までに4回開催をされております。その間に、作業部会が8月地震の検証ワークショップを開き、10月には全対策部ヒアリング、11月に関係対策部ヒアリングをされております。宇城市地域防災計画が修正されたと聞きました。先日6月4日に開かれました宇城市防災会議で承認がなされたと思いますが、今回の地震で機能しなかった地域防災力、自主防災組織の課題、今進められている防災拠点コミュニティ施設の活用、避難所運営などの避難対策を含め、多くの対策強化の防災計画の見直しがなされたと思います。具体的にどのような防災計画になったのかをお尋ねしたいと思います。

災害時に大切なことは、情報をいかに早く正確に伝えることだと思います。防災無線の今後の前に情報手段を考えてみたいと思います。新しい情報通信スマートフォンなどの普及により、宇城市では情報メール、ライン、Ｌアラートなどで、市民に情報提供を行っております。同時に気象庁が配信する緊急地震速報、津波警報、特別警報など、住民が情報を得る量も以前と比べ格段に向上をしております。先日６月５日に、会派彩里で、臨時災害ＦＭを熊本地震後開局された益城町に視察に行っていました。臨時災害ＦＭ局とは、大規模な災害が発生したとき、臨時的に開設されるＦＭ放送局で、東日本大震災の際には避難所生活を送る被災者などに対して、災害対策情報を提供するため東北地方の２４市町が開局をしております。特徴として電波法の規定により利用料の適用がなく設置ができ、運用費用の助成制度などがあり財政負担がほとんどないことから、ラジオがあればどこでも聞けるカーラジオなど有効であり、録音機能を利用して繰り返し再放送が可能であるということでありました。熊本市、甲佐町、御船町も開局したそうではありますが、益城町では防災行政無線が使用不能となったことと、九州総合通信局より開局の協力申し出があり開局されておりました。現在は、防災無線でも住民への情報伝達を行っていましたが、今後は役割を終え、閉局するタイミングをみているとのことでありました。今後大規模災害が発生したときは、災害ＦＭは開局しますかとお尋ねしたところ、防災無線が正常に機能した場合でも、災害ＦＭ局は進めたいとの答えでありました。宇城市も大規模災害時には、臨時災害ＦＭ開局のイメージを持っておく必要があると思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

平成３０年第１回定例会、市長の施政方針の中に防災対策を進めるとされ、防災行政無線デジタル化実施設計業務委託費１，１００万円が計上されております。防災無線の各町の設置年度、不知火町が平成１１年の高潮災害後の平成１２年、小川町が平成１３年、松橋町が合併後の平成１８年、三角町が平成１９年、豊野町が平成２０年に整備をされております。合併後整備された松橋町、三角町、豊野町は、デジタル化で設置をされておりますが、平成１２年、平成１３年に設置をした不知火町、小川町の防災無線はアナログであり、早急にデジタル化していかなければならないということで進めていかれる事業であります。戸別受信機の状態ですが、小川町は歴史的に各世帯に有線放送が整備をされていた関係から、防災無線に移行した時に戸別受信機が設置をされております。デジタルに移行した時には、他町並みに戸別受信機が使えなくなる計画になっております。今後の防災無線の考え方ではありますが、全市的には現在難聴地域、嘱託員などには戸別受信機が設置をされております。スマートフォンなどの携帯をお持ちの方は、情報を入れやすい環境にありますが、情報弱者と呼ばれる方々、高齢者のみ世帯などには戸別受信機の設

置を考えるべきだと思います。災害FM局の部分と防災無線の戸別受信機設置の考えをお尋ねしたいと思います。

宇城市の玄関口としての松橋駅周辺整備、大きく期待をされ論議されてきました。合併後、松橋駅周辺整備特別委員会が設置をされ、多くの検討を重ねてきました。当初、東西の分断解消案、線路を含む駅の高架化事業が検討されましたが断念。東西をつなぐ陸橋案なども検討されてきましたが、特別委員会の最終報告で、松橋駅舎と広場の整備を進めるということで特別委員会は閉じられました。現在、駅西からも乗り降りができる駅舎が完成し、広場の整備も最終段階に来ております。アクセス道路も本年度工事等詳細設計が計画され、排水対策も今後不知火地区排水対策として不知火支所のテニスコートのところで排水ポンプを設置する計画が進められております。私は、一般質問で松橋駅西の区画整備事業の可能性を守田市長にお尋ねをいたしました。進めるという答弁は出ませんでした。市長は松橋駅西は、宇城市の発展の最後の聖地であると答え、示されました。先日、松橋駅西の玄関に立ちました。塚原小曾部に広がる農地、その背後に広がる小高い山、将来を予感させる場所であると再確認をいたしました。市長、今の時点で松橋駅西開発構想をお持ちなのか見解を求めます。

公共交通、市民の安定的な交通手段に必要なものであります。宇城市では、平成20年4月から九州産交バス海東小川路線を廃止し、予約制による乗合タクシーを開始しております。そして、平成22年4月から、三角戸馳線廃止と同時に予約制乗合タクシーに移行しました。同時期平成22年3月に、宇城市公共交通総合連携協議会が設置をされ、平成23年3月に素案が示されております。その素案には人口推移、年齢別人口、人口分布、高齢者分布、人口流動、買い物流動など調査をされ、最後に路線バス、タクシー、鉄道事業者などにヒアリング調査を行った結果が載せてありました。その内容は、路線バスについては、大口小田良までの路線は小中学生の通学用途が多い、自主運行路線を拡大したい、市役所と松橋間の路線がない、路線バスのような大きな車両ではなくマイクロバスのような小さな車両で山奥の集落まで運行することはできないか、三角と松橋間を1系統で結ぶ必要があるのか検討する必要があるなどでありました。現在もそれらの課題に対し、余り取組がなされていないように思います。市のその後の取組としては、平成26年法改正により交通空白地帯を対象とした事業で、不知火長崎地区、小川の小野部田地区に乗合タクシーを開始し、豊野地区では高齢者の移動を地元の方で支える高齢者移動支援事業が始まっております。本年度第1回定例会で地域交通網形成計画の予算が計上されました。先ほど申しました地域交通総合連携計画の経過期間が平成27年度に終了しております。路線バスの赤字補填のための運行補助金が平成28年度には

1億円を超えたことから、市議会でも抜本的な対策を求める声が上がっております。現在、公共交通網形成計画策定に向け、業務委託のプロポーザルを実施されております。13日、昨日が提案書の締め切りになっているようでありますし、7月には委託契約がされる予定になっております。今回市が課題として捉えている部分で、赤字バス補助金の増加や交通空白地帯の問題など以外に、目新しいところで免許返納者対策が新たに取り上げられております。今、人口減少地域で問題になっている高齢者の交通手段の確保、この問題を乗り越えたときに執行部が考えているちょうどいい市、住みやすい市となってくると思います。長洲町がドア to ドアの乗合タクシー「きんぎょタクシー」を運行しております。利用したい人の予約があったときに、予約があった区間だけを運行し複数の利用者が乗り合いで利用するタクシーであります。これまで財政負担が大きかった循環バス路線を廃止し、車を自由に使えない方の移動手段を優先的に確保するためにつくられております。今回の宇城市地域交通網形成計画でも取り上げられると思いますが、市民目線での計画策定にしていかなければならないと思います。見解をお伺いします。

ちょうどいい、住みやすい環境のためには、光回線整備が必要であります。そして地域活性化を進める上でもかかせないところであると思います。総務省の資料によると全国で平成29年3月末で、固定型超高速ブロードバンドいわゆる光回線整備率が99%、熊本県は95.1%になっております。条件不利地域が未整備になっており、これからも通信事業者単独で整備する見込みがありません。整備を行うにあたっては2つの手法があるようでありますが、公設民営と民設民営であります。総務省が平成28年から実施をしている情報通信基盤整備推進事業が公設民営でありまして、国から事業費の3分の1の補助があり、市が整備をし通信事業者が運営をする。この問題点は、管理費や交換経費など継続して市の負担が必要になってくること。民設民営は整備費用は高くなりますが管理も運営もお願いする方式で、N T Tの試算では、4億5,000万円の事業費が提示されていると聞いております。いずれにしても宇城市管内、豊野町、不知火町松合、三角町郡浦地区が未整備であります。昨年12月に豊野町商工会、法人会が市長と議長に署名付き要望書を提出されており、その後、平成30年第1回定例会に先に出された要望書を請願書に切り替え、それと同時に、不知火町松合地区も光回線早期実現の請願を937人の署名とともに豊野町と併せて議会に提出をされました。全員賛成で可決され、市長に改めて議会の意思が伝えられました。光回線の早期整備を求めたいと思います。見解をお伺いします。

市民の皆様へ、宇城市経済部農政課長名で回覧が回ってきました。狩猟免許取得にかかる補助金制度についてのお知らせでありました。最近、ミカンどころに行け

ば話題になるイノシシ、農産物被害も深刻であります。ＪＡうきの資料によれば、平成２７年度宇城管内野生鳥獣被害額が９，４９３万円で、県内で八代に次ぐ２番目の被害額であります。その内訳は、鳥類被害３，２４９万円、そのうちカラスが３，１１１万円で突出しております。獣類の被害６，２４４万円のうちイノシシが５，９５１万円となっております。イノシシ被害については県内で一番の被害額でありました。不知火町猟友会の会議に出席をいたしました。頂いた資料を見て驚きました。イノシシの捕獲実績三角町に限ってみれば、平成２６年２１頭の捕獲数が平成２９年は４２１頭、実に２０倍にも増えている実態がありました。農作物にイノシシを寄せ付けない対策とイノシシを捕獲する対策を強化していかなければならないと思います。現在ＪＡが主体となり、ＪＡうき三角地区鳥獣害対策本部も設置をされました。三角町では若手農家による熊本農家ハンターが立ち上げられ、６月号の広報うきにも「九州発の無線通信技術でイノシシ対策」として取り上げてありました。宇城市も捕獲に力を入れられると思いますが、農家ハンターのＩＣＴを活用した無線通信技術での対策も総務省が市町村調査をしております。農業新聞の記事でしたが、鳥獣捕獲にＩＣＴ活用７割が効果を実感しているが、現場普及は低調とされておりました。ＩＣＴ機器はわなを遠隔操作、監視する機器で、鳥獣が入ると自動で扉が閉まる機器。また動態を把握するセンサー付きカメラなど本格的なものもありますが、ＮＴＴ西日本からは、費用が安いわなにかかったことをメールで通報する装置も出ております。猟をされる方々の負担軽減にもなると思います。更なる鳥獣被害対策を求めたいと思います。考えをお聞かせください。

小川のおおもり病院が民事再生法申請との記事がありました。企業経営の難しさを改めて感じたところではありますが、企業誘致は雇用機会の確保、税収の確保、地域産品資源の利活用、地場企業への受発注機会の拡大などが期待をされるところでありますが、誘致実現のためには誘致するための用地確保、工場跡地・遊休地などの情報収集・提供、条例規制緩和の実施や特定の業種・業態に絞った優遇処置など、様々な努力も必要であります。宇城市合併からの誘致企業の実態は、立地協定を結んだ企業が１０社、１８１人の新規雇用となっております。先ほどのおおもり病院の記事の上に、嘉島町のイオンモール熊本西側増床で従業員５００人採用との記事がありました。宇城市の企業誘致、少し物足りないなという感じをいたしました。しかしながら、現在宇城市も努力をされていると思います。特に今年から宇城市ビジネスサポートセンターが開設をされ、ＩＴの人材確保、育成に向けて取り組まれています。松橋駅東側の商店街、小川の商店街の空き店舗がたくさんあります。小さなスペースでできる新しい企業誘致として人材確保ができれば、可能性が広がってくると思います。期待をするところでもあります。宇城市の企業誘致の取組と空

き店舗利用を考えた企業誘致の取組をお尋ねしたいと思います。

市民の健康、大切であります。宇城市では、平成27年2月に「健康宇城市21」の計画改定を行い、第2次計画を策定しております。基本的な方向として1つ健康寿命の延伸と健康格差の縮小、2、主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防であります。「さしより野菜プロジェクト」「健康宇城市21」の具体的な行動指針として昨年から取組が始まりました。調べました、さしより野菜。野菜を食事の最初に食べると良い理由は、野菜の食物繊維の中の水溶性植物繊維が水分を蓄える機能があり、高い粘性、粘り気でその後に食べる食物を包み込み、ゆっくりと消化吸収されるため血糖値の急上昇を抑え、インスリンの出過ぎを抑制してくれ、糖尿病の予防になる。また野菜は繊維質が豊富でかみごたえがあるため、あごをたくさん動かすことで満腹中枢を刺激するので少ない量で満腹を感じ食べすぎを抑制したり、もともと食物繊維は腸内でコレステロールを体外に排出する働きもあり、生活習慣病の予防効果があると言われております。まさに、健康推進には夢のような食べ物であります。今議会に市民への啓発の予算400万円が計上されております。市長の肝いりの事業であります。「さしより野菜プロジェクト」どのように進めていかれるのかお尋ねをしたいと思います。

同じく市民の健康、胃がんの予防のためのピロリ菌感染検査料の補助金であります。ピロリ菌を検査して発見した場合、除菌をすれば胃がんになるリスクが減ると言われております。6月の広報うきにもピロリ菌感染検査の費用助成を始めますと告知をされておりました。内容はピロリ菌の説明、対象、実施機関、検査方法、助成額、申込方法は伝えてありましたが、どこの医療機関で検査ができるのかありませんでした。検査の方法が、血液検査と尿検査二通り選べるということになっておりましたが、血液と尿で検査の精度が違うのか、なぜ二通りあるのか説明がありませんでした。ちなみに宇城市の医療機関44病院のうち24の病院で対応されるようではありますが、受けられる医療機関の告知と検査の方法での違いを市民に再広報すべきではないかと考えますが、お聞きしたいと思います。

特定不妊治療費助成であります。体外受精や顕微受精を特定不妊治療といいますが、県が主体となって進められている事業で今年から宇城市も事業に参加するようになりました。熊本県に申請をし、県が1回の治療に15万円、通算助成回数6回それに宇城市が1回の治療費に8万円の助成を加算することにしております。県下自治体の助成方法、助成額にかなりばらつきがあるようではありますが、1回8万円の助成額はかなり頑張っていると思います。宇城市で毎年30人を超える人が特定不妊治療をされているということでもあります。ピロリ菌検査と同時に内容を詳しく市民にお伝えしていただきたいと思います。

宇城市では、多子世帯の経済的支援を行っております。第3子以降完全保育料の無料化を8年前から進めております。熊本県内では八代市、美里町、玉東町、氷川町、苓北町などでも所得制限は付けているものの無料化を図っております。熊本県も少子化に歯止めをかけるため、0歳から2歳まで第3子以降保育料の無料化に補助を出していましたが、今年から補助対象を拡大し実施するために、4月に県下の市町村の実施状況を尋ねられております。国も動き出しております。自民党の政権公約で、幼児教育、保育の無償化を進めております。平成32年度には3歳から5歳まで全ての子どもたちの幼稚園保育料の費用を無償化します。0歳から2歳児についても所得の低い世帯に対しての無償化をすることとしております。そして来年4月から先行して、幼児教育の最終年である5歳児を無料化にすることを決定しております。子育て世帯の経済的負担の軽減に期待されるものであります。そして少子化対策の目玉になると思います。期待するところでもあります。この保育料無料化による問題点、早くから子どもを預ける世帯が増えるために待機児童の増加が懸念をされます。宇城市として、国の幼児教育無償化による影響をどのように感じられて対策を取られるのかお尋ねをしたいと思います。

もう1つの子育て支援、子どもの医療費の無料化。本来国が統一的に子どもの医療費については無料化を進めるべき政策であると思いますが、現状は、県下自治体しのぎを削るようにして対象年齢を拡大してきました。宇城市も平成24年10月に小学3年生までの無料化、平成26年4月から6年生まで、そして平成28年10月から中学校3年生まで医療費の無料化、一部自己負担、1医療機関月額1,000円、入院月額2,000円で進めております。平成30年4月の段階で今年の段階で、熊本県内荒尾市を除く全ての自治体が中学3年生以上の医療費の無料化を進めており、一部負担があるのは県下45市町村のうち宇城市、熊本市、宇土市、荒尾市、菊陽町、阿蘇市、南阿蘇村、御船町と人吉市の6市2町1村の9自治体だけであります。時代の趨勢、完全無料化が秒読みになってきております。一方高校3年生まで対象年齢を拡大している自治体も増えております。45市町村のうち1市7町7村の15自治体、規模の小さい自治体ほど高校3年生までの無料化が進んでいるように思います。宇城市も中学校3年生までの完全無料化か高校3年生までの無料化に拡大するか、時期を見ながら進めるべきと思いますが見解をお伺いしたいと思います。

教育部へ移ります。平成27年3月熊本県教育委員会から「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」が出されました。基本方針の1つに、小学校の運動部活動は平成30年度までに社会体育へ移行するとされました。社会体育を推進するための具体的な取組に、市町村による地域の実態に応じた円滑な移行推

進を掲げました。宇城市では一時は総合型スポーツクラブが受け皿となった移行を視野に入れたスケジュールも検討され模索されましたが、最終的には地域ごと学校ごとで話が進められております。平成28年度から現在までの教育委員会の動きは、平成28年4月から宇城市スポーツ指導者バンク設置、市社会体育移行検討委員会開催、代表保護者説明会など32回会議をもたれております。今年の5月22日最近でありますけれども、小学校部活動社会体育移行現状調査、保護者による学童スポーツクラブ設立についての資料があります。資料では、宇城市小学校13校のうち何も進んでいない学校5校、指導者を確保できたが設立までには至っていない学校4校、学童スポーツクラブ設置ができている学校が4校。しかし、その種目も現在ある部活の半分くらいということであります。来年4月から全ての学校で現在のような部活ができる状況でないようであります。今後は期限を切って、部活がなくなる子どもたちの意向をとって地域を越えて紹介するなり、対応を変えていく時期が来ていると思いますが、見解をお伺いします。そして、社会体育移行後の子どもたちの放課後の過ごし方が問題になってくると思います。このことについて、今まで何も論議がなされてなかった部分であります。子どもの安全を含めとても大切なことでもあります。今保護者は社会体育へ移行後部活をしなかった場合、学童保育で見てくれるものと思っておられます。学童保育所のスペースも現在満杯状態であります。学校施設の一部開放、図書室を開放しての学習指導なども論議いただけたらと思います。どのような方法で考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

子どもたちの教育環境の整備のため、松合地区の方々は苦渋の選択をされ、やむを得ずという判断で、不知火小学校と松合小学校の統合に了解をされております。不知火地区と不知火小学校PTAも統合に異論なく、教育委員会の判断を見守っておりました。今議会に学校施設、学校設置条例の一部を改正する条例の制定、松合小学校廃止が提案されております。なぜ平成33年統合なのに今出せるのかと疑問の声もありましたが、統合小学校としての不知火小学校建設国庫補助申請を急ぐために今議会に出されたものと理解をしております。今後統合に向けての協議会が設置されると思いますが、統合後にも松合小学校に子どもたちの声をという願いもありますし、校舎の跡地利用の問題もあり多くの対策をお願いしたいと思います。そして、不知火小学校が統合小学校と決定された後の設計も、スクールバスの乗り入れや乗り降りの待機場所配置など見直しも進めていかなければならないと思います。統合をどのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。

以上、多くの質問になりましたが、順次答弁を求めます。

○市長（守田憲史君）　まずは、災害復興についてお答えいたします。これまで経験したことの無い未曾有の災害であり、多くの家屋、農業施設、企業や事務所、店舗な

どが被災し、生活基盤や地場産業に甚大な被害を受けました。この２年間震災からの復旧事業を中心に取り組んできた結果、ライフラインやインフラの復旧など着実に進んではいるものの、市民の生活再建、住まい再建、恒久的な住宅の確保といった点はこれからが本番であると思っております。完全復興には多くの時間と財源が必要です。市としましては、市民の皆様の１日も早い生活の再建を目指し、これからも震災復興に取り組んでまいります。

防災コミュニティ施設建設につきましては、前回の定例会におきまして、不知火地区の防災コミュニティセンター建設の取りやめも基本方向として検討させていただくことを申し上げました。先般、不知火地区の嘱託会の会長をはじめ役員８人の方が３月２０日に来庁され、困惑された状況とリフォームを前提とした要望でないことを節にお伝えいただき、不知火地区につきましても、引き続き防災コミュニティセンター建設に向け進めてほしいとの思いをお伝えいただいたところでございます。不知火地区の皆様の気持ちを受け止め、復興のシンボリックとなる不知火地区の防災拠点センター建設を進めてまいります。

次に、被災住宅再建支援事業の今後についてです。平成２８年熊本地震及びその後の梅雨前線豪雨による復旧において、災害救助法及び生活再建支援法に基づく被災者支援は、住家における罹災が半壊以上であり、一部損壊等においては一切の支援がない状況でありました。そこで、一部損壊世帯の方を対象に県内唯一の独自事業として宇城市被災住宅等再建支援事業復興券を創設しました。その目的は、復興券により住宅再建の一部費用を支援し、被災者の生活再建と併せて復興券利用による地元商店での消費拡大を後押しすることが目的でした。当初は平成２８年１０月から平成３０年１月末までの使用期限でしたが、使用期限を延長し、平成３１年１月末と変更しました。現在の状況ですが、使用期限の延長を行うなどした結果、１，７００世帯余りから申請を受け付けており、市内の被災者の生活再建の一助になり一定の成果があったと思います。今後再延長はせず、新たな方策で被災者の支援をするのか、再延長し事業を継続するのか検討していきたいと思います。

防災計画の見直しについてでございます。本市の地域防災計画は、毎年度見直しを行っているところですが、昨年度は平成２８年熊本地震を受け、地域防災計画における様々な課題等を検証し、主に「地域防災力の強化」や「防災拠点施設の整備」、「業務継続計画ＢＣＰ及び受援計画の整備」などを追加し、大幅な修正を行いました。その中で庁内の関係部署による「作業部会」で検証した結果を専門委員に「検討委員会」に報告し、災害予防・風水被害及び震災応急対策計画等について審議をいただき、平成２９年度末に宇城市防災会議に報告し承認を得たところです。本年度は、主に、「自主防災組織育成計画」や「要配慮者利用施設の対応」、「防

災拠点施設整備計画」等の修正を行い、6月4日に開催された宇城市防災会議において承認をいただいたところでございます。今後も熊本県地域防災計画等と整合性を図りながら、本市の地域防災計画の見直しを進めていきたいと考えています。

防災無線の今後についてでございます。現在本市の防災行政無線については、災害情報を屋外スピーカー等で地域住民に通報・周知する「同報通信系」で運用しています。その中で三角町・松橋町・豊野町はデジタル化に移行していますが、不知火町と小川町はアナログ同報通信系で運用しているところです。また防災行政無線のほかに災害情報伝達手段として、「宇城市ライン」、「宇城市情報メール」「エリアメール」「ホームページ」等で気象情報や避難勧告、避難指示、避難所開設などの各種情報を提供しています。不知火町と小川町においては、平成30年度に防災行政無線デジタル化に伴う実施設計業務委託料1,080万円を予算計上し、平成31年度から平成32年度にかけてアナログからデジタル化と整備する計画です。高齢者のみ世帯等の戸別受信機の設置については検討が必要かと思いますが、デジタル型の戸別受信機の価格は1台6万円程度と単価が高額であります。今後国及び関係事業者において戸別受信機の量産化、低廉化に向けた開発等を進めることが期待されますので、今後の動向を見守りたいと考えています。また、大規模災害時に防災行政無線が被災を受け使用できない場合は、臨時災害FMは通信手段の1つになるのではないかと考えています。

松橋駅西開発構想についてです。松橋駅西側開発につきましては、現在土木部で計画的に整備を行っているところです。松橋駅東西の広場整備のほかに駅西口へのアクセス道路の整備と合わせ、排水対策として排水路整備や排水機場建設にも取り組んでいます。熊本市からも近く通勤圏内にある松橋駅の周辺開発は、地方創生総合戦略にも掲げております「宇城市の都市機能の強化」、「都市核の競争力強化」の1つとして今後とも積極的に進めてまいります。松橋駅西側の整備方針としましては、幹線道路や水路、上下水道などの社会資本のインフラ整備は市で行い、宅地開発や商業施設の立地などの民間投資を促していきたいと考えています。

公共交通網再編についてです。本市では平成22年度末に宇城市地域公共交通総合連携計画を策定し、不知火町長崎地区や小川町小野部田地区への乗合タクシーや上天草市と結ぶバス運行路線を見直し、シャトル便を導入するなど交通空白地対策としての交通手段の確保に努めてまいりました。一方国においては、平成26年11月に改正地域公共交通活性化再生法が施行され、人口減少社会における地域社会の活力の維持、向上を図る目的で、地域公共交通網形成計画の策定を国が後押しする制度が創設されました。これまで県内でも13市町村で、この網計画が策定され、バス路線網の再編など人口減少社会における地域社会の活力の維持や向上に向

けた取組が始まっております。本市においても年々路線バスの利用者が減少し、交通事業者に対する市の運行補助額が年々増加しており、平成28年度には1億円を超えたことから、市議会からも抜本的な対策を求める声が上がっているところでございます。特に熊本地震以降は渋滞や乗務員不足などもあり、運行経費が更に増大しており、このまま何も行わない場合は更なる状況悪化につながるおそれもあることから、本市でも新たに地域公共交通網形成計画を策定します。この計画では、客観的なデータに基づき市民に公共交通の将来ビジョンを示しつつ、交通事業者などの関係機関とともに持続可能な市の公共交通体系のあるべき姿に向けた対策を講じてまいりたいと考えております。

光回線整備計画についてでございます。本市における光回線整備計画についての質問でございますが、光ファイバーにつきましてはN T T西日本により松橋町、小川町の全域、及び三角町、不知火町の一部で整備が完了しておりますが、三角町郡浦地区、不知火町松合地区、豊野町全域の3地域においては未整備となっております。本来、光ファイバーの整備については、民間の通信事業者が整備すべきものですが、条件不利地域については採算性が見込めないということで、自治体からの支援補助が求められています。N T T西日本による試算では、4億5,000万円を市が負担すれば未整備地域の光ファイバー整備が可能ということですが、現在熊本地震からの復旧復興を最優先課題として取り組んでいる本市にとって、大きな財政負担となることは間違いありません。しかしながら、合併して以来、市が目指す「宇城市の均衡ある発展」という観点からすると、避けて通れない重要な課題と認識しております。また、3月議会でも早期整備に対する請願が議決されておりますので、それを十分に重く受け止め、市としましても財源などの検討を始めてまいりたいと考えているところです。なお、国においても光ファイバーの未整備地区解消に向けた有識者会議を立ち上げ、離島や過疎地域などの条件不利地域への整備方針について議論されておりますので、こうした国の整備方針も参考にしながらできる限り努力してまいります。

鳥獣被害対策強化についてでございます。本市の本年度取組としましては、有害鳥獣被害防止総合対策事業で箱わな28基、くくりわな93基、ワイヤーメッシュ柵8,384基、電気柵8,737基、非機材導入事業、狩猟者免許取得における補助などを実施し、被害対策強化を計画しております。また県の単独事業では、えづけS T O P事業でモデル地区を設定し啓発活動の検討をしております。この事業の具体的内容は、イノシシの生態を知ることによりえさ場とならないように草刈りを定期的実施し、荒廃地をつくらない、また野菜くず等を放置しないなど、地域でできる身近な駆除、実践を行う事業です。また本年の2月初めには「打倒イノシ

シ」と銘打って、ＪＡ熊本うきが「ＪＡ熊本うき三角地区鳥獣対策本部」を設立されております。地域ぐるみで被害対策の検討と実施を図り、宇土市、美里町と連携し、鳥獣被害対策に努めてまいります。有害鳥獣の捕獲数は駆除隊による捕獲技術等の向上により、平成２９年度イノシン捕獲数１，３７９頭は対前年度比１．５倍の実績となっております。また猟友会三角支部においては、「ＩＣＴ」を活用した捕獲機２０台、設置費１７０万円が導入されております。カメラやセンサーにより遠隔地にて捕獲の状況が確認できるため、見回りの労力節減、捕獲の迅速な対応など駆除の向上に努力されております。市といたしましても猟友会と協議し、導入検討に向けた取組や駆除隊委託料を昨年度より増額して、更なる強化に取り組みます。県・市・ＪＡ・農家ハンター・各地域とも連携し、「捕獲と防除」双方に取り組み、鳥獣被害対策強化を図ってまいります。

企業誘致についてお答えいたします。本市は熊本県のほぼ中央に位置し、九州自動車道には松橋インターチェンジ、宇城氷川スマートインターチェンジの２つがあり、５月２０日に開通した三角大矢野道路には三角インターチェンジがあります。道路については国道３号が南北に走り、市の中心部から東へ国道２１８号、西へは国道２６６号が走っていてアクセスのよい環境となっており、運送業からの空き地等の問い合わせは比較的多くあります。しかしながら、現在本市で所有する工業団地等はありませんので、不動産情報誌や住民の方々からの情報提供により把握し、必要があれば地権者へのつなぎなども行いながら、立地に向けての支援を行っています。また新聞でも報道されましたとおり、三角町戸馳島の西側にある寺島には、久留米市を本拠地とするベストアメニティ株式会社が、グランピングなどの施設を整備する計画が進んでいます。計画は多少遅れておりますが、本市としましてはできる限りの支援を行っていくつもりです。そのほかにも市内特に三角町や松橋町周辺への誘致に向けて、宿泊業者との協議を進めております。更に空き店舗を活用した企業誘致の取組については、日南市油津商店街において、１０社以上のＩＴ企業誘致にかかわった東京のＩＴ企業ポート株式会社及び同商店街に約３０店の店舗誘致を行った木藤亮太氏を招いて、本市におけるＩＴ企業誘致のプロジェクトをスタートさせております。本年度においても誘致戦略の調査・分析・立案から、誘致候補企業のリストアップ、さらには実際に誘致活動をこのポート株式会社と連携して進めております。

一方で企業誘致の成功には、本市における受入環境の強化も必要と認識しており、ＩＴ人材の育成・確保に向け、東京のＩＴ企業株式会社マミーゴーと全国初となる連携協定を締結し、主婦ママ層に向けパソコンや子育ての講座を提供するなど、県内でも先駆けた取組を始めております。

また、宇城市ビジネスサポートセンターを活用した「宇城市経営塾」も6月よりスタートさせており、先日開催された第1回セミナーには20人を超える参加がありました。このようなIT人材育成やベンチャー企業化の集積は、企業誘致においても候補企業に対する本市のアピールポイントとなると考えております。このような取組を通じて、商店街等の空き店舗にも、街の雰囲気を変えるようなインパクトを持つ、企業の誘致や起業家の創出を戦略的に進めていきたいと考えております。

さしより野菜事業、ピロリ菌検査補助、不妊治療補助についてでございます。

まず、さしより野菜事業について御説明いたします。昨年度から普及啓発活動を行ってきた成果もあり、「さしより野菜」の認知度も徐々に浸透してきているところです。本年度は、さしより野菜協力店の募集、さしより野菜キャンペーン、宇城市の野菜を活用したレシピコンテスト、更に普及・啓発を図るため、各種団体の視察研修などを計画しています。その経費といたしまして、6月の補正予算に407万円を計上しています。

本市では「健康宇城市21」を策定し、市民の健康づくりに取り組んでいますが、糖尿病やメタボリックシンドロームの該当者が年々増加しており、苦慮しているところです。本年度は、昨年度以上に「さしより野菜事業」の普及・啓発活動を推進し、より多くの市民の皆様に、さしより野菜の効果等を啓発し、糖尿病やメタボリックシンドロームなど生活習慣病該当者の増加抑制に取り組んでまいります。

次に、ピロリ菌検査補助についてです。

この事業は、本市と契約した宇城市内の24医療機関においてピロリ菌の検査をした満15歳以上の宇城市民に対して、検査料金の助成を行う事業でございます。検査機関は6月1日から10月31日とし、個人の負担金として1,000円を医療機関に支払っていただくようにしています。検査の手法としましては、血液検査と尿検査の2つを採用し、受診者の希望によりどちらか一方を選べるようにしています。また、どちらを選ばれても診断の精度に変わりはありません。

次に、不妊治療補助についてでございます。この事業は少子化対策の一環として、特定不妊治療を受ける夫婦に対し、治療費の一部を助成する事業でございます。今年の4月1日以降に治療を開始された方で、御夫婦のどちらかが宇城市に住民票があり、熊本県特定不妊治療費助成事業の承認を受けられ、本市以外で特定不妊治療費の助成を受けていない方が対象となります。助成金の額につきましては、治療にかかわる自己負担額から県事業による助成金の額を控除した金額とし、夫婦1組に付き年間8万円を上限としています。周知につきましては、7月号の広報紙とホームページで周知をする予定です。また県内の指定医療機関や宇城保健所にチラシを配布し、受診時や申請時に事業の周知を図っていただく予定です。

幼児教育無償化についてでございます。市では第3子の保育料無償化を県内でもいち早く実施しているところでございます。県内14市の状況としましては、平成30年度から熊本県多子世帯子育て支援事業補助金の補助対象の拡充に伴い、次第に第3子の無償化範囲の拡充を実施された、または実施に向けた検討をされている状況となっております。幼児教育無償化に関する国の動向については、消費税率引き上げの増収額に合わせて、認可・認可外を問わず3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、平成31年10月から、全面的に無償化措置を実施することを検討すべきとの政府の検討会報告で示されたところでございまして、方向性が確定しましたら、制度開始に向けて実施することとなります。なお、完全無償化が実施された場合、考えられる影響としましては、これまで家庭保育をされていた世帯が新たに保育園等の入所を希望され、受け入れができず待機児童が発生する要因となることが予想されます。市ではこれまでどおり子ども子育て会議において委員の皆様の御意見をいただきながら、現状に沿った事業執行となるよう対策を講じてまいりたいと考えております。

子ども医療費助成に関しましては、少子化対策の一環として助成対象年齢や完全無料化など県内各自治体によって支援の範囲は様々で、年々変化している状況です。本市では、平成28年10月から補助対象年齢を中学3年生まで拡大しました。また、今年4月からは県内で外来診療された場合の現物支給制度を導入し、保護者の負担軽減を図っております。県内の状況としましては、県下14市のうち完全無料化は8市が実施しており、そのうち中学3年生までが7市、高校3年生までが1市となっております。今後におきましては、他自治体の動向を注視し、自治体間の連携を含め完全無料化や対象年齢拡大について議論してまいります。

○教育長（平岡和徳君） 私のほうからは、教育部についての質問についてお答えをいたします。まず、小学校の社会体育移行についてですが、この件につきましては、その完全移行に向けての取組がいよいよ最終年度となりました。教育委員会では、今月末から2か月に1回のペースで保護者代表会議を開きまして、各学校の進捗状況を把握するとともに、情報の共有を図っていきたいと考えているところです。どの小学校におきましても、新しく保護者と指導者が一体となって学童スポーツクラブを立ち上げるということは、大変大きなエネルギーを必要とすると思っております。そのために本市では気軽に相談できる環境づくりが重要と考え、代表者会議を定期的に実施するものです。議員が話されますように、一定の時期からは既存のクラブチームや総合型地域スポーツクラブを紹介するなど、運動したい子どもたちの環境をできる限り確保するため、その具体策を残り期間のスケジュールを確認しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、移行後放課後の過ごし方についてですが、現在市内全小学校には37の運動部活動があります。このうち社会体育へ移行する予定の学童スポーツクラブは、現時点で十数個、全体の半分以下の状況であります。つまり学童スポーツクラブが立ち上がらなかった学校での運動したい子どもたちは、クラブチームや総合型地域スポーツクラブに加入するということになると思います。また、家庭の都合等でクラブチームに入れない子どもたちは、学童保育などの場所に預けるという方法がありますが、議員の言われますようにこれにも限界がございます。そこで、お尋ねの放課後の時間に学校施設の一部を開放するということにつきましては、大変意義のある内容であるとは受け止めておりますけれども、教育活動以外の時間帯となります。そこで現段階では、管理運営上まだまだ検討する内容があるのではないかと考えております。今後は、現在いくつかの学校で行っております放課後子ども教室などを広げていく方法などを検証しながら、残り短い期間ではありますが放課後の過ごし方につきまして、学校や地域、関係課と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

最後に、松合小学校の統合についてお答えいたします。まず、松合小学校は平成30年4月30日の調査時点で、通常学級数4学級・児童数41人、特別支援学級数1学級・児童数3人、合計5学級・児童数44人の過小規模校でございます。本市で最も児童数が少なく、複式学級を編成している学校でありまして、今後も過小規模校の状態は解消が難しく、複式学級も継続する見込みと思われれます。また、不知火小学校につきましては、平成28年の熊本地震により校舎及び体育館が被災しました。そこで新しい校舎等を建設することになりました。新校舎建設につきましては検討委員会を設け、まずは建設場所をどこにするかを中心に検討してまいりました。その中で松合小学校の統合等の議論が出てまいりましたので、平成29年3月及び10月に関係者に対しましてアンケートを採らせていただいたところです。そのアンケートの結果は、松合小学校の保護者に限らせていただきますが、「統合した方がよい」と回答された保護者は3月アンケートで79%、10月アンケートで71%の回答を得ております。このアンケート結果を受けまして、松合、不知火両校区の皆様方には説明及び意見交換をさせていただきました。その中で、松合校区の連絡協議会では、先ほどからありましたように、「統合はやむを得ない」といった結論をいただいたところでございます。不知火小学校区の連絡協議会におきましては、「賛成」という結論をいただいております。教育委員会といたしましては、不知火小学校の新校舎を平成30年度中に完成させまして、平成33年4月には松合小学校と不知火小学校を統合いたしまして、新小学校として開校する予定を持っております。新校舎建設は平成30年度から着工いたしますので、実施計画に統合

後の児童数を反映させる必要があります。また、補助金の要望につきましても議員が話されたとおり、本年度中に補助率がより高い統合小学校で要望し採択を受けたいと思っております。よって、このたび統合に関する条例改正を本定例会に提案したところでございます。

最後に、統合後の松合小学校校舎等の利活用につきましては、今後検討することになります。ただ、例としましては、地域活性化の拠点としての利用、あるいは学校から帰ってきた子どもたちの受け皿として、現在も行われております「放課後子ども教室」を引き続き開催をするなど、地域の皆様との連携を取りながら協議をしてまいりたいと考えているところです。

○彩里代表（河野一郎君） 市長、光回線整備、早期に実施されるという認識でよろしいですか。

○市長（守田憲史君） その方向で努力したいということでございまして、実施の約束ではございません。

○彩里代表（河野一郎君） もう1点お伺いします。松橋駅西開発構想が、市長の頭の片隅にあるのかないのかだけをお尋ねしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 松橋駅西開発におきましては、先ほど河野議員からのお話があったように、宇城市の最後の聖地という認識がございまして、今後民間活力の導入も図りながらも、しっかりと再開発を進めてまいりたいと考えております。

○彩里代表（河野一郎君） それでは、スポーツ振興に移りたいと思います。県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別委員会が、宇城市議会で設置されるようになりました。熊本県スタジアム球場一覧というものをネットで検索をしてみました。たくさんありました。山鹿市市民球場、合志市総合運動公園、トライフィールドN AMINO、大津町運動公園競技場、えがお健康スタジアム、藤崎台県営野球場、熊本市水前寺競技場、熊本県民総合運動公園野球場、熊本市水前寺野球場、益城町陸上競技場、嘉島町総合運動公園野球場、八代市民球場、熊本県営八代運動公園陸上競技場、県営八代運動公園野球場、最後に川上哲治記念球場がありました。県営の野球場、グラウンドが出てきませんでした。県営スポーツ施設誘致を市議会ともに動いてほしいと思いますが、市長に見解をお伺いします。

○市長（守田憲史君） スポーツ振興課が新設計画について県に尋ねましたところ、「複数の自治体から計画について問い合わせがあっておりますが、今のところ具体的な計画はありません」との返事でございました。また藤崎台球場の移転につきましては、「老朽化しているため、今後県と熊本市で課題を整理していく」とのことです。県営スポーツ施設誘致につきましては、県の動向を注視しながらも今後情報収集に努め、その宇城市の意向を伝えてまいりたいと考えております。

○彩里代表（河野一郎君） 分かりました。次の不知火海浅海化について質問いたしたいと思います。平成23年9月に議会は任意で不知火海湾奥調査検討委員会を立ち上げ、現地調査や宇城市がまとめた八代海湾奥部環境保全対策検討委員会の報告書や、県が有明海再生法でまとめた八代海湾奥部の対応方針などの資料を基に勉強会を開催してまいりました。平成23年12月には、宇城市、八代市、上天草市、氷川町の首長でつくります「八代海北部沿岸都市」地域連携創造会議が、県知事と県議会議長に八代海の環境保全について要望書を提出しました。その中に干潟の浅海化対策について早急に実施するように求めています。平成26年第3回定例会において、正式に不知火海湾奥調査特別委員会が設置をされています。それから県と国へ陳情を重ねておりますが、昨年の県選出国会議員への要望書、内容をちょっと言いますけれども、「八代海湾奥部は、不知火干拓が張り出す特異な地形から、土砂の堆積が進行する閉鎖的な干潟海域が形成されています。そのため干潟の浅海化、滞筋の埋塞、底質泥化による環境悪化、樋門の閉塞に伴う背後地の排水不良、更に高潮災害が懸念をされます。昨年県の沿岸域市長及び県議会におきまして、浅海化に対する対策を進めるための検討会議が開催され、地元から出された案、干潟の浚渫案、滞筋浚渫と埋め立ての複合案、湾奥部締め切り案など具体的な対策案についての意見交換が行われました。本市不知火海湾奥調査特別委員会においても地元から出された具体的な対策について、地元漁協の意見も聞き、検討した結果、滞筋浚渫と浚渫土置き場設置の事業化の要望を出しております。不知火海湾奥部問題今動かなくては将来に禍根を残します。市としても体制づくりをされ、市議会と歩調を合わせながら進んでいくべきだろうと思います。市長の前向きな答弁をお願いいたします。

○市長（守田憲史君） 不知火海湾奥は、海域環境の悪化や土砂堆積に伴う浅海化が進んでおり、それに伴い河川等の排水不良による内水氾濫や洪水のおそれがあります。実際平成28年6月の豪雨災害では、市の中心部である市役所周辺も冠水し、近隣の住宅は浸水し、道路は通行止めとなり、市役所が陸の孤島と化したことは記憶に新しいと思います。このように不知火海湾奥にかかわる排水対策は、市としても重要な課題であると認識しております。これまでも八代海北部沿岸都市地域連携創造会議として県へ要望書を提出いたしましたし、宇城市議会不知火海湾奥調査特別委員会からも、県選出国会議員に対しての要望を行っていただくなどの対応をしてまいりました。今回環境・水産・防災といった分野を中心とした市のプロジェクトチームを発足し、まずは県の担当者と市の担当者による現場レベルで様々な問題・課題について話し合うこととしました。このプロジェクトチームにおいて課題を共有整理し、解決に向けた対策を国や県への要望に反映させていきたいと考えておりま

す。

○彩里代表（河野一郎君） 県と話が進み、市としてプロジェクトチームが発足されるという答弁でありました。一步前進であります。時間がもう2分になりましたので、土木はこの次お願いしたいと思います。せっかく用意されましたが申し訳ありません。宇城市の未来のために共に進んでまいりたいと思います。これで代表質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、河野一郎君の代表質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

平岡教育長より、発言の申し出がっておりますのでこれを許可します。

○教育長（平岡和徳君） 午前の教育部の質問に対しての私の答弁の中に、いい間違いがあったんじゃないかという御指摘をいただきましたので、改めてもう一度その部分についてのみの答弁をさせていただきます。

その部分は、不知火小学校の新校舎の建設年度です。平成31年度からの着工となりますので改めて御承知おきください。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） 一般質問に移ります。

21番、新志会、石川洋一君の発言を許します。

○新志会代表（石川洋一君） 皆さんこんにちは。新志会の石川でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、新志会の代表質問をいたします。よろしくお願いをしたいと思います。4月に行われました市議会議員選挙は現職議員5人勇退され、7人の新人が手を挙げるというまれに見る混戦の選挙となりました。結果は、新志会は8人の会派から5人会派となりましたが、今後も市民の声をしっかりお聞きし、市政とのパイプ役を果たしながら地域の諸課題の解決に全力を尽くすことはもとより、政策への積極的提言をしてまいる所存でございますので、新新志会をよろしく願いをいたします。

本来代表質問は、市長の所信表明並びに施政方針を受けて行うものですが、市議会議員選挙を挟んでおり、代表質問が先送りされました2月定例会において、本会議及び各委員会において施政方針についても審議があっていると思いますが、宇城市にとって進行形である重要な案件の中から新志会として3点を絞り、施政方針へ

の質問も含め、施政の重要課題について通告に従い質問をしてまいりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

まず、1番の行財政改革について質問をいたします。熊本地震及び大雨災害から2年が経過し、ライフライン等の復旧はおおむね完了しておりますが、市民生活の再建は今後本格化していくものと思います。一方、人口減少、少子高齢化の進展により、地方自治体の運営はますます厳しさを増すばかりです。このような中、平成30年施政方針において、市長は、宇城市の未来のためにも行財政改革を引き続き進めていくとの表明をされております。そこで、①の宇城市のこれまでの行財政改革の取組について答弁を求めます。

後の質問は質問席から行います。よろしくお願いをいたします。

○市長（守田憲史君） 宇城市のこれまでの行財政改革の取組についてお答えいたします。合併当初人口6万4,000人の本市が誕生しましたが、現在では6万人を下回っています。一方人口減少に伴う市税等の減少、普通交付税の段階的縮減、社会保障関係費の義務的経費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持管理、建替え費用の増大など多くの課題を抱えています。そのため本市では、平成27年3月に第3次宇城市行財政改革大綱を策定し、民間委託等の推進、効率的な施設運営など積極的に民間活力を活用してきました。具体的には保育所の民営化、九州海技学院の民間移譲など、新たな分野の民間活力の活用において一定の成果を上げました。また同時期に公共施設の見直し方針の策定を行い、公共施設の統廃合も積極的に進めてきたところでございます。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。市長は施政の舵取りを始められまして、6年目を迎えております。その間なかなか進まなかった公共施設の民営化に着手をされ、改革の波をつくり出してこられました。敬意を表し期待をしているところでございます。そこで、宇城市の今後の行財政改革の取組についてお聞きをしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 復旧復興業務や地方創生、事務権限委譲などの増加によるマンパワー不足など、まだまだ多くの課題を抱えております。また合併当初6,700人いた正規職員が平成30年度当初5,060人まで減少しており、職員の働き方についても重要な転換期を迎えています。このような状況において、職員が本来行うべき付加価値を生む政策的業務への正規職員の配置転換が必要です。また住民サービスに直結する窓口業務や、業務効率化に直結する庶務業務などの内部管理業務については、国も推進している行政サービスの外部委託などを進める必要があります。今後は、従来の改革と併せて新しい情報通信技術などの活用を検討し、職員の働き方に対する意識向上と熊本地震からの着実な復興を目指します。

○新志会代表（石川洋一君）　ありがとうございます。期待をしたいと思います。

次に、②の宇城市の財政状況についてお聞きをしたいと思います。平成30年度施政方針において、自治体の健全化を示す実質公債費比率、将来負担比率は県下14市で比較すると依然として下位に位置しておりまして、普通交付税の縮減等により確実に財政状況は悪化の傾向にあるとのことでした。平成29年度以降の多額の起債により、実質公債費比率などの財政健全化比率への影響が懸念されるところですが、どのように考えておられますか。お聞きをしたいと思います。

○市長（守田憲史君）　自治体の健全化判断を行う指標の中でよく用いられるのが、「実質公債費比率」と「将来負担比率」です。この指標が一定基準を超えると健全化計画を策定、改善努力により健全化を図らなければならないとされています。本市の平成28年度決算においては、通常収入が見込まれる一般財源の大きさを示す標準財政規模に対して、公債費（借金の返済）の割合と表す「実質公債費比率」は、11.7%で県内14市中12位。また、市債や退職手当など市が将来負担すべき額の割合を示す「将来負担比率」については、40.7%で県内14市の中で11位という状況です。順位としてはいずれも下位に位置していますが、宇城市に限らず県内ほとんどの市町村の財政状況についても改善はしていますが、「健全だが低い」という状況に変わりありません。本市においても平成19年度以降の行財政改革による経費縮減、財政調整基金積み立て等の効果により、これまで右肩下がりに実質公債費比率などの健全化判断比率は改善しており、早期健全化の判断基準を大幅に下回っている状況です。今後、普通交付税の縮減、多額の市債の発行による比率の悪化懸念もありますが、その市債のほとんどが過疎債や合併特例債など交付税措置が70%と有利な市債であること、また合併特例基金造成事業をはじめとして、以前借り入れた大きな市債の償還が完了することなどから、実質公債費比率の今後の見通しについては、ほぼ横ばいの状況から減少傾向へ。また将来負担比率についても、一旦は上昇するものの健全化が危惧されるような大幅な比率の悪化にはつながらないものと考えております。

○新志会代表（石川洋一君）　ありがとうございます。ただいまの答弁では、多額の財調や過疎債、合併特例債等により財政おおむね悪化は回避できるとのことのようですけれども、熊本地震への対応が進む中、多くの箱物が計画をされております。この時期での実行には慎重さが必要と考えますが、どのように進められるかお聞きをしたいと思います。

○市長（守田憲史君）　議員が話されましたとおり、昨年度から災害公営住宅建設事業、防災拠点センター建設事業などの復旧復興関連事業をはじめとして、大規模な建設事業計画が集中している状況となっております。ただし、基本として既存施設のス

クラブアンドビルドを念頭に計画しており、国などの財政支援が有利な状況の間での取組、または市民の安全安心を確保するため早期の復旧・復興を最優先に取り組んでいるところです。事業の実施にあたっては、多額の財源が必要となり、市債の発行が集中することとなりますが、そのほとんどが合併特例債など交付税措置が有利な起債であり、また国庫補助なども有効に活用した上で、実質的な市の負担は最小限に抑えるよう取り組んでおります。また、このたび合併特例債の発行期限を再延長する改正特例法が成立しました。これにより合併特例債の発行を5年間延長することができますので、平成36年度までに有効的な活用を図ってまいりたいと考えております。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。合併特例債が更に5年延長されたこと。これはやはり各事業を推進する中で時間的余裕ができ、宇城市としては大きな展望につながるものと思います。その上で、慎重に進められることを提起をしておきたいと思います。

次に、③の宇城市の起債及び基金の状況についてお聞きをいたします。

○市長（守田憲史君） 先ほど財政の健全化が危惧される状況にまでは悪化しないと申し上げました。具体的に申し上げますと平成30年度当初予算は、市債発行を約85億7,000万円予定しておりますが、このうち7億7,000万円は普通交付税の振替財源である臨時財政対策債で100%の交付税措置があります。そのほか70%の措置がある合併特例債が61億8,000万円、過疎債が9億7,000万円、緊急防災・減災事業債が約5億3,000万円と、本年度発行額のほとんどが将来的にその返済額の大半を普通交付税として国から支援される有利な起債となっております。これにより将来的な市の負担を極力抑えることができ、また交付税措置分を除いた実質的な公債費や健全化比率も極端に増加、悪化することはありません。また財政調整基金についても平成29年度の収支状況を踏まえると、従来程度の現在高は確保できる見込みとなっております。使途が自由な財政調整基金の残高が多いということは、健全化判断比率の好転につながる要因ともなります。今後も、熊本地震からの復旧復興をはじめとした宇城市の将来像実現に向けた事業の財源確保は必要不可欠であり、引き続き有効な財源の活用、真に必要な事業への予算の集中と選択、更なる行財政改革により基金残高の確保や安定した財政運営に取り組んでいきます。また、合併特例債延長法が成立したことにより、合併特例債が計画的かつ効率的に活用できることとなったことも、中長期的に安定した財政運営を図る上で好材料の1つとなっています。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。ただいまの答弁では有利な起債を活用しながら、基金の残高についても安定した確保ができるとのことでしたが、

この状況を踏まえ、今後の財政運営をどのように考えているのかをお聞きします。

○市長（守田憲史君） これまでのように、普通交付税縮減後の財政運営に備えた歳出縮減、財政調整基金の確保に努めてきた状況からすれば、熊本地震を機に大きな転換時期を迎えたようにも見受けられます。しかし、建物等の公共施設についてはいずれ更新時期を迎えることとなります。まさに今がその時期ではないかと考えております。これを今しないと復興はないと考えているところでございます。平成30年度以降も予算規模が大きな事業の実施が考えられますが、施設整備にあたっては将来的なコスト、効率的・効果的な管理を念頭に国や県の補助制度、有利な起債の活用を行うとともに各年度の償還額にも留意してまいりたいと思います。熊本地震からの速やかな復興を図るため、事業の峻別を行いながら事業を実施し、また一方で将来負担の軽減を念頭に財政運営に取り組んでまいります。国の厚い補助がある今、復興を図る必要があると考えるところでございます。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。行財政改革について今までの取組や見込み、そして今後の財政運営について答弁をいただきました。熊本地震への対応を進めながら、行財政改革並びに財政運営の舵取りは非常に困難であろうと思います。しかし、合併特例債延長法が成立したことなどを受けて、しっかりした行財政改革を進めていただきたいと思います。

次に、2番の国営緊急農地再編整備事業について質問をいたします。本事業については、平成25年度九州農政局から未整備地域の調査があり、その結果興味を示された九州農政局から土地改良推進の相談があったと聞いております。そこで①の本事業の概要についてお聞きをいたします。

○市長（守田憲史君） 国営緊急農地再編整備事業につきましては、文字どおり国が事業主体となり、農地及び農道や水路などの農業用施設の整備や排水機場の設置などを行う事業でございます。

採択要件といたしましては、耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が10%以上あることや受益面積が400㌔以上あることなどが挙げられます。本市におきましては、平成26年度から事業の実施に向けた取組を進めるために経済部に農林水産課兼国営事業推進室を設置し、平成28年12月に事業実施前の詳細調査にあたる地区調査の採択を受け、平成29年4月から農林水産課から分離し独立した国営事業推進課を設置いたしました。

推進体制として九州農政局、熊本県、JA熊本うき、各土地改良区、農業委員会等の代表者による国営緊急農地再編整備事業「宇城地区」推進協議会を設立しております。調査の対象地区は不知火、松橋、小川地区で未整備となっている旧干拓地であり、対象面積は884㌔となります。また、対象者は現時点で1,670人に

上り、今年度中にできる限り多くの方に御賛同いただきまして仮同意をいただく予定でございます。

整備内容としましては、農地を1畝から2畝に大区画化し、暗渠排水工を施します。地区内の道路は5m以上に拡幅、用水路は各農地にパイプラインでの配管を行い、排水路も最小で2m最大で5mに拡幅いたします。なお、排水不良を起こしている地域におきましては、できるだけ灌水被害が発生しないよう新たに排水機場を2機から3機設置する計画で進められています。なお事業の負担率といたしましては、国が3分の2にあたる66.6%、県が25.2%、市が5%受益者が3.2%となります。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。採択要件、宇城市の取組、調査対象地域、整備内容について大変分かりやすく説明をいただきました。最後のほうに事業の負担率についての説明がございましたが、現時点でどれくらいの予算規模なのか、そして受益者である農家の負担額どれくらいなのかということと、中心経営体農地集積促進事業を活用し、区画整備の担い手利用集積が図られ、更に面的集積が進めば地元負担が大きく軽減されると聞いております。宇城市としての見通しをお聞きしたいと思います。

○経済部長（吉田裕次君） まず、概算事業費につきましては約350億円を見込んでおります。そのうち市の負担額は15億6,000万円程度になり、受益者の負担額は10億円程度となります。受益者への支援策といたしましては、中心経営体農地集積促進事業という集積率に応じた助成制度があり、担い手農家に85%以上の農地を集積すれば約10億円の助成金が付きます。よって、本市は85%以上の集積を目指してまいります。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。85%以上の集積率に向けて進めていただきたいと思います。

次に、本事業の課題についてお聞きをしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 本事業の課題といたしましては、何と申しましても地権者の要望にどこまで答えることができるかに限ります。事業の制度に基づいた整備をしていただくのは当然のことですが、大きく3つの課題に分けられます。

まず、1つ目は施設園芸用のビニールハウスの移設です。整備を行うにあたりましてどうしても移設が必要なビニールハウスがございます。本制度におきましては、ビニールハウスの移設費用を対象としておらず対応できないとのことでありますが、できる限り農家の自己負担が発生しないよう、県及び関係団体とともに国に対して要望を挙げているところです。また対応策といたしまして、ハウス移設に対する国・県の補助事業の併用を検討しているところでございます。

2つ目は施設園芸用の良質の水の確保でございます。本市はトマトやミニトマト、メロンなどの施設園芸が盛んな地域ではございますが、近年地下水の塩水化が進み、施設園芸用の水の確保に苦慮しておられます。農家の皆さんは、この機会に何としても良質の水を確保してほしいと対策を望んでおられます。このため、現在農業用に利用されていない井戸や地区内外にある水源の利活用ができるよう調査を行っているところでございます。

3つ目は地区内の地権者の事業に対する同意率をどれくらい高めることができるかでございます。対象地区内の農地の地権者総数は、現時点におきまして1,670人おられます。そのうち農業に携われていない、すなわち土地持ち非農家の方が約半数に上ります。調査時点での同意率は80%程度でございますが、当時はあくまで調査に対するものでございました。おおむね同意していただけるものと思いますが、中には整備に対して御理解いただけない方も見受けられます。また事業実施には同意するものの、農地の名義が相続登記されておらず、一筆の農地に対して数多くの相続人がおられ、全ての相続人から印鑑証明を徴収することが困難な方もいらっしゃいます。同意が得られない場合は、その農地を整備することはできませんので事業に影響を及ぼすことが考えられます。現在、各地区での集落座談会などで、できる限り事前の相続登記をお願いしているところではございますが、先ほど述べましたとおり、1,670人のうちの約半数の方は土地持ち非農家でございますので、全ての地権者に対し事前の周知活動を行ってまいります。

○新志会代表（石川洋一君） ただいま3点の課題と対応について説明をいただきました。2点目の良質の水の確保について、施設園芸には多くの特に良質の水が必要と聞いております。本事業の計画には水量を確保することが重要と思いますが、どのように考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

○経済部長（吉田裕次君） 現時点では、具体的な方法はまだ決定しておりません。現在利用されていない井戸が、松橋及び小川地区に約10か所あり、水質は適しているか、ポンプの稼動は可能かなどの調査を行い、使用できる場合国営事業でパイプライン化できるのかも検討しております。地区調査機関に期間内に具体的な方策を見つかるよう努めてまいります。

○新志会代表（石川洋一君） この水問題は避けて通れない重要な問題でありますので、解決に向けて努力を期待したいと思います。

次に、③の本事業の効果についてお聞きをしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 本事業の効果といたしましては、農業基盤の整備を行うことにより、小さい農地が大区画化され、狭く離合できなかった道路が5m以上の幅に拡張、そして用排兼用、用水、排水兼用で狭かった土水路が、用水路はパイプライン

化、排水路は2㍍から5㍍程度の幅の拡張した用排水分離となり、生産効率が大きく上昇いたします。なお、排水機場の整備を行うことで灌水被害を防ぐというメリットがございます。この排水機場の予算が100億円相当と考えられております。本市といたしましては、団地化した農地を経営する農業法人の設立と雇用の創設、安心安全な国内農産物の生産維持などを含め、未来の担い手農家に夢や希望を持ってもらうことで、1億円プレイヤー、年商1億円を目指す農家を増やしたいと考えております。

○新志会代表（石川洋一君） 本事業の早期完成に向けて御尽力をいただきたいと思います。この件につきましては、私たちの会派豊田議員の一般質問が予定されておりますので、これでこの質問は終わりたいと思います。

次に、3番の地方創生についてお聞きをいたします。平成26年11月「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、4年目を迎えたところです。そこで、①の地方創生事業の概要を改めてお聞きいたします。

○総合政策監（村上理一君） 我が国の地方創生の取組につきましては、平成26年の9月に内閣総理大臣を本部長とします、まち・ひと・しごと創生本部が設置された後、平成26年11月施行の「まち・ひと・しごと創生法」によりまして、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度の集中を是正し、地域を担う多様な人材の確保や就業の機会の創出など、国をあげて一体的に推進しているところでございます。その後に2060年を見据えた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、今後5年間の計画である「総合戦略」が示されております。この総合戦略に基づきまして、「地方創生推進交付金」などの財政支援、「地方創生人材支援制度」などの人材支援、「地域経済分析システム（RESAS）」と申し上げますが、などの情報支援という「地方創生版・3本の矢」によりまして、自治体の取組に対する支援が行われております。このような国の後押しを受けまして、宇城市でも平成27年8月に「宇城市まち・ひと・しごと創生有識者会議」を設置しまして、「宇城市人口ビジョン」を平成28年1月に策定しております。併せまして「宇城市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、若者層の流出を抑制し、将来にわたって持続的に発展できる地域をつくるため、『良質な雇用をつくる「稼げる力を高める」』という観点の下、「しごと」「ひと」「まち」分野の目標及び強力な地方創生推進体制の構築という4つの基本目標を定めまして、これを各分野で推進しているところでございます。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。人口減少に歯止めをかけ東京圏への過度の集中を是正し、地域を担う多様な人材の確保や就業の創出など国を挙げて一体的に推進していくため、今後5年間の計画である総合戦略が示されたとの

答弁でした。財政支援、人材支援、情報支援、この3本の矢で各自治体が競って取組をしているところですが、この法律ができたとき、石破大臣が「地方が知恵くらべをし、よい計画にはお金を出す」といった内容の発言がありました。言い換えると知恵がよくなければお金を出さないというふうにも聞き取りました。政策監はいかがお考えですか。

○総合政策監（村上理一君） 地方創生の考え方といたしましては、過去に安倍総理から「重要なことは、地方が自ら考え行動し変革を起こしていくこと」という言葉からも明確に表れていると思います。今こそ自治体や地域の力が試されており、先進的な取組を進めまして成果を上げていくことが重要だと考えております。まさに新たな自治体間競争の時代に突入したものだと考えております。議員が御指摘の「知恵がよくなければお金を出さない」という石破大臣のお言葉は、単に知恵がよくなければ、自治体の格差を拡大させるという意味ではなく、財政支援、人材支援、情報支援、こういった国の支援をうまく活用し、地方は今までと同じような「やれることをやっていく」から「やるべきことをよい知恵を出してやってほしい」という意味からの発言ではなかったかと思います。私といたしましてもこの考え方に基づきまして、職員一丸となりましてアイデアを出し合いながら、総合戦略に掲げる目標達成に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。石破大臣の発言に対する政策監の解釈は否定するものではありませんが、前段のほうで自治体間競争の時代に突入したものだと考えているとの答弁はどうでしょうか。私見ですけれども、自治体は地域で生活する市民のため、法や条例の枠の中で最大限の努力をしていると思いますが、もともと自治体は財政力、産業構造、構成面で地理的要件、千差万別なわけでありまして、競争を助長することは自治体の格差を拡大させることにつながり、視点を変えますと創生法自体が違憲な状態になるという危惧もあります。自治体間格差には慎重な配慮をすべきではないかと思いますが、今日はここで答弁を求めませんけれども、このことは次の機会に質問したいと思います。

次に、②の宇城市のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定後の取組についてをお聞きします。

○総合政策監（村上理一君） 宇城市は1950年の7万6,000人をピークに人口減少が加速しております。2010年の6万2,000人からこのまま人口減少に対して抜本的な解決が講じられない場合、2060年には約2分の1の3万2,000人まで減少すると予想されています。そこで若年層の流出を抑制し、本市の競争力を強化するため、先ほど申し上げました「宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これまで次のような取組を行っているところでございます。

まず1点目、良質な雇用とビジネス拠点整備でございます。これは大学、金融、産業支援機関これらと連携しました「創業塾」の開催、また地域や学生の起業、創業に向けたコワーキングスペースやサテライトオフィスといった活用できる「ビジネスサポートセンター」、これを今年3月に小川町に整備をしております。2点目がDMO創設に向けた取組でございます。この取組につきましては地域全体で収益を上げる仕組みづくりを構築するため、三角地区観光マーケティング委員会を設立しております、来訪者アンケート調査データ収集分析を踏まえた旅行商品の開発などを実施しております。また将来の観光振興体制を確立するため、観光物産振興の推進体制のあり方の検討会を設立し、将来の観光物産振興体制にマーケティング機能を組み入れた組織に強化することなど、本年5月に最終取りまとめを行っております。3点目が駅周辺活性化や小さな拠点づくりに向けた取組でございます。駅周辺活性化につきましては、松橋、小川駅周辺の活性化に向けて、空き店舗対策、公共交通対策などを総合的に推進するため、昨年11月に「駅まち☆未来創生会議」というものを設立しております。また、不知火町松合地区をモデルといたしまして、地域課題を住民主体で解決する集落版総合戦略の策定に向けまして、ニーズ調査、ワークショップ、シンポジウムなどを実施し、「松合くらしの手引書」を今年3月に作成しております。

一方で課題もございまして、地方創生事業は総合戦略に基づきまして、原則5か年計画を基本としまして、複数年で実施するものが多い状況でございます。特に観光やまちづくり、雇用創出、こういった分野は、主にソフト面、官民協働でしたり事業主体の形成でしたり、人材確保や育成でしたりそういったものの事業が多いことから、総合戦略に掲げるKPI評価指標でございますが、これの目標達成までには相当の時間を要します。

特にまちづくり事業に関しましては、地域づくりの計画などを策定した後、具体的な実行体制の確保という面が課題であると認識しております。このような課題は認識しておりますが、総合戦略の最終年度である平成31年度までに一定の成果を達成できるよう実行体制を強化し、各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。様々な取組に大きな期待をしております。よろしくお願いいたしますと思います。

次に、③のこれまでの地方創生の取組に対する成果や課題などを踏まえ、今後宇城市においてどのような取組を進めていくのかをお聞きします。

○総合政策監（村上理一君） 「宇城市まち・ひと・しごと総合戦略」に基づく地方創生の取組につきましては、5か年計画の4年目を迎えまして、今年度は次の3つの

取組を重点的に進めてまいります。

1点目は雇用創出に向けた域内経済循環の促進です。これは宮崎県日南市の油津商店街をモデルとして、ITベンチャー企業等と連携した移住定住・企業誘致を推進していくものでございます。具体的には創業支援のため、金融機関や支援団体との協賛によるセミナー開催や、テレワーカー要請のためのセミナーを開催し、IT人材を育成しながらテレワークという新たな仕事の創出を進めます。2点目は、DMOと地域商社による雇用創出の実現としまして、先ほど申しました観光マーケティング委員会によるマーケティング調査に基づく旅行商品の開発などを継続して実施するとともに、今後の観光物産推進体制につきましてこれまでの検討結果を踏まえた機能・組織強化を図ってまいります。このほかターゲットを絞った誘客キャンペーン「三角サンカクドライブ」の継続的实施や、入り込み客数や観光消費額の目標値を定めました宇城市観光戦略を策定したいと思っております。3点目は集落人口ビジョン、集落版総合戦略の策定による地域づくりでございます。松合地区におきまして、昨年度作成しましたこの集落版総合戦略により松合の特色である白壁の古民家などをカフェや体験施設などの地域の交流拠点、あるいは雇用創出の場として活用するなど地域と一体となって推進してまいりたいと考えております。併せて地域活動の担い手による人材の勉強会などの開催を行ってまいります。

このほかにも今年度は宇城市が「選ばれるまち」となることを目指した定住促進魅力発信事業駅周辺の商店街の再生に向けた空き地、空き家の活用なども行ってまいります。さらに三角地区での観光客の回遊性を強化するために、超小型モビリティ、シェアサイクルやセグウェイを導入し、3つのシェアサービスを1か所で体験できる観光地を形成する取組を夏頃に開始したいと考えております。このような取組を進めながら、宇城市が「これからもずっと住みたいまち」であるために、戦略的な人口減少対策を行ってまいります。

○新志会代表（石川洋一君） ありがとうございます。期待をして会派をしても協力してまいりたいと思いますが、終わりに、これからもずっと住みたいまちであるために、戦略的人口減少対策を行うと結ばれました。実は今回の選挙をとおして、多くの地域を訪問させていただきました。その中で山間部の集落にあった零細商店が店を閉じておられるところも見ました。特に、三角地域は過疎指定を受け人口減少に歯止めがかからず、合併後毎年200人ずつ人口が減っております。厳しい状況にあります。地方創生については今までお聞きした宇城市の取組、大変重要な施策であると思いますが、その中で地方創生の網から落ちている部分にも光を当てることができないかと思っているところです。地域経済、雇用創生にも非常に重要でありますけれども、同時に地域の生活をどう支えるかについても検討いただきたいと

と思いますが、そこで人口減少地域の集落維持への支援に対するお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 宇城市は1950年の7万6,000人をピークに人口減少が加速しており、2010年の6万2,000人から2060年には約2分の1の3万2,000人まで減少することが、宇城市人口ビジョンで示されています。特に三角地域においては、著しい人口減少と高齢人口の増加が顕著に表れています。この状況が続きますと、議員が御指摘のとおり集落の小規模・高齢化が加速し、集落での生活やコミュニティ活動が困難となり、ひいては集落そのものの維持が難しくなってしまう。地方創生は、人口減少社会がもたらす経済社会への影響として、社会保障の持続可能性が困難になること、中山間地域等の活力の低下などが懸念されており、このままでは地方の多くが衰退し、いずれ日本全体も衰退してしまうという危機感から、国と地方が一体となって各種施策を推進しています。したがって、当然ながら将来地域の集落が維持できなくなることがないように、地域の事情に応じた決め細やかな対策を進めていく必要があるものと考えております。全国の多くの集落では、空き家の増加、商店・スーパーの閉鎖、耕作放棄地の増大、公共交通の利便性の低下など様々な問題が発生しています。そのため地方創生は時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守り、地域と地域を連携させるため小さな拠点や地域運営組織の形成の取組によって、日常生活に必要な機能サービスを集約確保し、集落生活圏内外を交通ネットワークで結ぶこと等により持続的な地域の形成を推進することとしています。本市においても全国の取組事例を参考にしつつ、地方創生推進交付金等の支援策の活用も視野に入れて、地域の生活を守るため集落の維持に向けた取組を検討してまいります。

○新志会代表（石川洋一君） 御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

市長は2期目の当選後、所信表明において住んで良かった、ふるさと宇城に住み続けたい、笑顔あふれるまちづくりを目指すことを自分に課せられた使命と括られております。私たち会派新志会は、今後4年間市長の所信そして本年の施政方針に大きな期待をいたしておりますし、よりよい市政、政策が進められるよう協力をしていきたいと思っております。頑張ってくださいますようお願いいたします。

これで新志会の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、石川洋一君の代表質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後1時49分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

20番、うき未来21、中山弘幸君の発言を許します。

○うき未来21代表（中山弘幸君） うき未来21の代表の中山でございます。私たちうき未来21は、常に市民目線で執行部に対しても是は是、非は非で臨み、議会の最大の役割でありますチェック機能を果たしながら、前向きな政策を提案することを目的として結成いたしております。そのことを踏まえまして、通告に従いまして、早速質問に入りたいと思います。あらかじめお断りをしますが、質問の順序を3と4を入れ替えさせていただきます。

まずは、市発注工事の不調・不落の現状と対策について質問をいたします。学校給食センター建設事業をはじめとして、これまで多くの入札で不調・不落が発生しております。そこでここ数年の不調・不落の現状と主な原因の説明を求めます。

後の質問は質問席から行います。

○総務部長（成松英隆君） 平成29年度は、入札総工事件数として178件ございました。そのうち不調・不落となり再入札した件は累計で48件、パーセンテージで27.0%でございます。うち実質的な工事件数としては31件となっています。これは1つの工事で複数回の不調・不落があったためでございます。なお31件中再入札の結果落札されたものが20件あり、平成29年度末で不調・不落になって再入札を検討している件数は11件、全体の6.2%でございます。不調・不落の主な原因というのは新聞紙上でも書いてありますとおり、資機材の高騰や人材不足が主な原因であると思われます。併せまして技術者不足というのも1つの要因ではなかろうかと考えております。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 理由は今答弁にもあったように、要するに施工業者が足りないということだろうと思います。私の地元三角町でも、以前は土木建設業者は大小様々多くの会社がありました。しかし、最近では本当に数えるほどになっております。もとをたどれば2001年発足いたしました小泉内閣による公共事業削減に始まっているのではないかと思います。そこに来て一昨年熊本地震、そして同じ年の豪雨災害、豪雨水害、加えて東京オリンピック需要により需給のバランスが大きく崩れているのが原因ではないかと考えております。そこで、これまでにどのような対策を取られてきたかをお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） これまでの対策ということでお答えさせていただきます。不調・不落の対策としましては、1つ目に施工確保対策としまして、現場代理人の常駐緩和あるいは余裕工期を見込んだ早期契約制度を活用しています。2つ目に入札契約制度の運用改善として、自治法に基づく随意契約制度の活用や発注ランクの

見直し等を行っております。なお、市場における労務、資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する経費について適正な積算を行い、予定価格の適正な設定を図ることが重要であると考えております。また入札契約手続の実施にあたっては、透明性・公平性の確保を図るとともに、事業に早期に着手できるよう入札公告等の準備を前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化、指名競争入札方式により可能な限り手続に要する時間の短縮に努めるとともに、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注によりまして、事務改善あるいは効率化に努めているところでございます。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 執行部からいただいた資料によりますと、その後落札された案件の中で工期の変更の部分はわずかでありまして、単価の変更の部分が多いように感じられます。やはり、人材不足や資材の高騰等などの理由は理解できますけれども、単価の変更については慎重に進めるべきだと思いますけれども、その点はいかがですか。

○総務部長（成松英隆君） 一般的同工事で申しますと、単価というのは熊本県の方が市況調査を行ったものから、各自治体へ調査票が配られまして、この単価というのが人件費でしたら普通作業幾らというような形で来ますので、熊本県よりも若干数日間遅れて宇城市も反映させておりますので、そう思われているほど我々が使っている単価に市況とのそごがあるとは考えておりません。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 次に、今後の見通しについてお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 今後の見通しということでお答えさせていただきます。先ほど申しました平成29年度末の不調・不落11件中5件につきましては、平成30年の5月中の入札等により契約が成立しております。5月末での計画でございまして、残り6件中2件につきましては6月中に入札予定でございまして、残り4件につきましても、単価の見直しや工期の見直し等再積算中でございまして順次計画的な発注を図っていきたく思っております。なお、県の調査がありまして、不調・不落のピークとなった平成29年度初めと比べて現在下降気味にございます。ここ数か月間は10%半以下に収まっているようでございます。ただ、本市においても平成30年度も復旧工事等があるため、引き続き不調不落の動向を見極めながら対策を講じていかないと考えているところでございます。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 学校給食センターの入札が2回不落になっております。聞くとところによりますと、億単価の単価の違いがあるような話も漏れ聞こえてきております。そのような単価の変更はありえないとは思っておりますけれども、県の調査でも不調不落のピークは過ぎているということもありますし、また東京オリンピックが終われば、景気が後退するだろうという予想もあります。そのような

ことを考慮すれば、余り無理して進める必要もないのではなかろうかということも考えます。災害公営住宅など急を要する事業もありますが、急を要しない事業もあるのではなかろうかと考えます。また、合併特例債も5年間の延長と決まったこともあり、急を要しない事業に関しましては先送りしてもいいのではないかと考えておりますけども、その辺の見解はいかがでしょうか。

○総務部長（成松英隆君） 建設工事を遅らせたらいけないんじゃないかということでございますけれども、先ほど出てまいりました学校給食センターについてでございますけど、こちらは平成30年度で既に国から補助金の内示を得ておりますので、やはり国のお金が入るといふ以上、定められた期間内に工事は終わらなければいけないと考えておりますので、やはりこれは発注をしていかなければならないと思っております。そのほか防災コミュニティセンターにつきましても、国のほうから事業費等もいただいておりますので、こちらも防災まちづくり計画に則って粛々と進めていく必要があると思います。議員おっしゃられますとおり、確かに合併特例債については5年延長されておりますので、そこまで延ばせるものは延ばしていてもよろしいと思いますが、やはり補助等が絡むものにつきましては、やはり早期に発注していかないと国との関係がございますので粛々とやらせていただきたいと思います。

○うき未来21代表（中山弘幸君） この件は、あと一般質問もあっておりますので、この件はこれで終わりたいと思います。

次に、地域振興基金の有効活用についてお尋ねをいたします。地域振興基金はいくつかありますけれども、今回は合併特例債を活用し、造成された基金についてお尋ねをいたします。有効活用を期待しておりますが、造成以来ほとんど目に見えてきておりませんので、これまでの実績と残高についてお尋ねをいたします。

○市長（守田憲史君） 平成26年度において合併特例債を活用し、地域振興基金として基金造成を行いました合併特例基金の状況について御説明いたします。合併特例基金は、市町村の合併の特例に関する法律、旧合併特例法において地域住民の連帯や地域の振興を目的とするイベント・行事の開催や民間企業への助成などのソフト事業にも基金の造成、積み立ての形で利用できるとされたことから、本市においても平成32年度以降における普通交付税一本算定に伴う交付額の減少に際し、急激な住民サービスの低下を招かないよう、また財政運営の円滑化を図るために財政上有利な合併特例債を財源として、33億円の基金造成を行ったものです。合併特例基金については、利息等を含む運用益や基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった範囲内で基金を取り崩し、それを事業財源とすることは可能となっております。しかし、基金造成当初より平成32年度以降の新市建設計画に関連する事

業の財源として活用を予定していたため、現在まで運用益を含め基金の取り崩し、事業充当は行っておらず、平成29年度末で約33億2,000万円の基金残高見込みとなっています。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 次に、用途についてお尋ねしますが、この基金はソフト事業のみに活用できるということですが、なかなかそのイメージが沸きませんので、そこで具体的にどのような事業を想定しているのか、またほかの自治体でどのような活用事例があるのか分かればお尋ねをいたします。

○市長（守田憲史君） 合併特例基金は、旧合併特例法により従来の地方財政法第5条に規定する地方債の特例として認められた合併特例債を財源として造成した基金であり、その使途については合併市町村における地域住民の連帯の強化、または合併関係市町村の区域における地域振興のために特に必要と認められる経費とされています。また、合併後のまちづくりを円滑に推進する上では、ハード事業の実施のみならず計画的、安定的なソフト事業も必要であることから、財源も効果的活用を図る上で合併特例債を財源とした基金積み立てが認められているところであります。

この合併特例基金の具体的な用途について対象事業を大別すると、1つ目が「新市町村の一体感の醸成に資するもの」であり、具体的に事業例としてはイベントの開催、新しい文化の創造に関する事業の実施、民間団体への助成などが考えられます。2つ目が「旧市町村単位の地域の振興」です。具体的には地域行事の展開、伝統文化の伝承等に関する事業の実施、コミュニティ活動・自治会活動への助成、商店街活性化対策などの事業が考えられます。これら対象となる事業や助成の中には既に実施しているものも数多く含まれると思われます。いずれにしても合併特例基金充当事業の決定に際しましては、市の実施事業また現時点で100を超える既存の補助金事業を含め、事業の目的や内容の再確認のほか、必要性・有効性等の十分な検証、事業峻別を行った上で、合併特例に関する法律などの趣旨を踏まえ決定していく必要があると考えます。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 大体大枠はつかめたわけですが、例えば、以前宇城市で行ってございました1%事業や今現在県が取り組んでおります夢チャレンジ事業のようなことを想像すればいいのだろうかということがあります。また住民提案型もあるのか。更には既存の補助事業に対しての充当もありえるのか。それから具体的な例でお尋ねしますが、例えば給食費の補助やほかの基金への拠出はできるのか。以上、分かる範囲でいいので答弁をお願いいたします。

○総務部長（成松英隆君） お尋ねがございました、地域づくり夢チャレンジとか、こちらのほうの事業の目的というのが、自主的な地域づくりを後押しするため交流拡大及び地域コミュニティ維持等へ資する取組への総合的な支援となっております。

以前のまちづくり１％事業というのは、現在の宇城市の「まちのむらづくり応援団補助金」の趣旨についても、地域コミュニティの活性化、特色あるまちづくりの推進事業としておりまして、地域振興基金において対象とする事業内容と大半が合致するものとは考えております。また、ただ１つあるのは地域振興基金のうち、合併特例基金の使途としましては、新市建設計画との関連が求められますので、その整合性は担保しておかなければならないのかなと考えております。

もう１つの御質問で、給食費の助成とか別の基金への充当については、現時点では合併特例基金の目的と直接関連することは位置付けが難しいと考えております。使途の決定の際は、他の事業を含めた全体的な比較検討で事業の峻別を行いながら、真に必要な事業への財源重点化を図っていくことで基金の有効利用に努めてまいりたいと考えております。

○うき未来２１代表（中山弘幸君） 給食費の件は以前の説明で不可能ではないという説明を１回聞いたような覚えがあります。その件は宇城市の判断ですか。それとも国に問い合わせられた結果ですか。

○総務部長（成松英隆君） この件につきまして、まだ宇城市から国の方に聞いたことはございません。宇城市の判断でございます。

○うき未来２１代表（中山弘幸君） 是非１回国に問い合わせてみていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、今後の計画についてお尋ねをいたします。せっかくの造成された基金でありますので、積極的に活用すべきと思っておりますので、今後の計画についてお尋ねをいたします。

○市長（守田憲史君） 地域振興基金のうち合併特例基金については、平成２６年度の基金造成当初より合併算定替えが終了する平成３２年度以降における財政運営の円滑化を図るために、財政上有利な合併特例債を財源として地域振興基金へ３３億円の積み立てを行ったものです。このため使途の決定については、第２次宇城市総合計画策定後、新規事業を含む対象事業の峻別、優先度の検討を想定しておりましたが、本市に甚大な被害をもたらした平成２８年熊本地震の発災により、災害復旧や被災者支援のための予算措置、財源調整が最優先となり、合併特例基金を含む地域振興基金の活用計画の検討も遅れる結果となっております。また、熊本地震からの復興関連事業についても、今後各地域から様々なニーズもあると思われ、まだまだ復旧・復興に対しての十分な予算措置ができているとはいいがたい状況ではないかと考えております。このため熊本地震発災後の平成２９年３月策定の第２次宇城市総合計画、その第一の目標“復興するまちづくり”の具体施策でもある「宇城市復興まちづくり計画」、その他各個別計画の策定状況を基に真に必要な事業の洗い出

しを行う予定としております。また実施事業については、夏季に実施を予定しているサマーレビューや次年度の予算の編成をとおして、行政の責任と役割や事業効果の検討を行うとともに、基金充当事業としての全体的な比較検討、効果的な取組方法などについて協議し、議論を行ってまいりたいと考えております。３３億円が全く別に宙に浮いたお金があるという御理解ではいけないかと思ひます。１０億円は返しつつあるお金でございますし、今後この復興において欠かせない基金であるということは御認識いただきたいと思ひます。

○うき未来２１代表（中山弘幸君） 市長の言われることはよく理解できております。熊本地震で検討が遅れているということも理解できます。全てはこれから議論が進んでいくだろうと思ひますけれども。実は、この基金をちょっとネットで調べてみたわけですが、なかなか出てきませんでしたけれども、長野市の例が１個出てきて、長野市では防犯灯のＬＥＤ化に使ったということがありましたので、今日ちょっと確認をしましたところ、そうですという返事をいただきました。ということは、ソフト事業だけでなく、組み合わせ次第ではハード事業も使えるんじゃないかということもありますので、今後は有効に活用されることを指摘しまして次に移ります。

次に、企業撤退による地域経済に与える影響について質問をいたします。皆様も既に御存知と思ひますけれども、松橋町のホワイトパレスが６月いっぱい閉館の意向であるということを知っております。私も実際支配人から実情を知っておりますが、宇城市として現状をどのように把握し、これまで何か対応をされたのかお尋ねをいたします。

○市長（守田憲史君） 企業の撤退につきましては、雇用の創出、地場企業との取引減少、地場産業の衰退や定住人口の減少等が懸念されます。宇城市にある総合結婚式場は、近隣では最大級の会場を持ち、オープン以来ウェディング、宴会、会議など広く活用されてきました。昨今、調理師やサービススタッフなど人材不足などの理由で休館するとの話を聞き、県の担当者と新熊本雇用創出総合プロジェクト地域活性化人材マッチング支援事業の説明を行い、本社にもつないでいただきました。しかしながら、残念ですが平成３０年７月より休館するとの通知が届いております。現在予約を受けている分につきましては、１１月まで営業を続けると説明を受けております。

○うき未来２１代表（中山弘幸君） 仮に閉館となりますと、地域経済に与える影響は計りしれないものがあると思ひます。その影響をどのように考え、今後どのように対応しようと考えておられるのかをお尋ねしたいと思ひます。

○市長（守田憲史君） 答弁内容が重複しますが、企業の撤退につきましては、雇用の

創出、地場企業との取引減少、地場産業の衰退や定住人口の減少など悪影響が懸念されます。宇城市にある総合結婚式場では、これまで多くのウェディングや各種団体の総会や会合などが開催されてきました。近隣の市町村にも類似の施設がないため、休館されることにより会場の不足が危惧されます。また、本市への来訪者数の減少、経済波及効果の縮小なども懸念されます。本市といたしましても、今後会社の動向を注視してまいりたいと思います。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 前向きな答弁はいただけませんでしたけれども、認識は同じであると感じました。仮に閉館となりますと、宇城市はもちろんJAをはじめ様々な団体が困ることになると思われます。また、周辺の飲食店への影響も心配されます。答弁で会社の状況などを注視したいという答弁がされましたけれども、注視するだけでは問題は解決しないと私は思います。そこで、市長におかれましては、是非とも本社に出向いていただきまして、仮に条件がそろえば再開できるのか、また第三者が事業を引き継ぐことが可能なのか、あるいは解体して更地にされるのか、そういったことが分からなければ、今後宇城市としての対応も方向性も見えてこないのではないかと思います。是非とも市長におかれましては、積極的に動いていただく必要があると思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○市長（守田憲史君） 水面下でもしっかりと動いております。またその今御提案のあった内容につきましても検討しておりまして、まだここで議場で申せる段階ではございません。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 前向きな答弁本当にありがとうございます。市長の今後の行動に期待をしていきたいと思います。

最後に、リバーサイドロードについて質問をしたいと思います。この問題は去年の代表質問でも取り上げ、また私個人でも取り上げてきましたが再度お尋ねをしたいと思います。この計画は去年の市長選挙で守田市長の公約として浮上し、現在に至っております。まずは、この計画に至る経緯と事前にどれだけの調査が行われたのかをお尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） これまでの経緯でございます。合併当初、長崎久具線道路改良事業としまして、第1次総合計画に公共交通ネットワーク整備を促進し、交通渋滞解消・緩和を図る目的として計画をされました。ルートとしては、不知火中学校付近の長崎から南消防署付近を経由しまして、JRを越え松橋町の久具、国道3号の試験場跡地付近までの計画でございました。しかしながら県道14号八代鏡宇土線でございますが、そこから国道3号までの区間は住宅が混在しております。移転補償費などのコストが膨大に膨らむ影響、また関係機関との協議も進まない状況もあり計画が具体化されず今日まで来たという状況でございます。現在、県道14

号八代鏡宇土線から大野川をまたぎまして、不知火中学校までの区間を整備中でございます。完成しますと国道２６６号から県道１４号の八代鏡宇土線までつながることになります。平成２８年の熊本地震の災害復旧を行います中、都市間を抜ける緊急輸送路及び松橋インターを結ぶバイパス的道路の整備ができないか、また渋滞緩和としての役割を含めて検討をいたしました。そこで、費用負担を抑えるために大野川の河川堤防を利用しましたバイパス計画構想を掲げ、平成２９年度に計画の概略ルートの検討を実施しまして、昨年１１月議員の皆様方に５つのルートを示しまして、現在計画をしておりますルートが一番効果的といった説明をしたところでございます。

大野リバーサイドロードの事業の目的は、現在交通の要所である市中心部に交通車両が集中いたしまして、朝夕は特に慢性的な交通渋滞が発生しておりますので、渋滞緩和と交通拠点へのアクセス向上が目的であります。効果としましては、中心市街地を通過せず最大限の効果を発揮できるバイパスルートとしまして、国道２６６号の不知火中学校付近から、道の駅宇城彩館の間の交通量が減少することによって市中心部の渋滞を軽減することができます。また、平成２５年度に国交省が発表しております地域の主要渋滞箇所、不知火中学校付近から市の中心部を含みます道の駅宇城彩館まで渋滞箇所が掲載をされております。整備後の本区間では交通量推計調査の結果、車両交通量が減少するといった推計結果が出ております。

○うき未来２１代表（中山弘幸君） 整備されれば、交通量が減ることは漠然とは誰にでも分かります。具体的に現在の交通量がどれだけあって、完成すればそれがどうなるのかといった試算は出ておりますか。

○土木部長（成田正博君） 現在の交通量の推計でございます。区間を大体３区間に分けて調査をしておりますが、まず不知火中学校から県道八代不知火線、不知火支所前でございます。そこまでの１日、上り下り合わせてでございますが、整備前交通量平均が１万３、１００台。整備後の推計交通量１万２００台。減少結果としまして１日２、９００台の減少。それともう一方の区間でございますが、不知火支所交差点から松橋郵便局四つ角があります、松橋郵便局を少し北の方に行ったところの交差点、そこが１日平均の１、３００台の減少。それともう１つの区間でございますが、道の駅の宇城彩館から久具曲野線、久具曲野線といいますのは、つるパチンコ店がございます。あそこの四つ角の交差点でございますが、あそこが１日約１、６００台減少が見込まれるといった推計が出ております。

○うき未来２１代表（中山弘幸君） 分かりました。市内中心部の渋滞緩和ということでもありますけれども、市中心部の国・県道の交差点回路など、渋滞の緩和策はほかにもあると思います。また今回の計画は、県道１４号八代鏡宇土線と県道１８１

号松橋停車場線をつなぐ、県道と県道をつなぐ路線でもありますので、本来ならば県が実施してもおかしくない事業であるという考え方もできます。そういったようなことは、例えば県とそういった接触するとかそういった検討はなされなかったのか、その点をお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 国と県との事業、渋滞緩和の軽減の協議ということで説明させていただきます。国が行う事業としましては、現在の渋滞箇所管轄は国道３号が国の管轄でございます。今熊本南病院交差点、それと豊福の交差点、これは平成２７年度に完成をしております。現在竹崎交差点を渋滞緩和対策事業として行っております。ただし、この箇所は国道２６６号の渋滞緩和対策としてではないため、国道２６６号の管轄であります県との協議を行っております。県は即効性がある事業を実施したいという協議の結果から、国道２６６号の右折レーン設置を進めております。具体的な場所でございますが、先ほど申しました松橋郵便局付近の右折レーンの設置、それとそこの手前松橋停車場線との四つ角がありますが、そこの右折レーンの設置を検討実施するということでございました。これに関しましては応急的な対策でございまして、抜本的な渋滞緩和の対策ではないということで県とは協議をしている状況でございます。

○うき未来２１代表（中山弘幸君） 今２か所言われました交差点改良、この協議も進んでいるということで理解し、その点は評価したいと思います。先ほど申しましたように、今回県道と県道を結ぶバイパスですから、本来県がやってもおかしくない、私は一人、そういった認識を持っておりました。

次に、都市計画との整合性についてお尋ねしますけれども、一般的に新しい道路ができればそこには新しい街並みができて、投資も促進され経済的な効果もできますが、今回の計画ではそのような効果はほとんど期待ができそうにもありませんけれども、その点はどのように理解しておられますか。

○土木部長（成田正博君） 都市計画との整合性ということでございます。この事業の目的は市街地の慢性的な渋滞の解消と併せまして、松橋インターチェンジ等の交通拠点へのアクセス向上が目的でございます。市街地環境を整備する都市計画と一体となって整備する道路ではございませんので、都市計画は今のところ必要ないと思われま。この道路は今現在改良工事中でございますが、長崎久具線などと同様に道路のネットワーク構築のバイパス工事でございます。国から社会資本整備総合交付金等を財源として建設計画をするものでございます。

○うき未来２１代表（中山弘幸君） 時間がなくなってまいりましたので、先ほど交通量調査の話もありましたけれども、私たち会派がなぜこの問題を取り上げるかと申しますと、事業費がかなり莫大になる割には、効果は限定的であるということであ

ります。確かに中心部の渋滞はありますけれども、それは朝夕の一部の時間帯でありまして、ほかの時間帯はほとんど渋滞なくスムーズに流れております。この事業は、長崎久具線や戸馳大橋のように合併前から協議されていた事業と全く違います。合併特例債が永遠に続くのであれば話は変わってきますけれども、宇城市が単独で取り組むには、余りにも経済的なリスクが大きいと考えております。また道路ができることによる新しい街並みの期待もできませんし、我々は、この事業に対して絶対に反対ということではありません。今調査が進んでおりますけれども、調査の結果大まかな事業費が出まして、そして交通のシミュレーション等もでき、財政的な裏付けもでき、それで十分な事業の効果が見込まれるのであれば、我々も積極的に前向きに考える用意はあります。そこで調査の結果が出た段階で議会にも報告をしていただきまして、議論の機会を与えていただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがですか。

○土木部長（成田正博君） 今行っております予備設計の結果で、大まかな事業費なども出てまいります。その時点で議員の皆さん方にもお知らせいたします。ただ、この道路に関しまして、今宇城市が抱えております人口減少、これからどんどん人口が減少していくといった中で、やっぱりそこに歯止めをかけるというべく住み続ける、転出を防ぐあるいは転入の増加ということで選ばれる宇城市としましては、こういった幹線道路は大変重要、有効な道路として将来的にはなっていくものと思っております。今宇城市におきましては、南北の道路は大体幹線道路として整備はされておりますが、東西に関しましては乏しい状況でございます。将来的に長い目で見ていただくと、この道路は大変有効な価値のある道路になるかと思っております。

○うき未来21代表（中山弘幸君） 時間が来ましたので、これで、うき未来21の質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、うき未来21、中山弘幸君の代表質問を終わります。

—————○—————

日程第2 休会の件

○議長（長谷誠一君） 一般質問の途中ではありますが、ここで、日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日15日金曜日は議事整理のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、明日15日は休会することに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日は、これで延会します。

なお、16日及び17日は市の休日のため休会であります。18日月曜日は午前10時までに本会議場に参集願います。

どなた様もお疲れ様でございました。御苦労様でした。

—————○—————

延会 午後2時43分

第 3 号

6 月 1 8 日 (月)

平成30年第2回宇城市議会定例会（第3号）

平成30年6月18日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君	2番 永 木 誠 君
3番 山 森 悦 嗣 君	4番 三 角 隆 史 君
5番 坂 下 勲 君	6番 高 橋 佳 大 君
7番 高 本 敬 義 君	8番 大 村 悟 君
9番 福 永 貴 充 君	10番 溝 見 友 一 君
11番 園 田 幸 雄 君	12番 五 嶋 映 司 君
13番 福 田 良 二 君	14番 河 野 正 明 君
15番 渡 邊 裕 生 君	16番 河 野 一 郎 君
17番 長 谷 誠 一 君	18番 入 江 学 君
19番 豊 田 紀代美 君	20番 中 山 弘 幸 君
21番 石 川 洋 一 君	22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩 清 水 伸 二 君
市 民 環 境 部 長 園 田 敏 行 君	健 康 福 祉 部 長 那 須 聡 英 君
経 済 部 長 吉 田 裕 次 君	土 木 部 長 成 田 正 博 君

教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市 民 環 境 部 次 長	村 上 雅 宣 君	健 康 福 祉 部 次 長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市 民 病 院 事 務 長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 長	蔵 原 正 敏 君
監 査 委 員 事 務 局 長	横 山 悦 子 君	事 務 局 長	木 見 田 洋 一 君
		財 政 課 長	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、8番、大村悟君の発言を許します。

○8番（大村 悟君） おはようございます。議席番号8番、会派彩里の大村悟でございます。

最近、宇城市を含め全国のあちこちでまた地震が多くなってきているなと気がかけていましたが、2時間ぐらい前の今朝7時58分、大阪府北部において最大震度6弱の地震が発生しております。8時30分頃から行われた菅官房長官の記者会見を見させていただきましたが、その時点では大きな被害情報はないとのことで一応安心はいたしました。その後時間の経過とともに火災、陥没、けが、先ほどは9歳の子どもが心肺停止という被害状況が明らかになってきております。これ以上被害が広がらないことを祈りながら、さらには今後の大きな余震が来ないことを祈りながら、今日はこの場に立たせていただきました。

それでは早速ではありますが、議長より許可を得ましたので、事前に通告しました内容につきまして質問させていただきます。今日の質問項目は、大きくは5点あります。これまでの議員活動の中で市民の皆様方からお聞かせいただきました内容を中心として組み立てさせていただきました。1点目が市営住宅について、2点目が買い物弱者への対応について、3点目が部活動の社会体育移行について、4点目が市立図書館の充実について、5点目が新学習指導要領への対応についてであります。先の代表質問と内容が一部重なる部分もありますが御了承ください。なお、5点目の（3）松合小学校関連の質問につきましては、通告書提出後に状況が変わり、不知火小学校との統合が目に見える形になってきましたので、今日は削除をさせていただきます。

では、質問に入ります。まず大きな1点目、市営住宅についてであります。私の住んでいる両仲間には、100戸を超す大規模な市営住宅両仲間団地があります。熊本地震の後、「何軒も空いているのでみなし仮設として使えばいいのに。」という声を数多く耳にしました。様子を見ていましたが、みなし仮設という扱いで両仲間団地に入居されたという話は聞きませんでしたので、たぶん、部屋の中の老朽化が進んでいるので入居がないのだろうと勝手に思っていました。でも、実際に入居しておられる方もいらっしゃるの、老朽化ではなくほかの理由があるのかなと思

ったりもしていました。

そこで、小さな1点目ですが、市全域における市営住宅の空きの状況、老朽化の状況等についてお尋ねいたします。

次からの質問は、質問席でさせていただきます。

○土木部長（成田正博君） 市営住宅の状況についてお答えいたします。

宇城市では市営住宅の点検、予防保全的な観点から建替え及び修繕・改善を行う総合的な活用方針を定めます「宇城市市営住宅長寿命化計画」を平成24年度に策定いたしました。市営住宅全46か所、主に住宅の耐用年数の経過しております26か所につきましては、政策空き家として現在入居募集を行っておりません。

具体的に申しますと3月末の住宅管理戸数でございますが1,181戸のうち140戸につきましては空き家になっていますが、政策空き家として入居募集を行っていない状況でございます。平成24年度に長寿命化計画を策定しましたが、5年を経過し、災害公営住宅を建設するといった市営住宅の管理状況にも変化が生じ、住宅需要も変化をしておりますので、本年度計画の見直しを行う予定としております。

次に、お尋ねの両仲間団地でございますが、宇城市内で一番戸数が多く、総戸数108戸、そのうち現在空き室が15戸となっております。建築年次が昭和46年から昭和50年と既に40年以上経過し、耐用年数を超過しておりますので、ほかの住宅と同様に政策空き家として新たな入居募集はしておりません。見直しが必要かと考えます。

○8番（大村 悟君） 3月末の管理戸数が46団地、1,181戸であると。そのうち現在140戸、約12%が空き家であるということであります。これは、平成24年度に作成した「宇城市市営住宅長寿命化計画」に基づくものであり、46か所の市営住宅のうち耐用年数の経過している26か所の住宅には、政策空き家として現在入居募集を行っていないために生じた空き家であるということであります。

両仲間団地につきましてもお答えいただきましたが、小さな2点目になります。耐用年数の経過している市営住宅については、新たに市営住宅を建築していかれるのかどうか、災害公営住宅を将来的には市営住宅にしていくとの声も聞こえたりしていますが、市営住宅の今後の方向性についてお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 先ほど申しました平成24年度に作成しました「宇城市市営住宅長寿命化計画」の中で、既存の市営住宅につきまして存続、建替え、用途廃止、統廃合等を計画しておりましたが、熊本地震によりまして、応急仮設住宅や災害公営住宅を建設するなどの市が管理します住宅の状況が変化しておりますので、計画を再度見直すこととしております。

次に、災害公営住宅は一般の公営住宅と入居の要件に違いがありますが、年数を経過して国との協議が整えば、一般の公営住宅として使用することができます。そこで、今回建設いたします災害公営住宅を既存の公営住宅に含めて管理をしていく予定でございます。全体の管理戸数を増やすことなく市営住宅の統合等を行いながら維持管理をしていきたいと考えております。

両仲間団地につきましてでございますが、先ほど申しました既に40年以上経過しておりますので、入居募集を行っていない状況でございます。両仲間団地は、一番戸数の多い大型の団地でございます。予定しております長寿命化計画見直し時に十分検討し、今後も建替えを含めて検討していきたいと考えております。

○8番（大村 悟君） 先ほどもありましたが、平成24年度に既存の市営住宅について、存続するのか、建て替えるのか等を検討して、「宇城市市営住宅長寿命化計画」に示してあるとの答弁だったかと思います。しかし、今後は市が管理していく住宅状況が大きく変わってくるので、本年度この計画は再度見直すということでもあります。さらには、災害公営住宅及び応急仮設住宅を今後既存の市営住宅に含め、市全体の市営住宅の統合等を行いながら維持管理していくとのことでもあります。

両仲間団地についてもお答えいただきましたが、本年度予定している長寿命化計画見直しで様々な事情等を勘案した上で、今後の建替えも含め検討したいとの考えを示していただきました。両仲間団地は市最大規模の市営住宅であります。現在入居の方、今後入居を希望される方が満足いくような形での検討をしていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、大きな2点目、買い物弱者への対応についてお尋ねします。私の住んでいる校区の高齢者の方から、「自分は車にも乗りません。買い物に行くにもタクシーを使えば1,000円を超えてしまう。どうにかならないだろうか。」との話がありました。高齢者の増加に伴い、似たような状況は今後ますます増えていくものと思われます。

そこで、まず小さな1点目ですが、買い物弱者に対する現在の市としての対応状況についてお尋ねいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 皆さん御承知のとおり、買い物弱者とは流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等日常の買い物が困難な状況に置かれている方々を示しています。

買い物弱者に対する支援は、平成24年11月より豊野町の間中及び上上郷地区をモデル地区として、有限会社アグリパーク豊野と委託契約を結び事業を開始しました。平成25年には豊野町全域に支援を拡大し、平成27年からは松橋町北萩尾・南萩尾・浦川内地区、小川町は舞鳴・弦巻・宮園・小川西・大岩・平野区とエ

リアを拡大してきました。さらに地震後には当尾仮設団地も対象としてまいりました。

現在、会員世帯数は２２０世帯まで増加しており、総売上額も毎年増加し、平成２９年度は８２０万円を超えることができました。しかし売上利益から経費を差し引くと１３０万円程度の赤字が発生している状況です。

また、不知火温泉有限会社では、温泉入浴客の確保に向けて松合地区に週１回送迎バスを運行しており、そのお客さんが買い物できるように物産館の品ぞろえを増やしております。

そのほかに、買い物支援や病院の通院など、ボランティア運転手を送迎を支援する高齢者移動支援事業や乗合タクシーなどで支援を行っております。

○８番（大村 悟君） 買い物弱者に対するこれまでの支援ということで、具体的にお答えいただきました。平成２４年１１月から豊野町のモデル地区において、アグリパーク豊野と委託契約を結び、支援事業を開始されたとのことであります。その事業は平成２５年に豊野町全域に地域を拡大し、平成２７年からは松橋町の一部、小川町の一部までさらにエリアが拡大され、熊本地震後には当尾仮設団地も対象としてきたという流れのようであります。現在会員世帯数が２２０世帯まで増加しており、総売上額も平成２９年度は８２０万円を超えたということではありますが、経費を差し引くと１３０万円の赤字が発生という課題もあるようであります。

不知火についても紹介していただきました。不知火温泉有限会社が、温泉入浴客確保のために松合地区に週１回送迎バスを運行しているが、そのお客さんが物産館でお買い物していただけるように、物産館の品ぞろえに努めておられるとのことあります。

そのほか、ボランティア運転手を送迎を支援する高齢者移動支援事業、乗合タクシーも紹介いただきましたが、共通しているのはどれも地域限定の支援策であるということであります。どの地域においても、今後ますます買い物弱者の増加が見込まれます。特定地域だけでなく、幅広く買い物弱者に対応していくことが今後市に求められていくと考えます。

そこで、小さな２点目になりますが、買い物弱者に対する今後の対応のあり方についてお尋ねをいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 本市における平成３０年３月末の６５歳以上の方は、１万９、３０２人になります。総務省の高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査結果において、日常の買い物に不便とされた方の割合は１７％という数字が出ていますので、宇城市の買い物弱者数は３、２００人程度と思われます。また、高齢者の運転免許証の返納などにより、買い物弱者は今後増加が懸念されます。

買い物弱者の支援といたしましては、身近な場所に店をつくろう・家まで商品を届けよう・家から出かけやすくしよう、の3つが考えられますが、先ほどの対応状況の中で説明しましたように、ある程度の対応はできていると考えております。

今後、買い物弱者の増加を考えた場合の対策としましては、現在の事業者が支援範囲を拡大することや、買い物支援の新規事業者の掘り起しなどが考えられます。さらに、利用者の定着化や利用率の向上も重要な部分となってきますので、利用者への周知に努めてまいります。

買い物弱者への対応において、地域、事業者、行政とそれぞれが役割分担を図りつつ、連携を深めていくことが重要であり、その鍵は地域住民と利用者の声であると考えております。引き続き、市民の皆様の声をお聞きしてまいりたいと思います。

○8番（大村 悟君） 総務省のデータから計算して、宇城市の買い物弱者数は3,200人と推定されているようですが、直近の6月9日付新聞に、農林水産省が6月8日に発表したというデータが掲載されていました。それによりますと、買い物弱者2015年時点で、824万6,000人という全国推計だそうです。65歳以上の人口に占める割合は24.6%、実に4人に1人が買い物に不便を強いられているとのことでありました。答弁いただきました宇城市の買い物弱者数、総務省のデータ17%で計算すると3,200人ということでありましたが、これを直近の農林水産省のデータ24.6%で計算し直してみますと4,700人となり、答弁の数値より1,500人多いことになります。

このことから考えますと市としてはある程度の対応はできているとの答弁でありましたが、市が考えておられる買い物弱者の数は既に大きく増加しており、これからの対応を早急に再検討する時期に来ているのではないかと思うところであります。運転免許証の返納なども、今後買い物弱者に影響するのではないかと市では考えているとのことでもありました。今後増加への対応策として現在の事業者が支援範囲を拡大すること、買い物支援の新規事業者の掘り起しをすることなど、既に市として対応策も考えておられるようでありますので、買い物弱者数を正確に把握することを早急に進めていただき、対応が後手後手にならないように要望をしておきます。

次に、大きな3点目、部活動の社会体育移行についてお尋ねいたします。これまでもこの件につきましては、何度となく取り上げさせていただきました。1回目の質問の時から、課題は指導者の確保ということで私も指摘させていただき、次の質問の時には、指導者の確保がスムーズにできるような方策として指導者謝金等の市からの補助金についても提案し、要望をしてきたところであります。これまでのそういう経緯を振り返りながら、今回も質問項目として取り上げさせていただきました。

そこで、小さな1点目ですが、各学校の現時点での指導者の確保状況と今後の見込みについてお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 指導者確保につきましては、体育協会の種目協会や退職校長会への説明会、地域への募集の回覧といった対策を行ってきたところでございます。指導者が見つかり、学校とその保護者に紹介したこともございますが、折り合いがつかず指導者にお断りをした事例もいくつかあり、なかなか厳しい状況でございます。

議員御質問の各学校の現時点での指導者の確保状況と今後の見込みにつきましては、先日、各学校に聞き取りを行っております。市内全小学校に37の運動部活動がありますが、現在のところ学童スポーツクラブに向けての指導者確保が7クラブ、指導者はいるがまだ未定が5クラブとなっております。今月末に保護者代表者会議を開催しますので、その時に現状と今後の見込みを把握するところでございます。

○8番（大村 悟君） 現時点での指導者確保状況については、市内全小学校には37の運動部活動があるが、指導者確保ができていない部が7つ、指導者はいるがまだ決定まで至っていない部が5つであるとのこととあります。今月末の保護者代表者会議で最新の状況と今後の見込みを把握していくとのことでもあります。言い方を変えれば、現時点では、37ある運動部活動中30の運動部活動については指導者確保ができていないか、あるいは指導者はいるが決定には至っていないという非常に厳しい状況であるということが分かりました。指導者確保が最大の課題であるということは、最初から分かっていたこととあります。その課題である指導者確保のために、市では指導者の人材バンクを設けていただいたり、総合型スポーツクラブに受け皿になってもらおうと動いていただいたり、市としていくつかの動きをしていただいたのは十分承知をしているところであります。最終的には、各学校に指導者探しを委ねられたように私は理解をしていますが、それにもかかわらず今答弁をいただいたように、残念ながら指導者確保には至っていないというのが実状のようであります。

あと期限まで9か月余り。スムーズな移行に向け、これからも教育委員会として何らかの努力をしていかれるかと思いますが、小さな2点目として残された課題に対する市の対応についてお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 教育委員会といたしましても、引き続き指導者確保に向けて情報収集を行い、指導者が見つかった場合は保護者の皆さんに紹介し、スムーズな移行を進めていきたいと思っております。

なお、今月から2か月に1回保護者代表者会議を開催し、学童スポーツクラブの設立に向けて努力してまいります。立ち上がる見込みのない学校におきましては、

保護者の意向を聞いて、既存のクラブチームや総合型地域スポーツクラブの紹介を行っていきたいと思っております。

○8番（大村 悟君） 引き続き指導者確保に向け情報収集を行い、指導者が見つかった場合は保護者の皆さんに紹介し、スムーズな移行を進めていきたいと最後まで努力はしていただけるようですが、場合によっては、既存のクラブチームあるいは総合型地域スポーツクラブの紹介も行っていかれる予定のようであります。

ここで、再質問をさせていただきます。今、総合型地域スポーツクラブの話が出ましたが、部活動の受け皿となってほしいという市の要請を受け、3つの町の総合型スポーツクラブが本年度合併して、宇城市総合型クラブとして手続きを始められたようにお聞きをしています。これまで市からの補助金も出ていたようですが、その補助金も本年度からは全くなしという状態のようでもあります。今後、総合型地域スポーツクラブを場合によっては紹介していくとの先ほどの答弁でありましたので、この宇城市総合型クラブを部活動の受け皿として考えておられると私は理解をいたしました。市が受け皿として考えておられるのであれば、是非補助金の継続をすべきだと考えますが、市としての考えをお聞かせください。

○教育部長（蛇島浩治君） 総合型スポーツクラブと学童スポーツクラブの関係ですが、学童スポーツクラブの部員は、総合型スポーツクラブのジュニア会員となり、年会費を納入することを考えております。年会費を納入することにより総合型地域スポーツの会員となりますので、そこでスポーツ保険などが適用されることになります。

宇城市には、現在不知火、松橋、小川と3つの総合型地域スポーツクラブがありますが、補助金におきましては不知火が平成26年度まで、松橋と小川が平成29年度まで交付いたしました。1年目から3年目までが100万円、4年目から7年目までが50万円とそれぞれの総合型地域スポーツクラブに合計500万円ずつの支給を行ったところでございます。

今回の学童スポーツクラブの部員が加入することにより、会員数が増え、自主運営の手助けになると思いますが、移行後の運営状況を検証させていただきたいと思っております。

○8番（大村 悟君） 学童スポーツクラブの部員は、総合型地域スポーツクラブのジュニア会員となり、年会費を納入するので、総合型地域スポーツクラブの会員数が増え、自主運営の手助けになるとの考えのようではありますが、果たしてそうなんですか。私は疑問に思います。幸い移行後の運営状況を検証させていただくとの御答弁をいただきましたので、補助金のことも視野に入れながらしっかり検証し、保護者負担が大きくなならないような形に収まりますようによろしく願いをいたします。

次に、大きい4点目、市立図書館の充実についてお尋ねいたします。図書館の正式名称が本年度4月に変わりました。現在、正式には不知火にあるのが宇城市立中央図書館、あと旧町ごとにあるのが三角分館、小川分館、豊野分館、それに松橋公民館の中にあるのが松橋ブックサービスと呼ばれているかと思いますが、まず、小さな1点目の質問です。分館を含む市立図書館の利用状況についてお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） まず、松橋図書館があった平成26年度の利用者数です。中央図書館が2万7,265人、三角図書館1万585人、松橋図書館1万332人、小川図書館1万6,932人、豊野図書館4,311人、移動図書館6,449人で合わせて7万5,874人となっております。

次に、平成29年度の利用者数です。中央図書館が2万4,477人、三角分館7,867人、小川分館が1万9,069人、豊野分館が5,760人、松橋ブックサービスが195人、移動図書館7,372人で合わせて6万4,740人です。

平成29年度と平成26年度を比較しますと、1万1,134人減少しております。利用者数の減少の要因としましては、中央図書館が平成29年7月6日まで休館したことなど、熊本地震の影響があったのではないかと考えております。

○8番（大村 悟君） 松橋在住の方の図書館利用が、松橋に図書館があったときと比べ、かなり減少傾向にあるのではないかと心配してお尋ねでありました。中央図書館が平成29年7月6日まで休館であったため単純に比較はできませんが、取り方によっては小川分館や豊野分館の利用者が増えているのは、松橋在住の方がそちらを利用されたのかもという可能性も否定できません。しかしながら、「松橋に図書館がないからといって、すぐ近くの城南の図書館を利用している方もおられますよ。」と最近地域の方からお聞きしました。また、松橋から学習室のある図書館がなくなったため、JRを使ってくまもと森都心プラザの図書館を利用していた若者がいたともお聞きしました。そういう情報を聞くにつけ、宇城市の中心地に位置し、最大人口を保有する松橋に、文化の拠点となる図書館がやはり必要ではないかと強く思うようになりました。現在でも高齢者の方からは、「隣の町の図書館までわざわざ行こうとは思わない。」「年金ぐらしの自分たちは、ぶらっと行けるところが近くにあれば喜んで行くのだが。」とお聞きします。このように、市の中心部である松橋に、新たに図書館を設置していただけないかと今でも思っておられる方が多くいらっしゃるのが現状であります。

そこで、小さな2点目に入ります。市中心部に位置する松橋に図書館設置をという地域の声に対する市の考え方をお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 松橋図書館は、平成27年度に老朽化及び耐震不足で閉館し、

松橋図書館の機能を中央図書館で担うこととなりました。松橋図書館の廃止に伴い、松橋公民館内に松橋ブックサービスとして図書の検索・予約・受け取りができるようにしております。また、館外には24時間返却可能な返却ポストを設置しております。

議員御指摘の松橋に図書館設置をという地域の声があることを真摯に受け止め、創意工夫しながらサービス向上に努めてまいります。

○8番（大村 悟君） 松橋図書館の廃止に伴い、松橋公民館内に松橋ブックサービスとして図書の検索・予約・受け取りができるようにしており、館外には24時間返却可能な返却ポストを設置しているとのことであります。しかしながら、松橋に図書館があった頃の平成26年度の利用者が1万332人、松橋に図書館がなくなり、平成29年度の松橋ブックサービスの利用者が195人、松橋在住で他の分館の利用者がおられることを割り引いたとしても、この数値の大きな違いに私たちはどう受け止めればいいのでしょうか。松橋に図書館設置をという地域の声があることは真摯に受け止め、創意工夫しながらサービス向上に努めるとのことですので、今後時間をかけて宇城市の図書館施設のあり方を検討していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、視点を変えた質問になります。公共施設の統廃合で同じ施設は1つにしていくとお聞きしたことがあります。将来的には図書館もそう考えておられるのでしょうか。図書館については、旧町ごとに1つずつ残してもおかしくない施設であると思います。現在の中央図書館、3つの分館という体制になりましたが、この体制が今後どうなっていくのか、それを知るために最後の小さな3点目の質問であります。今後の市立図書館政策についてお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 平成30年度の組織体制の見直しに伴い、1館3分館の体制となりました。自治体が設置主体となっている図書館の場合、広い領域に対する図書館サービスを1つの図書館では十分カバーすることができないことから、分館を自治体内に張り巡らせるサービス網の構築は、図書館サービスの普及に不可欠と考えております。分館と名称は変わりましたが、今までどおり地域に密着した生涯教育の拠点、また宇城市内各館との密接なネットワークが構築されております。従来どおり、各館の所蔵する図書資料の検索・予約などができますので、当面はこの体制で進めることにより、きめ細やかな図書館サービスを市民の皆様に届けてまいります。

○8番（大村 悟君） 平成30年度の組織体制の見直しに伴い、1館3分館体制となったことの説明がありました。広い地域に対する図書館サービスを1つの図書館では十分カバーできないことから、分館を自治体内に張り巡らせるサービス網の構築

は、図書館サービスの普及に不可欠と考えるので、当面はこの体制で進めることにより、きめ細やかな図書館サービスを市民の皆様に届けていくとの答弁をいただきました。

ここで再質問をさせていただきます。1館3分館体制、当面はこの体制で進めるとの答弁でありましたが、当面はという言葉が気になります。将来的には更に図書館体制が小規模になっていくのではないかと心配するところであります。1館3分館体制が将来的にどうなっていくのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 分館は、中央図書館がカバーすることができない地域、地区に対するサービス拠点として重要であります。今後も効率的・効果的な運営を行いながら1館3分館体制を堅持しまして、親しまれる図書館づくりに努めてまいります。

○8番（大村 悟君） 宇城市の図書館体制、これ以上縮小することがないことが分かり安心をいたしました。宇城市の図書館ますます充実していきますように期待いたします。全国的に活字離れの傾向が言われています。図書館環境がこの活字離れに拍車をかけることもありえます。心配するところであります。総務文教常任委員会でも要望をいたしました。各分館を含む図書館の利用者数に加え、利用者がどの町に居住しておられるのかも併せて把握し、公表できるようにしていただきたいと要望をしておきます。松橋居住の方がどんな図書館の利用の仕方をしておられるのかという確かなデータを基にして、宇城市の図書館施設のあり方について今後とも取り上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、大きい5点目、新学習指導要領への対応についてお尋ねいたします。既に移行期間に入っており、一部では先行実施されている新学習指導要領であります。2年後には小学校で3年後には中学校で全面的に新学習指導要領による学習が実施されることになっております。

そこで、小さな1点目ですが、新学習指導要領の改訂のポイントと各学校や市教育委員会の対応についてお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） それでは、新学習指導要領の改訂のポイントと本市における対応につきましてお答えいたします。

議員今話されたように、新学習指導要領の改訂による学習過程につきましては、小学校においては平成32年度から、中学校においては平成33年度から完全実施となるところです。今回の改訂のポイントとしましては、まず第1に「知識の理解の質を高める資質と能力を育む『主体的・対話的で深い学び』の実現」でございます。ここではこれまでの教育実践の蓄積に基づきまして、授業改善が更に求められているところです。第2に「各学校におけるカリキュラムマネジメントの確立」です。これには学校全体としまして、教育内容や時間の適切な配分、人的・物的体制

の確保等実施状況に基づく改善をととして、教育活動の質の向上を図る視点及び体制の確立が求められています。第3の具体的な教育内容の主な改善事項につきましては、1、言語能力の確実な育成、2、理数教育の充実、3、伝統や文化に関する教育の充実、4、道徳教育の充実、5、体験活動の充実、6、外国語活動の充実、以上6点が挙げられております。

次に、議員お尋ねの本市の対応についてでございますが、次の2点を柱として現在進めているところです。1つ目の柱は、現場教職員の新学習指導要領の理解促進でございます。各小学校の教職員の理解を促進するためには、現場の教職員の意識改革と事業改革の研修が欠かせないと考えております。熊本県では県が実施する説明会がございますが、本市ではこれに加えて独自の全員研修会を本年度8月に実施いたしまして、宇城市総体として理解促進を進めていきたいと考えております。

2つ目の柱は、先行実施を含めた円滑な移行体制の構築でございます。本市では各学校に明確な移行スケジュールを示し、移行への不備がないよう具体的に周知しているところです。また、特別の教科道徳につきましては、検定教科書を使用しての授業を、小学校では平成30年度から中学校では平成31年度から行うことと予定しております。さらに小学校における外国語活動につきましては、平成18年から取り組んでおります教育課程特例校としての実績をいかしまして、本年度より先行実施を行っているところでございます。なお、改訂の内容外になる小学校1、2年生の英会話科につきましては、教育課程特例校の指定期間であります平成32年度末までは現行のまま実施するという予定でございます。

○8番（大村 悟君） 改訂のポイントにつきましては内容は繰り返しません、新学習指導要領に対して宇城市としてどう対応していくのかについては、確認のために繰り返させていただきます。どう対応していくのかについては、大きくは2点。1つは、現場教職員の新学習指導要領の理解促進。2つ目が、先行実施を含めた円滑な移行体制の構築ということでありました。1つ目の教職員の理解促進については、県が実施する新学習指導要領説明会もあるが、これに加え宇城市においては独自の全員研修会を本年8月に実施するということであります。2つ目の先行実施を含めた円滑な移行体制の構築については、各学校に明確な移行スケジュールを示して、移行への不備が生じないよう学校に周知をしているとのことであります。また答弁の中に教育内容の主な改善事項として、道徳や外国語活動等の列挙がありましたが、特別の教科道徳については、宇城市でも検定教科書を使用しての授業が小学校では今年度から始まっており、中学校では来年度から始まるとのことであります。さらに外国語活動については、平成18年度から取り組んできた教育課程特例校としての実績をいかし、宇城市においては、本年度から既に先行実施を行っているとのこ

とであります。関連して現在教育課程特例校として実施している1、2年生の英会話科は、新学習指導要領の内容外になるので、教育課程特例校の指定期間である平成32年度末までの実施予定ということでありました。新学習指導要領での学習にスムーズに入っていきますよう、教育委員会の対応に今後も期待をしていきたいと思っております。

次の質問に入ります。ICT機器、ICT教育機器、特に電子黒板だけでなくデジタル教科書、タブレット等の機器の導入を進めていただきたいという要望は、これまでの一般質問においても取り上げさせていただきました。先日、5月26日付新聞の小さな記事に目がとまりました。タブレット端末などで利用できるデジタル教科書を正式な教科書と同様に使えるよう認める改正学校教育法が、5月25日参議院本会議で全会一致で可決、成立した。電子黒板との通信機能などデジタルの特性をいかすことで指導の幅が広がるとして、文部科学省は、小学校で新学習指導要領が全面実施される2020年度以降、本格普及させたい考えだという記事でありました。

そこで、小さい2点目に入ります。新学習指導要領に関連してのICT機器、ICT教育機器の導入計画についてお尋ねをいたします。

○市長（守田憲史君） ICT教育環境の整備は、時代を担う子どもたちが、情報化社会に柔軟に対応していくための幅広い知識と教養を身に付けさせるためには、必要な取組だと考えています。このため、私の1期目はエアコンの整備に力を入れてきましたが、2期目は新学習指導要領の実施を見据え、また情報化社会に対応すべく、電子黒板やタブレットなどのICTを活用した授業の改善に取り組んでまいります。まずは、大村市議の御要望にお答えして教育用コンピューターを本年度に約360台、来年度に約250台更新し、順次電子黒板やタブレット等を導入いたします。

ICTをはじめ良好な教育環境の整備充実には、私が主張してきました「米百俵の精神」で進めてまいります。県議時代から九州の中心宇城市、熊本県の中心宇城市と言ってきました。今後私の2期目の政策の柱として、復興とともに教育を挙げさせていただきます。この教育の振興は人口減少の対応、ベッドタウンとしての利便性の向上とも大きく関連してまいります。今後、宇城市を教育フロンティアのまちとして政策の根幹において推進してまいります。

○8番（大村 悟君） ありがとうございます。新学習指導要領の実施を見据え、また情報化社会に対応すべく、電子黒板やタブレットなどのICTを活用した事業改善に取り組んでいくという方針を市長自ら示していただきました。ありがとうございます。具体的に教育用コンピューターを本年度に約360台、来年度に約250台更新し、順次電子黒板やタブレット等を導入する計画があることも答弁いただきま

した。大きく前進していただけたと感じております。高額のコストが掛かることは承知しておりますが、将来の社会を担う子どもたちのために着実に導入が進んでいきますようによろしくお願いいたします。今日の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 15 分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

15 番、渡邊裕生君の発言を許します。

○15 番（渡邊裕生君） 皆さん、おはようございます。15 番、うき未来 21 の渡邊裕生です。早速質問に入らせていただきます。

まず、高速通信網の件についてでありますけれども、先日の代表質問で十分な答弁をお聞きしましたので、私の質問は今回は割愛させていただきます。今後とも市長と企画部の御努力に御期待申し上げながら、次の質問に移らせていただきます。

2 番目の子どもの貧困についてですけれども、これまで申し上げてきたことを改めて要点をかいつまんで申し上げてみたいと思います。厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、日本の貧困率の最新値は 15.6% となっています。17 歳以下の子どもの貧困率は 13.9%、ひとり親世帯の貧困率も 50.8% という数字が出ています。貧困率を決める可処分所得の中央値は 1997 年に 297 万円だったものが、ここ数年 245 万円程度で推移しています。その半分、約 122 万円以下の世帯を貧困層と呼ぶわけですが、月額 10 万円程度で生活をしなければならない世帯の苦しさは計り知れないものがあります。この調査の貯蓄について見てみますと、貯蓄がない世帯が全体の 14.9%、母子世帯では 37.6% となっています。生活が苦しいと答えた人は全体で 56.5%、母子世帯では 82.7% と非常に高くなっています。宇城市でも就学援助を受けている小中学生は毎年増加しており、昨年は 900 人を超えました。いかに世の中が厳しいかということの表れではないでしょうか。このような中で少しでも保護者の負担軽減につながればと思います。昨年お願いしました副教材費の格差是正について、今年度はどのような状況かをお尋ねいたします。

後は、質問席から行います。

○教育部長（蛇島浩治君） 各学校から届けられた「教科書の補充用として使用する教

科用図書」の内容について、高額にならないように、できる限り学年及び学校ごとに差が出ないように指導してまいりました。

平成30年度の学校ごとの年間平均負担額、1人当たりで申し上げますと、小学校におきましては最高額の学校が9,603円、最低額の学校が7,398円、差が2,205円となっております。昨年度平成29年度の小学校間の差は2,400円ほどでございました。また、中学校においては平成29年度8,700円あまりの差がありましたが、平成30年度は1,800円程度でありますので、ある程度の平準化は図られたと考えております。

○15番（渡邊裕生君） ただいま答弁いただきました。特に中学校での格差が是正されたということは、大変ありがたい指導がなされたと理解をして、きっと各学校の保護者の皆さん方もお喜びになられることだろうと思います。

次の保護者負担の軽減と学校間格差の是正ということなんですけれども、学校間格差は、今御答弁いただいたようにある程度の是正が見られたということで、一応今回私も十分満足な結果が得られたのではないかと思っておりますが、保護者の負担軽減という視点からお尋ねしますけれども、この副教材費の中に小学校ではテストが保護者負担となっています。テストは授業の一部であり、費用が伴えば公費で負担すべきものではないかと私は考えます。中学校の中間・期末テストは、保護者負担とはなっていません。同じ宇城市の義務教育です。公平に扱うべきではないでしょうかという視点で、小学校のテストの公費負担をいかがでしょうかという質問です。よろしくお願いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） まず、現在公費で負担をしているテストの内容から御説明します。小学校では、学力検査、スポーツテスト、知能検査、Q-Uテストを実施しています。事業費は約400万円になります。中学校では、学力検査、スポーツテスト、知能検査を実施しています。事業費は約330万円になります。議員御指摘の小学校のテストは、副教材として保護者に御負担をいただいています。

文部科学省の見解にもありますが、児童・生徒の用に供する教材については、義務教育無償の原則に触れるものではないと解されていますので、必要な範囲で家計の負担を求めているところでございます。

○15番（渡邊裕生君） 先ほど申しましたように、中学校の中間・期末考査は、それぞれ教科担任の先生が自分でおつくりになられますから基本的に無償と思われますが、小学校の場合はクラス担任制でありまして、担任の先生がそれぞれの教科で自分でおそらくテストをおつくりになるのが大変だから、業者のテストを保護者負担で実施されていると理解をしております。

そこで、基本的には中学校では公費負担というか無償であるのに、小学校ではな

ぜ保護者がこのテストの部分に関して負担しなければいけないのかという、そのテストそのものの意義についてどのようにお考えになっているのか、できるだけそのところを詳しくお聞かせいただければと思います。

○**教育部長（蛇島浩治君）** テストの意義についてでございますけれども、学校における各種評価テストは2つの側面があると考えております。1つ目は、授業者である教員が学習者である児童生徒がどの程度学習内容が定着しているかを把握し、その結果によって更に補充の学習を計画したり、自らの指導方法の改善を行ったりする側面でございます。2つ目は、学習者である児童生徒が自らの定着度を把握し、自らの課題を認識して次の学習にいかすことで主体的な学習を支える側面でございます。いずれの側面も教育活動に欠かせない側面であると考えております。

○**15番（渡邊裕生君）** 今御答弁になられたそのテストの意義からすれば、小学校も中学校も同じように扱われるべきではないかと私は思いました。そういった意味で、今ここでお答えをとすることは申しませんけれども、是非今後この保護者の負担軽減という観点からも、小学校のテストに関しては公費負担でその教育そのものでありますから、是非御一考いただければと思ひまして次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、コンパクトシティという言葉が、この前の第1回定例会の市長の施政方針の中に出てまいりました。今までコンパクトシティという言葉は聞いてはいたのですが、実際宇城市の中でその取組として、今後は宇城市もコンパクトシティという考え方を施政の中に入れ込んでいくということを、私が意識したのは今回が初めてであります。ということで、このコンパクトシティという言葉なんですけども、国土交通省は都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画として、この「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」ということを推進するということを聞いてはいるんですが、まずは、国が進めようとしているこの「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」というこの中身、概要について分かりやすく説明をしていただければと思います。

○**企画部長（岩清水伸二君）** 国が進めるコンパクトシティの概要についてという御質問でございます。コンパクトシティにつきましては、平成18年の改正中心市街地活性化法によりまして、「生活に必要な機能を中心部に集め、公共交通機関や徒歩で暮らせるまちを目指す」ものとして施行されまして、最初に中心市街地活性化基本計画の認定を受けました青森市や富山市の事例などが注目を集めてまいりました。

近年、多くの地方都市で急激な人口減少や高齢化が進み、併せて郊外への住宅需要や大型店舗の進出とともに市街地が拡散してまいりました。一方、自治体は厳しい財政状況にあり、拡散した居住者の生活を支える公共サービスを今までどおり提

供していくことが困難になるということが想定されております。このため持続可能な社会を目指す制度として、国は「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を推進しております。

これは、特に地方都市におきまして、地域の活力を維持し、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう地域公共交通と連携し、コンパクトなまちづくりを目指していくというものでございます。この動きを後押しするため、平成26年8月に都市再生特別措置法、それから同年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正されました。これによりまして、市町村が医療や福祉施設、住宅等を生活拠点に誘導し集約する制度として、立地適正化計画制度が創設され、地域公共交通網形成計画と併せ、まちづくりと連携した面的な公共交通ネットワークを再構築するための仕組みが設けられました。このことにより、市街地の拡散や人口減少という負のスパイラルから脱却して、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を形成し、利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまちを目指す取組が始まっております。

本年3月末には、地方再生コンパクトシティモデル都市として、熊本市を含む全国32の都市が選定をされております。これは、国土交通省が内閣府と連携し、地方のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上にハード・ソフト両面から総合的に取り組む地方再生のモデルとして選定が行われたものでございます。

今後、地方再生モデル都市においては、国の社会資本整備総合交付金や地方創生推進交付金等により、3か年にわたり集中的な支援が行われ、まちづくりや人の流れの創出などの取組が進められることとなっております。

○15番（渡邊裕生君） ただいま概要については詳しくお聞かせをいただきました。宇城市としては、この「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」をどのように捉え、今後目指す方向性、事業展開をどのようになさっていくのか、その分についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○企画部長（岩清水伸二君） 本市におけるコンパクトシティの捉え方と方向性ということでございます。本市におきましては、人口減少が続く中、第2次宇城市総合計画におきましても、平成36年度末時点で人口5万5,000人以上維持できる持続可能なコンパクトシティを形成し、市民一人ひとりにとって「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市」を目指しております。今年の施政方針におきましても、第2次総合計画の「持続するまちづくり」に関連し、「生活に必要な機能を中心部に集めるコンパクトシティの形成など、都市基盤の強化に重点的に取り組む」と報告しておりまして、町のコンパクト化は持続可能なまちづくりを進めていく上でも、重要な施策であると認識しております。

本市でも、国が掲げます「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めまして、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携について今後模索してまいりたいと思います。特にＪＲ松橋駅や小川駅周辺は、市の中核的な交通結節拠点でありますとともに、子育て世代にとって魅力的なエリアでもあります。今後、人口流出の抑制や若い世代の定住人口の増加を図る上では、駅周辺などで都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりを進めつつ、宅地開発の誘導等につながるようなインフラ整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○１５番（渡邊裕生君） 宇城市の、国の意向を受けて、宇城市なりの取組というのが少し今語られたんではないかなと思っているんですけども、今後の課題ということで少しお尋ねをしてみたいと思います。この国のコンパクトシティについて、世間一般的によく言われている課題としていくつかの問題があります。１つは、既に拡大した郊外をどう集約するのか、周辺部の切り捨てにつながるのではないかな。また、都市計画が住民に理解され受け入れられているのか。さらに自動車、マイカーへの依存を克服できるか。そして既存商店街をどういかしていくか。この辺が、今この「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」という部分に関して、この辺をどうするんですかというのが今言われている問題ではないかなと思っています。この宇城市に目を向けてみますと、周辺部の人口減少をどのように今後考えていくのか、宇城市全体を見渡したときの均衡ある発展という部分を、この「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」とどう結び付けていくのか。そして、この「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」という考え方は、今宇城市民に理解され、浸透しているのか、そういう話になろうかと私は思うんですけども、この第２次宇城市総合計画の１４１ページの中に、都市計画基礎調査実施により用途区域の見直しをしますという言葉が書いてあります。宇城市の今後のグランドデザインといいますか、どう今後宇城市をここにあるように集約化しつつ、発展をさせていくということを何らかの形でお示しいただければと思うんですが。今後の課題ということで、まずお答えいただきたいと思います。

○企画部長（岩清水伸二君） 議員が御質問のとおり、コンパクトシティの考え方が、中心市街地への人口集中を招いて周辺部が衰退していくのではないかなという質問だと思います。

コンパクトシティの概念は、一極集中ではなく、それぞれの地域において都市機能の拠点化を目指すもので、言わば多極集中型でございます。やはり人は仕事や生活利便性の高いところを求めて集まる傾向がございます。人口が集積すれば民間投資が進み、各種サービスが提供されるようになり、結果、雇用も増えてまいります。

現在、人口の減少が進みつつある宇城市におきましては、市街地以外の周辺部から仕事や生活利便性を求めて、熊本市方面へ転出される方も少なくありません。コンパクトシティは、それぞれの拠点において公共交通機能をはじめとした医療、福祉、買い物、公共施設などの都市機能が集約され、生活利便性が高まることでこうした転出を抑制し、宇城市にとどまってもらおうというのが1つ。それともう1つが、市外の方にも宇城市を選んでもらう、住んでもらおうというのが目的でございます。確かに拠点化とか機能集約という言葉からすると、それ以外の周辺地域では「何もしてくれないのか。」という議論になりがちでございます。そうではなく、周辺地域が抱える課題にもしっかりと対応した上で、本格的な人口減少社会の到来を見据え、都市核機能を強化することで「選ばれる宇城市」を実現していこうとするものでございます。

- 15番（渡邊裕生君） 今、企画部長がお答えになられました内容について、私が今思うに、例えば三角町は三角駅周辺でとか、小川町は小川駅周辺なのかイオン周辺なのか、豊野は豊野支所中心にみたい、そういう各旧町ごとのかつて拠点であったようなところが、さらに中身の濃い充実したサービスの提供できる、言わばその周辺部の核として機能しつつ、宇城市が全体的に発展していくということを今想像しました。ただ、現実を見てみますと、例えば老人福祉センターがなくなってきています。先ほど大村議員がおっしゃった松橋の図書館の問題、やっぱり地域の人がそこにこういうのがあってほしいと言って、それがそこで充実した形で提供されるというところでのコンパクトシティであろうかと思しますので、本当に老人福祉センターをなくしたり、松橋はブックセンターでいいのかというような議論が、少しこのコンパクトシティの趣旨からすると、何となく私は違うんじゃないかなと思うんですね。ですから、今この宇城市の行政のあり方、方向性が、1つの、例えば、この「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」というのを全て職員の皆さんがしっかりと理解して頭の中において、いろんな政策に反映させていきたいと思います。なのであれば、じゃあ老人福祉センターはどうすべきなのかとか、公民館はどうすべきなのかとか、図書館はどうすべきなのかという議論が当然なされなければいけないというのが、どうも先行して、無くすものが先走っているような気がしてなりません。ですから本当にこの「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」というのが、その地域において集約された形で、今までより以上に、そこに行くと利便性が高いんだよというので市民に対してアピールができるのであれば、そこは人口減少の地域にならない可能性が出てくると私も思います。ですから、そういった意味でこの宇城市全体の議論として、このことをしっかりと踏まえた中で今後の施政方針にいかしていただきたいと思います。そして公共交通網を考えましょうとこの前

から出ていますけれども、そこが先ほどこっちと言いましたマイカー依存を克服できるかと。確かに高齢者になってさっきも免許返納の話がありました。そういった部分を、言えば車がないともうどうしようもできないから免許がなかなか返せないという人が、特に私たちが住んでいる田舎の方では、非常に多ございます。その人たちが安心して免許が返せるような地域づくりが、果たしてこの「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の中でできていくのかというのが大きな課題になるかと思っておりますので、是非、今後のそういう取組の充実にいかしていただきたいと思いますので、みんなでこのことに関しては議論をしていって、そして分かりやすい形で市民の皆さん方に理解していただけるような、そしてそれが浸透していただけるようなやり方を示していってもらわなければ、上の方だけが分かっていて下の方は全然分かってないという話では、やっぱりこういう政策は展開できないんじゃないかなと思いますので、是非その辺のところはよろしくお願いをしておきたいと思います。

最後に、老人福祉法についてということで題を挙げております。今もちょっと触れましたけれども、老人福祉法における老人福祉センターの扱い、法の中では、この老人福祉センターというのはどういう位置付けになっているのか、その設置基準そして宇城市の今の状況について質問をしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） お答えいたします。老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センターは、無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設として設置されております。

老人福祉センターの種別としては、建物規模が495.5平方メートルから800平方メートルまでのA型、800平方メートル以上の特A型がありまして、老人福祉法では、各種相談事業、健康増進に関する事業、生業及び就労に関する指導事業、機能回復訓練の実施、教養講座の実施、老人クラブに対する援助を行うこととされております。

宇城市におきましては、現在、特A型の松橋老人福祉センターと不知火老人福祉センターの2か所がございます。A型で老人福祉センターと地域福祉センターとの複合施設である小川総合福祉センターがございまして、各センターにおいて先ほど申し上げました事業を行っているところでございます。

また、施設の老朽化や災害により豊野町及び三角町の老人福祉センターは解体を余儀なくされましたが、代替の公共施設において事業を行っているところでございます。さらには現在松橋老人福祉センターの改修工事に取り掛かっておりまして、工事完了後は老人福祉センターの機能集約を行う予定としております。これは、公共施設の見直し方針に基づくものであるとともに、災害によりその継続利用が困難

となったことによるものでございます。

○15番（渡邊裕生君） ありがとうございます。老人福祉法の中で、この老人福祉センターというのは設置義務なんでしょうか。それとも各自治体の裁量に任せてあるんでしょうか。法にこれだけのものがうたってあるということは、私、設置義務があるんじゃないかな、そしてそれに対する交付金、措置費が国から来ているんじゃないかと思うんですが、そこ1点ちょっと確認をお願いします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 設置の義務ということでお答えいたします。先ほど老人福祉法第20条の7で目的の方を申し上げましたけども、老人福祉法の第15条の第5項では、国及び都道府県以外のは社会福祉法の定めるところにより軽費老人ホームまたは老人福祉センターを設置することができるとなっております、設置の義務はないと捉えております。また、老人福祉センターの設置により、交付税等の措置があるかといいますと「こちらの方はございません」ということが現状です。

○15番（渡邊裕生君） 今の部分は、非常に私にとっても大事な部分でありました。これが義務なのか任意なのかということで、全国でもこの老人福祉センターのない市町村が果たしてあるのかなとちょっと思ったのですが、旧町ごとにそれぞれ造られておりました。その中には浴場というのも特Aの中には謳い込まれているんですが、それが設置義務ではないという話になると、それはもう私たちができるだけお風呂をつくってくださいよとか継続してくださいよと言っても、なかなか通らない話なのかなと思うわけでした。本来その老人福祉法の趣旨からすると、高齢者の皆さん方に福祉という観点でいろんなサービスを提供して行って、住みよいまちづくりだったり高齢化社会の中でのいろんな活動拠点であったりという場を提供するというのが、その自治体の1つの責任みたいなところで今までなされてきたのかなと思いました。周辺部からという言い方がいいのか分かりませんが、先ほどありましたように三角とか豊野がだんだん老人福祉センターがなくなって、不知火も近々建て替えられるであろう、松橋はおそらく残るんでしょうけども、お風呂場はなくなってそれが事務室になるというような話も聞いておりました。その地域の高齢者の皆さん方にとってのこの施設が今までいかに重要な役割をしてきたかというのは、もう言わなくても分かる話ではあるかと思います。先ほどコンパクトシティの考え方からすれば、私の受け止め方からすれば、こういうのはやっぱり地域の中であって、その周辺部の人歩いてでも行けるという施設であってこそその地域の充実ではないのかなと思うわけですが、今後、この老人福祉センターどのように宇城市ではなっていくのか、ちょっと部長の考えをお聞かせいただければと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 私個人の考えというよりも、宇城市としての考えを申し上げます。先ほど申し上げましたように、老人福祉センターで行うべき各種の事業ですね、健康増進に関する事業、生業及び就労に関する指導事業それと機能回復訓練の実施、教養講座の実施、老人クラブに対する援助等、こちらの方が、例えば代替の施設で実施できればそちらの方でやっていきたいと思っております。あれば便利ということはありませんけれども、そちらの方は致し方ないということで、ある施設で目的を果たしたいと考えております。

○15番（渡邊裕生君） 今の答弁で、ある施設で今までどおりのサービスを提供していきたいという考え方、是非それが後退することなく、さらに発展していけますことをお願い申し上げまして、随分時間が残りましたが私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、渡邊裕生君の一般質問を終わります。
ここでしばらく休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時51分
再開 午後 1時00分
-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。
次に、12番、五嶋映司君の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 皆さんこんにちは。12番、日本共産党の五嶋映司です。議長のお許しを得て一般質問をいたします。

まず、選挙後の最初の議会にあたります。再度、議会に送り出していただいた市民の皆さんに感謝をしたいと思います。選挙の際に皆さんに訴えた公約を常に心に留めて、今後4年間その実現のためにしっかり議会活動を行うことが市民の皆さんへの願いに答える最大の仕事だと考えています。私が今回の選挙で市民の皆さんに訴えたのは、大きく分けて4つの点です。その第1は、被災者の立場に立った復興と生活再建支援策の実行です。2番目は、まだまだ高い国保税や上がり続ける介護保険税、水道料金など住民負担の軽減です。3番目は、子どもの貧困が問題になる中、子どもの医療費の完全無料化や年齢枠の拡大、給食費の助成制度の創設など子育て支援の拡充や若者定住支援策の充実です。最後の4番目は、農業、中小企業支援で地域活性化策の充実です。この4点の政策を掲げ、市民の皆さんに支援を訴えました。また政党としては、森友学園問題や加計学園問題に伴う民主主義の根幹を壊す公文書改ざん問題や、自衛隊の南スーダン派遣の日報隠し問題などに見られる官僚を抱き込んで国民をだます余りにひどい安倍政権、こんな政治は許せない、こ

んな政治を変えるための議席が地方政治にも必要と市民の皆さんの賛同も呼びかけました。今回の一般質問で、先に述べた4つの公約に沿って質問いたします。

まず、被災者の立場に立った復興ということで、予算の使い方が被災者に寄り添った形になっているのかを牽制をするため、建設予算の使い方について質問をいたします。この質問は、平成30年度予算が大体固まった昨年の第4回議会、いわゆる12月議会でも質問をいたしました。今回は予算が決まり、合併特例債の延長が決まるなど、状況が変わりましたので再度質問をいたします。

まず最初に、市がこの1、2年に予定している建設関係の需要は、どのようなものがあり、予定金額はどのくらいなのか、まず教えていただきたい。先週の代表質問でもこの問題について2人の方が取り上げられました。重なる部分はあると思いますが、御容赦いただきたいと思います。

続いての質問は、質問席から続けます。簡潔明瞭な答弁をどうかよろしくお願いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 平成30年第1回定例会においてお答えしております内容について事業費を改めて申し上げます。

まずは、平成30年度実施予定事業でございます。まずは平成29年度からの繰越事業でございます。災害公営住宅建設事業約28億6,000万円を含め、総事業費として約129億円を見込んでおります。このうち建築事業につきましては、松橋中学校体育館改築事業約11億5,000万円、学校給食センター建設事業約24億8,000万円、防災拠点センター建設事業約17億円と、その他地域間交流施設としての三角金桁温泉建設事業、ウイングまつばせ改修事業、サン・アビリティーズの大規模改修など、あと海洋センターの非構造部材の改修など緊急性のある施設の改修を予定しております。

平成31年度におきましては、不知火小学校改築事業9億円、防災拠点センター建設事業約16億円の建築事業、またその他で道路・橋りょうや維持工事費、土木を例年どおりの事業を見越しており、それが約16億円と見込んでおります。継続事業である松橋駅東西広場整備事業、長崎久具線整備事業、戸馳大橋建設事業など土木工事を含めまして、総事業費としまして約50億円を予定しているところでございます。

○12番（五嶋映司君） おっしゃったように、渡邊議員の質問に提示をされた資料をそっくりお読みになったんだろうと思います。おっしゃるように平成32年度が129億円ぐらい、平成31年度ないし最終的に平成32年度にかかる部分も多少あるかと思いますが、この1、2年の間に宇城市が予定している金額は、先ほど述べられた資料では213億1,900万円、これは渡邊議員が言われた数字と一緒に

す。ただしこれには、災害公営住宅の後期分の１００軒が入っておりませんので、この２８億６，０００万円とおっしゃったが、そのまま２８億円を足したとすると、平成３１年度まで多少かかりますが、この１、２年の間に宇城市がやろうとしている主な普通建設事業の総額は２３０億円を超える金額になります。この金額は、まずはどんな金額なのかをしっかりと皆さんで考えてみたいと思うんですけども、平時すなわち地震が来なかったときの宇城市の建設予算と比較して、この２４０億円という金額がどのくらいの数字になるのか、まずは伺いたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 申し訳ございません。前年度以降、以前の分の建設事業費の持ち合わせが手元にございけません。申し訳ございません。

○１２番（五嶋映司君） それではないというか、ちょっとその辺は覚えておいてほしいと思うんですけども、平成２７年度ぐらいの予算、例えば大きな公共工事がある場合は別ですけども、普通のときのいわゆる建設費用に投資した予算は２０億円から３０億円だったんだろーと思います。１０億円ぐらいの多少違いがあったにしてもその程度だろーと思います。そうするとこの２４０億円というのは、２年間で仮に機械的に割っても１２０億円という金額になります。そうすると、この宇城市がこの１、２年の間にやろうとしている普通建設事業の規模は、平年度に比べると計算の仕様によるとと思いますが、６倍から７倍の事業をやるということになるんだろーと思います。一応そのくらいの事業になるということが、もし認識として違ふよというなら、財政担当の方もおいでになるから反論をいただきたいと思いますが、当たらずとも遠からずならばもう議論を進めていきたいと思います。ということであるとすると、じゃあこのことはこの数字として置いて、いわゆる質問事項で通告申し上げております震災後の入札状況に移りますが、震災後の入札状況については先週の木曜日の中山議員の質問でほぼ数字としては出ていますので、その件は抜きにして。不調・不落の主な原因についてまず伺いたいと思います。新聞などの報道によりますと、主な原因は、人手不足と単価高騰によると報道されております。頂いた資料によれば、平成２９年度建設関係の入札件数が１９件とあります。そしてそのうち不調になったものが８件あったということですが、その不調になった８件の原因が人手不足なのか、単価なのかをお知らせいただきたいと同時に、その８件のうち７件は、発注できて再工事できたという報告になっていますが、再発注でどのくらい単価が上がったのか。この２点を教えていただきたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） これは３番の質問だと思いますけれども、不調・不落の主な要因は、五嶋議員がおっしゃられますとおり、資機材の高騰や人手不足というのが主な原因であろーと考えております。それに併せまして技術者の不足というのが考えられます。

主なところから申しますと、平成28年4月1日と平成30年4月1日の単価で比較しますと、普通作業員、特殊作業員で約5%上昇しております。鉄筋工、型枠工、交通誘導警備員が約10%です。それと碎石の上昇率が約15%、異形棒鋼（鉄筋）に至っては50%程度上昇しているところでございます。これからあつたのが7件ですので、まず大きなものとしたしましては、やはり先ほど申しましたとおり労務費と資機材の高騰で、この間五嶋議員から指摘いただきました豊川プールの改築事業というのが、大体1億5千万円から2億900万円程度には上がったというところがございます、こちらの方は設計段階と発注段階での労務費の資機材の見積りに大きく乖離が生じていたというところがございますので、これが一番大きな開きではなかろうかと思っております。そのほか別途小野部田小では、1億2,500万円が1億5,200万円と、一番高いのはやはり豊川小が一番高かったのではなかろうかと考えております。そのほかに実際一旦変更をかけようとして見直しましたが変わらなかったものは、宇土郡役所の方は最初から1,836万円というところで、こちらの方は変わりなく入札ができております。あと終わっていないので申しますと、本庁舎の耐震と給食センターの新築でございます。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったように主要な原因は、人手不足と資材の高騰、その他設計の段階での多少の異論があつて、1件とか2件とかほかの理由があつたかと思いますが、基本的にはそういう流れだと。おっしゃったように豊川小学校のプールは再入札で38.7%上がっている。小野部田小学校のプールについても21.4%上がっている。100%でも当然ほかにたくさんあります。再入札してそのまま取れたというのもあります。いわゆる農業者トレーニングセンターの天井の災害工事なんかについては161.2%まで上がっている。294万8,000円が475万2,000円ぐらいまでになっていると。そういう数字があります。これは頂いた数字の分析ですからそういう数字になっております。

今おっしゃったように、入札の今後の見通しについてもちょっと伺いたいですが、頂いた資料では、落札できなかったのが本庁舎の耐震補強工事と給食センターと今おっしゃったようになっています。この2つの不調の原因は、例えば今残っている本庁舎の耐震と給食センターが、依然として2つが不調として残っていますが、この原因は何なのか、再入札にかけるにはどうすればよいとお考えになっているのかまずは伺いたいと思います。同時に、本年度平成30年度の建設工事は目白押しです。今言われたように、目白押しであります。件数にすると、私は執行部から頂いた資料の中の松橋西、長崎久具線、戸馳大橋、宇土浄化センターは抜きました。これはちょっと今私が論点としている問題と多少違いますが、それを抜いても松橋中学校、不知火小学校、三角金桁温泉、市役所の改修工事、防災コミュニティセンタ

一その他いろいろ目白押しです。今後、不調を避けるためにどのような対策をとられると、入札がスムーズに進むとお考えになっているか、その点の見通しをまず伺いたい。

○総務部長（成松英隆君） 今後の入札の見通しというところで、まずお答えいたします。平成29年度末時点の不調・不落11件中5件につきましては、平成30年度5月中の入札により契約が成立しております。残り6件中2件につきましても、6月中に入札予定でございまして、残り4件については、単価の見直しや工期の見直し、あるいは再積算を実施中であり、順次計画的な発注を行っていきたいと考えております。

独自の調査というのがなかなかございませんので、県の調査によりますと不調・不落はピークとなった平成29年度初めと比べて低下傾向にありまして、ここ数か月は10%半ば以下に収まっているようであります。ただ、本市においても平成30年度も復旧工事等あるため、引き続き不調・不落の動向を見つめながら、必要なときは対策を講じていかなければならないと思っております。

その中で、先ほどの学校給食センターの話がございました。給食センターは最初に条件付一般競争入札というのをやりまして、その中最初が1社もなかったということでございます。2回目も入札に2社が参加しましたが、辞退ということになっておりまして、現在のところ打ち切ったままということになっております。

それと、先ほど県のお話、ここ数か月は10%台ということでございますので、今後は若干はこれまで震災の復旧期ではなくてこれから先復興期に入ってくると思いますので、若干は県内の状況も率的にはよくなってくるんじゃないかと、ちょっと確約的なことは申せませんが、そんなふうに何となく思っているところでございます。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったけど、不調・不落は僕は改善されると思うんです。なぜならば、今までの不調・不落は単価がどれくらい上がっているのか読めなかった部分が多いですね。人手不足とか資材高騰を読めなかったためにそんな状況が出てきちゃった。ところがこの時点では、このくらいやらなきゃ取れないというのがはっきり見えてきました。今の時点ではね。今年度の不調・不落についてはそれなりの積算ができるために、僕は減るんじゃないかという思いもしましたが、先ほどおっしゃった個々の物価の上昇といいますか、人件費の上昇その他資材費の高騰のことをおっしゃって、ちょっと宙におっしゃったのでメモできませんでしたが、一番高い鉄筋なんかは50%上がったよと、人件費でも5%とおっしゃった。その他いろいろあってそういう状況なんですけども、それでは、今までの今回の入札に関しての見通しは何とかなりそうだと。今確かに公共工事、見通しが立

ってやっていかなきゃいけないですから、そういう見通しは非常にいいと思うんですが、建設単価がどのくらい上がっているのか、人手不足や業者不足はどのくらい改善されたのか、それに対応して今発注をかけるわけですね。その辺はどのくらいなのかというのを、今積算をもう具体的にされているから分かると思うんですけども、どういう状況なのかというのを教えていただければと思います。

○総務部長（成松英隆君） 県内の状況で、こちらの方は若干あれですけど、今年の3月に経済調査会、一般財団法人の方が出しております動向にございますと、生コンクリートはやや熊本県内では逼迫やや横ばい、この価格の見通しが横ばいと出ております。それとアスファルト混合物は弱含みということで若干下がり気味かなというところでございます。それと異形棒鋼こちらは価格の見通しは横ばいということ、型枠の方が若干強含みとなっております。このように表にしたところでございますと、全般的に生コンクリートからクラッシャーランとかいうのは最近上がっておりますけど、それはそうでもなかったと。ただ、鉄筋はやっぱり上がっているというところでございます。それと型枠の方も上がっております。ただ、最近日経新聞の方にも書いてございましたけれど、足場メーカーさんの方が熊本県内に進出されているというところでございますので、そちらの方が来て6月には拠点を設けられるということがございますので、足場なんかにつきましてはそういう状況もございますので、若干好転して来るんじゃないかなろうかとは思っております。

○12番（五嶋映司君） 今おっしゃったように、具体的にどれくらい上がるんだというのは本当は知りたいんですけどね。例えば2割上がったら3割上がるのか。今さっき言った数字でいくと中には6割上がっている3割ぐらい上がっているとかいっぱいあるから、じゃあどのくらい今上がっているのかというのを聞きたかったんですけども、その辺の答えはなかなか難しいかも知れませんが余り追及しませんが、上がっていることは事実とは同意できると思います。そして少なくとも10%か20%か知らないけどかなりの部分が上がっている、そういう議論は同じ流れの中で議論できる部分だろうと思います。その辺はそれを前提として議論を進めますが、まず、私は今回この問題を取り上げた第一は、市が今おっしゃったけども、とにかくこの期間に例年に比べると6倍から7倍ぐらいの市の工事を発注すると。そのことによって市民の震災復興にどんな影響があるのかということをやするために今までの意見を聞きました。今までの質疑で分かるように、例年の数倍といわれる震災復興の事業の拡大によって、資材高騰、人手不足さらには業者不足などによって事業が思うように進まない現状ははっきりあります。さらに市民の皆さんの復興も正しく今からです。これは市長もおっしゃったようにね、今回の最初の中でおっしゃったように、今からが市民の復興、宇城市の復興も正しくその部分です。今からが本

格的な復興だと思います。昨年の12月の議会でこの問題と同じようなことで皆さんに質問をいたしました。その時に、市民の皆さんの復興、これ非常に分かりやすい。家を建てたい、もう壊れてどうしようもなかったからとにかく自宅再建をしたいというのがどのくらいあるのかって聞いたら、ほぼ、かなり推測値は、これは推測ですから正確じゃないかもしれないけども、ほぼ間違いない推測で、宇城市で住宅再建を希望されている方が684世帯、サンプル調査では1件当たりの建設費が2,050万円だから、市民の皆さんの建設費用は140億円とおっしゃった。これも御存知のように、災害公営住宅もみなし仮設も期限が切れました。本当は、あと1年延びていますから今は大丈夫ですけれども。延びて、ですからこの1、2年の間にこの人たちも住宅再建をしなければならない。これを先送りできる問題とは違いますから、やれると思います。この140億円の民間事業がある。さっきも言いましたが、市が予定している建設事業の急がなければならない部分と、今僕が論点としている対象の部分を外した部分のこの1、2年の宇城市の建設事業の総計は170億円になります。市民の皆さんの住宅建設と同時にこの工事は行われることになります。この住宅建設に今言った資材高騰その他がどんな影響を与えると思っておられるか。平均建築費2,050万円と言われていた、これがどのくらい上がる可能性があるのかということも含めて議論ができるんじゃないか、これは質問するわけじゃないから、そういうことを見ると、140億円が1割増えても154億円、2割増えると170億円近くになります。ということは、これがどのように影響するのかと執行部はお考えになっているのか、お考えを伺いたいと思います。

○総務部長（成松英隆君） 市の発注工事による市民への震災復興への影響はということでお答えさせていただきます。

熊本地震の発災からしばらくは民間住宅の雨漏り、ひび割れ、これは皆様既に御承知のとおりだと思いますけど、応急修理が非常に多ございました。そのため公共工事を主にしていらっしゃる業者さんの方も県外から職人さんを集められて、民間住宅の災害復旧の一翼を担っていただいたところでございます。現在では、発災後2年が経過して応急修理も最近ほとんど月に何回というところでございます。一応めどが立ったと認識をしております。震災復興である民間住宅の建替えは、これは五嶋議員と認識が違うのかもしれませんが、公共事業を主としている業者ではなく、民間住宅を主としている業者が中心となって担っていただいているところでございます。そのような状況からも、今後市の発注工事、いわゆる建築工事による震災復興への影響は、この観点からはないと考えております。ほとんどですけど。

また、公共と民間住宅の建材の調達での影響、これは大分私も考えました。双方で必ず必要となるというは、生コンと鉄筋。鉄筋は若干大きさが違うのでそこで事

業がかぶるというのはちょっとどうなのかなと思いますけれども、生コンは考えられますが。ただ、公共事業で使う生コンと御家庭で使われるよく20坪くらいの小さな家という、そこで使われる生コンの基礎がどのくらいかという、もう公共事業からみていくと、影響はほぼないと言っていいのではなかろうかと思います。ただ、やはり平成29年度民間が復旧で供給が多かったものですから、現在の供給量は生コン協同組合としても落ち着きを見せているというところがございます。ただ、ミキサ一車の方が逼迫しておりまして、やはり時間をきっちり指定しないと来ないというところになっております。

○12番（五嶋映司君） 一方で影響ないと言いながら、鉄筋は影響がある、何は影響があるとおっしゃったでしょう。ところが、前にも言ったけれども、職人さん全部連れてくるわけじゃないんですよ。基本的な工事は違うかもしれません。しかし、業種全体がこの期間に普通の民間事業を見れますとですよ、宇城市のこの地域、これは熊本県全体かもしれません。この宇城市全地域で民間の事業も含めると、平年の10倍以上の建築工事があるんですよ。それに影響しないと言い切れますか。僕はそんな経済はないと思いますよ。そんな単独にその部分が自由に動いていたらそんな経済、公共工事は何で地域経済を浮揚させることができますか。今まで、日本の経済政策は公共工事でかなり支えてきたわけでしょう。そんなことはあり得ないと思いますよ。大企業だけ備えて、下、末端の職人や皆さんがならなかったらそんなことはあり得ない。そんな論拠は僕は余りにもひどいと思います。市長、じゃあその辺どうお考えになられますか。

○市長（守田憲史君） 合併特例債が延期になりました。この件に関しまして私は震災を受けた市として最前線で国に訴え続けてきたところがございます、延期になりました。その国会議決を受けまして、今の工事の御指摘の6倍7倍とか、五嶋議員のおっしゃる数字120億円ですか、かなり増えました、増えております。まず職員の頑張りを褒めていただきたいんですが、その中にありまして、延長できるものは目一杯延長して、この合併特例債をぎりぎりに使おうと。ただ、今回の場合は期限が相当厳しくなりますので、この2、3年だろうと。でもそれを目一杯延期できるものは延期してほしいと、すぐに検討に入ってくれという指示を出したところです。1つずつ見ていったところがございますが、例えば、皆さん御存知のように、復興住宅につきましては、これはもうスピードが全てでございます。あと1年で仮設住宅の期限が切れるところです。それと防災拠点センターにつきましては、この1年1年で国の補助が減っていきますので、これも急がなければなりません。そして、給食センターですけれども、これも今となっては震災前の計画で国の補助金が決まっておりますので、これを後延ばししたら何億円も宇城市の補助金が減るわけ

でございますので、それもできない。じゃあ何だったらできるのって。今のところ三角の温泉センター1つぐらいで、あとは全部計算をしたんです。それともう1点は、五嶋議員がおっしゃる確かに地域経済がある程度連携の中にある中、私としましては、この200戸の復興住宅については、URであったり大和であったりよそからなるべく持ってきてもらえるものでなければならぬ。いろいろな検討をしたところでございます。しかしながら、この復興はスピードも大切でございます。その中にありまして、五嶋議員の論等の中で総論の議論ばかりでございますが、それではどれをやめたらいいと具体的に御提案いただきたいところでございます。

- 12番（五嶋映司君） 今市長おっしゃったが、執行部は今総務部長がお答えになったが、そういう認識ではやっぱりおかしいんだと思うんです。だから今市長はね、そういう認識も含んでとおっしゃったが、例えば具体的にどうなのか、例えば私は災害公営住宅を急ぐことは同じです。このことは今の中でも外していません。しかもこれをよそから連れてきてやるっていうことも、涙をのんで正しいことだと思います。ただ、今大手住宅産業、例えばいわゆるアパート産業が、アパート経営者を募集するためにネット上で盛んにやっている宣伝によりますと、今でも大体多少の様式が違って、あの手ぐらいの災害公営住宅ならば、大体坪50万円ぐらいで宣伝しているんですよ。だけでも100万円ぐらい掛かる、これは僕は急がなきゃいけないこの状況の中ではしょうがないと思います。それはそれとして、だから今市長がおっしゃった部分の反論ですが、じゃあ具体的にどういうことができるんだとおっしゃる。また、私が思うのにまず松橋中学校の体育館2億円かけて補修しました。選挙の時に皆さんに聞いたら、やっぱり税金の無駄遣いだ。宇城市は何にもかからないからいいかもしれないけど、税金じゃないかと。例えば、我がところがよければいいというわけじゃないだろうという議論がありました。2年間まだこれは使えるんですから、例えば、オリンピック事業が来年後1年半もすれば大体収まるんですよ、2020年ですから。だから資材高騰もオリンピック需要が止まればある程度目鼻が付けば、ある程度の可能性も出てくる。だから例えば松橋中学校の体育館も1年か2年待てば何とかなるんじゃないか。例えばこれの予算の問題をおっしゃるかもしれない。この問題は長くなりますから、ちょっと議論あれですけど。いわゆる市の負担に対する特例債の補正がありましたね。いわゆる特例債を出す補正があつて、それに間に合わせるために今急いでいるんだという前の説明なんかがありました。その辺の部分がどうなのかまだはっきり分かりませんが、松橋中の体育館もそうですし、例えば不知火公民館、壊して造ろうとしているけどあれも2、3年は使える、それを待ってやってもいいんじゃないか。給食センター、今の給食センターまだ使えるじゃないか。造り替えなきゃいけないという理由は分かるけれ

ども、2、3年待てるじゃない。2、3年待ては市民の皆さんが造った後にでも間に合うんじゃないかと。造った後というかね、そういうことができるんじゃないかと。それは政府が決めたことだからそれに関しては従わなければいけないとおっしゃるかもしれんけども、政府との交渉できる要因が残るんじゃないか。仮におっしゃったけども、140億円が2割高くなったら、仮に簡単にいくと28億円増えるんですよ。これは市民の負担になっちゃうんです、全部。ところが28億円を市民の方に押し付けてしまう形になる。市民の人たちは補助金も400万円ぐらいしかないんですからほとんど駄目なんですよね。ところが市のいわゆる自治体経営からいうと市長がおっしゃることも分からんことはない。しかし、市民に添った復興ならば、そういう復興の考え方があるんじゃないかと思います。今具体的におっしゃったからそういうことを申し上げますが、そういう意味で、私は今の建築予算を見直したい。急がなきゃいけないものはしょうがない、全体、何もかにもやめろというわけでもない。けども、少なくとも市民の皆さんに添った復興をやるならば、予算の見直しをしてもいいんじゃないかと思います。このことに関しては答弁を求めて、次のことに移りますがよろしくお願いします。

○市長（守田憲史君） 各論の話でございますが、不知火の防災拠点センターも含めて基本的に自治体の最初の防災、純粋な防災センターは1割負担でございます。それがどんどん延びて、2、3年も待ったらそれはもう補助金の対象にありません。ですから、何億円ももらう、例えば補修で今の不知火の公民館を大規模改修するとなると7億円という数字が出てきました。もうあの規模はとてもできません。その中であって今回1割2割で5億円の防災拠点センターができるならば、やはり造るべきであろうと思うわけです。そこで2、3年は待てない。給食センターにしても補助金がありますので、これは震災前の計画であったもので、もうこれも待てないところでございまして、それともう1点は、熊本県は今後オリンピック需要が終わっても単価は下らないという認識での工事の進め方をすることとございまして、今後その値段も予算を許さないところだろうと。それは別としてやはり延期したいんです。大分検討しているんですが、やはり執行部が計算すると、なかなかその延期できない大きな事情があるということを是非とも御理解いただきたいと思います。

○12番（五嶋映司君） 是非、今おっしゃった理屈も全然分からないわけじゃありませんが、市民に寄り添った復興、これが僕らの議員としての最大の役割です。市民から選ばれた私たちはそういう主張をしっかりと議論をする。そういうことが必要だと思います。このことを考えながら是非検討していただきたい。それと同時に短期間に大量の仕事をやるよりも、できれば少し3、4年待てとは言っていない、

1、2年なんです。1、2年で何とかならないか、だからその辺を延ばせば、例えば地域経済に対しても、より工事量を多く発注できるそういう要素があることを改めて強調して、ちょっと時間を使い過ぎましたが次の質問に移ります。

水道料金について伺います。今回公約に掲げた住民負担の軽減の1つとして、この問題を取り上げています。何度も何度も質問しています。執行部に対しては、なんだまたかと言われそうで仕方ありませんが、これは市民の皆さんの大きな要望でもありますし、住みやすい宇城市を実現するための大きな要素でもあります。

まずは、同じようなことを聞いて申し訳ないが、現在の水道料金に対する見解をまず伺っておきたいと思います。

○土木部長（成田正博君） これも何回も同じようなお答えをしております。今宇城市では、上水道2地区、簡易水道5地区の水道事業を運営しております。水道料金体系につきましても、簡水、上水合わせまして7通りほどの体系で運営を行っております。こういったばらつきに関しましては、ほかの自治体も一緒に統一化になっているところは少なく、幾通りかの料金体系で運営している状況でございます。

その中で水道事業におきます料金の現状でございますが、県内14市代表的な区域について標準的な目安であります一般家庭3人世帯で、13^{ミリ}の口径、月平均の20^トの水道料金の算定を行い比較してみました。今までも何回か申してきましたが、一番高いのが上天草市6,264円、2番目が天草市4,622円、その次が宇城市でございます4,491円、4番目が宇土市3,340円というような状況になっております。合併など様々な要因によりまして、今宇城市の今申しました順位3番目にある今の料金体系になっており、現在の位置にあるというふうに認識をしております。

○12番（五嶋映司君） おっしゃったとおりで、ここでお聞きしたらやっぱりちょっと高いよと、宇城市は。ということは、同じ認識の上に立って議論を進めていきたいと思います。水道料金については、まずは公共料金としての水道料金ということをお願いしたい。そして、水はなくてはならないものですから社会資本の一部であって、その設備を整備するのは自治体の基本的な役割です。社会資本というのは道路だとか学校だとかいろんなものがたくさんありますが、基本的には無料に近い状況で提供されなければならないというのが原則です。地域間格差は極力避けなければならないと思います。このような観点で、県下でもまだ高いほうにあるこの宇城市の水道料金を、隣の宇土市並みに3割引き下げてほしいというのが今回の質問の趣旨です。今までの質問の中で、今までの議事録をずっと取っていらっしゃたら、かなり膨大な議事録が私の質問だけであります。それを今回もまたもう1回読み直して、また同じようなことを言うような形になってしまいますが、質問してい

かなければ展望は開けないから是非これをやっていきたいと思いますが、何度も検討するとの答弁をいただきました。これは前向きか後ろ向きか知りませんが、とにかく検討するという答弁はいただきました。改定への検討については決算ごとに出費を減らして歳入を増やすことが必要だから、というような検討は行ってきたという答弁もありましたが、果たしてじゃあ下げるといいますか改定というか単にどうやったらできるのか、今の状況では、執行部が考えている状況では到底無理です。それならばどうやったらできるのかというのは、僕は議論の余地はいっぱいあると思います。そういう形での議論をしたことがあるのか、そういう検討をされてきたことがあるのかどうかまずは伺いたいと思いますが。簡単で結構です。やってきたらやってきた、やってこなかったらやってこなかったで結構です。その辺をちょっと伺っておきたい。余り長くなるとかえって皆さんに準備させて失礼になりましたので、よろしくお願いします。

○**土木部長（成田正博君）** 簡単にということでございますが、今まで五嶋議員の御質問の中にもありました、どうやったら下げられるのかということも含めまして、有収率の向上、あるいは加入率の向上や水源の有効活用などについても検討してきたところでございますが、これ話すとちょっと長くなりますけれど、今から水道企業団もいろいろ事業をやっていく中、大変な運営にせまってくるということで、七十数億円の改修費用が掛かるということで、企業団の方にしましても今宇城市に大体1ト103円で提供していただいておりますが、これも数年後にはどうしても上げざるを得ない状況になってくるということもちょっと耳にはしております。

○**12番（五嶋映司君）** 今おっしゃったように、一時は企業団に大分黒字があったから、その部分を一部でもいわゆる構成団体にカウントできないかという質問もしてきましたが、今の段階では前にも具体的な例が提案されましたから、70億円近くの金をかけて導水路の改修をするような問題が出てきました。ですから企業団の問題としてはなかなか難しい問題になってきたのかなと思っております。それと同時に地震や施設の老朽化によって、実をいうと有収率も下がってきちゃったんですね。一時は94%ぐらいまでいったことがあるんですけど、今はもう80ちょっとぐらいに有収率も下がってきます、宇城市が。ですからこれに対する改修費用も必要なんだよという話もあると思います。そういう意味では、引き下げるなんて冗談じゃないよと引き上げる条件の方が多いんだよというのは、皆さんの今の主張だろうと思います。それもよく分かります。しかし、市民の要望なんですよ、何としてでも何とかならないか。そういうことを考えるとどういうことを考えるかということ今は有収率の問題今言われました。受水率の問題にしても89ぐらいです。買った水の1割以上は捨てているわけじゃないけども、使わずに金だけは払っているという状

況があります。例えば、前の質問の時に、3条予算は黒字。いわゆる使った水を売って売り買いの部分じゃ黒字だけど、4条予算資本的な部分では赤字だから、その部分をいわゆる基準外繰入れをしているからそれを足すと赤字だからどうしようもないという話もされた。けども、こういうものを考えながらも、市民どうするのかということも社会資本の一部なんです。そういうことも考えながら、単純に考えれば下げるのは無理なんです。そういうことを考えながらこの水道料金を引き下げる方策、できることをやるのは当たり前で、こういうことを言うと怒られるかもしれませんがけれども、条例どおり規約どおりにやることは公務員の義務ですから、それは当たり前ですけれども、今職員の皆さんも一生懸命苦労されているのはよく分かります。そういうことも含めて視点を変えて考える要素はないのか、まず伺いたいと思います。

○**土木部長（成田正博君）** 引き下げる条件といたしましては大きく大体3つほどあります。受水費それと将来を見込んだ維持管理費用それと今返済しております企業債の償還金があります。企業債の償還金でございますが、平成29年度末で大体43億3,000万円近くあります。39年間ほどかかる予定でございます。ちなみに宇城市が平成30年度の償還額が約5億5,600万円というふうになっております。こういった3つの要素、先ほど申しました受水費用、それと維持管理費用それと企業債の償還金これが安定した費用といいますか、支払いが出てきた場合はそういった条件をクリアすれば下げることも可能かと思いますが、現段階では非常に厳しい状況でございます。

○**12番（五嶋映司君）** 今おっしゃったね、僕がちょっと抜けましたけれども確におっしゃった企業債の問題ありますね、これ見てみますと終わったやつもあります。平成37年3月まで払わなきゃいけないやつの中には金利が4.2%なんていうのもあるんですよ。これは簡易水道豊川分だとか例えば仮に上水道分では、平成35年の3月まで払わなければいけないのは4.4%なんていうのがある。これは何か財政当局はよく知っていて、そんなの言っというてこれを国から返したら駄目だと言われているんですよとおっしゃるかもしれない。しかし、この辺も議論の対象になれると思うんですよ。なれないと首を振っておられるが、けどもそういうことを考えながら、じゃあこれが国がそういうことを言っているなら、この分については一般会計からの繰入れをしているじゃないかとおっしゃるかもしれないけども、そういう方式の考え方もあると思います。ちょっと余り長くなると次のことに移れませんから、とにかくそういうことで、水道料金については非常に難しい問題は重々承知です。しかし、宇城市を住みやすい市にするために一般会計からつぎ込んでも、それが皆さんにそんなのおかしいと言われたいような状況をつくりながら検

討していくことも可能性があるかと思えますから、是非、そういうことも検討していただくことをお願いして次の質問に移ります。

農業振興について伺います。これも今回公約に掲げた地域振興策の1つです。まずは、宇城市における産業としての農業の位置付けを伺います。簡単にひとつよろしく、ごめんなさい。

○**経済部長（吉田裕次君）** まず、宇城市における農業総生産額は、平成28年度の農林水産省の推計では193億円となっております。また各統計データでは、工業が約1,140億円、商業が約780億円となっております。また農家戸数は平成17年度が約2,700戸、平成27年度は約2,100戸と約600戸が減少しております。農業者数については、6,019人から4,367人約1,600人が減少しています。また2,600人が60歳以上で60%を高齢者が占めている現状であり、重要な基幹産業の1つですが、後継者不足に加え高齢化や耕作放棄地が増加して、農業総生産額は減少傾向にあると言えます。

○**12番（五嶋映司君）** おっしゃったように、宇城市は今の数字は農業センサスがなくなって、ある意味非常に数字が曖昧になってしまうのを、はっきりしない状態になってしまったような気がします。平成17年度から平成27年度までの変化を今おっしゃったと思います。これを見ると一貫して農業は衰退の一途ですね。もうどんどん衰退しているというような状況が伺えます。

私が今回質問したいのは、今もう答弁いただいて農業は宇城市のいわゆるまだ基幹産業という位置付けだろうと思います。それなのに生産額、農業従事者とも大幅に減少して、正しく衰退の一途。この前の質問でもありましたが、企業誘致などが新たな発展の方向性がなかなか見つからない。そういう中で農業の地域活性化をするのは、ひょっとしたら地域の活性化に非常に大きな要素になるのかと思います。新たな例えば今農業も雇用産業と化しています。特に外国人労働者といったらおかしいですが、研修生によって外国人労働者を雇う形での雇用形態が多くなっていますが、雇用を生むという意味でも農業経営というのは1つのパターンとして可能性があるんだと思います。ハード面の予算はかなりあります。今回も市長が一生懸命頑張っておられる800を超える基盤整備。これは1つのハード面での部分はありますが、じゃあ宇城市の農業を宇城市としてどう考えて、どういう施策を打って、そのためにどういう成果があったのか、そして事業はどういう事業をやってきたのか。その辺の問題を伺いたいと思います。

○**経済部長（吉田裕次君）** まずハード面の質問がありましたが、ソフト面の方のちょっと御説明をいたします。

まず、数値的には把握できておりませんが、農家戸数が減少する中、次世代を担

う農業者となる若手の新規就農者の確保として、農業次世代人材投資事業を活用し平成25年度から平成29年度まで新たな担い手として42人を採択、また宇城市認定農業者637人を対象として、各支部での役員研修、女性部学習会、農業フォーラムの開催、法人化研修会等への参加を図り、意識向上に取り組んでいるところでございます。また、担い手育成事業による支援の強化と認定農業者相互の交流を促進し、個々の技術向上、経営体による地域担い手の育成を実施しております。

また、中山間地域等直接支払制度を活用し、36集落、面積598㌥の農地の保全、さらに耕作放棄地解消事業等により荒廃農地の減少に努め、農業生産向上を図っているところでございます。

○12番（五嶋映司君） 何もやってないわけではなくて、今おっしゃったように行政も一生懸命やっているんだよと答弁いただきました。ところが聞いてみると、どれも衰退する農業を歯止めにするような施策になっていないのが現実です。次世代人材投資事業にしても、後継者不足を補うまではいっていない。当然ですね、だから減っているわけですから。それもこれも例えば一部大型化したり、特殊な経営と特化した農家以外は農業面で生活の展望が開けないのが現実であるからだろうと思います。農業生産物の米の需要は確かに減少しました。摂取エネルギー全体の需要が大きく減ったわけではないと思います。今流通形態が大きく変わってきています。また今宇城市が力を入れ始めた「さしより野菜」ではありませんが、食に対する健康志向も根強いものがあります。今まで生産や流通は農協に頼ってきましたが、社会の変化は、新たな農業形態の必要性を求めているような気がしてなりません。農業生産性の向上のための新たな行政指導体制の必要を感じます。農家の生産指導や情報提供の場を行政が、前あった農家の生産指導や情報提供の行政機関にそういうのがもう農協にもあったんですが、どんどん弱体化してしまいました。そういう中で、行政の中に農家の生産指導や情報提供を行うような、このようなものをコーディネートする。市役所の中に専門家を置くというのはなかなか難しい。しかし、それをコーディネートすることは可能じゃないかと思います。そういう部署をつくって家族経営が主力です。大きいところはほっといてもうまくやり始めました。家族経営が主力ですから、そういうものをそういう人たちができるようなことをコーディネートできるような部署をつくる必要があると思いますが、その辺はどういう具合にお考えになるか、担当部長でも市長でも結構ですが御答弁いただければありがたいです。

○経済部長（吉田裕次君） まず、市としましては直接の行政指導はできませんが、JAの営農指導部、県の普及所による技術的指導を実施しております。また、農業の生産向上を目的とした農業を支援する補助メニューは多くありますが、その反面補

助を受ける条件や集積等様々な要件があり、農業生産者個人では申請、採択は難しい状況でございます。規模が小さく、個々で経営の効率化を図ることが困難な農家や後継者不足から、農業を継承することが難しい農家が増えることで、共同での維持管理をしていく集落営農組織の立ち上げを支援します。また、認定農業者における情報交換や県、ＪＡ、各部会など連携した組織の強化を図り、生産技術及び品質向上、農地の集積・拡大あるいは生産基盤の確立するための支援として、行政指導は必要だと考えております。

○１２番（五嶋映司君） 時間になりましたから終わりにしたいと思いますが、是非、コーディネートできるようなことを考えていただきたい。そうしなければそれがむしろ企業誘致なんて大きなことも必要ですけども、それよりもコツコツやれば地域活性化に大きな貢献になるんじゃないかということをつくづく思います。

最後に、子ども医療費の完全無料化については、昨日の質問の中にもありました。是非、完全無料化と同時に年齢枠の拡大とか、給食費の無料化などについても御検討をいただく、次の機会にこの質問はしたいということをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日１９日は、午前１０時までに本会議場に参集願います。

どなた様も御苦勞様でした。

—————○—————

延会 午後２時０２分

第 4 号

6 月 1 9 日 (火)

平成30年第2回宇城市議会定例会（第4号）

平成30年6月19日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

1番 原 田 祐 作 君
3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
22番 岡 本 泰 章 君

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君

4 欠席議員は次のとおりである。（1人）

21番 石 川 洋 一 君

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩清水 伸 二 君
市民環境部長	園 田 敏 行 君	健康福祉部長	那 須 聡 英 君

経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君
教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	事 務 局 長	木 見 田 洋 一 君
		財 政 課 長	

開議 午前１０時０１分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 開会前に議員の欠席の報告をいたします。２１番、石川洋一君より会議規則第２条の規定により、欠席届が提出されております。

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、１４番、河野正明君の発言を許します。

○１４番（河野正明君） 皆さん、おはようございます。会派、公明党の河野でございます。

質問の前に、先般行われました宇城市議会議員選挙におきまして、市民の皆様の負託をいただき、４期目の当選をさせていただきましたことに対し、この場をお借りいたしまして心からお礼を申し上げたいと思います。

さて、公明党は、現在全議員が地域の最前線を歩き、子育て、介護、中小企業、防災・減災の４つをテーマにアンケートを行う１００万人訪問調査運動を積極的に展開しております。今回の運動は、人口減少や少子高齢化等といった社会の変化を見据え、４つの重要な政策テーマについておのおのの議員が現場の声を直接聞くのが慣らいであります。取りまとめた結果は、市町村単位での政策、立案等にかし、議会でしっかりと取り上げてまいります。市民の皆様の負託にこたえるためにも全力で議員としての使命を果たしていきたいと決意をしております。

それでは、早速質問に入りたいと思います。通告をしておりました４点について質問をさせていただきます。その前に修正をさせていただきたいと思います。１番の学校における危機管理体制の整備についての２番は、１番で答弁していただきます。ここ２番を省かせていただきます。次に、４番の市営住宅についての３番の利便性の高い市営住宅に対する市の考えについて、これも１番で答弁をしていただきますので省かせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、最初の１番目、学校における危機管理体制の整備についての小さい１番目、本市の小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性についてということで、突然の心停止から救いうる命を救うためには、心肺蘇生ＡＥＤの知識と技能を体系的に普及する必要があると、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。我が国では、平成１６年に市民によるＡＥＤの使用が認められて以降、急速にその設置が進みましてＡＥＤの使用によって救命される事例も数多く報

告をされています。しかしながら、未だなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっているのと同時に、学校でも毎年100人近くの児童生徒の心停止が発生をしております。その中には、これは事例でありますけれども、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命できなかった事例もその他複数報告をされています。そのような状況の中で、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつありますが、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うことと明記をされているとともに、同解説では胸骨圧迫やAED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習をとおして応急手当ができるようにすると明記されております。しかしながら全国における教育現場での現状をみますと、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で小学校で4.1%、中学校で28.0%、高等学校でも27.1%と非常に低い状況にあります。

そこでお伺いしますが、本市においても児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題だと思います。そこで、本市の小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性についてお伺いをいたします。

後の質問は、質問席にて質問をいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） まず、本市の小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性についてお答えいたします。

市内小中学校へのAED設置状況につきましては、全て完了しております。心肺蘇生を含む傷害の防止については、現行の学習指導要領において、中学校では「保健体育」の「傷害の防止」に、小学校では「体育」の「けがの防止」に位置付けられております。

議員からのお尋ねの心肺蘇生については、中学校では応急手当の方法として「包帯法」「止血法」とともに取り扱うこととなっております。宇城市の中学校においては、学習指導要領に則り、授業において「気道確保」「人工呼吸」「胸骨圧迫」「AEDに係る知識と使用法」などを内容とした心肺蘇生法の実習や、視聴覚教材等を用いて学習しております。小学校においては、児童が直接AEDを使用する学習は今のところ計画しておりませんが、まず、「自分の命は自分で守る」「自分でできる簡単な手当」を念頭に、けがの防止について学習しております。

今後も、自他の命を守るという視点から、また、子どもたちが将来的にあらゆる

場面で活用できるよう、心肺蘇生法を含めた実践的な知識技能を習得するため、保健体育学習の適切な実施を進めてまいります。

○14番（河野正明君） 中学校においては、学習指導要領に則って授業において「気道確保」「人工呼吸」また「胸骨圧迫」そして「AEDに係る知識と使用法」などを学習しておられるということで、私も安心をいたしました。先ほど申しました28%の中に入っているということで安心をいたしました。しかし、小学校においては、児童が直接AEDを使用する学習は計画をしていच्छゃらないということであります。先ほどのまたパーセントに戻りますけれども、全国の小学校ではゼロじゃないんですね。4.1%の小学校でこういったAED、心肺蘇生法に対するこういった技能、そしてまた講習、教育を行っておられるところがありますので、今部長が答弁で話されましたとおり、命を守るといった視点から子どもたちが将来的にあらゆる場面でやはり活用できるように、小学校の時からそういった教育を受けさせるということは大変重要であると思います。

そこで、簡単でよろしいですが、この小学校におけるAED心肺蘇生法の学習、また技能講習に対しての考えを、よければ今後検討というようなことは考えていच्छゃるかどうにお尋ねをさせていただきたいと思います。

○教育部長（蛇島浩治君） お答えいたします。

小学校の場合が、やはり低年齢層、なかなかAEDの専門的な知識という部分もございまして、まだ学校でもそのような実施に至っていない部分もあるかと思いますが、高学年等知識に応じたそのような指導は、今後計画ができれば学校と連携を取ってまいりたいと考えてところでございます。

○14番（河野正明君） どうか今後ですね、小学校に対してもそういった教育を進めていただくように検討をよろしくお願いを申し上げ、次の質問に入りたいと思います。

2番目の教職員へのAED講習の実施状況または具体的な取組についてお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 学校設置のAEDを使用するのは、学校職員であると想定しています。よって、教職員のAEDの取扱技能の習熟は、危機管理の面からも重要と考えております。今年度全ての学校において、救急救命研修を職員研修として位置付け、AEDの取り扱い等の研修を実施予定であります。

また、PTA主催のプール開放を実施する小学校では、PTA及び教職員を対象とした救急救命講習会を実施予定であります。このほか、他の関係機関等の救急救命研修会の活用も含めて、教職員の研修の機会を設けてまいります。

○14番（河野正明君） 教職員のAEDの取扱技能の習熟は、学校の危機管理の面か

ら話されたとおり大変重要であります。そういった観点から今年度全ての学校において救急救命職員研修であったり、またPTA主催のプール開放を実施する小学校において救急救命講習会を実施の予定とあります。

そこで再質問であります。この研修、講習は毎年行われているということで理解してよろしいでしょうか。また、講師としてどなたを呼んでおられるのかお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 教職員のAEDの講習につきましては、今年度は実施をするということで、毎年するかはちょっとまだ確認はしておりません。ただ、PTA主催のプールの開放につきましては、宇城広域消防本部の方に御依頼をいたしまして講習を実施しているところでございます。

○14番（河野正明君） やはりさっきも申しましたとおり、教職員のこういった心肺蘇生であったり、AEDの習得ですね、技能講習教育というのは、やはり学校の危機管理体制として毎年行われているか、そのところはしっかり教育委員会、教育部としてもしっかり把握をしておかなければいけない一番大事なところではないかと私は思います。こういったところがやっぱり大事なんですね。先ほども申しましたとおり、児童生徒を預かっている学校としての危機管理、危機意識、もう少しそういう点を強く持っていて今後毎年行っていただけるように、誰が子どもたちを救うのかとなったときに、やはり先生、または職員方であると思うんですよ。先生方がしっかりそういった技術の習得であったり、知識がなければ子どもたちを救えません。そういったことから今後しっかりとした指導体制の上でやっていただきたいと要望を申し上げ、次の質問に入りたいと思います。

2番目の、大規模災害時における危機管理についてということで質問をさせていただきます。平成7年の阪神淡路大震災、平成23年の東日本大震災さらには一昨年の熊本大震災など、これまでも地震、津波さらには台風等による風水害、多くの災害が発生しています。このような経験から国をはじめ各自治体では、防災・減災に対する意識が高まり、各地でその対策や防災訓練などが講じられてきています。そのような中、被災時にはその初期段階及び避難所において、飲料を確保することが重要であります。近年、飲料自動販売機の中には、災害時に被災者に対し無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、各地方自治体においては災害時に被災者に飲料を提供することを目的に、飲料メーカーとの災害支援協定を進めている自治体が多くなっております。中でも、東日本大震災の経験から生まれた災害対応型紙カップ式自販機は、災害発生後、電気・水道が確保されれば、災害時にお湯、水、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理等において大きなメリットがあると言われております。

そこで、本市においてもこのように災害時に避難所や病院等において、お湯等飲料を提供できる災害対応型紙カップ式自販機の設置及び災害協定の締結を検討すべきであると思いますが、質問をいたします。

○総務部長（成松英隆君） 災害対応型紙カップ式自販機の設置の検討ということでお答えさせていただきます。

本市では、指定管理者が管理する自動販売機を除いた51台を設置し管理しております。その中で、災害時対応型が5台ございます。本庁に3台、不知火支所1台、中央公民館に1台となっております。熊本地震においては、避難所となった中央公民館での利用以外はほとんど利用がなかったということでございます。

御案内の災害対応型紙カップ式自動販売機は、1社のみが対応している状況でございます。平成23年に初めて導入され、現在では全国で行政42団体、医療機関57団体、その他として学校や企業など29団体が協定を締結しており、大規模災害時には、授乳用としてあるいは薬の服用として活躍したと聞いているところでございます。熊本地震におきましても、熊本市西区役所や阿蘇の医療センターに設置された実績もございます。

このように、設置実績や災害時での貢献度から、導入または協定の締結についての研究の必要性を感じておりますが、通常時の需要についても重要な要素であると考えております。またこの機器は、電気・水を被災時でも供給するシステムを整備することなどの課題もあるようです。総合的に条件整理等を含め調査したいと考えております。

○14番（河野正明君） 今現在では、平成23年に初めて導入をされ、現在では全国で行政42団体、医療機関が57団体そして学校や企業などの29の団体が協定を締結しているとの答弁でありました。全国的にみればまだ少ないですけど。そして、導入及び協定の締結について必要性を感じているけれども、デメリットとして、電気・水を被災時でも供給するシステムを整備することが課題であると答弁いただきました。総合的に条件整理等を含めて調査していくとのことでもあります。しかし、メリットの部分も大変大きいと思います。最大の弱者である赤ちゃんですけど、赤ちゃんの粉ミルクであったり、調乳そしてまた大切な食料であるアルファ米の調理ですね、こういったのも大変大きなメリットがありますし、またこれまでの実績として、これは茨城県の常総市、鬼怒川決壊によって避難所では、9月10日の提供開始から10月10日の1か月間の間で避難所の閉鎖まで、延べ8,000杯が提供されたという実績がございますし、また一昨年前の熊本地震では、災害協定締結先の医療機関において1日最大500杯の提供をされたということです。これは、やはり先ほど申しました赤ちゃんの粉ミルクの調乳であったり、アルファ米の調理

等であったり、またお年寄りの薬に対してのそういったお湯の提供であったと思いますが、派遣されたDMA Tの方からもお湯の提供は大変に助かったとの声が出ているということでも、被災時、災害時には大変大きなメリットがあったということもお忘れなく、今後しっかりと検討をしていただきたいということを申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

2番目の大規模災害時に自治体機能を維持する業務継続計画、このBCPと言いますが、BCPにおいて重要6要素を全て満たしているのは、県内42市町村のうち12の市町村だけだということで、熊日新聞の4月15日の新聞に掲載されておりました。県は、重要6要素の規定を終えていない市町村を個別に支援し、2018年度中の完了を目指すとなっておりますけれども、本市の策定、進捗状況についてお伺いをいたします。

○総務部長（成松英隆君） BCPの策定状況ということでお答えさせていただきます。

業務継続計画いわゆるBCPとは、大規模災害時に行政自らも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保をあらかじめ定める計画でございます。

その策定にあたりましては、まず、必ず定めるべき特に重要な要素として、次の重要6要素がございます。1つ、組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、2つ目が、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、3つ目が、電気、水、食料等の確保、4つ目が、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5つ目が、重要な行政データのバックアップ、6つ目が、非常時優先業務の整理となっております。

平成30年4月現在で、業務継続計画の重要6要素を規定しているのは、県内で12市町村、3割弱となっております。本市は業務継続計画としては策定しておりませんが、既に地域防災計画におきまして、首長の不在時の代行者等、代替庁舎等の特定、多様な通信手段、この3要素は規定・整備しております。

このように、非常時優先業務の実施を確保するため、関係部署へのヒアリングを行いながら、今年度中に業務継続計画の策定を目指し進めてまいりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○14番（河野正明君） 部長の方よりしっかりと答弁をいただきました。業務継続計画（BCP）についてもしっかりと説明をいただきましたし、私もこんなに難しい、いっぱいあるとも思いませんでしたけれども。業務継続計画の中の重要6要素の中で、6つのうち3つはできているということでもあります。しっかりですね、本当に作成に向けて今年度中取り組んでいただきたいとお願い申し上げ、次の質問に移り

たいと思います。

3 番目の金桁温泉施設建設についてということで、1 番の進捗状況について伺いをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 現在、地域間交流施設として整備を進めております金桁温泉施設建設の進捗状況についての御質問でございます。

本施設の基本設計を進めるにあたりましては、まず、基礎構造の設計に地質データが必要となりますことから、建設予定箇所の4 地点において地質調査を実施いたしました。その結果として、建設場所が軟弱地盤であることが判明いたしましたので、地盤改良工法による基礎構造を採用いたしました。

建物の構造・規模につきましては、木造平屋建てで延べ床面積を188平方メートルとしております。配置計画では、建物を敷地のほぼ中央に配置しまして、浸水被害を避けるため、建物の高さを現地盤より1メートルかさ上げして建築をいたします。玄関までのアプローチ、寄り付きですけれども、高齢者や身障者でも施設を利用しやすいような動線計画とし、アプローチ部分はスロープ構造としております。敷地内の駐車場は、一般車両10台、このうち身障者用駐車場として2台を確保しまして、そのほかマイクロバス専用1台分を用意しております。

平面計画に関しましては、下屋、ひさしですね、下屋部分に足湯を2か所設けまして、建物中央部に玄関を配置しています。玄関を入りますとすぐ左側に事務所、受付ですね、それから右側に多目的トイレ、正面に休憩室を設けまして、浴室、脱衣所は、男女それぞれ左右に分かれる形でレイアウトされております。

今後の作業工程といたしましては、この配置計画、平面計画を基に、構造や仕上げ、各種機械設備等の基本設計を終えまして、引き続き実施設計に取り掛かる予定としております。

なお、本施設は、三角老人福祉センター解体後に建設いたします。過疎計画上も地域間交流施設として位置付け、整備するものでございまして、施設の将来構想については、開業後の利用状況や利用者の意見等を踏まえながら考えていきたいと思っております。

○14番（河野正明君） 将来構想として、施設の増築等も考えていると。開業後の利用状況また利用者意見等を踏まえながら、必要に応じて段階的に整備する方向で検討していかれるとの答弁であったと思います。今の段階としては案ということで、これから着々と着工に向けて進んでいくと思います。

それでは、次の質問に移ります。今後のスケジュールについて伺います。

○企画部長（岩清水伸二君） 今後のスケジュールにつきましては、現在の配置計画や平面計画（案）を、三角地域の懇談会あるいは地元郡浦地区、金桁地区を対象とし

た地元説明会を開催する予定としております。地域の意見を十分反映させた施設となるようにしたいと考えております。

その後、構造、機械・電気設備等を含めた基本設計が完了しましたら、すぐに実施設計に移り、9月末をめどに設計業務を完了させる予定としております。そして、施設建設に伴う許認可申請等の手続きがございます。これを10月末頃までには終わらせたいと考えております。

これらの設計業務が完了しましたら、速やかに工事の発注業務に取り掛かり、本年末か遅くとも年明け早々には契約を済ませ、平成31年中の開業を目指して、事業を進めてまいりたいと考えています。

○14番（河野正明君） 配置計画または平面計画（案）を基に、地元郡浦地区を対象とした説明会を開催する予定であると。そして地域の意見を十分反映させた温泉施設になるようにしたいとの考えの答弁をいただきました。先ほどの答弁でもありましたけれども、こういった地元の方々の意見というのにもしっかりと取り組んでいただき、そして利用状況また利用者の意見を踏まえながら、段階的に必要に応じて整備をしていかれるという、そういった検討をしていかれるということです。どうかしっかりとこの温泉センターが皆様に愛されるすばらしい温泉センターになるよう、また住民の方々とまた執行部、我々の議会と連携を取りながらやっていかなければいけないんじゃないかなとそのように思います。どうかしっかり取組をよろしく願いを申し上げます。

続いて、次の質問にいきたいと思います。4番目の市営住宅についてということで質問をさせていただきます。現状と今後の計画についてでありますけれども、全管理戸数そして政策空き家の状況、そしてまた長寿命化計画による建替えの予定を教えてくださいと思います。

○土木部長（成田正博君） 昨日の大村議員の答弁と重複する部分もあるかと思いますが、市営住宅の現状と計画についてでございます。

宇城市には、市営住宅が46団地、1,181戸ございます。市では、平成24年度に住宅の点検、予防保全的な観点から、建替え及び修繕・改善を行う総合的な活用方針を定めます「宇城市市営住宅長寿命化計画」を策定いたしました。

計画に従いまして全46団地のうち、主に住宅の耐用年数の経過している26団地140戸につきましては、政策空き家とし現在入居募集は行っておりません。しかしながら、策定から5年を経過しまして、熊本地震による災害公営住宅や応急仮設住宅建設など住宅戸数の変化がありまして、本年度計画を見直す予定でございます。

「宇城市市営住宅長寿命化計画」によりますと、7割を超える住宅が耐用年数を

超過している状況で、建替え、用途廃止等の対応を行う必要があります。本年度策定予定の長寿命化計画の見直しで方向性を出していきたいと考えております。

- 14番（河野正明君） 宇城市の市営住宅長寿命化計画によると、7割を超過する住宅が耐用年数を超過している現状、そしてまた建替え、用途廃止等の対応を行う必要がある。そしてまた本年度実施する予定の長寿命化計画の見直しで方向性を出したいとの答弁でありました。

政策空き家から移転していただいて、そこを空にして壊し、整地をし、建て直す段階にいくわけですが。移転の方法というのはどのように考えていらっしゃるのか。そしてまたその際費用が掛かりますが、この費用に対してはどうか、その点お尋ねいたします。

- 土木部長（成田正博君） 建築年次の古い木造の市営住宅から優先順位を付けまして個別の交渉をしております。本年度も数人の方が別の住宅に移転されました。その際の引越費用についてでございますが、予算の範囲内で補助をしております。引越しの内容ですが、民間業者に委託しております。大体費用としまして10万円前後、距離とか引越しの内容によって若干違いがありますが、10万円前後ということでございます。

- 14番（河野正明君） 引越費用に対してもこのように予算化して、範囲内で補助をしていらっしゃるということで分かりました。

また再質問になりますが、集会所がない市営住宅についてですけど、政策空き家として空いている部屋を集会所として使用できないかという声がありますが、その点についてお尋ねをいたします。

- 土木部長（成田正博君） 現在、集会所として使用している住宅もあります。その際、光熱水費等が発生いたしますが、これらの費用は団地入居者でつくっておられます自治会がありますが、そういった光熱水費は自治会で負担をされている状況です。今後も、そういった費用負担を市営住宅の自治会みたいな組織で負担をしていただければ可能かということは考えられますが、近くに地区の公民館等があれば、そちらの方を利用していただければそういった費用は発生しないのかなと考えております。

- 14番（河野正明君） こういった建替えであつたり政策空き家に対して、やはり市民の声でありますけれどもしっかりと青写真を示してほしい、また方向性を示してほしい。またスピーディに利便性の高い市営住宅というのは、やはりこの松橋また不知火、特に例をいいますと松橋駅西側になりますが、南御領市営住宅ですね、こういったところは、やはり宇城市の玄関であります。松橋駅周辺というのは利便性も高いですし、やはり急ぐ必要があると私は思っておりますし、また市民の方々から

もそういった声が上がっておりますので、いち早くそういった方向性を示していただいて、スムーズなそういった行動に移していただく、建設に移していただくという方向にお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、高齢化に伴うバリアフリーについて質問をいたします。

○土木部長（成田正博君） 高齢化に伴いますバリアフリーということでございますが、市営住宅の入居状況につきましては、2人以下の世帯が全部の約半数を占めております。また、住民の2割は70歳以上と高齢世帯が大変多くなっております。

現在の市営住宅は、高齢化に伴いますバリアフリー化してある住宅はございません。約7割が簡易耐火構造の平屋住宅となっております。

この簡易耐火構造の住宅のほとんどが耐用年数を経過しており、トイレについて申し上げますとほとんどが和式、汲み取り方式でございます。水洗化への改修やトイレの洋式化、また高齢者にとって玄関口の段差解消のための手すりの設置など、有効的な住宅改修費補助金などないかを模索してみたいと考えております。そのために必要性和可能性を含めまして、現地調査を実施したいと考えます。

○14番（河野正明君） 宇城市の市営住宅の約7割が、簡易耐火構造の平屋住宅となっているとの答弁でありました。トイレについてはほとんどが汲み取り式であって、水洗化への改修については費用対効果を見極めながら検討する。そして高齢者への対応ということで、玄関の段差解消のための手すり設置、またトイレの洋式化については、必要性和可能性を含めて現地調査の上検討をしていくという答弁をいただきましたけど、まずもって現地調査をしていただきたいし、また必要性のある高齢者に対してのアンケートも採っていただきたい。やはり高齢者は昔の和式のトイレは、我々が考えても大変厳しいんじゃないかと思います。市営住宅を建て直しされる住宅というのに対しては、やはり水洗トイレにするならば、またいろんな工事等でまた壊さなければいけないというところもありますので、まずもって簡易水洗というのを考えてみられてはどうかと提案をいたします。現地調査をしていただいて、住宅においては玄関の階段の段差、非常に高いところがあります。私も何か所かそういったところを見に行きました。私たちでも大変厳しいなと一步一步上がるのにですね。やっぱりこう手すりが必要なところがあるし、段差の解消というのになればまだまだ大変になりますので、簡単な手すりでもいいですから付けていただければと、そういった要望、声が挙がっているということでございますので、しっかり十分に調査をしていただいて、そしてまたアンケートも採っていただきながら進めていただければ、検討していただければと思います。よろしくお願い申し上げます。まだ時間はありますが、私の質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

20番、中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、うき未来21の中山でございます。

質問に入る前に、昨日大阪で大きな地震がありました。犠牲になられました方の御冥福を心からお祈り申し上げます。また、被害に遭われました方々に心よりお見舞い申し上げ、早速質問に入らせていただきます。

1番、金桁温泉の整備について。金桁温泉の整備につきましてはたびたび質問をしてきましたが、改めて申し上げますが、私は整備されることは地域の振興に役立つことならば大賛成ですといい続けてまいりました。また、造ればいいというものでもないということも言ってきました。これまでの答弁で、市民の福祉の向上と観光の目玉になるような施設にしたいということも伺っております。先日、初めて概略の計画が分かる資料が提出されましたが、残念ながら期待はずれの感がありました。あれでは、せっかくの計画も住民の皆さんもがっかりされるのではないかと感じを受けております。まずは、計画の内容についてからお尋ねをいたします。

後の質問は、質問席から行います。

○企画部長（岩清水伸二君） 金桁温泉の整備についての計画の内容についてということで、先ほどの河野正明議員の質問と重複いたしますけれども、改めてお答えしたいと思います。

まず、建物の構造・規模につきましては、木造平屋建て延べ床面積を188平方メートルとお答えしております。それから配置計画では、建物を敷地のほぼ中央に配置、浸水被害を避けるため建物の高さを現地盤より1メートルかさ上げして建築をいたします。玄関までのアプローチは、高齢者、身障者でも施設を利用しやすいような動線計画とし、アプローチ部分はスロープ構造としております。駐車場は、一般車両が10台、うち身障者用駐車場として2台を確保、その他マイクロバス専用を1台分用意しております。

平面計画に関しましては、下屋部分に足湯を2か所設けまして、建物中央部に玄関を配置しております。玄関を入りますとすぐ左側に事務所兼受付、右側に多目的トイレ、正面に休憩室を設けまして、浴室、脱衣所は、男女それぞれ左右に分かれ

る形で配置をしております。

基本計画が固まった後の作業工程でございますが、配置計画、平面計画を基に、構造や仕上げ、各種機械設備等の基本設計をまとめ上げ、引き続き実施設計に移る予定としております。

本施設は、三角老人福祉センター解体後に建設をする予定でございます。過疎計画上も地域間交流施設として位置付け、整備するものでございまして、施設の将来構想については、開業後の利用状況あるいは利用者意見等を踏まえながら考えてまいります。

○20番（中山弘幸君） 以前から何度も質問してきましたけれども、観光の目玉にするには余りにも規模が中途半端な気がいたします。開業後に場合によっては拡張なども考えていると言われますけれども、最初から悪い評判がたてばお客は増えないと思います。約建物面積210平方メートル、約60坪といえ、ちょっと大きな住宅ぐらいの大きさになります。また建物のデザインにしましても余りいい評判がないようであります。最初が肝心ですからまだ間に合うと思いますので、もっと施設の充実を考えるべきではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○企画部長（岩清水伸二君） 先ほどの答弁でも少し触れましたけれども、あくまでも本施設は過疎債を活用した事業でございまして、その過疎計画では、地域内外の交流人口の拡大を促進する「地域間交流施設」として位置付け、整備をいたします。もちろん、市外からの観光客にも是非利用していただきたいとは思いますが、観光を主の目的とした施設ではございませんので、この点は御理解をいただきたいと思っております。

建物の規模についてでございますけれども、事前に泉源の湧水量調査、揚水試験を行っております。1分間に140ℓの湧出量で、男女それぞれ8人から10人程度の浴槽が適正規模という結果を踏まえ、それに基づき基本計画をこれまで進めてきたところでございます。

○20番（中山弘幸君） 地域間交流と強調されますけれども、その意味がちょっと分かりづらいので、その地域間交流がどんなものかとその点のお尋ねと、観光客というか交流人口と言われる、ですからこそやはり中途半端な施設は人は来ないんじゃないかということを、私はずっと申し上げてきたわけでございますけれども、その点と地域間交流ということに対してちょっと説明をお願いいたします。

○副市長（浅井正文君） 今の質問にお答えします。

地域間交流施設ということで過疎債を借ります流れについては、今、中山議員も考えておられると思っておりますけれども、国道266号から天草方面にはずっと車が行っています。ただし、三角にはホテルがありません。ですから、そういうお客を少

しでも誘客として入っていただくのが地域間交流施設だと認識をしております。まず、それが1点。それと2点目に、面積が少なくなっただけという意見がありましたけれども、先般15日だったかな、金曜日に行きまして、三角の郡浦の代表、そして金桁の代表に話をしました。たたき台ができたなら持ってきてねということでしたので、たたき台を持っていったところでした。決定ではありません。案ということで持ってきてまいりました。いろんな話をしてみたい。別にがっかりしたとかそういう反応はありませんでした。

○20番（中山弘幸君） では、今後のスケジュールについてお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） スケジュールにつきましても、繰り返しのようになりますがよろしいでしょうか。現在の今後のスケジュールですが、現在の配置計画や平面計画（案）を、三角地域懇談会そして地元郡浦地区、それから金桁地区を対象とした地元説明会を開催する予定としております。地域の意見を十分反映させた温泉施設となるようにしたいと考えています。

その後、構造、機械・電気設備等を含めた基本設計が完了しましたら、実施設計に移りまして、9月末をめどに設計業務を完了させる予定としております。その後、施設建設に伴う許認可申請等の手続きを10月末までには終わらせたいと考えています。

設計業務が完了しましたら、速やかに工事の発注業務に取り掛かり、本年末か遅くとも年明け早々には契約を済ませ、平成31年中の開業を目指して、事業を進めてまいりたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 今の地元説明会を開催されるという話もありましたし、先ほど副市長から決定ではありません、たたき台ですよという話もありました。仮に、地元説明会でいろんな意見が出たときには、多少の設計変更もあり得るということも考えてもよろしいですか。

○企画部長（岩清水伸二君） 現基本計画案をお示ししまして意見を賜りたいと思いますけれども、基本的にはぎりぎりのスケジュールで進んでおりまして、これから基本計画が終わった後に実施設計に移ります。そこで、いろんな意見は反映できるのかなと思っておりますので、建物の構造、規模等につきましては、この案でいかせていただければと思っております。

○20番（中山弘幸君） とにかく住民の期待に沿うような施設ができることを期待しております。

次に、4番の排水対策について質問いたします。温泉建設計画の地区は大雨のときは、国道266号線をはじめ冠水の常習地帯でもあります。建設場所はかさ上げされるということでもありますけれども、道路の冠水対策について現在調査が行われて

おりますけれども、現在の進捗状況について説明を求めます。

○土木部長（成田正博君） 金桁地区の排水対策についてでございますが、浸水被害の軽減対策を探るために、今年の２月「金桁川流域浸水対策検討業務委託」契約を締結し、調査・解析の委託を行っております。委託期間は今年１０月まででございます。内容は、地区内の測量成果を踏まえまして、豪雨時の浸水区域の状況等を把握、並びに浸水発生の主な原因を鑑みまして、浸水解析検証を行います。そして、この検証を基に浸水対策案を検討するものでございます。

なお、対策案としましては、排水ポンプ設置案等を想定しております。今後は国道２６６号の冠水状況などもございますので、管理しております熊本県とも協議を重ねながら、対策方針の研究を進めてまいりたいと思います。

○２０番（中山弘幸君） 国、県等の関係もありますけれども、排水場の建設も含めて早期の対策を要望して次に移ります。

次に、三角町における市立保育園のあり方について。まず、本市の方向性について。現在、宇城市では保育園の民営化が進んでおります。三角町においては、以前３園を統合して建て替えるという計画もありましたけれども、これは地域からの反対や議員からの反対があり、頓挫した経緯もあります。今後の方向性についての考えをお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 市では、公共施設の見直し方針に基づき、施設管理運営の見直しとして、施設の廃止・統合を含めて保育園・児童館の民営化に順次取り組んでおります。

平成２８年度に松橋保育園、平成２９年度に河江保育所を民営化し、本年度は平成３１年４月からの移管に向けて、不知火保育園の引き継ぎ等準備を進めております。また、松橋地区の３児童館については、平成３２年３月末をもって閉館を予定しており、運営委員会等で意見交換を行っているところでございます。

今後は、三角地区の公立３保育園、豊野保育園についても、地域や施設の状況、常勤職員の配置など、総合的に判断をした上で協議を進めてまいりたいと考えております。

○２０番（中山弘幸君） 次に、三角の地域の実情につきまして、三角町の戸馳地区と大岳地区では、小学校は統合され、またＪＡも統合あるいは縮小されて地域の衰退につながっております。この上保育園がなくなれば、より一層の地域の衰退に拍車がかかることは目に見えております。そのような地域の実情をどのように認識しておられるか、その点をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 三角地区の公立３保育園の入園時の状況について、まずお答えします。平成３０年５月１日現在、戸馳保育園が２５人、青海保育園が２

9人、大岳保育園が25人で、いずれも定員割れの状況となっております。また、三角地区の6歳未満の就学前児童数の推移では、平成26年度は272人、平成27年度は280人、平成28年度は265人、平成29年度は247人、年間出生数については、平成26年度41人から平成29年度は32人という状況でございまして、児童数は年々減少傾向にあり、近い将来、三角地区の公立・私立合わせて6園の運営が困難な状況となることが予想されております。

このような状況を踏まえ、公立の3保育園の保護者を対象に、地域の状況や民営化の方針説明等を踏まえ、保護者の皆さんの御意見を伺うため、昨年度に意見交換会を開催いたしました。その中で主な意見としましては、市全体の計画として、施設の統合・廃止や民営化の方針は理解できる。しかしながら、保護者としては、公立・私立は問わないので、是非地域に保育園を残してほしいとの希望を持っておられる方々が多く見られました。また、民営化実施の際には、早めに保護者への情報が欲しいなどの意見が上がっております。

市としましては、引き続いて保護者及び地域の皆様との意見交換等により、今後の方向性を協議・検討してまいりたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 児童数の減少は確かにあります。保育園の経営としては児童数の減少は厳しいということも分かります。しかし、少人数でも経営が成り立たないことはないというふうにも考えます。それよりも地域のことを最優先に考えるべきと思っておりますので、今後も協議が進んでいくと思っておりますので、是非とも地域の声を第一に考えて進めていかれることを強く指摘して、次に移ります。

次に、今後の計画について質問をいたします。今の答弁でもありましたように私が聞いた限りでは、戸馳の人たちの思い、また大岳の人たちは地域に絶対残してほしいということが多くありました。保育園がなくなれば必ず人口減少に拍車がかかることは目に見えておりますので、今後とも保育園のあり方については、地域の皆さん方の思いを踏まえて進めてほしいということを執行部に改めてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほど申し上げましたとおり、将来の三角地区の児童数から見たとき、公立・私立合わせて6園が運営されていくには、大変厳しいと認識しております。廃止・統合もやむを得ない状況にあると考えているところです。このことを踏まえ、今後の計画については、保護者並びに地域の皆さんの御意見や地域の実情、また私立保育園への影響等を含め、慎重に議論を進めてまいりたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） では、次に移っていきます。次に、空き店舗、空き家の活用について質問をいたします。空き店舗、空き家の活用につきましては、宇城市では

これまで様々な取組がなされてきましたが、現在ではどのような補助制度があるのかを、まずお尋ねいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 空き家、空き店舗の利活用については、平成27年度に調査員による外観目視調査及び嘱託員への確認調査が行われました。全体で1,635棟の空き家・空き店舗が確認され、そのまま住居としてまたは一部補修して人が住める店舗・施設は19棟、店舗兼住宅は8棟という状況でした。しかし熊本地震の発生後、実態は変わっており、再度調査が必要となっております。

空き家、空き店舗の有効活用には、それらを活用して事業を始める創業希望者に対する経営面の支援が、事業の継続性・発展性という観点からも、非常に重要と考えております。

そこで、創業支援を専門とする日本政策金融公庫と連携協定を締結するなど、これまで年4回程度の開催だった創業セミナーを抜本的に強化し、本年度からは創業前の事業計画立案から創業後のフォローアップまでを一貫して支援する「宇城市経営塾」を立ち上げ、年間12回以上の開催を予定しております。

6月1日には、宇城市・商工会・熊本銀行・日本政策金融公庫の4者共催で開催した第1回セミナーには、従来の3倍以上となる28人の参加があり、この中には3人の市外からの参加者もあるなど、移住促進の観点からも効果があると考えております。さらに、来月7月には、経営支援を専門とする熊本県中小企業診断士協会と県内初となる連携協定を締結し、一層強化を図ってまいります。

また、創業支援の拠点施設として創設した宇城市ビジネスサポートセンターは、短期間のテスト販売が可能なチャレンジショップがあり、経営塾での経営支援と一体となって、新しい取組にチャレンジする人たちを応援していきたいと考えております。

女性向けの講座の開催も行っていますが、ハンドメイドや農産物加工といった分野での創業を考える女性も出てきているなど、裾野の拡大に対する効果も出てきていると考えております。

○20番（中山弘幸君） 現在の「宇城市経営塾」などの開業にあたってのソフト面の支援が中心になっていると理解をいたしました。

では今後、対策としてどのようなことをお考えになっているかをお尋ねいたします。

○経済部長（吉田裕次君） これまでの空き店舗改修の支援措置につきましては、平成21年度から4年間は、申請者を商店街に限定した「宇城市空き店舗対策事業」として、店舗の改修費の2分の1で限度額が50万円の改修費補助や、借家料の2分の1で月の上限が5万円以内の家賃補助を行いました。平成25年度は、商店街に

限定せず、起業家支援として同様の補助を行いました。平成27年度は地方創生先行型を利用し、従来の補助に加え経営アドバイザーの派遣も行いました。平成28年度から2年間は空き店舗対策ではなく、「創業・事業転換支援事業」として、経営セミナー受講者や商工会での経営相談を条件に補助金を交付しております。

平成28年度、平成29年度に実施した「創業・事業転換支援事業」の申請につきましては、ともに1件ずつという状況でした。

最近の中小企業庁の補助金なども、事業の実現可能性、収益性、継続性や金融機関による外部資金の調達が見込めることなどが、選考の基準となっております。

平成28年度に宇城市より3人の方が申請されましたが、全て不採択となっておりますので、今後は採択されるように事業計画の助言に力を入れていきたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 現在のソフト面の取組は評価しますし、中小企業庁の補助金などもいいと思います。しかし以前のように、市単独の店舗の改修費の補助や家賃補助などの市単独で柔軟かつ迅速に対応できる補助制度がまだ必要じゃないかと考えておりますけれども、その点はいかがお考えですか。

○経済部長（吉田裕次君） 現在のところ、市の単独補助は考えていませんが、中小企業庁の地域創造的起業補助金活用を進めております。この補助金は、創業に要する経費の一部を補助するもので、補助率2分の1で、補助上限200万円となっております。

今は、国などの補助制度の周知に努め、経営塾の開催により経営面の支援を図っていききたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 現在、三角町では西港も世界遺産に登録されて、また東港地区でも地方創生の事業も始まります。しかし、観光客が来ても飲食店にもこと欠く現状にあります。中小企業庁の補助金が悪いとは言いませんけれども、わずかな金額でも創業資金や家賃の補助があれば、出店される方も少しは出てくるのではないかと考えます。実際、西港でも若い人が西港の住宅街の中で空き家を改築して出店しようと思って調べたところ、そういった補助制度が何もなかったということでありましたので、今後は市としても前向きに検討していただくように強く要望しまして、次に移ります。

次に、三角町の旧戸馳小学校の跡地の有効活用につきまして質問をいたします。私は4月の選挙で初めて戸馳地域の全域を回らせていただきました。そこで初めて空き家の多さに驚かされました。しかしその反面、若い人たちが戸馳をそして三角町を何とか活性化させたいと頑張っておられる姿も目の当たりにしました。また今回質問するにあたりまして、戸馳の人たちから話を聞く中で、戸馳が人口の割には

子どもの数が多いことに驚かされました。今現在戸馳島内に50人ぐらいの小学生がおられます。選挙期間中にも地域の人たちから戸馳を何とか良くしてほしいという声もたくさん頂きました。

そこで、戸馳地区の課題の1つでもあります旧戸馳小学校の跡地の有効活用につきまして、現在の利用状況についてからお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 旧戸馳小学校の校舎でございますけれども、平成17年に三角小学校との統合により、宇城市生涯学習施設条例の規定に基づきまして、現在、戸馳地区生涯学習センターとして管理しているところでございます。

体育施設につきましては、現在も地域で活用されておりますが、旧校舎につきましては、平成27年度に老朽化により解体された「松橋郷土資料館」と平成29年度に解体された「小川郷土資料館」の民具等を中心とした収蔵資料の一部と、展示用備品などの仮保管施設として使用しております。

1階部分の各教室や図工室・家庭科室等の特別教室、それと廊下に収蔵資料、展示用ケース・棚・机・キャビネットなどの備品、地籍調査時の関係書類なども保管されております。また、元の職員室部分でございますが、子ども会の保護者の会議や道具保管庫として利用されています。また、2階の教室は雨漏りもあり未使用となっているところでございます。

○20番（中山弘幸君） 次に、校舎の耐震性についてのお尋ねをいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 現在、戸馳地区生涯学習センターとなっておりますが、これまで耐震性の調査は実施しておりません。校舎の建築年次が昭和57年でありますので、耐震改修促進法第14条に規定する「不適格建築物」となります。

建築時には適法でありましたが、その後、法律の改正等によって現行法に対して不適格な部分が生じているところでございます。このまま使用しても直ちに違法というわけではありませんが、増築や建替え等を行う際には、法令に適合するように建築しなければならないとされております。

現在の校舎は、鉄筋コンクリート造で、築後36年を経過しておりまして、耐用年限まであと5年程度となっております。現在は主に保管施設として利用しているところでありますが、高額な調査費用や耐用年数などを勘案し、また今後の明確な活用方針が定まっていないことから、耐震診断調査は考えていないところでございます。

○20番（中山弘幸君） まだ、明確な活用方針が決まっていないので、耐震調査は考えていないということで理解をいたしました。

次に、今後の利用についてどのようなことをお考えになっているのかのお尋ねをいたします。

○教育長（平岡和徳君） 議員御承知のとおり、学校は地域の拠点として、市民の生活や教育文化、こういったものを支えてきました。地域社会の連帯感を醸成する中心的役割を果たしてきたところです。お尋ねの今後の利用につきましては、現段階では、先ほど部長が申しましたとおり、活用方針は定まっておりません。

施設改修を実施するとなりますと、耐震診断や設計調査、防水工事、給排水工事にかかるだけでもかなりの費用が見込まれます。さらに耐震工事を実施するとなりますと相当な事業費になります。今後の有効的な利活用につきましては、その費用対効果や地域ニーズなど総合的に判断をいたしまして、今後を考えていきたいと現時点では思っております。

○20番（中山弘幸君） 確かに全面的に改修すれば莫大な費用が掛かるだろうと思われますので、例えば一部利用ということも考えられます。また、戸馳地区の活性化を考えれば、金額の問題だけでは片付けられないこともあります。今のところ具体的な活用については議論はされておられませんけれども、地域から有効な活用法が提案されたときには、耐震診断を含め具体的な検討をしていただきたいと考えますが、その点はいかがですか。

○教育長（平岡和徳君） 旧校舎の一部利用ということの内容ですが、現在先ほど部長が言いましたように、生涯学習施設としての管理になっております。先ほどの答弁で申し上げましたが、耐震診断を含めたところで今後の活用法につきましては、具体的な提案がありました場合には、その内容を教育委員会として精査させていただきながら、必要な費用や効果など総合的に判断してまいりたいと考えているところです。

○20番（中山弘幸君） 分かりました。これは戸馳の人たちの総意というわけではありませんが、私が選挙の時に回っている時に、若い人から聞いた話であります。それは、戸馳小学校跡地で学童保育ができれば保護者は助かるし、地域の活性化になるのではないかという声がありました。私もそれは悪い話ではないと思い、今回の質問にあたりまして、小学校の保護者や地域の方々にこのような意見がありますがどうでしょうかと聞いてみました。少なくともそれはけしからんという話は全くありませんでした。今、三角小学校の学童保育は近くの保育園で行われております。そのために保護者の方々は、時間をかけてお子さんを迎えに行かなければなりません。それに比べて、帰りはスクールバスで旧戸馳小学校まで来て学童保育でみてもらえたら、保護者の方々は迎えも便利になります。それに、何よりも旧戸馳小学校に子どもたちの声が戻ってくことに意義があるのではないかと考えております。先ほど答弁にありましたように、施設の改修に多額の費用が掛かることは事実だろうと思います。しかし、それを言えば何も生まれてきませんので、まずは費用のこ

とは別に置いて、そのことが戸馳地域にとって有益なのか、それを議論することが重要ではないかと考えます。できない理由を挙げれば幾らでもあると思いますので、それよりもできる方法を考えることが重要だと考えます。今日のところはあえて答弁は求めませんが、今後地域でそのような具体的な議論が出たときには検討していただきますように、強く要望して次に移ります。

次に、定住・移住対策の取組につきまして、昨年の第3回定例会でも質問しましたけれども、再度宇城市の取組についてお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 宇城市が現在取り組んでおります定住・移住対策としては、移住者の住まいの受け皿といたしまして「空き家・空き地バンク」制度を設け、移住・定住希望者への情報提供や所有者と利用希望者の橋渡しのほか、この制度を活用して移住者を受け入れた場合の経費補助等も行っております。

さらに、移住後の仕事につきましても、ハローワークと連携し、最新の求人情報を提供しております。このような移住情報につきましては、宇城市ホームページにおきまして移住・定住特設サイトというものを設けまして情報発信をいたしております。宇城市での生活に必要な学校や病院、買い物などの情報、それから空き家の情報、求人情報など移住に関する情報をワンストップで入手できるように取り組んでいるところでございます。

○20番（中山弘幸君） 市長にお尋ねしたいと思います。定住・移住といっても様々なパターンがありますが、今回は田舎暮らしに絞って質問したいと思います。少子高齢化が進む中で人口を維持していくことは困難で、人口減少が激しいところでは、今後地域の担い手不足が深刻になってくると感じております。また、このまま子どもの数が減り続ければ、小学校の存在も危ぶまれ、地域の衰退にますます拍車がかかってきます。全国の自治体で移住者を積極的に受け入れようとする動きがあります。宇城市でも定住・移住の取組はされておりますけれども、田舎暮らしに特化した積極的な取組が見えておりません。市長はその点につきまして、その必要性についてどのように考えておられるか、市長の考えをお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 移住者受け入れにつきましては、人口減少を抑制し、将来にわたって持続的に発展できる地域をつくるため非常に重要であり、積極的に取り組む必要があると考えております。

○20番（中山弘幸君） 次に、今後の取組についてお尋ねをいたしますけれども、移住者を受け入れようとするときに課題になるのが住まいの問題であります。実際、空き家はたくさんありますけれども、貸家として使える物件となると本当に限られてきます。その点を含めまして今後の取組についてのお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 昨年までの「空き家・空き地バンク」登録・利用促進の

補助金の制度につきましては、まず、行政区のあっせんにより登録があった場合の補助金といたしまして、「空き家登録あっせん奨励金」が1件3万円。また空き家バンクに登録した物件の所有者に対しまして、賃貸契約の受け入れのための物件に係る修繕や荷物の搬出費用等の経費の3分の2、上限10万円までの補助金制度がございます。

しかし、昨年度の利用実績としては、あっせん、受入補助とも各1件、平成21年度の制度創設以降でも合計14件ということで制度利用は低迷しているような現状でございます。

昨年11月に「駅まち☆未来創生会議」を立ち上げております。その中で「駅まち活性化検討ワーキンググループ」におきまして、空き地・空き家バンク制度の所有者・利用者の意向のミスマッチ、あるいは震災による空き地・空き家の増減に係るデータ更新などの課題を洗い直しております。今後、利用者ニーズに合わせた制度の変更や実態調査を行いながら、利活用を促進させるべき等の意見が出されているところでございます。

最終的な検討結果の取りまとめは秋頃の予定でございますけれども、その検討結果を踏まえて、制度等についての議論を進めていきたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） 私は昨年 の 第3回 の 一般質問で、三角町のサイハテ地区のことを取り上げました。ここで改めて簡単に紹介をしたいと思います。もともと三十数年前に、障害を持つ子どもがおられた家庭が自然の中で子どもを育てたいということで、自然の里を開設されました。その後親ごさんたちも高齢化され、長い間放置されておりました。そこへ6年ほど前から全国から移住者が来られ、現在では11世帯、大人15人、子ども5人、青海小学校にも4人の子どもが通っておられます。私も最初は少し偏見を持って見ておりました。しかし、子どもたちが青海小学校に通われている関係で何度か訪れてみました。とてもきれいに整備されており、なかなか個性的な方々も住んでおられます。また、地域にも溶け込んで協力的で、学校行事にも進んで参加しておられます。もちろんここまで来るには前の嘱託員の努力があったことは言うまでもありません。私は前回も申し上げましたが、移住者を受け入れようとするときに、実際に移住して来られた方々の話を聞くことは、非常に大切であると思っています。全国の自治体で移住者を受け入れようとして躍起になっているところで、宇城市を選んでもらうことは至難の業であります。そこで、実際に移住された方々になぜ宇城市に来られたのか、何か困っていることはないか、どうしたら宇城市に来てもらえるかなど、そこに大きなヒントがあるかもしれません。私は彼らに「協力してくれますか。」と尋ねたら、「喜んで協力します。」と言われます。何もサイハテだけにこだわるわけではありません。ほかにも

そういったところがあれば、そういう人たちから学ぶことによって、未来が開けるかもしれないと思っています。

前回の質問で、市長はサイハテに行ったことがあると言われましたけれども、誰かとお会いになって話をされたのでしょうか。また、私の提案に前は余り前向きな答弁はいただけませんでしたけれども、今回改めてお尋ねをいたします。

○市長（守田憲史君） サイハテの方とは、お話はしておりません。市内全域を見ても、生き方・ライフスタイルに同じ価値観を持つ人たちがコミュニティを形成しているのは、サイハテ村だけではないかと思います。人間個人の生き方・ライフスタイルは人それぞれです。

宇城市としては、様々な考え方を持っておられる移住希望者を広く受け入れることを基本としており、サイハテ村との個別、具体的な連携については、慎重さも必要であると考えております。それぞれの人間個人の生き方・ライフスタイルを尊重したいと思っています。

○20番（中山弘幸君） 前回と全く同じような答弁だったと思います。

では、次に移ってまいります。次に、地域おこし協力隊の活用についてお尋ねいたします。現在、全国で地域おこし協力隊の取組がなされております。一番有名なのが、大分県竹田市の取組が挙げられます。簡単に紹介しますと、竹田市は平成21年に農村回帰宣言をされ、これまで平成22年から平成29までに120世帯241人が移住されております。加えて平成26年に17人、平成27年に14人、平成28年に14人、平成29年に17人が地域おこし協力隊として移住者目線で地域おこしに取り組んでこられました。現在、41人の地域おこし協力隊の方々が活躍しておられ、本年度も10人募集しておられます。

そこで、宇城市における地域おこし協力隊の取組についてお尋ねをいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 地域おこし協力隊の活用についての御質問でございます。

この制度につきましては、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票及び生活拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱し、隊員は1年以上3年以内地域に居住しまして、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の支援、それから農林水産業への従事または住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るという制度でございます。

平成29年度は、全国で約1,000の地方自治体で、約4,800人が隊員として活躍されておまして、隊員の約8割が20代、30代、それから約4割が女性ということでございます。任期終了後におきましては、約6割が同じ地域に定住しているとのことでございます。ちなみに、熊本県では112人が委嘱されておまして、このうち最も多いのが菊池市の11人とお聞きしております。

宇城市でも、平成28年度に三角町の戸馳島の観光振興を軸とした雇用創出による経済振興、地域の活性化を目的として3人の地域おこし協力隊員を委嘱しております。

しかしながら、隊員の個人的な事情もありましたけれども、併せて、着任早々熊本地震が発生いたしまして、市の担当職員も地震対応に追われ初期段階で隊員と地元との間を取り持つというサポート体制が十分に取れなかったこともございまして、1人がちょうど1年間、2人は1年4か月と1年5か月で退任をされ、定住までにはつながらなかった経緯があります。

地域おこし協力隊の活用につきましては、隊員が担う任務や活動分野を明確にし、地域の中でも協力隊員制度の趣旨・目的の共通認識を持っていただくことが必要だと考えております。

なお、今議会の補正予算で、観光振興事業推進員という名称とはなっておりますけれども、地域おこし協力隊員2人分の人件費、活動補助金等として約620万円を計上しております。

今回、地域おこし協力隊員2人を宇城市観光物産協会に配置をいたしまして、観光物産関係のマーケティング調査、データ収集分析、旅行商品の開発等に携わってもらいまして、稼げる観光の確立に向けて、観光物産協会が担うべきマーケティング機能あるいは組織力の強化及び収益力の向上を図りたいと考えています。

○20番（中山弘幸君） 戸馳の件は、今後参考にされたいと思いますが、一番の問題点は、地域との接点が少なかったように思います。地元の方々は活動状況についてほとんど理解しておられなかったようでもあります。今答弁にもありましたように、ほとんどが若い方々で、任期終了後は6割が地域に定着しているということでもあります。また、大分県の竹田市の事例、財源措置なども考えれば、今年2人ということでもありますけれども、もっともっと積極的に活用すべきではないかと考えておりますけれども、執行部のお考えをお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） この制度の財政的な優遇措置につきましては、隊員1人当たりの活動経費として400万円、それから起業する場合の経費として1人当たり100万円、そのほか隊員の募集経費につきましても200万円を上限とした特別交付税が措置されております。

こうした財政的な支援措置を考慮しながら、平成28年度に委嘱した3人の地域おこし協力隊の活動成果と今回補正予算を計上している2人の地域おこし協力隊の活動効果等の検証のほか、他の自治体での活動を情報収集いたしまして、今後の制度利用の方向性を探っていきたいと思っております。

○20番（中山弘幸君） では、次に移ります。次に各地区からの要望事項の取り扱い

につきまして、まず採択の実績についてのお尋ねからいたします。

○総務部長（成松英隆君） 各地区からの要望事項の採択の実績ということでお答えさせていただきます。

行政区からの要望には、国や県への要望や既に実施済みのものもありますので、その分を除きまして御報告いたします。

平成30年度事業では、34の行政区から35件の要望がございました。そのうち採択が25件で、採択率としましては71％となっております。同じように過去3年間で申し上げますと、平成29年度は150行政区から191件の要望があり、採択62件、採択率は33％。平成28年度は145行政区から169件の要望があり、採択が127件、採択率は75％。平成27年度は135の行政区から177件の要望がありまして、採択60件、採択率は34％でございました。

○20番（中山弘幸君） 次に、採択の基準についてお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 採択の基準というところで御説明させていただきます。

まず、1つの行政区からの要望数を市道及び河川にかかるものはどちらか1件、その他の事業が1件、合わせて2件までとしております。その上、現地等を調査した上で必要性、緊急性、受益効果等を勘案して採択する、しないを決定しているところでございます。

○20番（中山弘幸君） 執行部から実績の詳しい資料を頂いておりますけれども、その中に国、県への要望事項という項目が多くありますので、これは別枠で最初からカウントせずに、そうしておけばまた別項目が要望できますので、そういった取り計らいをお願いしたいと思います。それと、緊急性とか必要性で判断されますとなかなか採択できない区もありますので、やはり区の役員も区のために要望しておられますので、せめて2年に1回ぐらいは採択できるような体制をとってほしいと思いますけれども、その点はいかがですか。

○総務部長（成松英隆君） まず、最初の御質問でございます。国、県への要望はカウントしなければどうかという御指摘でございます。行政区の事業要望についての御説明をする際、国、県への要望は別扱いにするよう周知しております。ただ、若干周知の方がうまくいってなくてこの中に入っているのかなと思いますので、その点は反省を含めまして、今後事業要望書の様式も明確に記載するようにしていきたいと思っております。

次に、緊急性などで判断すれば採択されないという御指摘でございますけれども、不採択の理由というのはいろいろございまして、現在使っておりますのは「見送り」または「対応困難」というものを併せてその理由を明記して通知しているところでございます。「対応困難」と申しますのは、個人所有の土地にあるいは道をつ

くってくれとか、受益者負担金があるのにその協力が得られないけどつくってくれとか、また市の所管ではないところに事業をしてくださいとかそういうのがございまして、なかなか一長一短にできるようなものではないと考えております。もう1つ「見送り」とは、総合的な審査の結果、予算枠もございます。優先順位の関係で当該年度で実施できなかったものというように考えております。

これら見送られた事業につきましては、引き続き御要望がございますのは次年度以降にまた要望していただくことになっておりますが、再度、全行政区から出された要望の中で比較、検討して審査することになりますものですから、見送られたことをもって優先度が高くなるということは現在のところは考えておりません。今後は、採択基準を分かりやすく周知して、公平性が保てるように不採択の場合は具体的な理由の提示をしていくよう心掛けたいと思います。

○20番（中山弘幸君） 資料の対応の中で、熊本地震の影響で保留という項目が数多くあります。それについて今後早急な対応を望まれると思いますけれども、その点はどう対応されるのかお尋ねいたします。

○総務部長（成松英隆君） 平成29年度の要望は、土木部所管の方が非常に震災対応で地区要望に対応できないということございまして、その関係に回答した際に今年度事業推進を保留しておりますという記載を一部して、その表記が一部誤解を与えるような表記でありましたが、あくまでも平成29年度事業としては見送らせていただいたというところでございますので、次年度以降に再度要望をしていただく必要がございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、平成29年度要望は採択数もやむを得ず縮減した経緯もございますので、その後採択されなかった事業の中で、調査等を行いまして急を要するものはできるだけ平成30年度でやっていこうということございますので、御容赦いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○20番（中山弘幸君） 平成30年度は土木の要望は取ってないと思いますけれども、それは地震の影響で事業がずれ込んだことは理解できますので、平成31年度以降はできる限り採択いただけますように強く要望して、ちょっと時間が足りませんので、6番の質問は次回に回したいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時03分

再開 午後1時02分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

19番、豊田紀代美君の発言を許します。

○19番（豊田紀代美君） 皆さんこんにちは。19番、新志会、豊田紀代美でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、今回は大きく3点について質問をさせていただきたいと思います。質問に入ります前に、このたび長谷誠一議長、河野正明副議長、御就任誠にありがとうございます。お二人のますますの御活躍をお祈りいたしたいと思います。

さて、昨日の大阪北部地震の被害の拡大が報道をされております。お亡くなりになりました方に謹んでお悔やみを申し上げたいと思います。また、被災された皆様方には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。そのような中、熊本地震から2年が経過をいたしました。未だに仮設住宅やみなし仮設住宅に住まいを続けておいでの方もおられ、胸が痛むところでございます。担当課にお聞きしますと、5月末現在で仮設住宅整備戸数176戸のうち、仮設住宅入居世帯は157世帯、入居者は395人、みなし仮設入居者世帯数は410世帯で、入居者数は1,000人との御報告でございました。入居期間が1年延長されたとはいえ、まだまだ復興道半ばだと実感をいたしております。私は、今般の宇城市議会議員選挙活動の際、辻立ちといたしまして「力強く復興に向けて」の旗を掲げ、市民の皆様にお訴えをいたしてまいりました。まずは、宇城市と宇城市民の復興が第一です。

そこで、大きな1点目、熊本地震からの復旧・復興について、小さな1点目の本市の震災復旧事業の進捗状況についてお尋ねをいたしたいと思います。併せて、熊本県内の状況についても御報告をお願いをいたしたいと思います。

再質問につきましては、質問席の方からいたします。よろしくお願いをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 各部署に分かれておりますので、総務部で一括してお答えいたします。

平成30年3月31日現在の平成28年発生災害について報告いたします。本市の災害復旧事業の進捗は、道路、河川、橋りょう、下水道、公園を合わせたいわゆる公共土木施設では、査定件数が152件、うち発注件数150件で発注率が98.7%、工事の完了件数148件で完了率97.4%でございます。このほか農地、農業用施設、林道、治山、漁港の合計で査定件数67件、うち発注件数67件で発注率は100%全て完了しております。工事完了件数67件で完了率100%となっております。農林水産省所管につきましては全て完了いたしております。

市の合計で申しますと、査定件数219件、うち発注件数217件で発注率99.1%、工事完了件数が215件で完了率が98.8%となっております。

また、公共施設に限っていいますと、熊本県内の熊本県・各市町村全体では、査定件数5,005件、うち発注件数が4,473件で発注率が89.4%、工事完了件数3,151件で完了率63.0%となっています。

公共施設災害の件数ベースで比較いたしますと、工事発注率では宇城市98.7%に対し県内平均が89.4%、工事完了率では、宇城市97.4%に対しまして県内平均が63.0%となっています。発注率、工事完了率いずれも県内を大きく上回っているといえます。

- 19番（豊田紀代美君） 平成30年3月31日現在の災害復旧事業の進捗状況について、査定件数、発注件数、発注率、工事完了件数、完了率について総務部長より御報告をいただきました。市の合計では発注率が99.1%、工事完了率が98.8%、さらには公共施設災害の件数ベースの比較として、工事発注率では宇城市が98.7%に対して県内が89.4%、工事完了率につきましては、宇城市が97.4%に対して県内が63.0%の御報告でございました。発注率、工事完了率いずれも県内平均を大きく上回っていることについては、守田市長の災害復旧・復興に対する強い思いと決断力、副市長、部長をはじめ、職員の努力の成果だと思い、高く評価をしたいと思います。しかしながら、市民の生活再建はこれからが正念場です。市民のために今後なお一層の執行部の御努力を期待いたしておきます。

小さな2点目、被災宅地復旧支援事業について、事業予算についての件数または進捗状況について、土木部長にお尋ねをいたします。

- 土木部長（成田正博君） 被災宅地復旧支援事業は、熊本地震によります被災宅地等の復旧に要する経費に対しまして、補助金を交付することによりまして被災者の負担軽減を図り、個人住宅等の再建築による生活再建を支援することを目的として事業を実施しております。

制度設立時に事前相談の数を基に、平成29年度に2億円の予算を計上し、129件の交付決定を行い、工事を完了しました100件に対しまして1億2,000万円余りを支出しております。なお、工事が完了しなかった29件に対しまして予算の繰越しを行っております。

平成30年度は、同様に2億円の予算計上を行いまして、現在12件の交付決定を行っております。平成32年3月までの基金による事業としておりますが、未だ業者不足による未完了工事の相談がある状況でございます。市といたしましても、早期に事業完了ができるよう努力してまいりたいと思います。

- 19番（豊田紀代美君） 個人住宅等の再建築による生活再建支援事業として、平成29年度平成30年度それぞれ2億円の予算を計上していただき、平成29年度に工事の完了ができなかった分につきましては繰越しをすると部長

の御指摘でございました。御指摘のように、業者不足等による未完了工事については平成32年3月までの基金として事業が早期に完成できるように、生活再建の支援になるように特段の御努力をお願いをいたしておきたいと思いをします。

小さな3点目、4点目につきましては、先ほど総務部長に一括して御答弁をいただいた中に含まれておりますので割愛をさせていただきます。

小さな5点目、土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業の進捗状況について、土木部長にお尋ねをいたします。

○土木部長（成田正博君） 土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業の進捗状況についてお答えいたします。

本事業は、土砂災害の危険が特に高い特別警戒区域いわゆるレッドゾーン内に居住しまして、平成28年熊本地震により「半壊」以上と判定された被災者を対象に復興基金の交付を受け、警戒区域外での住宅再建費、移転経費等の一部を最大300万円を上限としまして補助・支援をするものでございます。

本年度は、不知火町の長崎地区、松橋町の内田地区、豊野町山崎地区の住宅3戸の移転を見込みまして、900万円予算を計上しております。現在の進捗でございますが、いずれもまだ移転先が決定していない状況と伺っておりますので、今後は移転先の決定を待ちまして事業申請を進めてまいります。

なお、本事業につきましては、昨年6月から移転が困難でやむを得ず現地で住宅を再建される移転をしない方につきましても、住宅の補強に要する費用の一部補助、これはコンクリート擁壁等で土砂を防ぐものでございますが、創設・拡充がなされましたので、今後も引き続き、広報やホームページ等で広くお知らせしていきたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 本年度につきましては、住宅3戸の移転見込みとされて900万円の予算計上をされているとの御報告でございましたけれども、移転先の決定はなかなか困難だと思います。やむを得ず現地で再建される方々につきましては一部補助が創設されていること、住宅再建に向けての一助になると考えております。被災者の方々に周知徹底をなお一層御努力をいただければと思っております。よろしくをお願いをいたします。

それでは、小さな6点目にまいります。本市の仮設住宅が10月で閉鎖されると心配されていることを知り、また、みなし仮設でも1年の延長が認められておりますけれども、いずれにいたしましても生活再建困難世帯に対する個別支援計画についてどのようなお取組をされているのかお尋ねをしたいと思います。冒頭、仮設住宅、みなし仮設住宅の入居状況につきましては少し触れましたけれども、所管の部長より資料を頂きましたので御紹介をさせていただきます。平成30年5月末現在

で、当尾仮設整備戸数が74、入居世帯が68、入居者数が168人。小川が39の整備戸数に対しまして、入居世帯が30、入居者数が74人。豊野が20の整備戸数に対しまして、入居世帯が17、入居者数が47人。御領が整備戸数10で、入居世帯が10、それから入居者数が26人。長谷川が13の整備戸数に対しまして、入居世帯が13、入居者数が31人。井尻が整備戸数20で、入居世帯が19、入居者数が49人。合計の整備戸数176の入居世帯が157、入居者数が395人。それとみなし仮設住宅が、入居世帯が410で、入居者数が1,000人となっております。この件を踏まえまして健康福祉部長に御答弁をお願いいたしたいと思っております。

○健康福祉部長（那須聡英君） 仮設住宅の入居期間につきましては、当初は入居から2年間の期限があったことから、10月で閉鎖されるのではないかとと思われる方がおられたかもしれませんが、希望する災害公営住宅の建設の遅れなど一定の理由があれば、1年間の延長が認められております。

現在のところ、閉鎖時期については何も決定しておりません。今後は仮設住宅の退去状況を見ながら、集約等を含め議論してまいります。

次に、生活再建困難世帯への取組につきましては、みなし仮設住宅を含め世帯ごとに個別支援計画を作成し、地域支え合いセンターの生活支援相談員が定期的に訪問や電話等で再建状況を確認し、必要があれば専門機関につなぐなど早期の生活再建を支援しております。

今後もお一人お一人に寄り添いながら、最後の1人まで支援を続けてまいりますこととしております。

○19番（豊田紀代美君） 健康福祉部長の御答弁で、生活再建困難世帯ごとに個別支援計画を作成して対応していただいていること、さらには、今後もお一人お一人に寄り添いながら、最後の1人まで支援を続けてまいるとの御答弁でございました。私が以前この件で一般質問いたしました際に、守田市長に御答弁をいただきました。その際も、やはり最後のお一人まで支援をいたしますと力強くおっしゃっていただきました。執行部のぶれない姿勢に感謝を申し上げます。

私は6月10日、当尾仮設住宅に炊き出しのボランティアに出向きました。当尾仮設住宅には私はこれで6回目のボランティアになります。人吉のロータリークラブの御支援で、「ひとくまねっと」と相良藩「吉組」の皆さんと20人で牛丼、おみそ汁、サラダ、かきあげ、それからスイカや漬物を持って、それと1世帯ごとに2^{キロ}の新米をロータリーから頂いたのをそれをプレゼントさせていただきました。101歳のおばあちゃんもおいでになって非常に喜んでいただいたことを覚えております。ただ自治会が発足していないので、行政に任せるところが見受けられて周

辺の草取りの参加者も少なく、みんなの家の運営についても社協や行政にお任せのところがあるようでありました。それで、最初当尾仮設住宅のみんなの家から左側、1棟のところですが、屋根等の建物の隙間にスズメが巣をつくって、そのスズメの糞の害で洗濯物が出せないような状態、これはもうその場でおっしゃったので、私現実にそこを見てまいりました。なるほどと思いました。それでそのまま玄関の方に回りますと、もっと隙間が多くてそこにスズメが巣をたくさんつくっておりまして、その卵を今度はヘビが狙っていくとそういうような状況下であるということも、一応ヘビは見ませんでしたけれどもそういうお話を聞いてまいりましたので、是非、その洗濯物の被害とかそのヘビとかに対しても、スズメ自体の防鳥ネットか何かのことができないものか、調査を一度していただきまして対応をしていただければと思って申し添えておきます。

それでは小さな7点目、仮設住宅期間終了後、みんなの家を含む移築計画についてお尋ねをいたします。

○**土木部長（成田正博君）** 仮設住宅の期間終了後、みんなの家も含みますが、その移築計画ということでお答えいたします。

市内に176戸の仮設住宅がありますが、県内では宇城市のみが当初から長期的利用を見込みまして、全部の応急仮設住宅を木造で建設をいたしました。基本的には、当尾グラウンドに建設しております仮設住宅以外は、公営住宅として活用できればと考えております。

次に、各地区に併設されましたみんなの家、集会所でございますが、これも住宅と同じく当尾グラウンド以外を残したいと考えております。その中で既に一部の地区につきましては、公民館や集会所として活用したいとの申し出をいただいております。ほかのみんなの家も集会所などとして有効活用できればと考えております。

○**19番（豊田紀代美君）** 県内では、宇城市のみが当初から長期的利用を見込んで、176戸全ての仮設住宅を木造で建設をされたということが、今後公営住宅としての活用を可能にしたと私も思います。みんなの家も集会所として活用していただければ、集会所や公民館のない地域ではさらに喜ばれると思っております。いずれも執行部の優れた判断力であったと高く評価をいたしておきます。

続きまして、小さな8点目、災害公営住宅建設計画の進捗状況についてお尋ねをいたします。また、県内他市の状況についても併せて御報告をお願いいたします。

○**土木部長（成田正博君）** 災害公営住宅建設計画の進捗状況についてお答えいたします。

市では、合計200戸の戸数を予定として整備を進めております。今議会に契約の提案をいたしました68戸と昨年度承認をいただきました30戸を含めた98戸

は、平成30年度中の完成、入居を目指しております。また、市有地であります松橋町の犬野地区に27戸、曲野地区に30戸の合計57戸のめどが立ちまして、合わせて155戸を予定をしております。残りの45戸につきましては、これまで同様民間公募を行う予定でございます。

ちなみに他の自治体ということでございますが、災害公営住宅建設予定戸数の多い県内の自治体と比較しますと、益城町や熊本市をはじめ、ほとんどの自治体が工事に一部着工、設計に着手したといった状況でございます。また、宇城市が先行して採用しました民間買収型方式へ移行する自治体が増えているというような状況でございます。

○19番（豊田紀代美君） 災害公営住宅についての質問は、これまで複数回いたしてまいりました。それは、震災からの市民の生活再建の大きな一歩だからです。県内の他の自治体に先駆けた守田市長の御英断でありました。それが着実に整備をされていくことに感謝をいたしております。200戸の予定のうちの98戸が平成30年度中の完成、そのほか57戸もめどが立って、合わせて155戸。残りの45戸については民間公募をされる予定との土木部長の御報告をいただきました。県内の他の自治体と比較いたしましても、宇城市がはるかに先行していることが確認できました。担当所管の努力も評価をいたしたいと思います。

そこで、守田市長の災害公営住宅建設への強い思いを市民に向けてお示しをいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） かねてより震災からの復興は、スピード感を持った住まいの確保が第一歩だとして職員に指示してまいりました。県内でいち早く都市再生機構と協定し建設に着手でき、また都市再生機構のアドバイスにより、こういった大きな災害時には、用地の確保が難しいといった提案を基に、土地建物を民間公募するという手法により、スピーディに進めることができました。

200戸の災害公営住宅建設の目標の半数近くは、平成30年度内に入居できる見込みとなりました。将来的に熊本地震の復興のシンボルとなって、市民の方々へ寄与できるものと考えます。

○19番（豊田紀代美君） 守田市長、これからも宇城市のトップリーダーとして、宇城市の復興のために職員の皆さんとともに全力で頑張ってくださいと思います。私も議員としてしっかりと頑張っていきたいと思います。

小さな9点目にまいります。福祉避難所協定の進捗状況でございますが、民間の社会福祉施設等との福祉避難所協定締結の数と、熊本地震時に福祉避難所が受け入れた状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） お答えいたします。

熊本地震時の福祉避難所協定締結につきましては、高齢者施設が7か所、障がい者施設3か所、それから地震直後に締結した障がい者施設1か所を加えた合計11か所でした。現在は高齢者施設1か所が追加され12か所となっております。これまでに締結可能な市内の施設とは全て締結済みでございます。

熊本地震発災時は、施設自体が被災し受け入れができなかったところもあり、実際に避難者を受け入れた施設は、高齢者施設の4か所、障がい者施設の2か所に実人員で85人の利用実績がありました。

○19番（豊田紀代美君） 健康福祉部長の御答弁の中に、締結可能な本市の施設12か所は全て締結済みとの御報告でございました。

12か所の施設名と、このほかにも本市として計画をされていることがあれば、再度お尋ねをいたしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） まず、避難所の協定をした施設の方から申し上げます。

豊洋園、蕉夢園、しらぬい荘、ひだけ荘、水晶苑、青海苑、松幸、熊本県くすのき園、熊本こすもす園、清香園、済生会熊本福祉センター、養護老人ホーム松寿園でございます。

それから市内6か所に、防災コミュニティ施設を建設する計画があることは議員も御承知だと思います。それぞれの施設に、大規模災害の際には福祉避難スペースとして利用できるよう、健康福祉部として施設建設検討の各部会で協議してまいりたいと思っております。

○19番（豊田紀代美君） 12か所の御紹介ありがとうございました。

計画中の本市の6か所の防災拠点センターそれぞれに、大規模災害時には福祉避難スペースとして利用できるように、健康福祉部や施設建設検討の各部会で協議していくということでございました。高齢者や障がい者にしっかりと対応ができるような施設や運営を強く要望いたしておきたいと思います。

そこで、もともと旧松橋町では、長年にわたり「福祉のまち日本一」を提唱してまいりました。現在も県内外の自治体と比較しましても、本市は先進地だというふうに判断をいたしております。そこで、「福祉のまち宇城市」として、福祉月間を設けるお考えはないものかお尋ねをいたしたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 本年3月に策定いたしました「宇城市第3期障がい者計画」においては、「誰もが地域でともに生き・支え合い 参画できる 福祉のまち 宇城市」を基本理念に掲げ、共生社会の実現を目指すとともに、誰もが住みやすさを実感できる「福祉のまち」の実現を目指しているところでございます。

議員御提案の「福祉月間」につきましては、今後議論させていただきたいと思っております。

○19番（豊田紀代美君） 宇城市を県内外に対しましてアピールする意味でも、また宇城市民の意識の向上のためにも積極的な議論、御検討をよろしくお願いをいたしておきます。

次に、小さな10点目でございますが、本市の県立2高校との避難所協定についてでございますが、5月29日の熊日新聞に、大津町の県立3校が、災害時に学校施設を一時避難所とする協定を大津町と結んだとありました。本市には県立高校2校、支援学校が3校ありますが、避難所協定締結の計画があるのかどうかお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 昨年度から、県の防災型コミュニティスクール事業として、県立学校は、地域から幅広く意見や要望を聞き、防災教育の充実と地域と一体となった防災体制の構築を図る目的で、「学校運営協議会」が設立され、市内の県立高校では、松橋高校と小川工業高校の2校が対象となっております。

学校運営協議会の委員は、学校関係者・地域代表・消防・警察・行政で構成されておりまして、主に「避難所運営マニュアル策定」について協議を行ってまいりました。その中で、生徒はもとより、地域住民の方々の避難も想定した避難所運営マニュアルが昨年度に策定されました。

また、平成29年12月には県教育長から、市町村長に対し、県立学校施設の避難所等指定についての依頼に伴い、現在、「避難所等利用に関する協定書及び覚書」の作成及び協定締結に向けて学校と協議を進めているところでございます。

併せて、市内の支援学校3校とも「福祉避難所」として同様に協議を進めている状況でございますので、本年度、早い時期に5校と協定締結を行いたいと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 総務部長より、本年度できる限り早い時期に5校と福祉避難所としての協定締結をするという御答弁を頂戴いたしました。

そこで、5校それぞれの受け入れ者の人数また備蓄場所としての利用をさせていただけるのかどうか、さらには市・学校・地域との連携はどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 大規模災害が発生した場合の避難所・福祉避難所として利用できる施設は、主に体育館などで収容者数を各学校に確認をしたところ、松橋高校350人程度、小川工業高校800人程度、松橋支援学校250人程度、松橋西支援学校150人程度、松橋東支援学校40人程度ということでございました。

備蓄につきましては、協定の中で「物資の備蓄・調達」について明記していきたいと考えております。また、本年度本市におきましては、市内の5地区に防災備蓄倉庫の建設を計画しておりますので、市としてはこの防災備蓄倉庫を利用するのが

第一かと思っております。

学校・地域・市との連携については、災害発生時だけでなく、学校運営協議会等により平時から協力・連携を築いていきたいと思えます。

○19番（豊田紀代美君） 御報告ありがとうございます。支援学校との福祉避難所協定内容について、また本市との協力体制についてのお考えについてお尋ねをいたします。

○総務部長（成松英隆君） 支援学校3校との福祉避難所としての協定内容については、現在、学校側と協議を進めている状況ですが、受け入れ対象者、災害時の対応、福祉避難所の設置・運営に関することや設置の期間、使用許可・費用負担等の基本的な事項などを明記したいと考えております。

また、市との協力体制についても、協定の「避難所等の設置・運営」の中に記載していきたいと考えておりますので、引き続き学校側と協議を進めてまいりたいと思えます。

○19番（豊田紀代美君） 平時の時のその連携はもとより、宇城市と、核とした有事の際の体制づくりにも御尽力をいただきたいと思えます。この件については教育長にもよろしく願いをいたしておきます。

それでは、大きな2点目、農業振興についてでございますが、小さな1点目、国営農地基盤整備事業の進捗状況についてでございますが、先日の代表質問で私どもの新志会石川代表の方からこの件につきましては、詳しく質問がなされておりました。その際、守田市長の御答弁の確認を含めて申し上げますと、この事業主体は国で、農地及び農道や水路等の農業施設の整備や排水機場の設置を行う事業であること、本市も国営事業推進課を設置をされ、推進体制として九州農政局、熊本県、JA熊本うき、各土地改良区、農業委員会等の代表者による国営緊急農地再編成整備事業宇城地区推進協議会を設立されたことについても確認ができました。整備内容については農地を1㍍から2㍍に大区画化し、暗渠排水溝を施し、地区内の道路は5㍍以上に拡幅、用水路は各農地にパイプラインでの配管を行い、排水路も最小で2㍍最大では5㍍に拡幅を整備するとの御答弁でございました。排水不良を起こす地域にとっては冠水被害等が発生しないように、新たに排水機場を2、3機設置をする計画で、事業負担率は国が3分の2の66%、県が25.2%、市が5%、受益者が3.2%との御答弁でございました。また、受益者への支援策として85%以上の農地集積をすれば、10億円の助成金があるとの御答弁もありました。

そこで、現状の事業説明と進捗状況について経済部長に御答弁をお願いいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 国営農地基盤整備事業は、現在、地区調査を行っております。

す。地区調査の実施主体といたしましては、九州農政局の出先機関にあたります北部九州土地改良調査管理事務所でございます。地区調査の期間といたしましては、平成２９年度から平成３１年度の３か年を予定しており、本年は２年目にあたります。

農地の対象面積は８８４㌥で、対象地権者は１，６７０人で、概算事業費としまして３５０億円を見込んでおります。

本市におきましては、推進協議会の設立とともに、下部組織といたしまして、各機関の担当者によります施設計画部会、営農部会、換地部会、環境配慮部会を配置し、事業計画書を作成するための検討を行っております。また、地元の地権者によります推進委員２２１人で構成する推進委員会も、平成２７年度から設置していることを申し添えます。

本年度の重要な取組といたしましては、１月から３月にかけて、地権者から仮同意を徴収することです。同意が取れない農地は整備することができませんので、できる限り多くの地権者から同意をいただくため、平成２９年度に集落座談会を３回行いました。

今後も集落座談会や推進委員会を開催いたしますとともに、より分かりやすく事業を御理解いただけるよう、概要書やパンフレットを作成し、事前の周知活動を進めてまいります。

平成３１年度には、地権者から本同意の徴収を行います。事業参加の最終的な意思決定になりますので、１００％の同意を目指しております。

なお、農林水産省においては、事業計画書の審査が行われ、財務省における予算措置と国会審議を得た上で、事業実施の採択を受けることになります。

- １９番（豊田紀代美君） 経済部長の御答弁に、推進協議会の設立とともに、各機関の担当者によって施設計画部会、営農部会、換地部会、環境配慮部会に配置をされて、事業計画書を作成するための検討を既に行っているという御答弁をいただきました。さらには、地元の地権者２２１人で構成される推進委員会も、平成２７年度設置され、平成２９年度に集落座談会を３回開催されたということでございまして、平成３１年度には、地権者から本同意１００％の徴収を目指すとお力強い御答弁でございました。新志会の石川代表の代表質問の際に、市長より３点ほど課題の答弁があつてございました。その中で私が最も気になったのが、施設園芸用のビニールハウスの移転問題であります。県営農地基盤整備の事業につきましてはこの補助がございしますが、この国営の基盤整備事業にはビニールハウスの移転費用は含まれておりません。当初の計画ではビニールハウスの集団移転の話もあつたそうですが、施設園芸農家や推進委員のお話の中には、なるべくビニールハウス

を避けて区画化や道路や用排水路を整備してほしいと、農家としては工事期間中仕事もできなければ収入もなくなるし、雇用している契約者も3年ないし5年契約しているので、その人たちにも仕事がなくとも賃金を払わなければいけないというお話でございました。何とか計画の見直しを考えていただきたいと強い御要望でございました。問題解決のために、推進委員の中に施設園芸ハウス農家の方をより多く入っていただくことも一案ではないかと考えております。今申し上げましたことにつきまして、経済部長に御答弁を求めます。

○**経済部長（吉田裕次君）** まず、予定地区内には施設園芸用ハウスを所有している方が197人おられます。現時点におきましては、施設園芸用ハウスに極力あたらないように整備計画を進めており、7月から8月にかけて、本年度2回目の集落座談会で計画図をお示しする予定でございます。

計画上どうしても移設が必要と判断される施設園芸用ハウスにつきましては、できる限り農家の自己負担が発生しないよう県及び関係団体とともに、国に対して事業費で実施するよう要望を上げております。

なお、対応策といたしましては、ハウス移設に対する国、県の補助事業など、あらゆる補助事業を活用し、受益者負担の軽減に努めてまいります。

○**19番（豊田紀代美君）** 経済部長、ありがとうございます。概算事業に350億円の壮大な計画でもあります。この事業を成功させるためにも、そして約200人の施設園芸用ハウスを所有されている皆さんも、今の経済部長の御答弁大変喜ばれると思います。7月から8月にかけて、本年度2回目の集落座談会の開催の際には、昨日経済部でお話し合いをいたしたものを含めまして、3点ほど確認をさせていただきます。

計画図を見ていただき、施設園芸用ハウスに極力あたらないように整備計画を進める。計画上どうしても移設が必要な際には、自己負担が発生しないようにあらゆる補助事業を活用して受益者負担の軽減に努める。もちろん国、県の補助対象になるような補助金を何とか見つけ出していただきたいと思います。

2点目が、用排水路を分離することにより水不足が心配されるという御意見がありました。整備計画ではパイプライン化をして必要なときに必要なだけ流す効率的な水量が確保できる。

3点目が、現在221人で推進委員が構成されているが、施設園芸農家の方を推進委員として増やす可能性がある、それも可能である。という以上この3点を、集落座談会で地権者の方に分かりやすく説明をするということを今確認をさせていただきます。私も一地権者でございますので、積極的に協力をしていきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

再々質問でございますが、国営緊急農地再編整備事業に対する守田市長の決意をお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 本事業については、最後のチャンスだと思っております。認可のありました平成28年度では、農水省ではその認可は宇城市だけでございます。国、県、市が一体となった成果でございます。国が、この十年余で350億円の予算を組み、この宇城市だけに投資する国の大事業でございます。なんとしても本事業の早期着工と早期完成を目指し、この宇城市の農地を守り抜きたいと考えてところでございます。

○19番（豊田紀代美君） 守田市長の決意表明、しっかりと受け止めさせていただきました。宇城市の農地と農家を守り抜いていただきたいと強く思っております。

小さな2点目、今新地川河川改修の進捗状況と国営基盤整備事業との関連についてでございますが、今新地川河川改修については、以前より今新地川改修促進協議会の設置がなされておりましたが、数十年間河川改修は頓挫をいたしておりました。昨年4月25日に新たに宇城市今新地川改修促進協議会を発足をいたしまして、構成メンバーでは地元の末松県議、吉田県議、両県議に顧問になっていただき、宇城市の土木、経済、当時の危機管理、今の防災消防課等、振興局、地元嘱託員、水利組合関係者、市議会議員で現地調査もいたしました。その後、県予算も付けていただきましたが、その後の進捗状況また国営基盤整備事業との関連について、この2点につきましてお尋ねをいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 県の2級河川であります今新地川の河川改修につきましては、宇城地域振興局土木部工務課の管轄でございますが、確認をいたしましたところ、平成29年度に用地買収が完了した区間につきましては、暫定断面の素掘りを予定しているとのことでした。

国営基盤整備事業では、豊福南部ブロックにあたりまして、調査区域内に含まれております。

関連といたしましては、現在国営事業におきまして、地区推進委員とともに、今新地川を含んだ区画の整備構想案を検討いたしており、地元住民の要望を反映できるよう制度を活用するとともに、県土木部とも連携した整備計画の策定に取り組んでまいります。

○19番（豊田紀代美君） 経済部長ありがとうございます。早速7月上旬に、宇城市今新地川改修促進協議会の関係者の皆さんに御相談をさせていただき、私会長として協議会を開催したいと思っております。さらには国営事業の関連といたしまして、既に区画整備構想素案を検討していただき、地元住民の要望を反映できるよう県土木部の方と連携をした整備計画の策定に既にお取組いただいているという経済部長

の御答弁でございました。大きな期待を寄せております。よろしく願いいたします。

それでは、大きな3点目、観光・商工振興についてでございますが、小さな1点目、天城橋開通効果戦略についてでございますけれども、天城橋開通に伴う効果や、開通関連イベントを含む実績及び今後観光戦略についてのお考えをお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 先月5月20日に開通いたしました三角大矢野道路の天城橋は、宇城市と対岸の上天草市にとって大きな「未来をつなぐ架け橋」となりました。

この約半世紀ぶりの橋の開通に向けて、上天草市と連携し、行政、商工会や観光物産協会などの各分野で開通関連イベントを実施しております。具体的には、広報紙の合同特集やホームページの共同開設、また各メディアへの掲載の働きかけなど積極的な周知活動を行ってまいりました。

その結果、開通前プレイベントとしまして、両市で共同開催いたしましたJRウォーキングには、雨天にもかかわらず2,300人ほどの参加があり、サイクリング、マルシェ、綱引き大会、花火大会なども大いに盛り上がっております。

また、開通後も上天草市と連携いたしまして、フォトコンテストやスケッチ大会・コンテストを実施しております。県においても天城橋のライトアップや宇城地域と天草地域での広域のモバイルスタンプラリーを実施されておまして、新聞でも大きく紹介されておりました。

観光面におきましては、開通後は週末を中心に天城橋や三角西港一帯はにぎわいを見せております。今年度は、天草でも新たな世界文化遺産の登録が予定されておまして、天草方面への観光客がさらに増加することも見込まれております。

このような観光客の増加を一過性のものではなく、継続して天城橋や三角地区を訪れていただき、また市全体にも効果が波及していくよう、市としましても引き続き近隣自治体と連携しながら地域の魅力発信に努めてまいります。

具体的な開通効果につきましては、今後、市が行います観光施設の入り込み状況調査のほか、県において行われる周辺道路の交通量調査の結果を基に、今年度策定を予定しております「宇城市観光振興戦略」これは仮称でございますけれども、この中で、天城橋開通をいかした観光誘致やプロモーション戦略を考えてまいります。

○19番（豊田紀代美君） 5月13日雨の降りしきる中、開催されました天城橋開通イベントの266名の空中大綱引き大会に私も参加をいたしました。宇城市の旗を大きく振りながらダイナミックに応援される市長のすぐ横で応援をいたしました。宇城市の先頭には浅井副市長、吉田県議、溝見市議があらん限りの力を振り絞って

歯を食いしばって頑張っておいででしたが、結果は1勝2敗1引き分けでした。上天草市が勝利をいたしました。来年は、必ず宇城市に勝利をと参加者の皆さんと誓い合いました。

さて、先ほど企画部長より御答弁いただきましたように、私も天城橋は宇城市と上天草市の未来の架け橋になってほしいと強い思いがいたしております。行政、商工会、観光物産協会が連携されて、様々なイベントを積極的な周知活動をされた結果、雨天にもかかわらず大盛況でした。開通後の天城橋のライトアップも、三角西港から見るととてもインスタ映えしておりました。早速、私は先日ライトアップを撮影に行っていました。すぐにインスタとフェイスブックにアップいたしましたけれども、ど素人ですがフォトコンテストにも応募したいと思っております。

企画部長の御指摘のように、今後観光客の増加が一過性のものにならないように、天城橋開通をいかした宇城市観光振興戦略になりますように、大きく期待をいたしております。

そこで、天城橋の開通は、宇城市にとってどのような効果、影響があるとお考えなのか、守田市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 5月13日に開催されました天城橋開通前イベントの大綱引き、そして20日の開通式に私も出席をいたしました。宇城市と上天草市をつなぐこの天城橋は、両市の明るい未来を感じさせるに十分なインパクトがありました。

三角地域におきましては、三角西港の世界文化遺産登録を契機として、今回の天城橋の開通、来年春の戸馳大橋の完成、秋には地域間交流施設金桁温泉の開業も予定されています。さらには、寺島リゾート開発も進行しており、これらが完了した暁には、それぞれのコンテンツが複合的に融合することで、様々な相乗効果が生まれ、三角地域だけでなく宇城市全体への経済波及効果も大いに期待しているところでございます。

天城橋の建設においては県の工事でございますが、三角町側からの建設でもあるわけで、宇城市として市職員を土地収用のため出向させるなど、建設に大きく貢献しているところも是非とも御承知おき願いたいところでもございます。

○19番（豊田紀代美君） 市長の御答弁のように、三角地域は三角西港の世界遺産、天城橋の開通、戸馳大橋の完成、金桁温泉の供用開始、寺島リゾートの開発と複合的に融合すれば、市長御指摘のように相乗効果が生まれて、三角地域のみならず宇城市に対して大きな経済波及効果があると私も期待をいたしているところでございます。今後執行部におかれましては、最大限の御努力をお願いをいたしておきたいと思います。

続きまして、小さな2点目、広域連携の天草・宇土半島観光連盟による経済効果

についてでございますが、本年２月に天草・宇土半島観光連盟が発足をいたしました。この連盟と各自治体がどのように協力をして観光振興を図っていかれるのか、まずお尋ねをいたします。

○総合政策監（村上理一君） 議員御質問の天草・宇土半島観光連盟は、本年２月９日に宇城市、宇土市、上天草市、天草市の各観光協会などが参画の下で設立をされております。観光客の誘致促進に関する業務やプロモーションを主な事業として推進されるものと伺っております。

一方で、本市では将来を見据えた観光物産振興に求められる機能や推進体制のあり方を検討するため、昨年１２月に観光物産協会や第３セクターなどの関係事業者が参画の下、「観光物産振興の推進体制の在り方に関する検討会」を立ち上げまして、本年４月に最終取りまとめを行っております。その中で将来の広域的な地域連携DMOの方向性が提言されております。

このことは、本市におけるさらなる観光誘客を推進し、稼げる観光のための観光地域づくりを進めるためには、世界文化遺産の三角西港を中心とした三角地域と天草地域をつなぐ観光ルート開発を軸に、マーケティングやプロモーションの戦略を立てることが重要であるとの考えから提言されたものでございます。

この考え方にに基づき、今後は天草・宇土半島観光連盟と各自治体との連携の下で、稼げる観光の実現に向けた各種施策に取り組んでいくことが重要となります。

さらに、先ほど企画部長が答弁されたように、地方創生事業の取組として、本市では本年秋頃をめどに観光振興戦略を策定いたします。この戦略には、入り込み観光客数の目標値、誘客ターゲット、観光コンセプト、三角西港の利活用方策など多岐な項目について検討をいたします。それとともに天草地域との連携方策についても積極的に取り込んでいきたいと考えており、これらの施策によって、天草・宇土半島の広域圏に経済効果がもたらせるような具体的なアクションプランを策定し、実行してまいりたいと思います。

○１９番（豊田紀代美君） 総合政策監御指摘のとおり、観光振興戦略を策定され、天草・宇土半島の広域圏に経済効果が「見える化」できるような具体的なアクションプランの策定、実行に期待をいたしております。総務省御出身の総合政策監の手腕を注視しております。頑張ってくださいと思います。

今回は、熊本地震・豪雨からの復旧・復興についてと、２点目が農業振興について、それから３点目観光・商工振興について質問をさせていただきました。それぞれ１点目２点目３点目とも、執行部の前向きな積極的な姿勢が今回は見られたと思って、質問した甲斐があったと思っております。市民からの御提案や御心配も述べさせていただきました。しっかりと対応していただき、今後、宇城市がそして宇城

市民のために全力でお互いに頑張っていこうという思いで登壇をいたしました。熱心に御答弁頂戴をいたしまして、大変ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長（長谷誠一君） これで、豊田紀代美君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日２０日は、午前１０時までに本会議場に参集願います。

どなた様も御苦労様でした。

—————○—————

延会 午後２時０２分

第 5 号

6 月 2 0 日 (水)

平成30年第2回宇城市議会定例会（第5号）

平成30年6月20日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22人）

1番 原 田 祐 作 君
3番 山 森 悦 嗣 君
5番 坂 下 勲 君
7番 高 本 敬 義 君
9番 福 永 貴 充 君
11番 園 田 幸 雄 君
13番 福 田 良 二 君
15番 渡 邊 裕 生 君
17番 長 谷 誠 一 君
19番 豊 田 紀代美 君
21番 石 川 洋 一 君

2番 永 木 誠 君
4番 三 角 隆 史 君
6番 高 橋 佳 大 君
8番 大 村 悟 君
10番 溝 見 友 一 君
12番 五 嶋 映 司 君
14番 河 野 正 明 君
16番 河 野 一 郎 君
18番 入 江 学 君
20番 中 山 弘 幸 君
22番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩清水 伸 二 君
市民環境部長	園 田 敏 行 君	健康福祉部長	那 須 聡 英 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君

教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	事 務 局 長	木 見 田 洋 一 君
		財 政 課 長	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。まず、1番、原田祐作君の発言を許します。

○1番（原田祐作君） 皆様、おはようございます。

4月に行われました宇城市議会議員選挙で市民の多くの皆様の負託をいただき、初当選させていただきました。私自身、つい2か月ほど前まで一市民としてこの宇城市で生活を送ってまいりました。そしてこの議会へ議員となった以上、行政のチェック機関である議会の一員として、市民目線と市民感覚を決して忘れることなく緊張感をもち、是は是、非は非の精神で一生懸命務めを果たしていく、そう強く決意をいたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

申し遅れました議席番号1番、うき未来21の原田です。少々緊張しております。御了承ください。

それでは、早速質問に入らせていただきます。まず最初に、これは私自身選挙期間中も訴えてまいりましたことではありますが、宇城市の人口減少対策についてお伺いいたします。人口減少対策と一言で申しましても、その要因は非常に多くの社会的要因が複雑に関係し、その対策も多面的な取組が必要であると考えております。そこで今回は、特に女性の働く環境と子育て環境の視点から質問を進めてまいりたいと思います。

1番、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が本格施行され、子ども・子育て支援のさらなる充実を図る方針が示されました。その方針を受け、本市におきましても、平成27年の3月に「すこやか宇城っ子プラン」が策定されております。この計画によりますと、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画年度とし、3つの基本目標を掲げ、様々な支援体制の整備に取り組むことを定めてあります。特に第4章におきましては、保育、教育、子育て支援事業の需要見込みを想定し、具体的にその確保方法を定めてあります。しかしながら、現代の社会においてその環境、つまり保育や教育支援のニーズは短期的に大きく変化しているものと考えます。

そこで、平成27年度に策定された「すこやか宇城っ子プラン」を念頭におき、本市が目指す子育て環境のビジョンと本計画の達成状況についてお伺いいたします。

次の質問からは、質問席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 「すこやか宇城っ子プラン」は、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保とそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画として、先ほど議員が話されましたように、平成27年度に平成31年度までの5か年計画として策定をいたしました。

基本目標として、まず1点目に、子どもがのびやかでたくましく成長できるまちづくり、2点目に安心して子どもを産み育てられるまちづくり、3点目に社会全体で子育て支援を支援するまちづくり、の3点を設定し、次世代育成支援施策の展開や子ども・子育て支援事業を推進しております。

計画の進捗状況につきましては、毎年「宇城市子ども・子育て会議」において状況報告をし、評価及び御意見等を伺っております。また、本計画中の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や市内施設の状況及び保護者のニーズの変化に伴い、大きく変動することが想定されますので、必要に応じて見直しを行っているところでございます。

来年度が本計画の最終年度であり、計画達成に向け引き続き事業推進を図ってまいりたいと考えております。

○1番（原田祐作君） 再度質問いたします。今の答弁の中に、毎年子ども・子育て会議において状況を報告し、評価及び御意見等を伺っておりますとありました。「すこやか宇城っ子プラン」の第5章進捗状況の点検と評価、公表において、その進捗状況は、ホームページ等で公表と周知を行うという記述がありますが、現在ホームページを確認いたしますと平成28年度以降の会議の公表がなされておりましたが、どのように検証、公表、周知を図っていくのかお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 現在、子ども・子育て会議における会議録は、先ほど議員が話されたとおり公表はしていませんけれども、第3章の次世代育成支援行動計画の進捗状況については、毎年ホームページで公表しております。また、第4章の子ども・子育て支援事業計画の部分につきましては、施設の利用定員や新たに加わった施設や事業など、毎年広報紙でお知らせをしているところでございます。

○1番（原田祐作君） 本プランを読みますと、何か会議全体の議事録が公開されているような誤解を私自身受けておりましたので、その辺ちょっと認識を改めてはありますが、できればその会議の内容が確認できるような議事録等公開がなされるとよりよいのかなと感じております。

それでは、すみません、もう一度重ねて質問いたします。「すこやか宇城っ子プラン」は第4章において、具体的な年度別の見込み数値を設定し、その計画を推進するとしています。その見込み数の検証を行ったとき、大きくずれている事業はな

いのか。特に運動部活動が社会体育に移行していく中で、（２）番、放課後児童健全育成事業、つまり学童保育や（８）番、ファミリーサポートセンター事業、また社会で大きな問題となっている児童虐待や要支援児の増加に関連すると思われる（１２）番、養育支援訪問事業等について、実感として増加傾向にあるのではないかと感じております。実数までは挙げていただかなくても結構ですので、検証がなされているかだけ伺いたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） ただいまお尋ねのあった事業につきましては、表記方法等が分かりづらいところがあるかとは思いますが、子ども・子育て会議において、第３章及び第４章の実績報告が各担当課よりなされまして、委員の皆さんの御意見を伺い、評価・検証を行っているところでございます。また、先ほど申しましたように来年度が本計画の終期を迎えることから、策定に合わせたニーズ調査、策定のための協議等を実施することとしておりまして、量の見込みや確保方策の表記方法についても、見る人に分かりやすいように工夫をしていきたいと思っております。

○１番（原田祐作君） 年々この子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しているものと私自身実感し、これは皆様御承知のとおりだと思います。本プランの策定にも大切な市民の税金が使われていることと思っておりますので、今後もきっちりと検証し、その内容を把握していきたいと思っております。

それでは、小問の２番に移りたいと思っております。宇城市が誕生いたしました平成１７年、本市の人口は男性２万９,６９３人、女性３万３,３９６人、合計で６万３,０８９人となっております。平成３０年４月３０日現在におきましては、男性２万８,３３２人、女性３万１,１３０人、合計で５万９,４６２人となっております。この間、男性につきましては１,３６１人の減、女性につきましては２,２６６人の減となっております。人口の構成を見ましても女性が多く、その減少数を見ましても女性の方が大きくなっております。人口減少対策を考える上で女性の置かれている社会環境の分析は大変重要であると認識をしております。

そこでまず、宇城市は働きたい女性が十分活躍できているのか、女性の就業率をお伺いしたいと思っております。

○企画部長（岩清水伸二君） 本市の女性の就労状況についてという御質問でございます。

女性の就労状況につきましては、平成２７年国勢調査結果を基に総務省統計局が就業状況等基本集計を行っております。

この基本集計におきまして「就業者」とは、家事や通学の傍ら仕事をしている人や休業者を含み、完全失業者を除いたものをいいます。そして、非労働者を含む１５歳以上の全人口に占める就業者の割合が「就業率」でございます。

この集計結果によりますと、全国では平成２７年平均の就業率が、男性６２．６％女性４５．４％で、その差が１７．２ポイントとなっております。ちなみに宇城市におきましては男性が６３．４％、女性４８．８％で、その差は１４．６ポイントでございます。全国平均より女性の就業率は高く、男女の差は縮まっております。

また、労働力人口に占める就業者の割合につきましては、これは全労働力人口のうち完全失業者を除いた就業者の割合になります。全国で男性が９５．１％、女性が９６．６％で、宇城市におきましては男性が９４．４％、女性９６．４％と、いずれも女性の方が高い割合となっている状況でございます。

○１番（原田祐作君） 再度質問いたします。労働人口における就業者の割合につきましては、男女とも余り差はなくどちらかといえば女性の方が若干高くなっていると。しかしながら、１５歳以上の全人口に占める就業者の割合については、全国と比較したらそんなに大差はないのですが、やはり男女間で１４．４ポイントの差があるということで、何かしらここに原因があるのかなと思います。今後、検証を進めていきたいとは思っています。

今回の再質問は、女性の就業率につきましては、全国平均としても先ほど申しました大きな開きはなく、むしろ高いことが分かりました。では、なぜ宇城市から人口の流出が続くのか。平成２８年１月に策定されております宇城市の人口ビジョン。また経産省が提供するＲＥＳＡＳの分析によると、若年層の人口の流出が多く、その要因は良質な雇用の不足にあると明記されております。女性の就業率も高く、一見その環境が整っているように見えますが、その内容につきましては、今社会問題にもなっております正規・非正規の雇用の問題に代表されるよう、多くの検討する余地があるように思われます。就業率だけではなく、そこには見えない労働の満足度のような労働の質、これを分析・検討できるような情報の収集はされているのでしょうか。またこの宇城市で、女性がより活躍できるような環境整備についての取組はなされているのかお伺いいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 御質問で、市の方で労働の満足度のような労働の質の分析・検討できるような情報収集をされているかという点にお答えいたします。

現在市におきましては、このような調査や情報収集は行っておりませんが、国や県、他の自治体の統計データ等で参考になる事例がないか、今後、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

それと、宇城市の取組というところでございます。本市におきましては、人口減少が進行する中で、「まち・ひと・しごと」の各分野で地方創生の取組を進め、「子育てしたいまち」の推進を進めているところでございます。

その一例としまして、本年４月に東京の会社で総務省のテレワーク先駆者百選に

も選定されている株式会社マミーゴーと、テレワークを活用した女性の新しい働き方の推進に関する連携協定を、全国の自治体では宇城市が初めて締結をいたしております。

早速、この協定締結後、連携事業といたしまして、小川町にあります市ビジネスサポートセンターで「パソコン1台で自宅にしながら働くためのセミナー」が開催されまして、参加した市内の主婦や子育て中の女性にとっても好評をいただいたところでございます。

このように、まだ男女共同参画の視点におきまして「宇城市に住んで良かった、宇城市で子育てをしたい」と思えるような、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組むことで、子育て世代の定住促進あるいは出生率の向上につながっていくよう、子育て支援策の拡充を進めるとともに、その施策について広く周知し発信をしてまいります。

○1番（原田祐作君） 現在様々な機関で様々な統計、データ収集がなされ、その分析が行われております。地方創生、地域の活性化、国でもうたわれておりますが、やはり地域が独自で様々な検証を行い、そしてその地域にあった施策を打ち出していく、それが必要ではないかと感じております。この宇城市で生まれ育った子どもたちが、地域に残りたいと思うような魅力を様々な分野において発掘、また創造することが非常に大切だと感じております。そのためには、データというものは非常に大切だと思いますので、今後もしっかりとその辺を検証し、目に見える形で示していきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。小問の3番について。これは、女性に限ったことではないと思うんですが、働きながら子育てをする世帯には大変重要なことだと考えております。子育て環境について考えていきたいと思っております。旧5町が合併し、宇城市という1つの自治体にはなりましたが、子育て環境について考えるとき、依然として旧5町間の事情や環境は大きく異なり、その課題も様々であると考えております。地域ごとの子育て環境の課題についてどのように把握をされているのか伺いたいと思います。

○健康福祉部長（那須聡英君） 働く家族にとって、子育て環境の整備は大変重要なものと考えており、地域ごとの実情や課題を把握していく必要があると思っております。

地域ごとの子育て環境の課題については、原田議員御紹介のとおり様々であると考えております。宇城市の現状において、三角地区と三角地区以外の地域では、移動距離等を含め課題が大きく違っております。三角地区においては、昨日申し上げましたけれども、今後少子化による児童数の減少や施設の老朽化等の課題があり、公立3保育園のあり方の検討など、私立保育所を含めた協議も必要であると考えて

おります。三角地区以外の地区では、市内中心部への人口の集中化等により、特定の園への希望を含め待機児童が発生している状況です。

市では、これまで保育事業者との協議・調整による利用定員の設定や、受け入れ増を目的とした施設整備等への支援とともに、平成32年4月開設を目指して、松橋地区に新たな認可保育所を整備するなど対策を行っているところでございます。

今後におきましても、地域の状況だけではなく市全体のバランスを考慮し、事業者の意向等を踏まえ協議・調整してまいります。

○1番（原田祐作君） 再度質問いたします。今答弁の中で、松橋地区に新しく認可保育所が整備されるとありました。では、その整備にあたり現在の待機児童と児童館が閉園されますが、それに伴う入所希望児童の増加、また、現在兄弟間で異なる保育所に通所している、こういった話もよく聞きますが、そういった御家庭の入所希望児童などの増加によるその辺の数的な考慮はなされているのかお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 待機児童の状況については、先ほど申し上げたとおりでございます。児童館の現状としましては、5歳児が21人、4歳児8人の合計29人が今利用している状況でございます。原田議員御承知のとおり、保育園は、保護者の就労等により昼間家庭で保育できない子どもが入所できる施設でございますが、児童館を利用している6割以上が、家庭保育できる状態でございます。なお、認定こども園の幼稚園部分については、待機となる心配はございません。

また、現在兄弟間で異なる施設を利用されている家庭は、保護者の希望を含め15世帯いらっしゃいまして、毎日の送迎等の負担を考えますと大変申し訳なく思っているところでございます。

このような状況を踏まえ、新たな認可保育園の定員設定をしたものでございますが、施設については、余裕を持った規模で整備していただくこととしており、将来の変動にもある程度対応できると考えております。加えて、これまで対策を講じてきた利用定員の設定協議や、受け入れ増を目的とした施設整備等の支援を継続して実施してまいりたいと思っております。

○1番（原田祐作君） 未就学児、保育園の環境については、児童福祉法の中でも自治体がしっかりとそこを監査、管理、指導していくというような文言があったと思います。民間の施設が運営しているとはいえ、そこは自治体としてしっかりと監査、指導を続けていってほしいと考えております。

では、今の答弁に対しまして再度質問いたします。どんなに施設を整備し、その立派な箱をつくったとしても、そこで働く人つまり保育士が確保できなければ、そこで子どもは保育できないのが現状だと思います。現在社会問題ともなっております保育士不足ですが、その問題に対する国の対策の動きを見えますと、小規模保

育等新しい施設環境をつくり、今まで子どもの環境を守るため必死に守られてきた児童福祉法の規定を事実上緩和するような形で、子どもの保育環境を悪化させていく、そのように感じられてなりません。保育士不足の解消は、一自治体が取組、解消できるものではないと十分承知はしておりますが、単に賃金を上げるといったことではなく、保育士が国家資格であるということの意味を改めて考え直し、保育士の身分保障を含めしっかりと考える必要があると確信をしております。

本市公立保育所についても、深刻な問題になっているのではないのでしょうか。豊野保育園の現状は、立派な施設があるにもかかわらず保育士不足で定員まで子どもの預け入れができておりません。正確な数字ではないと思いますが150人定員のところ90人程度ぐらいしか子どもはいなかったのではないかと考えております。豊野町を歩きますと、豊野に住み、昨年まで豊野保育園に子どもを預けていた方が、転園を余儀なくされた、このような話も聞きます。親にとって非常に不便な環境がそこにはあるかと確信しました。しかし、本当に重要なのは、親の利便性も確かに重要ではありますが、子ども目線で保育の質にこだわって考えることではないかと考えております。保育の質を考えると、その保育士がどんな研修を受けているのかとか様々な要因はあると思いますが、その中の1つに、やはりその労働環境、これが大きく影響するものだと考えております。保育士不足の解消について、民間問わず自治体もサポートできることがあるのではないかと考えます。そのことについてどのように思われているのか見解をお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 先ほど話されました豊野保育園の現状につきましては、保育士不足を補うためにハローワーク及び派遣保育士の募集に加え、在職保育士からの人脈に頼るなどの努力を重ねた結果、つい先日非常勤職員が1人増となりました。しかしながら、入所希望の全てを満たしていないことから、引き続き園長をはじめ職員総力で保育士の確保に努めているところでございます。

保育士不足が社会的な問題となっている状況を踏まえ、厚生労働省が発表した保育士支援制度により、県の社会福祉協議会が行っている保育士再就職支援や、国においては平成25年度からの処遇改善加算などの措置が取られておりますが、根本的な解消には至っていない状況でございます。また、昨年度から、新たに保育士の待遇向上と専門性の強化を目的としたキャリアアップ研修受講者に対する手当制度が始まりました。

市では、県が実施する研修に加え、宇城市と美里町の公立・私立の保育所で構成する宇城保育連盟主催によるキャリアアップ研修を県内で唯一実施するなど、保育士の能力向上と処遇改善に努力しているところでございます。今年度も各園の事業者が実施スタッフとなって、継続して開催することとしております。

○1番（原田祐作君） 様々な取組がなされていることは十分理解しました。しかしそれが現場の保育士の方たちにどれだけ反映されているのか、そこもきっちりと検証していく必要があるように考えております。この課題につきましては、宇城市の将来を担う子どもたちの課題でありますので、しっかりと続けて議論、または見守りをやっていきたいと思っております。

それでは、大きな2番の問題に移っていききたいと思います。災害時の情報伝達と支援体制について。先日も大阪を中心に大きな地震が発生し、尊い命が失われたという報道がなされておりました。亡くなられた方に謹んで御冥福をお祈りいたします。災害に強いまちづくりを目指す宇城市において、5月13日市民参加型の総合防災訓練が行われました。当日の朝は、消防団が地区の区長や民生委員の方々と安否確認訓練を行っておりました。私も安否確認を行う地元の消防団に同行したのですが、その時、消防団が持つ安否確認の名簿と異なる名簿があると民生委員の方からお聞きいたしました。これは、私自身消防分団長を務めていたときも聞いた記憶があるのですが、災害時消防団が安否確認や救護に行う際に利用した要支援者名簿と、嘱託員や民生委員が常備する名簿に違いがある、こういうふうに認識をしております。どのような運営がなされているのかお尋ねいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 市では、災害時に要支援者の安否確認及び救護をいち早く行うために、避難行動要支援者名簿を作成しております。この名簿は、原則「避難行動要支援者名簿登録申請書」を市に提出していただくことで、避難行動要支援者名簿に登録されます。

通常時に、嘱託員、民生・児童委員、消防団等の支援者に対し提供されている名簿は、申請時に防災訓練や平時の見守りに活用することに同意をされた方のみの名簿となります。これに対して、災害発生時に提供される名簿は、避難行動要支援者名簿に登録された方全員となります。

○1番（原田祐作君） それでは、改めて質問いたしますが、ということは消防団が通常使う名簿についてはやっぱり違うものがあると。それでは、消防団は災害が発生した時には、その名簿は確か市役所に保管してあったと認識しておりますが、それを市役所まで取りに行かなければならない。消防団というのは、それを職業としているわけではなく、自身はやはり自分の家庭の安全を確保し、そして地域の近いところから支援の輪を広げていく。このように私自身研修で、小学校に研修に行った時にお聞きしたように覚えております。そのような運用で、名簿をわざわざ災害時にどこかに取りに行かなければならない。そのような状況で本当に役に立つ運用となっているのか、その認識、見解をお伺いいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 消防団への名簿提供につきましては、個人情報保護の

観点から、議員話されたとおり市役所本庁で保管しておりまして、防災訓練や災害発生時にはその都度配布し、終了後回収をしております。

緊急時に役立つのかとの御質問でございますが、通常時に配布しております名簿は毎年更新し、前年度分は回収しているところです。できれば、避難行動要支援者名簿や民生委員・児童委員様や見守り活動の中で得た情報を基に、それぞれの地区で独自の防災支援マップを作成し、災害時の救護に役立てていただければと思います。

今後も、名簿提供のあり方を検討し、提供していきたいと考えております。また、運用につきましては、消防団の会議等で周知等を図ってまいります。

○1番（原田祐作君） では、今の答弁をお聞きしますと、やはり地域の自主防災組織のようなものを独自で立ち上げ、そこで自らが地域の住民同士でその名簿を作成し運用していく、そういった方向を狙われているのかなと理解いたしました。そうであれば、行政としても更なる啓発活動、それに期待をいたすところであります。

それでは、小問の2番についてお伺いいたします。現在、私が住む小川町においては、旧町時代に整備された防災無線の戸別受信機が多くの世帯に整備されております。災害情報はもちろんですが、行政情報の放送など地域の情報伝達手段として大変重宝している部分があります。

そこで、現在宇城市の旧5町の地域ごとにその設置状況をお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 本市では、災害情報を屋外スピーカーで地域住民に通報・周知する「同報通信系」と呼ばれる防災行政無線で運用しており、また、小川町と他4町の難聴地域に「戸別受信機」を設置しております。

戸別受信機の設置状況は、小川町では全世帯ではございませんが、各世帯及び公民館や避難所等に約3,500台設置されておりますが、設置後16年ほど経過しており、メーカーの保証期限も切れており、故障した場合はもうメーカーに部品がございませんので修理ができない状況にあります。また、他4町についても、難聴地域その他について100台から150台程度設置をされております。

現在、不知火町と小川町はアナログ系の放送であるため、平成30年度に防災行政無線デジタル化に伴う実施設計業務委託料1,080万円を予算計上しており、平成31年度から平成32年度にかけてデジタル化へと整備する計画でございます。

小川町は、アナログ対応の戸別受信機のため使用ができなくなりますが、まずはアナログからデジタルに移行を進め、今後防災無線のあり方を調査研究してまいりたいと考えております。

○1番（原田祐作君） その中で、戸別受信機についてちょっと深くお伺いしたいんですが、実数をお伺いしたいと思います。小川町以外では難聴地域を含め100台か

ら150台という答弁だったと思うんですが、それは4町各々に100台から150台あって、その宇城市全体としては400台から600台という実数になるのか、それとも総数でその100から150台しかないのか。また、現在アナログの戸別受信機をしている地域、小川町、不知火町についてですが、基本的に戸別受信機は廃止という方向の認識でよろしいのでしょうか。

○総務部長（成松英隆君） まず、戸別受信機の設置状況でございます。小川町以外の4町ではちょっと説明の方が不足しておりますて申し訳ございません。こちらの方各町で、各町ごとに100台から150台ぐらいありまして、4町で550台程度設置をされている状況でございます。

それともう1点の方ですけど、アナログ戸別受信機のその後はどうなのかということでございますが、やはり小川町と不知火町はデジタル化によりまして、現在のアナログ方式の戸別受信機は使用できなくなります。やはり屋外の子局と申しますが、あちらの方から出るにはやはり難聴地域等ございますので、そちらにおいてはデジタルの戸別受信機を設置する計画でございます。また、別途戸別受信機というのは、今総務省の方で量産化・低廉化ができないかという開発が進められておりますので、そちらの方も今後動向を注視してまいりたいと思っております。

○1番（原田祐作君） 先般の一般質問から、デジタル対応の戸別受信機は非常に高価であるというお話は十分認識しております。ですが、これはちょっと小川町が十分整備され過ぎているのかもしれませんが、やはりその防災情報だけではなく、そのほかの行政情報についても頻繁に流れているような状況もありまして、やはり情報伝達のツールとしては非常に有効なのかなと考えております。財政負担は非常に大きいのは十分理解はしておりますが、その辺十分理解した上であえてやはりその難聴地域に設置する、これはもちろんでございます。ですが、その難聴地域の選定についてはもっと詳しく調査していただき、なるべく不平不満、これは命に関わることだと思いますので、その辺がないよう御検討をお願い申し上げたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。小問の3番についてですが、それでは今若干触れられた部分と重複するかもございますが、今後のその防災無線、戸別受信機も含めた運用計画、現状の防災無線の運用状況も踏まえつつお答えいただけると助かります。

○総務部長（成松英隆君） 防災無線の今後の運用ということでございますけれども、防災行政無線のあり方というのは、今主にやっている親局から送信をしまして、屋外子局ですね、たぶん皆様方の地域にもございますと思います、電柱みたいなものが立っていてそれにスピーカーが付いています。そちらの方から音声を発しまして、

おおむね300年前ぐらいまでは広範囲に防災情報の伝達を行うというシステムでございまして、ただ、やはり雨や風の影響や車両通行が多い地域などでは、そういう影響もあり聞き取りにくい場合もございまして。

屋外子局の設置基準では、基本的に周辺の屋外子局の音声到達エリアというのを計算しまして、そちらと重複しないように設置場所を定めて整備を行っております。また防災行政無線のほかに災害情報伝達手段としまして、宇城市では「宇城市ライン」それと「宇城市情報メール」あとキャリア電話といわれる「エリアメール」「ホームページ」等で気象情報や避難勧告、避難指示、避難所開設などの各種情報を提供しております。そのほかにもこちらの方からそういう情報を流しますと、NHKとかのそういう放送局で自動的に出させていただきますので、テレビにも同じような情報が流れております。

それと、今後の運用でございまして、まずはアナログからデジタルへの移行を進めて、やはり防災行政無線全地域デジタル化をまず優先して進めていきたいと考えております。

○1番（原田祐作君） 今、お答えいただきましておおむね理解はできました。ですがその中でちょっと気になる点がございました。今、情報伝達の手段をいくつかおっしゃられましたが、受け手としては全てパソコン若しくはスマホ、タブレット等のネット環境が必要になっているのではないかと感じました。ネット環境の整備、情報ツールの所持率は100%になっていないと私自身実感をしております。戸別受信機のやはり必要性、これは非常に大きなものがあると思いますが改めて見解をお伺いいたします。

また、障がい者や高齢者は、テレビやラジオ等で情報収集ができますというニュアンスのことも私自身受けておりました。それでは、テレビやラジオで宇城市の情報メールと同等の地域の非常に細やかな、例えばどこどこ公民館の避難所が開設されましたというような非常に細やかな情報は伝達されるのか、その辺は検証はなされているのでしょうか。さらに、これが一番重要だと私自身思っているのですが、情報伝達の方法と避難の支援方法、これについて障がい者や高齢者の方々特に1人ではどうしても動けない方、こういった方との十分な協議がなされ、そしてその方々たちに十分な理解を得られているのか。これは人の命に関わることと私自身認識しております。見解をお伺いいたします。

○総務部長（成松英隆君） 確かに議員おっしゃられるとおり、ネット環境の整備、情報ツールの所持率は100%ではございません。平成28年版の総務省が出している情報通信白書によりますと、携帯電話、PHS等の世帯普及率は95.8%となっておりますので、こちらからみても100%ではないといえます。戸別受信機に

つきましては、やはり高齢者、障がい者、要配慮者への設置もやはり今後は検討の余地があるのかなと考えております。今後、先ほど申しましたとおり、国の方で進めている戸別受信機の量産化・低廉化に向けた開発が進むにしたがって、こういうところにも考えが巡っていくのではないかと考えております。

それと市の情報メールでは、確かに全てを流しているということではございませんが、細やかな情報といいますと、土砂災害警報の情報や避難所開設のお知らせ、避難勧告等の情報を発信しています。テレビやラジオでは気象情報や避難勧告の情報収集はできますが、市町村の避難所開設の情報は得られませんので、防災行政無線の方を注意深く聞いていただければと思っております。

また、情報伝達の方法と避難の支援方法、こちらの方は個別に障がいがある方と話を協議を持ったことはございませんけれど、やはり現在地域の方には、自助共助をモットーとする自主防災組織等もございますので、共助の精神で地域の方々が地域を守るということも1つ重要なことではなかろうかと思えます。

それともう1つ、避難と申しまして全てが避難所に行くことが避難ではございません。やはり自分の体を守るということは、やはり自分の家の中でも安全なところに身を置くというのも1つの避難でございますので、避難所が開いているからと申しまして全て避難所に行くのではなく、まず自分の身を自身の一番近くでできることで避難していただければと思えますので、よろしくお願いいたします。

○1番（原田祐作君） やはり今の答弁の中でも、地域の自主防災意識の高まり、これが非常に重要だというように、ポイントがあると感じました。それではやはりじゃあなぜそういった意識が高まらないのか、その辺もしっかり検証していただき、やはり自治体としてその啓発活動改めて必要じゃないかと感じました。また、身を守るというお話がありましたが、まずその情報をいかにして受け取るか、そこに問題があると思います。そしてまた、私自身ある障がいをお持ちの方とお話をしたときに、「国や県、市または企業、様々なところで障がい者にやさしいまちづくり、このような言葉はよく聞こえるけども、実際私たち自身、自分たちその不自由な私たちの目線に立って環境整備が行われているとはとても感じられない。」このようなお声も拝聴いたしました。やはり、このようなことがないよう、確かに一人ひとりその対応は非常に難しいかもしれませんが、こういった声が少しでも少なくなるよう努力してまいりたいと私自身、自分自身を振り返りながら、またこの社会環境を市の環境整備に向けてもしっかりと見守り、議論を進めてまいりたいと思っております。

それでは、次3番目の質問に移りたいと思います。今後の宇城市の小学校の部活動の状況について伺いたいと思います。これは先般より何回も議論がなされ、重複す

ることもあると思いますが改めて質問をさせていただきます。平成27年度に小学校の運動部活動の社会体育移行の指針が県の教育委員会から示されて以来、本議会においても非常に多くの議論がなされてきたことは認識をしております。しかし、社会体育移行の最終年度におきましても、まだ、きちんとその環境整備が整っている、そういうふうには実感は受けられません。そこで改めて、本市における小学校の運動部活動について、まず現状把握からいたしたいと思います。市の小学校部活動の現状をよろしく願います。

○教育部長（蛇島浩治君） 学校ごとの運動部活動と文科系の部活動の種目につきましてお答えをいたします。

まず、運動部活動ですが、学校ごとに申し上げたいと思います。三角小学校がソフトボール、ミニバスケット、総合運動部。青海小学校がソフトボールとミニバスケット。松合小学校が総合運動部。不知火小学校がサッカー、ソフトボール、ミニバスケット、バドミントン、卓球。松橋小学校がサッカー、ミニバスケット、ハンドボール。当尾小学校がサッカー、ソフトボール、ミニバスケット、ハンドボール。豊川小学校がサッカー、ミニバスケット、これと季節で変わりますがソフトボールとハンドボールを半々で行われております。豊福小学校がサッカー、野球、ミニバスケット、ハンドボール。小野部田小学校が総合運動部。河江小学校がサッカー、ソフトボール、ミニバスケット。小川小学校がサッカー、ミニバスケット。海東小学校がサッカーとミニバスケット。豊野小学校がサッカー、野球、ミニバスケット、総合運動部となっております。

次に、文科系の音楽、器楽部ですが、三角小学校、松橋小学校、当尾小学校、豊川小学校、豊福小学校それと河江小学校となります。運動部で37、文化部で6、合計の43の部活動となっております。

○1番（原田祐作君） 運動部の部活動においては、7種目37部と非常に活発な活動がなされていることが確認できました。これは私の認識がちょっと違っていたら訂正をお願いしたいのですが、各部活動が様々な大会に出場していると思います。以前聞いたことがあるのですが、大会への出場資格であったり、チームの所属であったり、小学校部活動ではないことが子どもに対してそのスポーツを続ける上で不便性があるような環境をお聞きしたこともあることをちょっと頭の片隅に記憶しております。そういったことが、つまりその学校部活ではないことで、子どもたちがスポーツを続ける上で不便性を感じたり、例えばその大会に出場の機会を無くすようなこういった状況があるのかないのか、その辺の検証はなされているのでしょうか。

○教育部長（蛇島浩治君） 運動部活動の社会体育移行は、平成31年4月から完全移行し、県内各地で行われていた部活動対抗の大会などは、少なくなることが予想さ

れます。それとは逆にクラブチームに移行した場合、クラブチームの対抗の大会等が逆に増加することも予想されるところでございます。

移行後の大会参加などについては、指導者や保護者で年間のスケジュール等を立てて参加いただくことになるかと思えます。議員が話されますように「選手の出場機会を無くすことにはならないのか。」ということでございますけれども、私どもで把握いたしました部分では、ある種目ではそのような状況にならないように、それは優秀な指導者のところに選手が偏ってしまうとか、そのような状況もあるというように聞いておりますけれども、そのようなことがないように種目協会ごとに独自のルールを定めて、どこのチームも試合に参加できるような工夫をされているとそういう種目もあるというように聞いております。

○1番（原田祐作君）　やはり今まで小学校という教育施設、非常に平等性とか普遍性が整備された環境の中で行われてきた活動であります。それが今後この課題というところとすぐ指導者不足というような話が出てくるんですが、それ以外にも様々な問題があるように私は感じております。その辺をきっちりと議論を進めてまいりたいと思います。やはり、今まで学校部活動というところと今も申しましたけれども、平等性が保障された環境でスポーツが行われてきました。それが民間の団体へ引き継がれたとき、その平等性と環境の普遍性、これが保障されているのか非常に関心が高いところであります。社会体育に移行するとはいえ、そのスポーツを通じて子どもたちは学び成長していく、これは変わることではありません。そこには教育という概念は絶対に必要であり、今後も検証を行っていきたいと思っております。

それでは小問の2番について質問いたします。今後社会体育移行を済ませた後、放課後のスポーツ活動について、教育委員会としてどのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君）　小学校の運動部活動が社会体育へ移行となりますと体育施設を使用するときには、施設の使用料や照明料等が発生いたします。また、今までは教職員が指導者でしたので指導料は無料でしたが、今後は一般の社会人が指導者となりますので、その謝金なども考えられ、保護者の負担は増加すると考えられます。

宇城市では、保護者の負担が少しでも軽減するように、宇城市の方針に基づき発足した学童スポーツクラブ、これはまだ仮称ではございますけれども、におきましては、優先的に学校施設を利用できるようにするとともに、施設の使用料、照明料等につきましても研究をしてまいりたいと思っております。現在、部活動に補助金を交付しておりますが、その支援のあり方につきましても研究をしてまいりたいと考えております。

○1番（原田祐作君） 社会体育への移行に伴い、一般の社会人の方が指導者になると今お答えいただきました。今まで小学校の部活動は、教育活動の一環として様々な専門の教育と研修を積まれた教職員の方々が指導をなされてまいりました。やはり人が成長する上で、スポーツの指導者との関わり、これも大きくその人格形成に影響すると考えております。子どもたちに指導者として関わる以上、スポーツの知識は当然ではありますが、人権教育、道徳教育といったその観点からその指導者はある一定程度の研修が必要であると私自身思います。その見解をお伺いします。

また、今体育館や施設の使用料についての言及もなされましたが、その様々な優遇措置、これはどの程度継続すると私たちは認識すればいいのか。そこも併せてその費用について検討がなされているのかお伺いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 宇城市の学童スポーツクラブの活動指針には、指導者は児童の発達段階に応じた指導や専門的な指導も必要ですが、体罰やパワハラなどの防止など子どもの人権も尊重するように記載しております。

宇城市教育委員会では、社会体育移行後もこの指針に基づいて行っていただくことが最も重要と考えています。ジュニア会員の受け皿となります総合型地域スポーツクラブと十分な連携を取りながら、研修の計画を立てていく予定であります。

また、学校施設の免除及び部活動補助金等の優遇措置につきましては、社会体育へのスムーズな移行ができますように、引き続き深く研究をしてまいりたいと思っております。

○1番（原田祐作君） できるのであれば、その研修等についても自治体が積極的に関わり、そのサポートまた支援を行っていただきたいと思います。指導者の育成に関しましては、やはり自治体がきっちりとその責任を持つ。最近、スポーツの分野におきましては、テレビ等報道が頻繁になされております。監督、指導者の資質に関わるこのような問題が非常に表面化し大きな問題になっていると認識をしております。特にその点について注意し、子どもたちの育ちに関わることですから、しっかりと見守り検証を行ってまいりたいと思います。また併せまして費用については、その都度その地域のスポーツクラブの運営状況、子どもたちの利用状況にもよるのかもしれませんが、そういったものを含め検討していく。そして、その上でその費用の援助は考えていくと認識をして、それで間違いなければこのまま次の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは、小問の3番についてお伺いいたします。今までは、運動部活動の社会体育の移行に向けては非常に活発な議論がなされてきたように思います。それでは、この最初の答弁でもありました文科系、音楽系の活動について、今、この部活動について今後のその運用のやり方、どのような見解をお持ちかお伺いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 現在の文化部活動実施校は、先ほど申しました6校でございます。名称は音楽部、器楽部及び吹奏楽部と異なりますが、活動内容はいずれも同様でございます。

本市の文化部活動の方針は、「小学校における運動部活動の方針」に準じております。この方針における部の位置付けと設置については、「部活動は教育活動として学校の教育目標及び部活動の指導方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける」また、「部の設置にあたっては、児童の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適切に設置する」としております。

市教育委員会といたしましては、部活動の設置及び廃止に係ることは、学校現場における状況により判断されるものと考えております。

しかしながら、運動部活動の社会体育移行についての説明や協議等を重ねるうちに、文化部活動に対する課題が出てまいりました。学校によっては、運動部活動の社会体育移行に合わせて、文化部活動を見直す意向であるとの学校があり、運動部活動と同様に指導者が見つかれば、地域または保護者へ移行したいとのことでございました。

この場合、指導者、練習場所及び楽器など、あるいは放課後子ども教室を活用できないかなど、学校及び関係者と十分な協議をしてみたいと思っております。

○1番（原田祐作君） ただいまの答弁の中で、文化部の部活動の方針が「小学校における運動部活動の方針」に準じるとありました。文化部と運動部ではその活動する場所、また使用する道具、特に楽器等においては、定期的に調律を行う必要があり、その費用もものすごく多額になるとお聞きをしております。このように運動部と文化部においては、その運営方法について多くの異なる部分があります。県教委からは、文化部活動については何の指示も指針も示されていない。この現状において市民の文化教育活動が盛んなこの宇城市において、県に先駆けて小学校における文化部活動の指針を独自に策定し、文化教育活動において充実した環境をつくり、市を挙げて取り組む。そしてその文化教育活動のベースアップを行うことに、より宇城市の地域発展、魅力の創造につながる。こういうこともあるのではないかと思います。文化部活動の方針について、教育部長の答弁の中で、部活動の設置と廃止が学校現場において判断されるのが市教委の方針と示されました。しかし、同じ自治体内の学校ごとに環境が異なるのはいかがかと思います。学校ごとに異なるということは、同じ学校においても年度ごとにその環境が異なるということも考えられます。教職員の異動に伴い、その環境も異なるといった可能性も十分にあると認識をしております。宇城市の将来を担う大切な子どもの環境に一部でも不安定、不平等な状況が発生することを非常に心配いたします。また、その現場のその判断を現場の先

生に任せることも、教職員の労働環境を考えると負担が大き過ぎるような気がいたします。実際、教職員の労働環境については、運動部活動の顧問の先生と文化部活動の顧問の先生の間では、その労働条件に不平等が発生いたします。これも文化部活動の廃止の理由の1つに挙げられることもあるのですが、率直に申し上げてこのような教職員の労働環境の不平等また放課後の児童の環境の不平等は、平成27年度に県教育委員会が運動部活動の社会体育移行の方針が示されたときより、あらかじめ予見し対応を取っておくべきものだったのではないかと思います。それを社会体育移行が目前にせまり、急に保護者に投げかけられても、さすがにそれには対応ができないと思います。教職員の環境については、十分理解するところもありますが、子どもの環境の平等性を守るために現場に判断を任せるのではなく、市の教育委員会が責任を持ち判断する必要があるのではないかと思います。また、これは再度確認になると思いますが、運動部活動の社会体育移行は、平成27年度に県教育委員会より方針が示され、学校間の進捗の違いはあっても、移行期間があり準備が進んでまいりました。本市の文化部の活動においては、本年度当初までその部活動が継続されるという認識があった部分も多く、保護者としてもその認識の上、十分な対応の体制が整っておりません。市の教育委員会と学校現場の先生方についても、その環境整備が十分に追いついていないことは承知の上だと思っております。教育部長の答弁の中に、学校及び関係者と十分な協議を進めていく、そういうような答弁がございました。今から協議を進めていくのであれば、この文化部活動の廃止という一部のこの流れに対し、教育委員会が積極的に関わりを持ち、その責任においてその環境整備が整うまで現状維持、音楽部活動は存続するこういった方針を示し、学校部活動としてその子どもたちの環境を守るような方針を出される。このような見解はお持ちではないのか伺いいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 本県の小学校段階における文化部活動の在り方については、先般、熊本県教育長から、小学校段階における文化部活動においては、文化部活動の特性を踏まえ、当面、熊本県「小学校における運動部活動の指針」に準じた取り扱いをするように通知がっております。

また、国におきまして、平成30年度に「文化部活動の在り方に関する有識者会議」を設置し、文化部活動の在り方について議論し、「文化部活動の在り方に関するガイドライン」の策定を進める予定ということでございました。

教育委員会といたしましては、この国、県の動向を見ながら、特に国にあたりましては、ガイドラインの策定というのがございますので、そのような部分も注視しながら課題解決に向け、さらに先ほど議員が話されますように学校の判断といたしましての部分は十分ございますが、学校と協議を慎重に重ねてまいりたいと考えて

いるところでございます。

○1番（原田祐作君） やはり、この教育の現場、特に義務教育この部分において、その不平等性が子どもたちにふりかかる、これについては非常に私は危惧をいたしております。それがこの文化部活動に対してもあらかじめ予見し、対策が打てたはずなんです。それを今まで怠ってきた私たちこの大人の責任を今の子どもたちに押し付ける、そういうふうに感じてなりません。しっかりとその辺の対応は、学校間また現場の先生たちの負担が大きくなるよう対応をお願いしたいとして、質問を締めくくりたいと思います。

私自身議員になりまして、改めてこの宇城市、多くの各分野においてそのプラン、計画等がなされていることを改めて確認いたしました。そのプランについては、やはりこれも大切な市民の税金の上に策定されていると思いますので、そのプランをしっかりと熟読し、一度口に出された、例えば公約、マニフェスト、指針、プラン、計画それについては、やはり責任を持ちきっちりと検証し、改めて今後も見守りを続けていきたいと思います。これをもちまして発言を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

6番、高橋佳大君の発言を許します。

○6番（高橋佳大君） 皆さん、おはようございます。6番、彩里、高橋佳大でございます。

まず、大阪の地震で被災をされた方々に心からお見舞い申し上げます。私、先立ちまして4月22日の市議会議員改選にあたりまして2期目の再選でございます。その前に、今日は議長のお許しをいただきましたので、大きくは4点について質問いたします。2期目の再選で、これもひとえに市民の皆様方の御支援、御協力の結晶であり、責任と負託にこたえる重さを改めて痛感しております。市民の方の声に耳を傾け、少しでもお役に立てればと思い、初心を忘れることなく議員活動に誠心誠意ひるむことなく努力する所存でございます。振り返りますと4年前の6月の初議会で一般質問したのも最近のような気がいたします。月日が経つのも早いもので、1年の長さを速度に例えますと60歳は60^{km/h}、70歳は70^{km/h}と年齢と速さは正

比例するかのように言われております。それゆえに1日1日を精一杯意義のある生活をしていけたら幸いかと思います。前置きはこれくらいにして質問に入ります。

1番目の小川町園川河川敷について質問いたします。園川は、上流海東から下流日岳町、南小川、西北小川、蛭子町の4行政区にかかる上流とは別に、長さ約2^{キロメートル}の河川でございます。旧町時代に運動公園が整備され、今まで田畑によって雨の量を涵養する役目をしていたのが、開発によりまして雨の量が一気に沢を通して流れ、雨量が増えたことも否定はできません。公園には、調整池もありますけれども本当に役目をしているか定かではないと思います。ここ十数年ぐらいは年に2、3回道路の陥没が何回もありましたけれども、その都度の応急的な処置はされていますけれども、未だ抜本的な解決には至っていません。昨年も河川が氾濫、冠水して、床下浸水、道路の陥没、水田への土砂の流出、日岳町では車が流され、西北小川では農業資材などが数百^{メートル}も下の方に流されていたのも事実でございます。この河川問題は私が議員になりまして、早くから取り組まなければならないと思っておりましたが、その矢先に熊本大震災があり、復旧・復興が最重要優先課題でしたので、戸惑ってはいましたが2年が過ぎて98%の震災の公共事業も一段落した傾向でございますので、改めてこの問題を取り上げたわけでございます。このような長年にわたる園川河川を見て、市はどのような考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

後の質問は、質問席にて行います。

○土木部長（成田正博君） 園川は、小川町南小川地区を縦断する河川でございます。当該流域の開発や近年発生しております異常降雨等によりまして、下流部の一部において、毎年のように宅地の浸水や道路の冠水が発生している状況は認識しております。

園川護岸につきましては、道路の路側擁壁や河川の部分改修によりまして、ほとんどが人工護岸となっております。しかし、これまで一貫した河川の改修計画に基づいた全面的な改修はなされておらず、結果として、箇所ごとの排水能力のばらつき、また局所的な断面不足等が原因となりまして浸水や冠水が発生していると考えております。

また園川は、小川小学校付近で県道小川嘉島線を暗渠で横断し、県の2級河川の砂川へ放流する構造となっておりますが、近年の異常降雨時には放流先の砂川の水位も相当上がりますため、園川からの放流を阻害していることも要因の1つではないかと推測をしております。

○6番（高橋佳大君） この河川の問題につきましては、今まで市の一貫性の認識不足があったように見受けます。場当たりの担当者が変われば考えも変わり、事業の

やり方も違ってくる。これからは1つの方向性で継続性を持って取り組んでほしいと思います。そこで、まず対応策でございますが、大雨の時は砂川の水位が上昇して、園川からの放流も妨げられているし、片方をかさ上げした結果、片方が冠水、浸水するという、また両方を上げれば上流で川が氾濫するというこの河川の独特な複雑な要素、問題点が多々あると思います。そこで、私の対策と申しますか、考えは、やはり少し思い切った方法でないと解決には至らないと思います。上流に雨の量を調整する調整池とかまた川を2つに分断する流れを分ける案、それか河口口に強制の排水機場を設置するか、方法はいろいろあると思いますが、市の今後の対応策をお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 今後の対応策としまして、まずは園川の中で特に浸水や冠水の発生しやすい箇所を特定しまして、どれくらいの降水量のとき何が原因となって浸水、冠水をもたらしているかといった検証をしたいと思います。

その上で、特定した箇所の浸水、冠水を抑制するためにも、最も効果的、効率的な改良を模索していきたいと考えております。

○6番（高橋佳大君） 前向きな答弁ありがとうございます。対応策として浸水、冠水の箇所を特定し、何が原因かを検証し、効果的に効率的な改良をするとの答弁、これは漠然として今の時点はそんなことしか言われなと思いますけれども、やはりもう少し突っ込んだ具体策が欲しかったと思います。ここで工法など議論を重ねても始まりませんが、やはり少しは予算の出費、高額な出費になるかとも思います。私が一番適切な方法は河口口も余り広くありません。公平公正に上から下までの排水を考えるならば、やはり河口口に排水機場、3メートルか4メートルぐらいの道幅しかございません。それが一番適当じゃないかと、私は得策だと思っております。しかし、ここは私が言う場所ではありません。ここは地元の方々とひとつ長年川と寄り添った人、地元の住民の方の合同の意見を交えて協議されることが得策だと思います。そこで、今まで地元住民との方々と会議はされたのか、またこれから問題解決に向けて会議をされる予定はあるのかお尋ねいたします。

○土木部長（成田正博君） 園川の豪雨時の越水に対する地域、地区との会議は行ってはおりません。しかしながら、今後のこういった今梅雨時期ではありますが、かなりの大水害になるやもしれない状況ということは認識しておりますので、今後地域の方々、それと小川支所建設課もございますので、小川支所の建設課も含めましてどういった対策が必要なのか、地域の皆様と会議の場を設置して実施していきたいと考えております。

○6番（高橋佳大君） ありがとうございます。是非そのような会議の場を設けられまして、地元の方々の不安でございます問題を解決していただきたいと思います。長

年の懸案でありますこの園川河川問題、住民の方々が梅雨時期と夏場の大雨に振り回されない日常生活ができるように、行政の方々には是非力を貸していただきたいと思ひます。大きな事業をされるのもいいですけれども、こういった小さなことにも耳を傾けていかなければ、行政への不信感はますます高まっていくと思ひます。部長、よろしくお願ひいたします。

次の質問に入ります。公民館の補助金制度についてです。この質問は昨年の第2回6月の定例議会で質問した項目です。改めて今回質問をさせていただきます。行政区公民館建替補助金についてです。なぜ、この補助額の倍増を要望した理由は、昨年の定例会議事録にこまごまと申し上げているので割愛しますが、昨年の答弁では、総事業費の20%を乗じ得た額を補助費で上限が100万円との回答がありました。そこで、県下14市での調査表を見ると4割強が200万円から300万円の補助とあります。地域における重要な拠点、必要性を勘案いたしまして、提案の上限を宇城市も200万円ぐらいの補助額はいかななものかとお尋ねしたところ、これまでの整合性を踏まえて検討するとの答弁でしたが、その後の進捗をお尋ねしたいと思ひます。

○教育部長（蛇島浩治君） 自治公民館は、これまで地域住民の連帯感を高め、地域のきずなや自治意識を醸成する拠点として利用されてきました。さらに、2年前に発生しました熊本地震においては、自家用車等の交通手段のない高齢者の方々が、身近な拠りどころとして地域の公民館を利用されておられます。

御質問にある自治公民館等整備費補助金制度は、「自治公民館の活動を促進し、社会教育活動の振興発展を図るため、自治公民館を整備しようとする地区に対して交付する」ということを目的としております。

合併からこれまでの補助金交付の状況としましては、新築及び改築が4件、修繕・改修においては63件となっております。本市の自治公民館の整備費補助金といたしましては、熊本地震関係を除き、建設が100万円、改修は50万円を上限として、どちらも総事業費の20%を乗じて得た額を補助しているところでございます。本市の補助金は高いほうではございませんが、30万円以上の空調機・エアコンの設置を補助対象としていることは特色あるものでございます。

議員から御提案の補助の倍増につきましては、やはり、復旧・復興の途上にある現状と、これまでの補助金との整合性・経緯を踏まえまして、現在の補助額、補助率を当面は継続してまいりたいと考えているところでございます。

○6番（高橋佳大君） 補助の倍増は、これまでの補助金との整合性・経緯を踏まえて現在の補助額、補助率を当面は継続するとの答弁、思っていたとおりの回答でした。少し残念でございます。しかし、そう簡単に変えられる案件ではないと思っ

ましたが、少しの望みと何%かの可能性を持ってお尋ねをしたわけでございます。
しかし、まず今答弁の中にある特色ある補助の対象、空調機などとありますが中身を教えてください。

○教育部長（蛇島浩治君） 平成28年度から、宇城市自治公民館等整備費補助金交付要綱の第4条第2項に「空調機システムの設置」につきましても、補助対象として規定を盛り込んだところであります。

修繕や増築費用と同様に、総事業費が30万円以上で、50万円を上限として事業費の20%の額を補助しております。

14市の中でも、このような附帯設備が補助対象となる自治体は少なく、これも宇城市の特色として社会教育活動の振興発展に寄与するために工夫された補助制度と捉えているところです。

○6番（高橋佳大君） 今、空調機いわばエアコンなどの別枠の補助制度、これはほかにない、これは評価に値する制度だと思います。答弁では新築、改築だけから見ると、行政区で十数年間で全体の3%程度の申し込みしかない。しかし、この補助額を倍増しても年間60万円から70万円ぐらいの決算で、集会所の価値と重要性から考えると、それが高い税金の使い方か疑問に感じるころがあります。建替えが必要な公民館はそれなりの事情があり、数々の問題を抱えています。不衛生なトイレの問題、台所の水漏れの問題、排水問題、地区住民の世帯数に合わない面積の広さの問題、建物自体全体が老朽化など挙げればきりがありません。地区の世帯でも厳しい生活の中で、積立金もしておられます。小さな集会所でも昔と違って最低1,000万円ぐらいは下りません。御再考をお願いしたところですが、しかし規則は規則。この問題を重く受け止め、これが私の最後の質問としますが、この補助金に対してももう少し手厚い保護をと思います。年間60万円から70万円の予算決算の税金の使い方、それをもう少し皆さん方公平公正に市民に与えられる憩いの場、多目的に利用する場でございます。もう少しの年間やはり100万円から200万円ぐらいは、その公民館自体に私は使ってもそんなにひどい税金の使い方とは思いません。

しかし、ここは市長にひとつお尋ねをいたします。将来の見直しはあるのか、ほかの14市の4割5割の市と歩調を合わせられる考えはあるのか、市長にお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 自治公民館は、地方創生をはじめ自治意識を醸成する拠点として重要な役割を果たしてきました。議員からの御提案につきましては、これからの地域の人口減少による維持管理の問題を含め、貴重な御意見として受け止めさせていただきます。今後自治行政区の在り方を含めて、補助金制度を見直していきたい

と考えております。

○6番（高橋佳大君） 市長、ありがとうございます。それぞれ市も今大変な時期でございます。もう少ししたら安定した財政運営ができると思いますが、やはりこれはこれ、何度も申しますけれども、集会所は個人の方に税金を使うのではなく、広く公平に市民の憩いの場、多目的に利用される集会所建設には手厚い保護と理解されることをお願いいたしまして、次の質問に入ります。

砂川河川についてです。東小川流域の土砂体積についてお伺いいたします。砂川2級河川の中流に位置する蓮仏堰所の上部に土砂がたまり、大きな島をつくっている状態です。堰所の高さは約3メートル。砂川では一番高く広い堰所であります。平常時は立った状態で水田への水の用水の役目をして、大雨の時は倒れて水かさが上がらないように流速を速めるための自動堰でございます。しかし、堰が倒れた状態では川底の地面が水平であるべき姿が土砂の堆積が数十メートルも上の方に伸びており、一番高いところでは、護岸の石積みの頂点から1メートルぐらいのところまで土砂が堆積しております。それに付け加えまして、川が90度ぐらいに曲がっているために川の流れを阻害しております。そのため川沿いの住民の方々は大雨の時には自主避難をされているのが現状でございます。この土砂の堆積を見て、市の考えとその対応策をお伺いいたします。

○土木部長（成田正博君） 砂川河川における東小川流域の土砂堆積に対する考え方と対応ということでございますが、砂川につきましては、県の2級河川ということもありまして、堆積した土砂撤去をはじめ、その管理等は熊本県が行うこととなっております。

議員の御質問、東小川流域の土砂堆積につきましては、砂川が蓮仏堰付近で、先ほど話されましたほぼ90度近く曲がっております。土砂が堆積しやすい形状となっている影響かと思います。このため蓮仏堰付近では、相当量の土砂が堆積し、島ができている状況でございます。

特にこの地域は、昭和46年、昭和47年と連続して大水害が発生したこともありまして、近隣住民は豪雨時には相当不安を抱えられ、避難されておられることも認識をしております。

市としましては、流域断面を阻害する土砂堆積につきましては、行政区から出された要望を受けまして、毎年その撤去を県にお願いしているところでございます。県も土砂撤去をする際に、搬出場所、捨て場所ということですが、それに相当苦勞をしておられます。

実際、平成29年度、砂川河川で河江小学校付近の砂川でございますが、上砂川橋から黒橋までの区間、量にしまして約1万5千立方メートルの土砂を県に浚渫していた

できました。その際は地元区長さん方が苦勞されまして、土捨て場を数箇所確保されたと聞いております。

市としましては、今後もこうした現状を県に訴えながら要望をしてまいります。もし要望される行政区も、できますなら浚渫土砂の捨て場確保に御尽力といえますか、御協力をしていただければ大変ありがたいと思っております。この砂川河川の浚渫は、今後引き続き県に強く要望していきたいと考えております。

○6番（高橋佳大君） 部長、ありがとうございます。前向きな御答弁ありがとうございます。答弁にもありますように、蓮仏地区におきましては、昭和46年から昭和47年の大水害で数名の犠牲者が出る不幸な経験をされ、激甚災害の指定を受けた地域でもあります。2級河川で管理は熊本県が行い、市は行政区から出された要望を受け、毎年その撤去を県にお願いしているとのこと。浚渫した廃土の捨て場の確保ができた順々、地区から優先的に実施するとの答弁、廃土の捨て場とありますが、現在可能な場所が2か所あると聞いております。個人的にも県関係の方への協力の依頼もしております。上砂川橋から黒橋区間の浚渫も多くの地元住民の協力と県への要望があったから実現したと聞いております。この蓮仏地区でも可能な限り協力はいたしますので、住民の不安を取り除き、安全、安心して生活できるようよろしく願いいたします。

次の質問に入ります。交通再編に着手された乗合タクシーの運行状況をお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 乗合タクシーの運行状況についての御質問でございます。本市では、現在4つの路線で乗合タクシーを運行しております。そのうち小川町海東地区と三角町戸馳地区は、廃止されたバス路線の代替として、それぞれ平成20年4月、平成22年4月から運行を開始しております。

運行日はそれぞれ月曜から土曜までの運行で、月曜から金曜は1日4往復から5往復、便数としましては9便から10便、土曜日は2往復4便となっております。

なお、運行につきましては事前の予約に応じてタクシーが配車されますので、事前予約がない便は運行されないこととなります。利用者は対象エリア内の自宅等でタクシーに乗車しまして、行き先の停留所、例えば海東地区で申し上げれば小川駅だったり、イオンモール宇城、市役所小川支所など6か所、このほかにも小川地区の13か所の医療機関も乗降ができます。

利用者1人当たりの片道料金は乗車エリアによって異なりますけれども、200円から400円で、運行費用から運賃収入を除いた赤字額分を市が補填しております。

一方、不知火町長崎地区と小川町小野部田地区は、平成22年度末に策定しまし

た「宇城市地域公共交通総合連携計画」に基づきまして、交通空白地対策として平成24年10月から運行を開始しております。

この両地区では、それぞれ週2回、2往復4便を運行しております。事前予約制など基本的な仕組みは海東・戸馳地区と同じですが、利用者1人当たりの片道料金は長崎地区で200円、小野部田地区が200円から300円となっております。

このように市では4路線の乗合タクシーを運行しておりますが、今年度「地域公共交通網形成計画」を策定し、乗合タクシーを含めた市の公共交通の将来ビジョンを示すこととしています。この中で、乗合タクシーについても市民のニーズを踏まえた上で、交通事業者など関係機関とよく協議を行いまして、持続可能な市の公共交通体系を構築してまいりたいと考えております。

○6番（高橋佳大君） ありがとうございます。この路線バスの廃止により、代替えとして平成20年4月から小川町海東地区、平成22年4月から三角戸馳地区の運行が始まり、平成22年度策定された「宇城市地域公共交通総合連携計画」で、交通空白地対策として不知火長崎地区と小川小野部田地区で平成24年から運行が開始され、4路線での乗合タクシーが運行が始まったとあります。この企画は、過疎地、障がい者、高齢の一人暮らしの方、また車の運転に自信のない方など低料金で大変便利な交通手段だと思います。また、今年度「地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通の将来ビジョンを示すとあります。この計画では、高齢者の免許証自主返納など視野に入れ、不自由だった交通手段を交通網体系で解消されると聞いております。これからますます高齢化、一人世帯が増加していく中、福祉の視点を積極的に取り入れられ、地域にあった交通網などを考慮されて、市民のアンケートなどを実施されて政策されたらいいかと思います。乗合タクシーばかりではなく、小型循環バスやコミュニティバスなども配置され、交通事業者の赤字を補填するという考えだけではなく、住民の利便性の向上に税金を投入する視点も必要かと思います。また、宇城市を含めて全国に約700万人ともおられる買い物弱者の方々の交通手段として、全国でもモデルとされるような策定を行政として構築されることを期待いたします。

次に、乗合タクシーの利用状況及び市の負担額はどれくらいかお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 先ほど運行状況についてお答えしましたけれども、利用状況と市の負担額ということでございます。

乗合タクシーの利用状況、市の負担額につきましては、海東地区と戸馳地区が月曜から土曜まで週6日運行しておりまして、海東地区の平成29年度の利用者が約4,100人、市補助額は約350万円でございます。前年度は熊本地震の影響がありますため、前々年度であります平成27年度と比較をしますと、利用者が約

9%減少しております。

次に戸馳地区でございます。平成29年度の利用者が約1,700人、市補助額が約160万円であり、平成27年度と比較しまして、利用者は約25%減少しております。

次に長崎地区でございます。なお、この長崎地区と次の小野部田地区につきましては、週2日の運行になります。平成29年度の利用者が約40人、市補助額が約3万円でございます。平成27年度と比較をしますと、利用者は約50%減少しております。

最後に小野部田地区を申し上げます。平成29年度の利用者は約600人で、前々年度と比較しますとわずかな増加となっております。市補助額は約29万円でございますけれども、国の地域公共交通確保維持事業に該当しておりますため、このうち18万円が国庫から補助をいただいております。

運行開始当初と比較をしましても、小野部田地区以外は利用者が減少傾向にございまして、一方では子どもから高齢者までどなたでも利用できることの周知がまだまだ十分ではないとも感じております。今後各地区の御協力をいただきながら、さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

○6番（高橋佳大君） ありがとうございます。乗合タクシーこれは今からますます重要なウエイトを占めるかと思っております。今現在だけを見ても、小野部田地区以外は利用者が減少傾向にあると見受けられます。1つはやはり乗合タクシーに対しての情報が乏しく、私も実は余り知りませんでした。それがやはり誰でも利用できることを周知徹底させることが肝要だと思います。これから大事な市民の手と足となると思います。どうか充実した交通網体系をつくって宇城市を活性化させてもらいたいと思います。

それでは次の質問に入ります。予約制度の見直しですが、乗車前日の予約には、不便なところもあると聞いております。当日急な用件とか体の具合が悪くなって病院に行かなければと急ぎの当日の予約はできないものかを市にお尋ねいたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 予約制度の見直しについての御質問でございます。

回答いたします前に、まずは乗合タクシーと一般のタクシーの制度の違いについて少し説明したいと思います。

道路運送法によりまして、乗合バスや乗合タクシーは「一般乗合旅客自動車運送事業」にあたりまして、不特定多数の乗合旅客を運送する事業になります。一方、一般のタクシーは「一般乗用旅客自動車運送事業」にあたりまして、1つの契約により乗用車1台を貸し切って旅客を運送するという事業になります。

分かりやすく申しますと、乗合タクシーは同じ車両に複数の乗客が乗り合わせて、

個別に申し込みを行い、そして個別に運賃の支払いを行います。一方、一般のタクシーは、個人のほかにも友人、家族などで乗車し、一括して契約した後一括して運賃を支払うという制度の違いがございます。

議員から、乗合タクシーの予約を当日予約もできるような制度の見直しはできないかという御質問でございます。現行におきましては、午後の便は当日午前11時まで予約が可能ですけれども、午前中の便は前日までに予約が必要とされております。

事前予約制の場合は、限られた車両や乗務員を効率的に配置することが利点でございますけれども、直前予約の場合は、複数の乗客の乗り合わせの調整が難しくなることでのコストの増大、それから一般タクシー事業者の営業への影響等が懸念されております。

御指摘のように利用者の利便性を考えますと、乗合タクシーの当日直前の予約についても十分理解するところではございますが、その導入の可能性につきましては、乗合タクシーや一般タクシー事業者への影響もございますので、今後関係者と丁寧な議論を行ってまいりたいと考えております。

○6番（高橋佳大君） やはり事前の予約制の場合は、限られた車両や乗務員を効率的に配置できるが、直前の予約の場合は、複数の乗客と乗り合わせの調整が難しく、一般タクシー会社の営業にも支障を来すし、その導入の可能性については、乗合タクシーや一般タクシー事業者への影響も含め、関係者と丁寧に議論するとあります。よろしく願いいたします。いろいろとコンパクトシティ構想もいいですけども、その周辺部で交通アクセスに不自由されている様々な市民の交通手段として、利用されることを期待いたしまして、時間は少し残りましたが、これで私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、高橋佳大君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

9番、福永貴充君の発言を許します。

○9番（福永貴充君） 皆様こんにちは。9番、清風会、福永貴充です。

このたびの市議選におきまして、皆様方の御負託をいただき、三度この議場に立たせていただきますことを感謝申し上げます。今回の一般質問は、市民の皆様から

頂いた質問、御意見、要望等を基に大きく8点にわたって行わせていただきます。
なお、先般行われました質問と重なる点もありますが御了承ください。

それでは、まず第1点、被災者支援について。災害公営住宅についてお伺いいたします。まだまだ多くの方々が、仮設、みなし仮設に入居をされておられます。そんな中、早く安心して暮らせる住居を確保したいという話を多く聞かせていただきます。宇城市では、災害公営住宅200戸の建設を進めておられます。県下のトップを切って豊野において起工式も行われております。現在、98戸分については建設場所も決まり着工も済んだところもあり、目途もついているようではありますが、残りの分に関しての進捗状況はどのようになっているかお聞きいたします。

なお、残りの質問は質問席より行わせていただきます。

○市長（守田憲史君） 災害公営住宅の進捗状況についてお答えいたします。

先日の答弁と重複しますが、今までの報告分に建設場所を2か所追加しました。建設場所は、松橋町の大野地区、旧憩の家跡の市有地に27戸、同じく松橋町の曲野中村地区に30戸です。この2か所を追加しますと建設予定戸数は155戸となります。残り45戸については、これまで同様民間公募による建設を考えております。

○9番（福永貴充君） 大野に27戸、曲野に30戸合計57戸を建設されるということで大きく前進したなと思いますけれども、他の自治体に先行して民間の買取方式を導入したことによりまして、他の自治体よりも進んでいるかなと思いますけれども、今回の決定分の早期の着工そして完成を望んでおります。よろしく願いいたします。

それと残り45戸ですかね、こちらの早急な決定も期待しておりますのでよろしく願いいたします。

次、2番の仮設・みなし仮設の入居期間延長についてお聞きしたいと思いますが、現在も多くの方々が仮設あるいはみなし仮設に入居しておられます。ただ、その入居期間も2年以内となっております。その中で災害公営住宅への入居希望をされていたり、あるいは自宅再建を希望しているが業者の方々が忙しくて工期が間に合わないなど、様々な理由が認められれば入居期間の延長が最長1年認められております。みなし仮設では、早い方は既に延長期間に入っておられるのではないかなと思いますが、現状、入居延長希望の方々はどの程度おられるのか、またその理由はどのようなものなのかお聞きいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 繰り返しになりますが、熊本地震では、仮設及びみなし仮設住宅の供用期間は入居から原則2年となっております。しかし、災害公営住宅建設や自宅再建等が2年以内に完了できない現状があるため、熊本県は最長1

年間の延長を認めることになりました。

6月11日現在、仮設住宅に150世帯、みなし仮設住宅に410世帯が入居しております。延長申請につきましては、2年間の期限の半年前までに申請していただく必要があります。申請状況は送付した467世帯のうち、延長希望で申請された世帯は361世帯、延長希望しない世帯は65世帯、未回答が41世帯となっております。また、申請期限未到来でまだ申請書を送付していない世帯が93世帯ございます。

延長希望の理由としましては、「災害公営住宅に入居をしたいけれども、工期の関係から供与期間内に退去できない。」という世帯が165件。それが一番多ございます。次に「自宅再建を希望しているけれども、工期の関係等から供与期間内に自宅を再建できない。」が143件等となっております。

○9番（福永貴充君） 確認しますと、仮設に150世帯、みなし仮設に410世帯、合計560世帯の方々が入居されておられると。そのうち延長を希望されているのが現状で361世帯、半分以上の方々が延長を希望されているということですけれども、その理由としては、災害公営住宅を希望されている方々が165件、自宅再建を希望しているが工期の関係上の理由が143件ということでありましたけれども、住宅建設の契約を業者としているが、工期の都合などで1年間の入居延長をしても建設が間に合わないかもしれない。そういった方々が現状おられます。そういった明確な理由がある方々に関しては、私は再延長、これが必要ではないかと思いますが、再延長については現状どのようになっているかお聞きいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） みなし仮設住宅入居者の一番早い方で、平成31年4月に3年の期限を迎える方がおられる状況から、それまでに再建ができない方が発生することも予想されます。

現状では、再延長については何も決まっておりますけれども、熊本県は内閣府と協議をしている状況と聞いております。

○9番（福永貴充君） 入居延長につきましては、国、県の判断ということになるということとは私も理解はしておりますけれども、現状そうやって積極的に再建をしたいと思っているけれども間に合わない、そういった方々がいらっしゃるのはまた事実であろうかと思えます。市としましても被災者の方々に寄り添うという意味でも、条件を満たした方々に関しましては、再延長ができるように国、県に強く働きかけをしていただければと思います。

それでは、3番目、仮設・みなし仮設の支援状況についてお聞きしたいと思います。現状どのような支援をされているのかお聞きいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 地域支え合いセンターでは、仮設住宅内にあるみんな

の家を定期的に開放し、仮設住宅や近くのみなし仮設住宅に入居されている方へ、地域交流の場としてお茶会等を開催しております。また、定期的な見守り活動をしている状況です。

次に、生活再建が困難な世帯に対しては、世帯ごとに個別支援計画を作成し、地域支え合いセンターの生活支援相談員が定期的に訪問や電話等で再建状況を確認し、再建が進まない世帯には、必要があれば専門機関につなぐなどの支援を行っている状況です。

○9番（福永貴充君） 災害公営住宅が、今年度中には98戸完成をし入居も始まると聞いております。自主再建をされる方々もいらっしゃると思います。それに伴いまして、仮設住宅では空き家も増えていくことが予想されております。せっかくその仮設住宅の中などでつくったコミュニティが崩れ、孤立化も危惧されております。今後も今まで同様、また今までよりも一層見守り活動並びに個別支援を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2番目、鳥獣害対策についてお聞きしたいと思います。こちらにつきましては、この本会議であったり委員会であったり何度も取り上げられておりますけれども、近年、イノシシによる農作物への大きな被害が問題となっております。農家にとりましては農業経営そのものに影響を与えるものになっております。また、住宅街への出没による不安の声が市民からも多く寄せられております。

まず、3年ほどのイノシシの捕獲数の推移についてお聞きいたします。

○経済部長（吉田裕次君） 過去3年間のイノシシの捕獲頭数の推移を見てみますと、平成27年度、三角町111頭、不知火町54頭、松橋町32頭、小川町192頭、豊野町219頭、合計608頭です。

平成28年度は、三角町268頭、不知火町101頭、松橋町26頭、小川町337頭、豊野町210頭、合計942頭です。

平成29年度になりますと、三角町501頭、不知火町149頭、松橋町93頭、小川町374頭、豊野町262頭、合計の1,379頭が捕獲されております。

平成27年度と平成29年度の三角町を対比しますと約4.5倍、宇城市全体でも約2.3倍の異常な伸びが見られます。平成29年度の捕獲内訳は成獣が1,114頭、幼獣が265頭でした。

今後もまだまだ増加傾向は変わらないと思われますが、特に三角町においては、異常な伸びの傾向でありますので、平成30年度以降の予測がつきにくいのが現状でございます。

○9番（福永貴充君） 今答弁いただきましたけれども、急激にイノシシの捕獲数が伸びているのが分かります。猟友会の皆様の御理解、御協力によりまして、これだけ

の数のイノシシの捕獲ができているというわけですが、ただ、これだけ駆除してもイノシシが減っているという声が余り聞かれません。むしろ場所次第では、増えているのではないかなそんな声も聞かれます。駆除するペース以上の速さでイノシシが増加しているのではないかなという思いも、私個人としてはしておりますけれども、今後の鳥獣対策、特にイノシシ対策についてお聞かせください。

○経済部長（吉田裕次君） 有害鳥獣被害防止対策事業等では、農家の皆さんが連携して実施しています電気柵、ワイヤーメッシュ柵、忌避剤、これは通称しし防といいますが、における防除策と、猟友会へ委託しています箱わな、括りわな等で捕獲駆除を今後も継続していく考えでございます。

また、捕獲数の増加、狩猟者高齢化のため、新たな狩猟免許資格者を増やすため免許取得における補助を行い、捕獲駆除を強化していく予定でございます。特に三角町、宇土半島に捕獲数が多いことから、宇土市との連携・協力が必要不可欠だと考えます。

地域に対する啓発活動としましては、県の単独自業で「えづけSTOP事業」でモデル地区を設定し、イノシシの生態を知ることにより、えさ場とならないように草刈りの実施、里山と集落を区別する、野菜くず等の放置を無くすなど、地域でできる身近な駆除実践を行う事業の推進など鳥獣被害対策に努めてまいります。

○9番（福永貴充君） 全体としての取組は分かりましたけれども、猟友会の方々と協力して行政としても様々な対策を取っておられるのは理解できます。先ほども少し触れましたけれども、農作物への被害が非常に大きなものとなっております。ただそれだけではなく、最近では、住宅街へのイノシシの出没が問題となってきております。散歩をしていたりジョギングをしていたら道路でイノシシと出会ったとか、家の前をイノシシが通っていたとか、そういった話をよく聞くようになってまいりました。住民の方々からは不安の声が聞かれますし、子どものいる保護者の方からはやはり同じように不安の声が聞かれます。マスコミ等の報道でも全国の中では住宅街に出没したイノシシに襲われてけがをした、こんな話もありますけれども、宇城市でもそれがよそごとではない状況になってきているのかなという思いがしております。住宅街に出没するイノシシへの対策はどのように考えておられるのか。また住居の近くでは猟銃の使用ができません。そんな中電気によってトメを行う道具があります。こういったものの導入についてはどのように考えておられるのか。

またさらに、今イノシシの成獣につきましては、1頭につき12,000円の補助が出されておりますけれども、この額は他の自治体と比較しまして決して低いものではありません。ただ、もっと高い金額を設定している自治体もあります。イノシシの捕獲、駆除をしていただく方々の負担を少しでも軽減するという意味でも、

額を高くする考えはないかこの点についてもお聞きいたします。お願いいたします。

○経済部長（吉田裕次君） まず、住宅街にイノシシが出没した場合には、まず市民の安全を守るために警察と連携し、防災無線で周知をいたします。また、状況に応じて猟友会の方に御協力いただき、捕獲及び追い払いを実施する場合がありますが、全面的に警察の指示に従うこととなります。

また、電気によるトメ方法でございますが、猟友会三角支部の中に導入実績があります。今後の導入につきましては、有害鳥獣被害防止対策協議会の中で協議していきたいと考えます。

また、イノシシの捕獲費についてでございますが、平成29年度の実績では、1頭当たり12,000円でした。内訳は国の補助金が8,000円、市の上乗せが4,000円で12,000円でしたが、平成30年度は国の補助金が1,000円下がり7,000円となり、市の負担が増えております。

近隣の市町では、宇土市が同じく12,000円、美里町で10,000円、天草市、上天草市、熊本市、山都町は8,000円です。

最初の質問にもありましたが、猟友会の方々の活躍により、平成27年度から平成29年度にかけて捕獲数が異常に増えております。しかしながら、現時点での近隣市町と捕獲費を比較しますと現状維持が妥当かと考えております。

○9番（福永貴充君） 繰り返しになりますけれども、私も農家の方々と話す機会が多くあります。イノシシによる被害が非常に深刻になっていることをたびたび聞きますし、これは専業農家の方々はもちろんなんですけれども、例えば直売所向けなどに野菜をつくっておられる高齢農家の方々、そういった方々からも相談を受けることがあります。また、今申しましたように住宅街へのイノシシの出没によって不安の声も聞きます。昨年度が1,379頭ですか、かなりの数を駆除していただいております。ただ、これも先ほど申しましたが場所次第ではまだまだ減っているという実感がないのが現状だろうと思っております。生き物相手でありますし、自治体の境を超えて移動していきます。私が住んでいる地域も他の自治体と隣接しておりますので、このイノシシがどこからどこまでどう移動しているんだとか、そういった思いもありますけれども、実際対応が難しいのは私も理解はできます。猟友会の方々、他の自治体あるいはJAなどとも連携していただきまして、さらなる取組を期待しております。よろしくお聞きいたします。

○市長（守田憲史君） 議員御指摘のこの有害鳥獣の被害については、相当こちらとしましては深刻に受け止めているところでございます。昨年度平成29年度の予算につきましても、遡って12,000円を維持したところでございまして、今後捕獲数もしっかりと見据えながら、この有害鳥獣対策しっかり力を入れてまいりたいと

考えております。

○9番（福永貴充君） 市長、力強い答弁ありがとうございます。

それでは、3番目、部活動についてお聞きいたしたいと思います。小学校の部活動の社会体育移行まで1年を切りました。保護者の方々と話をしますとなかなか指導者になってくれる人が見つからない、こういった話をやはりお聞きいたします。現在宇城市内、どの程度の数の部活動で指導者が見つかり、学童スポーツクラブへの移行ができる状態なのかお聞きいたしたいと思います。また、学童スポーツクラブへ移行した後の保護者はどのような役割をしなければならないのか、また受け皿となります総合スポーツクラブはどのような形で関わるのかをお聞きいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 指導者確保の状況におきましては、先日の質問でも申し上げさせていただきましたが、現在、市内全小学校に37運動部活動があり、このうち社会体育へ移行する予定の学童スポーツクラブは十数クラブで半分以下の状況です。残りの期間、引き続き情報収集を行い、スムーズな移行に向けて進めていきたいと思っています。

また、指導者が見つかり、学童スポーツクラブが発足したときの保護者の運営におきましては、今までの部活動後援会をイメージしていただき、保護者会長や副会長また会計などの役員を置いてそのクラブを運営していきますが、スポーツ保険の申し込みや試合の申し込みなど、これまで先生がやられていた部分をその役員が引き継ぐこととなります。今まで指導されていた先生方と連携を取っていただき進めていただきたいと思います。

総合型地域スポーツクラブの役割につきましては、学童スポーツクラブのクラブ員は、総合型地域スポーツクラブのジュニア会員として年会費を納入することにより、スポーツ保険などが適用されることとなります。そのほか指導者の資質向上のための研修会も開催していただくように考えております。

○9番（福永貴充君） これまでの教育委員会の答弁をお聞きしておりますと、指導者が見つからなかった場合、部活動は廃止になるというようなことではなかったかなと思いますけれども、そうなった場合、学校が終わり保護者が仕事などから帰ってくるまでの放課後の過ごし方というのが問題になってくるかと思います。後で学童保育のことに关しましてはお聞きいたしますけれども、入所できる余裕が余りないと思いますし、場所次第では全く余裕がないところもあろうかと思います。放課後子ども教室を行っている学校もありますけれども、部活がなくなった場合、児童の放課後の過ごし方についてどのように考えておられるのかこの点をお聞きいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 放課後の過ごし方としましては、運動したい子どもは、ク

ラブチームや総合型地域スポーツクラブで運動を行い、勉強したい子どもは、習い事へといろいろな選択肢があるのではないかと思います。

その選択肢の1つに、現在行っております「放課後子ども教室」もあります。小川小学校、小野部田小学校、松合小学校の3つの小学校が、地域の皆さんの協力を得て開催をしております。

今後、学校などと協議を行ってまいりたいと思っております。

○9番（福永貴充君） 最初の答弁におきまして、保護者や総合型地域スポーツクラブの役割について説明をしていただいておりますけれども、保護者の中にはまだまだ何が変わるのか、何を保護者はしなければならないのか、そういったことが余り伝わっていないという感じを私は持っております。また、指導者の方々はどこまで責任を持たなければならないのか、学校施設はどのような施設をどのような方法で利用できるのか。例えば、体育館やグラウンドは使えますよといっても、じゃあボールとかをなおす倉庫はどうなのか、そういったところまでいろんな不安の声、疑問の声があります。ほかにも様々なことを疑問に思っている保護者、指導者の方々がおられます。こういったことが分からなければ、指導者も安心して引き受けることができないのではないかなと私は思っております。

今後、説明会を考えておられるとお聞きいたします。保護者、指導者、学校、そして総合型地域スポーツクラブなど関係者を幅広く集めての説明会が必要ではないかと私は思っておりますが、どのような形で説明会を行おうと考えておられるのかお聞きいたします。また、併せて指導者確保に向けての教育委員会としての考えをお聞かせください。

○教育長（平岡和徳君） 各学校には、社会体育移行に向けましての校内委員会が設置してあります。教育委員会としましては、この校内委員会に説明に出向いたり、学校においては部活動総会またはPTA総会などで、保護者への説明を行ってきたと聞いているところですが、まだまだ議員おっしゃるとおり内容の共有ができていないというところがありました。昨年度は、そういった意味から2回の保護者代表者会議を行いました。

移行に向けての最終年度となる本年度については、2か月に1回のペースで、各学校における現在の移行の進捗状況を把握しながら、今月末より三角地区、松橋不知火地区、小川豊野地区の3地区に私の方も出向きまして保護者説明会を開催したいと考えております。現在、先ほど部長から話がありましたとおり、移行へスムーズな地域とそうでない地域があります。この説明会におきましては、保護者の役割、指導者の役割、総合型地域スポーツクラブの役割など具体的な説明を行いたいと考えております。関心のある保護者または地域の皆さんに集まっていただければと思

っているところです。

お尋ねの指導者の確保におきましては、体育協会の評議員会並びに各種目協会の会議、そしてスポーツ推進委員総会、退職校長会総会、嘱託員会議など様々な場所で詳細な説明を行いまして、御理解をいただきながら指導者の紹介をお願いしているところでもあります。また、宇城市全域の行政区におきましては、指導者募集の回覧も行っております。これまでも指導者が見つかった場合につきましては、随時、その学校・保護者へ紹介をいたしているところでもあります。今後も指導者確保に向けましては、引き続き宇城市総体として取り組みながら、情報収集と人材発掘に努めてまいりたいと考えているところです。

○9番（福永貴充君） 直接地域に出向いていって、説明会を開いていただくというのは、私は大変いいことだと思います。それぞれの立場の方の役割もしっかりと説明していただければと思っております。また、その上で保護者、指導者、総合型地域スポーツクラブ、学校、教育委員会それぞれが情報を共有していくことが重要ではないかと思っております。社会体育移行まで1年を切りました。現時点で37部活動のうち学童スポーツクラブへの移行が決まっているのが十数だと先ほどの答弁で聞いておりますが、今後1つでも多くの部活動が学童スポーツクラブへ移行できるのを期待しております。それと、ただいま教育長が月末の保護者説明会には出向くとおっしゃられたと思いますけれども、私も小学生の保護者であります。行かせていただきますのでよろしくお願いしております。

それでは、4番、学童保育についてお聞きしたいと思えます。保育園に入れない待機児童につきましては、保育園の新設など積極的な子育て支援に取り組んでおられますけれども、今後、共働きの増加あるいはまた今質問いたしましたけれども、部活動の社会体育移行などにより、小学生を対象とした学童保育の需要は高まっていくのではないかと私は思っておりますけれども、現状、学童保育における定員の考え方、また待機児童の現状についてお聞きいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 学童保育所は、市内15か所で運営をしており、運営主体は市直営、法人、保護者会となっております。小学校1年生から6年生までの児童で、その保護者が労働等で昼間家庭にいないことを理由に受け入れを行っており、市全体で695人が現在利用しております。

学童保育所の定員については、それぞれ運営している学童保育所の施設の規模や指導員の数などで決定しておりまして、保護者と協議しながら児童の受け入れを行っております。そのためほぼ受け入れ児童と同数が定員となっておりますが、4つの学童保育所については、定員より多く受け入れをしている状況でございます。

待機児童の把握としましては、青海学童保育所において待機児童がいると把握し

ております。その原因として、施設及び敷地のスペースがなく、安全性の確保ができないために受け入れが困難な状況となっております。その対策として、本年度青海小学校内のランチルームを改修し、平成31年4月から学童保育所として開設・運営していく予定でありまして、安全性の確保とともに受け入れもスムーズに行えると考えております。

他の学童保育所につきましては、保護者と協議・調整の上、児童を受け入れているため、現状において待機児童は発生しておりませんが、これから議員御紹介のとおり、需要はますます高まっていくと思われます。

今後は、国からの「放課後子ども総合プラン」の通知内容に従い、まずは学校施設の有効活用を念頭に置いて、施設の利用状況や設備の状況、学校教育への影響などを考慮し、児童の放課後の安全・安心な居場所や活動場所の確保ができるよう検討してまいります。なお、検討にあたりましては、学校及び教育委員会との連携が重要となりますので、十分な協議を重ねながら取り組んでまいりたいと考えております。

○9番（福永貴充君） 各学童保育所の入所児童数などの一覧も見せていただきましたけれども、やはり余裕のないところが多いように感じます。私も直接保護者から話を聞いた学童保育所では、応募が多くて話し合いでやむなく辞退した方もいらっしゃるということも聞いております。そんな中先ほども質問で聞きましたが、部活動の社会体育移行により学童スポーツクラブに移行できなかった場合は、学童保育所への入所希望が増える可能性も出てくるかと私は思っております。ただいま申しましたように、学童保育もいっぱい入れない、また部活動もないと、こんなことになる可能性も出てくるかと心配しております。今、健康福祉部長の答弁では、学校及び教育委員会との連携が重要となりますので、十分な協議、検討を重ねながら取り組んでまいりたいという答弁をいただきましたけれども、教育委員会におかれましても、まずは学童クラブ、学童スポーツクラブへのスムーズな移行が最も重要なことであるけれども、最悪の場合も考えてそれができなかった場合の放課後の過ごし方、こちらにも早急に私は検討しておくべきではないかと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

続きまして、5番、健康づくりについて伺いたいと思います。今さかんに健康づくりをして健康寿命を延ばそう、こういったことが言われております。宇城市におきましても様々な健康づくりの事業が実施されておりますが、地域の中でも、百歳体操や健康づくりのスポーツ大会などいろいろな活動がなされております。そんな中、健康づくりを促進する方法としまして、健康マイレージ制度が広がっております。楽しみながら健康づくりに参加できる。そういった点で非常にいい制度

だと思われます。宇城市におきまして、現状この健康マイレージ制度の導入についてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○健康福祉部長（那須聡英君） 「健康マイレージ」とは、市民の皆様の健康づくりの促進と健康づくりに対する意識を広く普及することを目的とし、運動・健康に関心がある人もない人も無理なく参加し、楽しみながら気軽に健康づくりに取り組んでいける事業でございます。

内容につきましては、特定健診、地域活動、健康講座などに参加することで、マイレージのポイントを獲得していき、一定のポイントを獲得した方の中から、特典が受けられるような内容を考えております。具体的な取組につきましては、現在検討中ですので、関係各課と連携し、来年度の実施に向け進めてまいるところでございます。

○9番（福永貴充君） 健康マイレージ制度につきましては、来年度の実施に向けて内容を検討中ということでもありますけれども、宇城市では今「さしより野菜」といった事業も始めておられます。この健康マイレージ制度も含め、健康づくりによる健康寿命の増進、これに対します市長の思いをお聞かせください。

○市長（守田憲史君） 健康寿命の増進を実現するためには、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持していくことが重要であると考えます。現在急速な高齢化や生活習慣の変化により、生活習慣病の割合が疾病全体の3割を占めており、本市でもがん、心疾患、脳血管疾患といった三大生活習慣病による死亡が増加しています。

その対策の一つとして健康マイレージ制度や、さしより野菜事業を積極的に推進し、健康づくりの重要性を広く普及・啓発するとともに、市民の皆様の健康づくりに対する意識を高め、健康寿命の増進を図ってまいります。

○9番（福永貴充君） 市長、ありがとうございます。やはり高齢化が進む中で健康に関する関心が非常に高まっているところでもありますので、今話されましたさしより野菜、そして健康マイレージ制度その他含めて、健康づくり推進に積極的に取り組んでいていただきたいと思います。

次に、6番の教育行政についてお聞きしたいと思います。地元中学校への進学状況についてということですが、近年、宇土中学校の新設などもあり、宇城市外の中学校へ進学する話をよく聞くことがあります。もちろんどの学校に行くかというのは児童や保護者、各家庭の自由ですので、宇城市外の中学校へ進学すること自体何ら問題のある話ではないと思いますが、まずは、地元中学校へ進学しなかった卒業生はどの程度いるのかお聞かせください。

○教育部長（蛇島浩治君） 平成29年度の宇城市立小学校卒業生の進路先についてお

答えします。

地元中学校へ進学しなかった卒業生を、中学校区ごとにその割合と人数を申し上げます。三角で2.6%の1人、不知火は7.2%の5人、松橋は8.1%の20人、小川は0.9%の1人、豊野は4.8%の2人となり、全体の5.7%の29人が市外中学校へ進学している状況です。また、市外転出者等が2.2%となっております。

○9番（福永貴充君） 宇城市外の中学校へ29人の方々が進学されたということですが、別の資料を見させていただきましたら15人が宇土中学校へ、14人が私立や附属中学校へということのようですけれども、29人を多いと見るかどうかはそれぞれの判断だと思いますけれども、私はこの松橋の20人は多いなという実感を持っております。毎年全国学力テストが行われておりますが、これについてお聞きいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 全国学力学習状況調査は毎年4月に小学校6年生を対象にして、国語と算数。中学校3年生を対象にして、国語と数学等の教科で実施をしております。

平成29年度の結果については、小学校6年生は、基礎基本を問うA問題及び知識の活用力を問うB問題とも、全国・県平均並みかやや上回っております。中学3年生においては、全国及び県平均をやや下回りました。しかしながら、12月に小学校3年生から中学校3年生までを対象にして、国語、社会、算数・数学、理科及び英語で実施する熊本県学力調査においては、県平均を上回る教科・学年が増加するなど改善傾向にあります。

一方で、学習習慣や家庭学習のあり方等についても、同時に質問紙調査を行っております。

宇城市教育委員会及び各学校においては、これらの学力調査の結果を、質問紙等で明らかになった課題も含めて分析し、今後の教育活動の充実にいかしてまいります。

○9番（福永貴充君） ただいま御報告いただきましたけれども、全国学力テストや熊本県学力調査、これを単年度だけ見て、宇城市の児童生徒の学力状況を簡単に判断できるものではないともちろん思います。参考として今お聞きいたしました。私が今回この質問を取り上げさせていただきましたのは、「この数年地元の中学の学力が心配、だから宇城市外の中学校にやろうと思う。」あるいは「心配だからどうしようか悩んでいる。」こんな話を聞くことが増えてきたからです。わずかながらもこういったことを心配している保護者がいるということです。先ほども申しましたがどこの中学校へ進学するかは、児童、保護者の自由であります。ただ、地元中学

校もいいけど宇城市外の中学校もいいよねと、どちらもいいから迷うよねと、こう
いったことならまだ私はいいいと思うんですけども、地元が心配だから他の中学へ
という方がいるということは、やはり何かを考えなければならないんだろうと私は
思っております。やはり、地元中学校は選ばれる中学校であってほしいと私は思っ
ております。先日、市長の答弁の中でも、教育問題は定住促進にも関わるといった
旨の言葉があったかと思いますが、私も全く同感であります。例えば、宇城市は保
育園も多くて待機児童もいない、子育て支援も充実している、でも学校がちょっと
ねと。こうなってくると子育て世代の定住促進に影響もしてくるのではないかと私
は思っております。そのためには、まず地元中学が選んでもらえる学校でなければ
なりません。宇土中学校ができたとか、熊本市内にも私立の中学校が増えておりま
す。保護者の学力に対する意識の変化などもあるのかもしれませんが。いろんな理由
があるんだろうと私は思いますけれども、学校現場や教育委員会だけに任せるので
はなく、保護者、地域そして議会も一体となって考えていかなければならないので
はないかなという思いで、今回質問として取り上げさせていただきました。お聞き
したいことはまだあるんですけども、時間の都合もありますので、今回は結論が
出る話でもないですので、続きはまた別の機会にお聞きいたしたいと思います。

続きまして、7番、河川改修についてお聞きいたしたいと思います。明神川の河
川改修につきましては、過去何度も質問をさせていただいております。明神川は県
管理の河川であります、水害の常襲地帯でもありまして、地域の方々からも不安
の声が多く聞かれております。再度お聞きしたいと思います。河川改修の進捗状況
をお聞かせください。

○土木部長（成田正博君） 明神川河川改修工事につきましては、熊本県が昭和48年
から大野川水系広域河川改修事業の一連の事業として実施をしております。

改修計画は、市役所横の大野川との合流部分から上流にあります県道松橋停車場
線の大野橋まで、区間延長が約800メートルを改修するという計画です。

現在までは、大野川の合流部分から旧3号線の新大野橋、松橋高校の正門横の橋
でございますが、までの護岸改修は既に改修は終わっております。未完了区間が新大
野橋から県道松橋停車場線の大野橋までの区間約300メートルの河川工事と2か所の橋
りょう架け替え工事が残っております。

今回の計画でございますが、本年度は大野橋下流右岸側、旧田中屋から市役所に
向かう方向でございますが、延長が約70メートル区間の河川の拡幅を行う予定でござい
ます。残りの区間につきましても用地買収を進め、継続して河川工事を進めていき
たいということでございました。

また、県道松橋停車場線の大野橋架け替え工事につきましても、県は昨年度詳細

設計を行っております。今後、関係機関との協議や地元説明会を開催しまして、事業内容の周知を図りながら事業を進めていくとお聞きしております。

大野川並びに明神川は、松橋地域の治水にとりまして重要な施設でございます。これまで同様、県に継続して河川改修の要望を行ってまいりたいと思います。

○9番（福永貴充君） 全体の流れは分かりましたけれども、確認のため2点お聞きしたいと思います。今答弁がありました大野川下流の右岸側の延長70メートルの区間、旧田中屋があったところですが、ここの河川拡幅を行うということですが、どの程度の拡幅を予定されているのか。それに伴いまして、現在あります堤防道路の拡幅も予定されていると聞きますけれども、こちらにつきましても、どの程度の拡幅かお聞きいたします。

○土木部長（成田正博君） 明神川の改修に伴います右岸の堤防、道路の内容でございますが、拡幅工事では幅員は車道部5メートル、その西側に自転車と歩行者道路2.5メートルを設けまして、全幅が8.0メートルでございますが有効幅員7.5メートルということでございます。また大野橋下流は、川の幅が狭くたびたび越水被害が発生している区間でもあります。河川改修工事での河川の幅は、現在最も狭い大野橋の約25メートル下流の箇所約5メートル、護岸上部で4メートル広がりまして、川幅が約15メートルになる計画と聞いております。

○9番（福永貴充君） 先ほども申しましたが、この明神川周辺の水害対策は、地域の方々にとりまして非常に重要な課題でもあります。行政としましては今までもやってもらっていますけれども、これからも力強く県に要望していただきたいと思います。

次に、8番、道路整備についてお伺いいたします。この大野川リバーサイドロードにつきましても以前お聞きしておりますけれども、守田市長2期目の重要政策ではないかと思っておりますので、再度お聞きいたします。まず、ルートについてですが、前回の質問で大まかには聞いておりますが、具体的などころまで進んでいるのかどうか。また道路の規格はどうなっているのか。財源はどう考えておられるのか。さらには、以前から指摘していますが、久具地区からの当尾小学校へ通う児童にとっての通学路の安全面についてはどのように考えておられるのか、最後に道路整備による効果についてお聞かせください。

○市長（守田憲史君） 大野川リバーサイドロードは、建設中の長崎久具線の南消防署付近から、大野川の河川堤防を利用して、道の駅宇城彩館の県道181号までを結ぶルートです。

平成29年12月に予備設計業務委託を発注し、空中写真測量・交通量解析・用地調査・道路予備設計等の業務を委託しております。委託期間は、平成29年12

月から平成31年2月までの予定で実施しています。

委託の進捗としては、空中写真測量による現況の地形図作成が完了し、今後、道路線形の検討に入り、関係機関と協議しながら実現可能なルートを選定してまいります。

効果としましては、市街地の渋滞緩和、アクセス向上のほか、将来民間活力による住宅化や企業誘致が期待できるものと考えております。

また、今回計画しますリバーサイドロードは、建設中の長崎久具線と同規格の車道幅員、片側3車線合わせて6車線、それに歩道2.5車線を加えて全幅8.5車線と考えております。

現在、道の駅宇城彩館付近の西側市道は当尾小学校への通学路ですが、歩道が未整備の状態です。福永議員がいつも心配しておられますが、完成後は今よりも子どもたちが安全に登下校できるようになると考えています。

事業の建設財源ですが、道路ネットワーク構築のバイパス事業であることから、国の補助事業が活用できます。社会資本整備総合交付金を財源として建設計画するものであります。

今後、地域の方の御理解、御協力を得ながら、私としましても、この2期目の大きな公約でございますこのリバーサイドロードを強力に進めていきたいと考えております。

○9番（福永貴充君） 今年度中には、ルートが決定する予定ということを理解いたしましたけれども、近年私もこのルートのそばに住んでおりますけれども、近年松橋中心部の慢性的な交通渋滞を感じております。この道路が完成すれば、その渋滞緩和にもつながるのかなという思いは持っておりますけれど、また先ほど答弁の中で、将来民間活力による住宅化や企業誘致が期待できる、こういった話がありましたけれども、今、道の駅うきが建っている場所、宇城総合病院が建っている周辺は以前から様々な事業所の進出があった場所でもあります。道路ができればさらに何らかの進出の可能性も広がるのかなという思いもしておりますけれども、そうなれば地域の活性化にも結びつくのではないかと私は思っております。この道路につきましては、地域の方々から様々な関心が寄せられております。今後も、このリバーサイドロードにつきましては質問として取り上げさせていただきたいと思います。

少し時間が残りましたが、これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（長谷誠一君） これで、福永貴充君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中ではありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日 21 日は、午前 10 時までに本会議場に参集願います。

どなた様も御苦勞様でした。

-----○-----

延会 午後 1 時 58 分

第 6 号

6 月 2 1 日 (木)

平成30年第2回宇城市議会定例会（第6号）

平成30年6月21日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 報告第3号 | 平成29年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第3 | 報告第4号 | 平成29年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第4 | 報告第5号 | 平成29年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第5 | 報告第6号 | 平成29年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 報告第7号 | 平成29年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第7 | 議案第43号 | 宇城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第44号 | 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第45号 | 宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第46号 | 宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第47号 | 宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第48号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第49号 | 宇城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 14 議案第 50 号 宇城市立郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 51 号 財産の取得について（災害公営住宅等）
- 日程第 16 議案第 52 号 平成 30 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 53 号 工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事）
- 日程第 18 同意第 6 号 監査委員の選任について（池田 秀人氏）
- 日程第 19 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（平中 孝子氏）
- 日程第 20 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（横尾 七生子氏）
- 日程第 21 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について（西山 敦子）
- 日程第 22 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について（高岡 澄子氏）
- 日程第 23 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（22 人）

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
19 番 豊 田 紀代美 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉澤 和弘 君 書 記 山本 裕子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監	村 上 理 一 君	企 画 部 長	岩清水 伸 二 君
市民環境部長	園 田 敏 行 君	健康福祉部長	那 須 聡 英 君
経 済 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君
教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
経 済 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不知火支所長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	農 事 務 局 長	木見田 洋 一 君
		財 政 課 長	

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。市長から追加議案が提出されております。提出議案はお手元に配布しております議事日程記載の日程第１７、議案第５３号と日程第１８、同意第６号であります。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（長谷誠一君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、１３番、福田良二君の発言を許します。

○１３番（福田良二君） 皆さん、おはようございます。清風会、１３番、福田でございます。久しぶりの登壇で緊張しているところでございますがよろしくお願い申し上げます。

まず、６月１８日早朝の通勤、通学時間帯に発生いたしました大阪北部地震において、被災された多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。何かできることはないか考えますが、本市も被災後、数多くの全国の自治体より支援を受けております。宇城市として職員の派遣あるいは物資の供給等、できることから始めながら被災地へ手を差し伸べていただきたいと思います。また、本市の公共施設でも改めてブロック塀の点検、間髪を入れずに早急に行っていただく必要があると思っております。昨日の一般質問で、同僚議員よりイノシシ被害の実情が訴えられました。本年３月末までの鳥獣駆除の業務委託料が半額に制限されたということで、予算不足の中、守田市長の英断により全戸全額の委託料を確保することができました。我々中山間地域に住むものにとって誠にタイムリーな措置であり、地域の活力を今後維持することができると思っております。今後においても不足を生じないように、基金あたりをつくって、永続的な中山間地域を守る政策として続けていただきたいと思います。このことを申し上げながら質問に入ります。

本市は熊本地震発災において多大な人的・物的被害を被ったことは、議場の皆様方も御承知のとおりであると思っておりますが、個別の対策をはじめ、将来を見据えたまちづくりのプランも併せて創造していかなければならないと思っております。その観点から、まず小川町の災害公営住宅設置と子育て支援の政策をお尋ねするところでございます。地元小川町では、近隣の豊野町響原の災害公営住宅着工を受けて、一日も早い住宅の設置を望む被災者の声が日を追って大きくなっているところでございます。しかしながら、まだ用地選定が行政において決定をしていないとお聞き

しておりますが、被災者も多く出し、広大なＪＡ跡地を有する小川町の小野部田地区と併せて小学校の複式化、そして統合・廃校も視野に入った海東小学校への誘致を、先ほど述べた豊野町響原で実施されている子育て支援の住宅との併設という形で、バランスのとれた地域コミュニティづくりとして、宇城市の復興後の創造的復興まちづくりプランとして地域活性化を図る必要があると思っております。まずは、本市の認識をお尋ねいたします。

後は質問席において行います。

○土木部長（成田正博君） 小川の災害公営住宅整備と子育て世代支援の件についてお答えいたします。

市では、現在災害公営住宅２００戸を予定として整備を進めております。そのうち小川地区には、小川駅北側に２０世帯の建築が予定されているところでございます。しかし、平成２９年度のアンケートによりますと３２世帯ほどが入居を希望されておりますので、追加建設できる用地はないか用地交渉を進めているところでございます。

御提案の小野部田、海東地区であります。同地区には市有地の遊休地はございません。昨年９月の定例会で、長谷議員の一般質問におきまして、小野部田地区ＪＡ小野部田支所の跡地で面積が広く、立地条件もよいと思われるのでいかがかという提案をいただきました。また、小野部田地区の岩山区長会長をはじめ、区長会が人口減少の進む小野部田地区に是非建設してほしいとの陳情もありました。現在ＪＡと交渉をしている状況でございます。

次に、子育て支援住宅の建設についてでございますが、宇城市には豊野町におきまして建設の実績がございます。豊野町の建設につきましては、候補地の選定として子育てのしやすい場所ということの検討をしました。この結果、近接しております保育園・小中一貫校等の立地条件等が功を奏しまして、入居待ちの出る人気の住宅となっております。

しかし、現在は地震によりまして、住宅を失った被災者の住まい確保を最優先で現在進めております。子育て支援住宅建設につきましては、長寿命化計画の中で可能か研究したいと考えております。

○１３番（福田良二君） 子育て支援での公営住宅の設置や土地のあっせん、あるいは税制面でのインセンティブ、優遇があれば本市も今取り組んでおられる地方創生の観点からも、かなり有効な手段であると考えます。なぜならば、地方創生の本質がどう地方に人口移動をさせるのか、これに成否がかかっていると言われているからにはほかならないと思っているからであります。総合政策監もそう思っておられると思いますが、守田市長、少子高齢化する地域コミュニティの維持にＪＡ跡地を持つ

小野部田、そして海東への災害公営住宅への設置の見込みとともに、子育て住宅の併設あるいは税制面でのインセンティブのそういう組み合わせで地域振興が図ることができないのか、お尋ねをするところであります。

○市長（守田憲史君） 今、土木部長が申しましたように、災害公営住宅を宇城市は200戸建設予定でございます。この災害公営住宅は3年しますと市営住宅として使えるところございまして、海東地区にも、私の地元でもございますし、是非とも20戸ぐらい造らせていただけたら大変ありがたいんですが、海東地区に災害公営住宅の資格者で希望者はゼロでございます。そのような状況の中では、災害公営住宅を海東地区にというわけにはいけないところございまして、今後JA小野部田支所跡にはこの建設で今交渉に入っております。小野部田支所には建設をさせていただきたいんですが、いかんせん海東の地区にはこの公営住宅を造る予定をすることができないところでございます。本当は200戸ですので、20戸とは思いますがなかなか厳しいところございまして、またそれとは別ということでは、その200戸造るときにまた別のいうのもなかなか厳しいところございますが、今後、長寿命化計画の中で可能か研究したいと考えます。

○13番（福田良二君） 可能性を研究されるという今お話であります。期待をするところでありますが、地域の子育ての雇用、これはやはり都市部に偏っており、その結果子育て世代の流出を招いているということですが、しかしながら、今大卒の初任給、上場企業でも大体20万円程度を支給されておりますが、ここから税金、食費、住居費を払い、そして結婚し、そして子どもを2人から3人というように増やしていけば、都会では非常に厳しい生活状況に陥ってしまうというのが若い世代の、子育て世代の実態であると思っております。この環境に置かれた世代を何とか私たちの地域に呼び込めないか。これは、やはり既存の住宅改修やお話に出ております他所の増設、これでは地域の少子化の進行に追い付いていけないと思っております。ここはやはり子育て世代に特化した響原で成功した事例もあります。この大型化をしたあるいはマンション化でもいいと思いますが、多くの子育て世代を地域に呼び込めば、そしてここを整備していただければ目前にせまる海東小学校あるいは小野部田小学校の複式化、廃校も将来的に回避できるのではないかと考えるところではありますが、将来にわたってこの投資はビーバイシーに照らし、人口減少に歯止めがかかればという話ですが、何ら問題を問われることはないと思っております。積極的な検討課題として取り上げていただきますようお願いを申し上げます。次に移っていきたいと思います。

次に、小川中の改修についてお伺いいたします。現在の小川中学校は、旧海東中と益南中学校の統合を受けて、昭和47年に開設をされております。守田市長も1

年生の時から、新校舎で過ごされ旧知の建物だと思っております。小川中学校は昭和45年には教室等が完成しておりますので、建物自体となりますと築49年であり、老朽化が著しく4回の大規模改修を行っております。このような延命を図っておりますが、熊本地震の被災を受け、大変な被害で今改修をさらにされているということではありますが、この危険な小川中学校で今も小川中学校の生徒が毎日学び育っている、いわゆる危険すぎる学校だと感じております。被災後の調査では、未だ数多くのクラックが走り、建屋そのものの全てが劣化しているという調査も出ていると聞かるところであります。現在の耐震指標であるI s 値がクリアできているのか、大変疑わしい建物であると思っております。ここは、平成28年の震災前に計画され、今延期をされている大規模改修ではなく、早急に建替えを検討されるべきであると考えております。これは、今現在も学ぶ小川中学校の生徒と将来にわたって入学し、巣立っていく小川中学校の子どもたちへの本市の責任と義務であると考えております。どのような認識をされておられるのか本市のお考えをお尋ねいたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 議員話されますように、昭和45年の11月それと昭和46年の10月に普通教室が建設され、昭和47年に開校いたしました小川中学校校舎は、熊本地震が発生する前は、耐震診断を実施し、大規模改修を行うように計画しており、平成27年度に基本設計までを完了したところでございます。

建築から49年を経過した校舎は熊本地震で被災を受けておりますので、できるだけ早く、新耐力度調査による施設の状況及び老朽化の度合いを見極め、大規模改修による長寿命化を図るか、あるいは建替えが妥当であるかを判断してまいりたいと思います。

○13番（福田良二君） 改修でいかれるのか改築を図るのか、ビーバイシーが今後判断をされるということだろうと思いますが、費用対効果の基準よりも小川中学校生徒の人命を優先していただきたいということでもあります。守田市長、今回の熊本地震発災後、小川町の各種公的施設が災害避難所の多くを受け入れました。しかしながら、ただ1か所だけこの小川中学校だけは、津波の噂で町の内外より避難者が殺到する中、受け入れ施設として機能いたしておりませんでした。私見ではありますが、開設しなかったのではなく、二次災害をおそれ受け入れることができなかったと考えることもできます。今回の震災受け入れ施設の問題点の1つとして、断水による水洗トイレが使用不可となり避難生活に大きな支障が出ました。新たにここ小川中学校を新設とするならば、避難箇所としてまずプールが貯水施設として機能するはずであります。広いグラウンドと駐車場には大規模な仮設トイレが設置できます。そして、収容できない多くの被災者はテント泊あるいは車中泊でも駐車場ができれば

ば対応できるのではないかと考えるところでもあります。また、今以前から問題となっております学校のトイレの水洗化、それとともに全てを洋式化する。そして建物の段差をなくし、手すりやスロープを付けるいわゆるバリアフリー化は、生活弱者にやさしく長期の大規模災害での避難生活を支え合うことができる、そのように思っております。いわゆる今後の大規模災害に耐える施設としてのこれからの最低基準がこのような形だろうと思っております。老朽化した小川中学校の改修ではなく、新しい安全基準を満たした建替え、ここは舵を切るべき時が来たと考えます。守田市長の思いをお尋ねいたします。

○市長（守田憲史君） 議員が話されますように、災害時の学校施設は市民にとって大変重要な施設と考えております。また、各宇城市の小学校、中学校の校舎の建築からしまして、次の順番が小川中学校でございます。今のところ今までは大規模改修、改築の予定でございました。しかしながら、豊福小学校の大規模改修を見ても、今後宇城市の校舎は新築を旨とすべきだと考えるところでございます。また、合併特例債の延期が決まりました。あと6年の余裕はあるかと思いますが、今後新築をするには、もう今から議論を始めなければ、準備をしなければ、間に合わないところでございます。期限は決まっているところでございます。しかしながら箱物でございますので、なかなか市民の理解を得るのも難しい点、そして現在不落が続いている現状の中、宇城市としましても先延ばしを原則とすべきだと考えるところでございまして、今ここで新築その他に関しましてはなかなか厳しい状況にあると考えているところでございます。市民の方々の御意見、そして議会の議論を待つところでございます。

○13番（福田良二君） ただいまの発言で、しっかり軌道修正もすることができるといように理解をいたしておきますので、しっかり地域の要望にこたえていただいて、安心安全な中学校そして大規模な災害にも耐え得る避難施設としての小川中学校新設での建替えの要望を強くいたしまして、次に移っていきます。

地域を支える道路問題についてお伺いいたします。今いろいろな問題をはらんで、小川町を南北に縦断する県道小川嘉島線は、熊本地震発災直後より八代から延びる広域農道あるいは3号線の迂回路として、交通量の急激な増大を招いているところでございます。特に、数千台走るようになりました車両のうち1日当たり八百数十台が大型の特殊車両であるということに目を向けていかなければなりません。この大型の特殊車両の増加による道路の破壊、陥没あるいは沿線の振動、深夜の騒音。多くの沿線家屋に住む地域住民あるいは歩道を通学する子どもたちへの安心安全を今脅かしているところでもございます。この県道小川嘉島線は、迅速な交通運搬の手段としても働いていない機能不全に陥った主要地方道、名ばかりの小川嘉島線で

あります。この小川嘉島線の事業主体は御承知のとおり熊本県でありますので、地元の末松県議と県との協議を今受けて、今後の地元振興局の動きを注視しているところではありますが、本市土木部もやはり市民の通勤通学を含めた主要な生活道路であるという認識を持って、抜本的な地域住民のための対策を振興局と早急に協議を進めていただきたいと思っておりますが、守田市長のお力もお借りしながら、今後どう小川嘉島線の改修がなされようとしているのか、本市はどこまで地域振興局と協議を進めていらっしゃるのかお尋ねするところでございます。

○土木部長（成田正博君） 県道32号小川嘉島線は、小川町の西北小川の国道3号を起点としまして、熊本市城南町、甲佐町を経由して上益城郡嘉島町の国道445号に至る県が管理する主要地方道でございます。

御質問の小川町南海東から東海東の区間は、熊本地震の影響によりまして舗装のたわみ、わだち掘れ、それとはがれなどが多数発生しましたのと同時に、大型車両の通行が急激に増加した影響もありまして、道路舗装の表面の損傷が著しく悪化している状況でございます。市では、通行に危険と思われる箇所につきまして道路管理者であります県へ即座に報告しまして、対応を依頼してきたところでございます。

県では、舗装工事に必要な設計の資料とするために、今年5月に交通量調査を実施しております。この交通量調査の結果を踏まえまして、舗装を強化する必要があるということで、現在舗装厚等の変更を検討中と聞いております。また、平成30年度の小川嘉島線の舗装事業費、平成30年度は1,800万円ではありますが、県は現在先ほどの状況を踏まえまして、舗装打替えに要する予算を追加要求しているということでございます。

市としましても、市民の安全のために危険箇所の応急的な修繕はもちろんのこと、舗装が破損している箇所全体の抜本的改修及び維持管理につきましても、今後引き続き県に要望してまいりたいと思います。なお、県には地元からの要望に配慮していただけるよう調整をしていきたいと考えております。

○13番（福田良二君） ただいま土木部長がおっしゃったように、本市の努力と市民の熱意がしっかり伝わるように、今後とも熊本県との協議を前に進めてもらいたいと思っております。しかしながら、今発言にあったように当初予算1,800万円、それから追加予算、非常に単県事業として取り組むには今の県の事業からも大変厳しいとの振興局の認識ではなかろうかと思っております。やはり、国の補助事業でもある地方特定道路整備事業にらせていただく必要があるのではないかと思います。これは、国交省と総合政策監のふるさとであります総務省、この2つの省が連携して補助事業と単独事業を組み合わせる事業の整備促進を促していくというものであります。しかしながらこの予算も簡単に取れるわけではありません。守田

市長には市民生活を俯瞰して見ていただいて、総務省出身の総合政策監のしっかりとした御尽力をいただきながら国、県への働きかけを行っていただき、一日も早く海東地域の小川嘉島線沿線住民が平穏な市民生活を送ることができますように、この道路の改良に当事者の主張として力を入れていただきたいと思います。この道路に対する現在の市長の認識をお尋ねするところであります。

○市長（守田憲史君） 県道小川嘉島線は、交通量の増加や大型車両通行の増加により、舗装がかなり傷んでいることは認識しているところでございます。20トンの車、10トンが2つの2連の2つつながったトレーラーが1日800台通るというところで、もう補修しても補修しても傷みようが1週間でひどくなるような状況でございます。私もこれは公式の小川嘉島線の期成会がでございますので、その点でも県に直接部長に対して強く強く申し入れしたところでございまして、ことの発言できるときにはもういやらしいぐらいに言い続けているところでございます。なにせ県道でございましてもので、末松県議、吉田県議のお力を借りながら、今後とも強く豊野町も含めて言い続ける必要があろうと考えているところでございます。熊本地震の災害が今来ているという認識で、強く強く要望してまいります。

○13番（福田良二君） 市長の小川嘉島線に対するしっかりとした認識を今聞かせていただくことができました。今後ともしっかりと頑張っていただきたいと思います。と思っています。

次に、地域の集落をつなぐ市道の問題に入ります。災害時にあつては緊急の避難路としてまたそのようなときには、陸の孤島とならないように物資の補給路として集落の生活を支えていく、今問題となっている市道迎原・石神線の改良問題であります。砂居迫集落を起点とした迎原・石神線は、日頃緊急車両がパトロールを避けて通るほど離合箇所が厳しい。そのような非常に狭い道路でありましたが、昨年長年の要望活動に理解をいただいて予算が付きまして。しかしながら、離合箇所ということでありますので、集落間を結ぶこのメインの道路である全面改良が今後必要とされるところではないかと思っております。守田市長は、施政方針において「住みやすさを実感できる宇城市の実現に取り組む。」と言われております。ちょうどよいという表現も使っておられますが、我々の住む海東地区の市道迎原・石神線はまだまだちょうどよい社会インフラとして機能しておりません。本市は離合箇所を延長する形ででも全線の拡幅を今後順次行っていただいて、利便性の向上に取り組んでいただきたいと思います。と思っておりますが、本市の今後の方針をお伺いいたします。

○土木部長（成田正博君） 市道迎原・石神線は、小川町海東弦巻区の砂居迫集落と石神集落とを結ぶ延長約540メートル、幅員が2.8メートルと狭小な市道でございます。

市では、住民が災害発生時に安全な場所へ避難するための道路の必要性は十分認

識をしております。市道の維持管理におきまして、住民の方々が非常時、通常時を問わず安全に通行できるようパトロールの実施、また、地元からの情報を受けた場合は、陥没、路肩等の危険な箇所は早めに修繕で対応している状況でございます。

市道の道路幅員が狭く車の離合が困難な道路は、緊急性、費用対効果を含めまして、必要であれば基本的に拡幅または離合箇所等を設置しまして、車の通行に支障がないような対応をしております。この弦巻地区は海東校区の中で一番人口が多い地域でございます。交通量を踏まえ今年度離合箇所設置工事をする予定でございます。まず、この工事によりまして車の離合を可能にして、工事後の状況を見ながら拡幅の必要性を見させていただきたいと思います。

○13番（福田良二君） 今後、離合箇所で見え方を見ることがありますが、その後の改良計画の可能性を今感じとることができました。ここは、地方創生の一端を担う地域振興策としても有効な道路幅員の整備だと思っております。田舎でも住みやすさを実感できるまちづくり。これを守田市長に期待をして本日の質問を終わらせていただきます。守田市長には、本日の質問全てにおいて頑張ってください。ことを心から期待申し上げまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、福田良二君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時41分

再開 午前11時00分

—————○—————

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

10番、溝見友一君の発言を許します。

○10番（溝見友一君） おはようございます。10番、会派彩里、溝見友一です。

先日18日の大阪北部地震で亡くなられた方々に対して御冥福をお祈り申し上げます。とともに被災された方々にもお見舞い申し上げます。4月の市議会議員選挙において3期目の当選をさせていただきました。宇城市もまだまだ復旧・復興への道半ばです。全力で議員活動に取り組んでまいり所存でございます。今回で私も早いもので17回目の質問とさせていただきます。17回目になると少し緊張もほぐれるかなと思っていましたけれども、やはり緊張しています。

早速、質問に入らせていただきます。議長のお許しを頂き通告に従いまして質問させていただきます。今回の質問は大きく分けて4項目。1、復旧・復興について、2、教育環境について、3、本市の経済活性化について、4、排水対策についてを

質問します。宇城市の復旧工事は少しずつ目に見えて進んでいることを感じますが、1、復旧・復興について、（1）宇城市内の小・中学校の災害状況と復旧・復興の進捗状況と計画について。特に松橋中学校体育館・校舎、不知火小学校、小川中学校校舎について質問します。

後の質問は、質問席でいたします。

○市長（守田憲史君）　まずは、改築計画が決定しています不知火小学校と松橋中学校体育館から説明します。

不知火小学校につきましては、校舎の着工を平成31年7月頃から予定しており、完成は平成32年9月末を予定しています。その後、旧校舎の解体を行い、体育館、プール等の建設を計画しており、事業完了は平成33年度末を予定しています。

松橋中学校体育館及び武道場は、実施設計書が本年8月末にできあがりますので、直ちに入札準備に取り掛かり、本年度中に着工する計画です。工事期間は12か月を予定しております。その後、旧体育館の解体、テニスコート及び駐車場等の外構工事に取り掛かる計画としています。事業完了は、平成32年末頃になると思われます。

小川中学校校舎につきましては、先ほどの福田議員への答弁のとおりでございます。市民の方々の世論の醸成、議会の議論を待つところでもございます。

○10番（溝見友一君）　不知火小学校は、事業完了は平成33年度末の予定、松橋中学校体育館は、事業完了が平成32年末頃とありました。しかし、これらはあくまでも予定です。通常であれば公共事業は予定どおり完了いたしますが、熊本地震後の入札は不落不調であり、予定どおりいかないのが現状だと考えられます。小川中学校、松橋中学校の校舎は、新耐力度調査で大規模改修か若しくは建替えと判断が必要とありました。慎重に審議を重ね進まなければなりません。宇城市の大切な子どもたちのため議論を尽くしてまいりたいと考えています。答弁の中に少し気になるところがあります。松橋中学校体育館解体後、テニスコート及び駐車場等の工事にかかると、松橋中学校のテニス部は今でも男子は岡岳グラウンドテニスコートで練習をしています。工事に入ると女子部も岡岳に行かなければならないと考えられます。岡岳グラウンドの下駐輪場は防犯灯もなく、夕方は暗い場所です。中学生の安全のために岡岳公園駐輪場に防犯灯の設置を考えていただきたい。

○教育部長（蛇島浩治君）　児童生徒が、事件事故に巻き込まれる報道が続いております。子ども達が被害に遭わないような未然防止の取組は、教育委員会としましても重要事項であると認識しております。

岡岳公園駐輪場につきましては、学校や地域からも要望が上がっておりますので、防犯灯設置に向け努力していきたいと思っております。

○10番（溝見友一君） 生徒の安全のために設置を望みます。大阪北部地震で、通学中の4年生の生徒が学校の塀に挟まれ亡くなりました。もちろん学校施設の点検等はされると思いますが、今一度通学道路の点検調査をしていただきたい。

○教育部長（蛇島浩治君） 現在、本市では、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策を協議してきました。

通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「宇城市通学路交通安全プログラム」を策定しているところでございます。この中で、学校、PTA、行政、警察、自治会等が参加する合同点検を実施し、ハード対策それとソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な検討を行っています。

引き続き、児童生徒の登下校時の安全確保を図るため、定期的な安全点検の実施及び対策の改善・充実を継続してまいります。

○10番（溝見友一君） 「宇城市通学路交通安全プログラム」を策定し、改善・充実し、児童生徒が安心して通学できる環境に努力していただきたい。

次の質問に移ります。（2）給食センター建設の進捗状況と計画について。入札の不調等により契約がなされていないと聞いていますが、現状を質問します。

○教育部長（蛇島浩治君） 宇城市学校給食センターの整備事業の進捗状況は、造成工事、上下水道整備、建築工事实施設等を平成29年度まで完了しております。平成30年度につきましては、主に建築工事、厨房機器購入、外構工事等を予定しております。

建築工事につきましては、本年2月、3月に「条件付き一般競争入札」として総合評価方式で実施しましたが、不調等により契約に至っておりません。子どもたちの命に係る給食の安全性の向上に資することから、早期の発注が最良と考えております。

また、既に学校施設環境改善交付金の交付決定を受けておりますので、未契約繰越や交付金を辞退するなどとなった場合は、翌年度以降の国庫補助事業の宇城市への配分に影響を及ぼすことが懸念されますので、早期の契約に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○10番（溝見友一君） この事業は地震前の計画です。国と協議しながら宇城市にデメリットがないように進めていただきたい。

（3）防災コミュニティセンター建設の進捗状況と市民への情報提供の考え方について質問します。防災コミュニティセンターの名前が先行しすぎて、市民に情報が少なく、どのような施設を考えているのか。施設について市民へしっかりPRをお願いしたい。日常の時の利用活用について、特に松橋町内の施設について詳しくお伺いします。

○総務部長（成松英隆君） 防災拠点センター建設計画の進捗状況を説明いたします。

現在、基本設計を完了し、イメージパースと諸室、部屋のプランを作成し、次の実施設計へ向けた準備を進めているところでございます。

基本設計につきましては、市民アンケート、職員アンケート、県立大学生による窓口調査、利用団体などの意見を集約し、庁内組織である建設・調整部会で議論を重ねた内容を反映しております。この内容につきましては、地域懇談会や囑託員会議などで説明を行ってきたところでございます。

先日の市長記者会見を受け、各報道機関が防災拠点センターのことを取り上げ報道がなされました。また、本市の7月号の広報紙においても掲載を予定しており、市民の皆様へ整備計画が着実に進んでいることを実感いただけるものと思っております。また、基本設計において具体的な諸室のプランの案を作成しており、今後は利用団体等への説明及び協議へとシフトしてまいりたいと思っております。

基本設計で計画した設備や機能性について若干説明いたしますと、非常用電源設備は全施設に整備したいと考えております。電灯設備は、LED調光器具を設置します。トイレにつきましては、断水時でもタンクに水を補充することで使用可能なタイプを計画しております。外構では、マンホールトイレ、防災井戸を設置し、車中泊による避難者や自宅のトイレが使用できない場合でも、防災拠点センターにおいて利用することが可能となります。また、高齢者や車いすでの利用についても、手すりの設置やバリアフリーなど意識した仕様を行っていきたいと考えております。

お尋ねのインダス横の防災拠点センターは、これまでの利用形態や地域の実情に合わせた形で、自治公民館的活用を含め、柔軟かつ多様化した仕様を考えております。

○10番（溝見友一君） 答弁の中に、地域の実情に合わせた形で、自治公民館的活用を含め、柔軟かつ多様化した仕様を盛り込んでいますとありました。柔軟かつ多様化した仕様とは、どのようなことなのか質問いたします。

○総務部長（成松英隆君） 柔軟かつ多様化した仕様につきましては、あくまで現時点での予定でございますが、他の防災拠点センターでも同様に、現状の利用状況をできるだけ反映させることを念頭に置いております。

既存の松橋公民館では、華道、書道、写真などの文科系の活動が多くあります。そのため展示ブースなどとして利用ができる空間の整備を考えております。また、ダンス・エアロビ、その他体操などの講座がありますので、姿見、あるいは床の使用を研究しているところでございます。

建物本体は、既存のインダスとの併設で、防災・通常利用について相互の連携を模索しているところでございます。

○10番（溝見友一君） 私なりに理解すると、有事の際には市民が安心して寄り添える避難所、通常は市民が多様な目的で利用できる場所と考えます。市民への分かりやすい情報発信をお願いします。それと、名前が防災拠点センター何とかというやさしい名前を付けていただいて、防災拠点センターではなくて、集いの場所とかやすらぎの場所とかそういったものの名前を付けていただけると、さらに市民が溶け込みやすいものになるんじゃないだろうかと提案しておきます。

続きまして大きくの2、教育環境について、（1）小学校部活動から社会体育移行の問題点について。今回の定例議会でもこの質問は私で5人目となります。この回数からも市民、保護者の不安、心配、そして関心が高いことが伺えます。宇城市における小学校の部活動の数は、今回会議の中でも数字がいろいろ出ましたけれども、私が持っている資料によれば38の部活動があり、平成30年5月22日現在で移行と決定されているのが7つ、先ほどは10という話もありますけれども、私の資料では7つの部活動とあります。あとの31の部活動が未定です。未定の理由としては、多くが指導者が見つからない、保護者の声を聞くと総合型地域スポーツクラブと学童スポーツが何なのか理解がされていません。説明をお願いします。

○教育部長（蛇島浩治君） 県は、平成27年3月、小学校の運動部活動は、社会体育へ移行するという方針を示しました。県内のほぼ全ての市町村には、地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブが設置されており、小学校の運動部活動の社会体育移行に向けて、積極的な活用が期待できるということからでございます。

市としましては、既存のクラブチームや総合型地域スポーツクラブへ移行するという宇土市のような方法もありましたが、今の運動部活動と同じ時間、同じ小学校施設を利用し、活動できるような環境を整えようと市の方針を定め、学校や保護者に説明を行い進めてきたところであります。

市の方針により発足したスポーツクラブを総称して学童スポーツクラブと言わせてもらっております。なお、総合型地域スポーツクラブは、地域住民の皆さんが主体となって運営しているスポーツクラブであります。

○10番（溝見友一君） この場で聞いた私は分かりましたけれども、保護者、市民に対して積極的に説明会を増やし、理解していただく努力をしていただきたい。私が心配するのは、このまま指導者が見つからず、31の部活動が廃止になれば、学童保育に多くの児童が入り、今のキャパシティでは足りなくなり溢れかえり、そして運動したくてもできない児童が増えると考えられます。そうならないためにも、指導者になっていただける方を探していただけるいろんな場所に広報活動を行っていただきたい。いろんな場所といいますのも、例えば、夜いろんなクラブで社会人、

大人の方々がやられているそのクラブというか、自分たちでやられている方々にも表現していただきたい。その方々はまだ指導者が見つからないことも知らないぐらいの状況もまだあります。確かに広報でいろんな意味で努力はされていますが、なかなか皆様には伝わっていないのが現状だと考えています。総合型地域スポーツクラブでも不知火地区と松橋地区、小川地区にはありますが、三角地区、豊野地区にはありません。総合型の方々と執行部と協議を重ね、よりよい環境づくりができるよう努力を望みます。

(2) 小学校の器楽部、吹奏楽部の動向について。本市の小学校は、三角小学校音楽部、松橋小学校器楽部、当尾小学校音楽部、豊川小学校器楽部、豊福小学校吹奏楽部、河江小学校器楽部と6校あります。1つの小学校は現状と同様に平成31年度以降も部活動として活動予定。もう1つの学校は職員で指導者確保ができれば部活動として継続、いずれは廃止若しくは地域へ移行予定と、あと4校は未定若しくは廃止となっています。昨年までは運動部活動の社会体育移行で文化部は当てはまらないとも聞いていました。市の考えを質問いたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 小学校の器楽部、吹奏楽部などの文化系部活動の動向については、昨日の答弁と重複いたしますが、学校によっては運動部活動の社会体育移行に併せて、文化部活動を見直す意向とのことであり、運動部活動と同様に、指導者が見つければ地域または保護者へ移行したいとのことでございました。

本市の文化部活動の方針は「小学校における運動部活動の指針」に準じており、部の位置付けと設置については、「部活動は教育活動であり、学校の教育目標及び部活動の指導方針等により、学校の校務分掌等に明確に位置付ける必要がある。また、部の設置にあたっては、児童の希望、指導者、施設設備等の条件を踏まえて適切に設置する。」としています。

市教育委員会といたしましては、部活動の設置及び廃止にかかることは、学校現場における状況により判断されるものと考えていますが、指導者、練習場所及び楽器など、学校だけでは解決できない課題がありますので、学校及び関係者と十分な協議を進めてまいりたいと考えています。

○10番（溝見友一君） 答弁にもありましたように、指導者はもとより練習場所など普通の場所ではなかなかできない、そして器楽部は高額なものが多いとも聞いています。例えば、授業の中にあるクラブ活動1週間あると思いますが、その中に音楽部をつくったりいろんな考えがあると思います。市長、教育長、教育委員会そして教育部そして学校側としっかりと協議をしていただきたい。今のをもう一度お願いします。

○教育部長（蛇島浩治君） 県内の他の市町村においても、移行についての方針という

のは、まだ示されたところはありません。

楽器の保管場所及び練習場所、あるいはほかの方法はないかなど、学校と十分な調整をしてみたいと考えています。

また、昨日も申しましたように、国においては平成30年度に「文化部活動の在り方に関する有識者会議」というのを設置され、文化部活動の在り方について議論し、「文化部活動の在り方に関するガイドライン」の策定を進める予定となっております。そちらの動向も注視し、宇城市に最良の方法が取れればと考えるところでございます。

○10番（溝見友一君） 本当、大変なところではございますが、1回器楽部等が宇城市から無くなってしまうと、もう1回つくることは本当に難しいことだと考えます。いろんな知恵を絞って、できるだけ子どもたちが音楽に少しでも携わるような環境づくりをよろしく願いしまして、次の質問に移ります。

（3）インクルーシブ教育について、答弁をお願いします。

○教育長（平岡和徳君） 障がいのある子どもも障がいのない子どもも共に学ぶという共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築を求めまして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が、平成28年4月1日から施行されました。これによって学校においても障がいを理由とする差別の禁止が促されております。

この差別の禁止の中には、「不当な差別的取り扱いの禁止」と共に「合理的配慮を提供しないことの禁止」が定められております。つまり、障がいのある児童生徒が自立と社会参加を見据えた中での十分な教育を受けるための学習内容・方法、こういったものを変更や調整をしながら、支援体制や施設等の整備を行うことが求められているところであります。

障がいのある児童生徒やその保護者から、合理的な配慮を求める申し出があった場合につきましては、その実施に伴う負担が過重でない限りにおいて、学校及び教育委員会では、その状況に応じた合理的配慮を提供しなければなりません。

現在、宇城市教育委員会では、車いす用のスロープの設置等、こういった物理的なバリアの除去であったり、障がいに応じた例えば音声を文字に変換するためのタブレットの導入など、学習補助機器の充実を進めているところであります。

また、特別支援学級への視覚的補助教材等の導入を行っております。加えて障がいのある児童生徒への人的支援の充実のために、特別支援教育の支援員を各学校に配置するなど、総合的で連続性のある多様な学びの場と合理的配慮の提供を行っているところでございます。特に、この合理的配慮につきましては、その障がいのある子どもたちが、十分な教育を受けられるためにその環境を提供できているかどうか

かにつきまして、その観点から評価と研究をしていくことが今後大変重要であると考えております。

- 10番（溝見友一君） 答弁にもありました、障がいのある児童生徒やその保護者から、合理的な配慮を求める申し出があれば、その実施に伴う負担が過重でない限りにおいて、学校及び教育委員会では、合理的な配慮を提供しなければなりませんとありました。まずは、保護者からの相談等がありましたら、相談体制の充実をまずは図っていただきたい。平成30年3月につくられました「宇城市第3期障がい者計画」の中にも、第6章8の教育の振興に記載されていますインクルーシブ教育システムの推進を進めていただきたい。宇城市は「福祉のまち」と言われています。しかしながら、なかなか実感することが多くはないと考えます。これは私の提案ですが、手話で学校の校歌を歌える、市歌が歌える、学校の頃から教えていただければ、30年後40年後宇城市の市民は、片言にはなるとは思いますが手話ができるまちになるのでは。祭りの際等でみんなで手話で歌えば、すばらしい光景になるのではないかと考えます。いかがでしょう。

- 教育長（平岡和徳君） ただいま議員が話されたように、宇城市の児童生徒が手話、こういったものができるようになれば、障がい者が積極的に参加し貢献できる共生社会、これがさらに広がっていくものと考えております。児童生徒への手話教育につきましては、今後単元数の確保であったり、カリキュラムの構築、専門性の強い内容ですので、その指導者や教材の確保等に課題、問題等があると考えております。今後はより高い教育効果を目指しながら、調査そして研究してまいりたいと思っております。

- 10番（溝見友一君） 確かに時間、指導者、教材の確保等課題はたくさんあると思いますが、知恵を出し合い議論し合えば、必ず前に進むことができると考えます。是非、この取組を進めていただきたいと考えます。

次の質問に移ります。3番、宇城市の経済活性化について、（1）公共交通網の利便性をいかした宇城市の経済活性化の考え方について。宇城市は、交通の利便性がよいと何度も議会でも発言がありました。行政として、実際これをいかした地域経済の活性化が図られているのか質問いたします。

- 企画部長（岩清水伸二君） ただいま議員の御発言のとおり、宇城市は、県内でも地理的に特に交通の便に恵まれている地域であると私も感じております。

まず、大動脈でもある国道3号が走り、西は天草、東は山都町から宮崎県へ向かう国道が東西を結んでおります。松橋町と小川町には高速道路のインターチェンジがあり、空港をはじめ県内どの地域に向かうにも非常に便利がよいところでございます。また、JRを利用しますと松橋駅から熊本駅まで17、8分ほど、小川駅か

らは新八代駅まで10分ほどで新幹線駅に到着し、さらに三角駅は天草への玄関口として、多くの観光客に利用されております。

このように、宇城市の「地の利」をいかした経済活性化の方策といたしましては、「宇城市まち・ひと・しごと総合戦略」に位置付けている基本目標のうち、まず、「しごと」面でございますが、商店街活性化で成功している宮崎県日南市の油津商店街をモデルとした、企業のサテライトオフィスの誘致等を今年度実施してまいります。

次に、「ひと」の面でございますが、交流人口拡大につながる取組として、マーケット調査に基づく熊本市在住の60代夫婦や、発信力を持つ若い女性にターゲットを絞り、体験型プログラム等の掘り起こしを行った「三角サンカクドライブ」キャンペーンをはじめ、天城橋開通や天草の世界文化遺産登録認定などと併せた観光面での広域連携などに取り組んでまいります。

さらに、「まち」の面でございます。他の地域から宇城市に移り住んでもらう、あるいは市民にとって引き続き「住みやすい」町であるために、市の重要な交通拠点でもございます松橋駅や小川駅をまちづくり拠点として位置付けてまいります。具体的には子育て支援策の充実や駅を中心とした交通結節機能の強化を図るため、「駅まち☆未来創生会議」での議論を踏まえ、今年度に地域公共交通網形成計画を策定いたします。今後の持続可能な市の公共交通体系のあるべき姿について検討することとしております。

その上で、市の「まち・ひと・しごと」の取組をはじめ、子育て環境や交通の便も含めまして、本市で暮らすことに幸せや魅力を感じ、「選ばれるまち」となるよう、定住促進魅力発信事業、シティプロモーションともいいますが、この事業にも取り組み、経済活性化につなげてまいりたいと考えております。

○10番（溝見友一君） 今答弁にありました市の「まち・ひと・しごと」「選ばれるまち」「定住促進魅力発信事業」の取組は、本年度から進められるとあり本当に期待しています。これは、私からの提案ではございますが、松橋高校周辺にホテルの建設、企業誘致若しくは公設民営、そのホテルで松高生の実習授業などを行うホテル、ホテル業の人材育成を行っていったらいいか。卒業生の就職場所にも確保でき、地方創生にもつながるのではないかと。そしてもっと魅力のある松橋高校になるのではないかと考え、質問いたします。

○企画部長（岩清水伸二君） 大変興味深い提案だと思います。御提案ありがとうございます。市にとりましても宿泊施設、特にホテルは必要と認識しておりまして、現在も誘致に力を入れている状況でございます。

全国を見渡しますと、高校にホテル科や観光科などのコースを設け、ホテルなど

の現場実習を取り入れて、観光やサービス産業の人材育成を行っているところもございます。国におきまして、２０２０年に訪日外国人旅行客４，０００万人を目標に観光産業に力を注いでおります。

こうした将来展望を考えますと、ホテル立地と人材育成の両面におきまして、有効かつ効果的なプランだと思われますので、今後の参考にさせていただきたいと思っております。

○１０番（溝見友一君） 本当、ちまたでよくある話が、宇城市にホテルが欲しい、ホテルがあればと耳にいたします。誘致が難しければ宇城市でつくる、松橋高校にホテル科、観光科、サービス科などコースを設置すれば、これはあくまでも県立高校なので県との話し合いが必要だと思いますが、もっと多くの生徒が私は集まると考えます。２０１２年には、訪日外国人観光客数は８００人とされていました。２０１７年度は２，８６９人とも言われています。市として若者を地元に残すための事業です。松橋高校のすばらしい未来も開けます。検討をよろしく願いしておきます。

先日、県知事の発信で物議がありましたルフィ像。実際ルフィが主人公の「ONE PIECE」の作者がルフィの名前で、熊本地震の義援金８億円を寄付されました。その一部の義援金を使って、被災した市町村に主人公の仲間のキャラクター像を設置する考えを明らかにされました。そのキャラクター像を設置することで、被災した市町村の観光の振興につなげたいとも考えてあるそうです。宇城市では受入態勢を準備しているかをお伺いいたします。その前に「ONE PIECE」といっても、知っている方知らない方もいらっしゃると思いますが、分かりやすくいうと今版の水戸黄門だと、そのぐらい若者から年寄りまでが知っているということと理解していただければと思います。答弁、よろしくお願いします。

○企画部長（岩清水伸二君） 今のお話のとおり、先般、熊本県は熊本地震からの復興支援の１つとして、アニメ「ONE PIECE」の主人公でございますルフィ像を県庁敷地内に設置したいと発表いたしました。

この発表後、その設置場所について現在様々な議論があっているところですが、これに加えて、ルフィの海賊仲間のキャラクター像を被災各地にも設置したいという方針が明らかとなりました。

現在、どこに何体設置するかについて、県が原作者や出版元と協議をしているということでございまして、宇城市も被災地の１つでございますので、是非、設置していただきますようこれから準備態勢を整えていきたいと考えております。

○１０番（溝見友一君） 私も、まさか議場で「ONE PIECE」、ルフィという言葉を使うとは思いませんでした。設置場所はとにかく「ONE PIECE」の

キャラクター像が設置できれば、観光振興に間違いなくつながっていくとも考えられます。受入態勢を整備していただきたい。

次の質問に移ります。（２）合宿の町宇城市づくりについて、廃校利用活用グラウンド整備について。宇城市にある小川町観音山ふれあいの里、サッカーアカデミー、豊野少年自然の家、安く合宿ができる場所であります。もっと市外の方にPRをしていただければ、さらに注目度が上がると考えます。昨年度の１２月に質問しました三角グラウンド整備、三角東小学校を合宿所に整備すれば、宇城市全体が合宿のまちとしてPRができると考えます。宇城市の考えを聞かせてください。

○教育部長（蛇島浩治君） 宇城市には、小川町の観音山ふれあいの里、ふれあいスポーツセンター、こちらは「サッカーアカデミー」でございます、豊野少年自然の家など、安い費用で宿泊できる施設がございます。

小川町の観音山ふれあいの里におきましては、地震前の平成２７年度は、年間１，３７９人の利用があっておりましたが、地震後は長い期間利用できませんでしたこともあり、地震前までの回復には至っておりません。

ふれあいスポーツセンターにおきましては、サッカー関係者の利用がほとんどで、県や九州のサッカー協会の指導者研修などに利用されており、昨年は３２，９７３人と多くの利用がありました。

豊野少年自然の家は、県の施設でありますので年間利用者数は分かりませんが、所長の話では、早めに予約を入れないとすぐに埋まってしまうということで、多くの利用者があるようです。

このように、宇城市の安く宿泊できる施設を、今後は宇城市のホームページに載せるなどのPRを行い、利用者の増加とともに地域の活性化につなげていきたいと思います。

なお、三角グラウンド及び三角東小学校跡地におきましては、現在、地域の皆さんが利用されている状況でございます。

今後も、多くの方に利用できるよう周知・啓発に努めてまいりたいと思います。

○１０番（溝見友一君） 周知・啓発活動をよろしく願います。私はこの事業のことをスポーツ観光として思っています。教育部ではなく、企画部所管にしたい。三角東小学校の教室やトイレなどを改修していただければ、児童生徒が合宿できると考えます。答弁をお願いします。

○企画部長（岩清水伸二君） スポーツ観光という面からのスポーツ合宿についてという御質問です。これにつきましては全国的に見ましても、スポーツ合宿誘致に取り組んでいる自治体は多数ございます。宇城市としましてもスポーツ合宿の新たな誘致、展開、スポーツ人口や交流人口の拡大による地域の活性化という観点から、教

育部と連携しながら既存のスポーツ施設あるいは宿泊施設等を最大限に活用して、観光振興という面からも、今後スポーツ合宿の誘致について調査・研究していきたいと考えております。

○10番（溝見友一君） これからは、教育部、企画部、経済部で連携をしてスポーツ観光事業に取り組んでいただきたいと思います。来年は、県民体育祭が宇城市で開催されます。各種スポーツが宇城市で試合が行われます。スポーツ施設の整備を願いたい。今年度の予算の中に岡岳グラウンドの整備費があります。県民体育祭を視野に入れた整備かどうか考えられているのか質問いたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 来年9月に12年ぶりに宇城地域で県民体育祭が開催されます。9月14日、15日の2日間でございます。各会場の選定は、今年4月に設立されました「第74回熊本県民体育祭宇城地域大会準備委員会事務局」で、現在進められております。

軟式野球の会場に予定されております「岡岳グラウンド」の整備につきましては、本年度、現在の芝生を残しながら整備を行うことで考えております。

○10番（溝見友一君） 来年、県民体育祭が行われて、その設備の不備だけがや事故があつては本当にならないと思います。そこでやって、もう1回ここでやりたいなというぐらいの気持ちになっていただけるようないろんな設備の充実を、まだ1年以上あります、図っていただきたいと思います。

平成29年度12月にも質問しました（3）県営野球場、県営総合グラウンドの誘致の進捗状況について質問いたします。

○教育部長（蛇島浩治君） 前回の質問では、徳島県の阿南市が県が整備したスタジアム球場を備えた総合運動公園を利用して、全国少年野球大会、早起き野球全国大会、シニアの全国大会などを誘致するとともに、野球ツアーなどに取り組みまれて、地域の経済効果を上げられているということで、宇城市にも県営のスタジアムの誘致を考えてはどうかということであつたと思います。

先日の河野議員の代表質問でもお答えしましたとおり、新設計画については、「複数の自治体から計画についての問い合わせがあつておりますが、今のところ具体的な計画はありません。」、また藤崎台球場の移転につきましては、「老朽化しているため、今後県と熊本市で課題を整理していく。」とのことであります。

県営スポーツ施設誘致につきましては、今後も情報収集に努めてまいりたいと考えています。

○10番（溝見友一君） 熊本県に硬式野球が公式にできる場所が、熊本県内には私が知る限りでは3、4か所。ましてや県の中央、県央にはありません。県民が集まりやすい宇城市にあるべきだと考えます。市長の考えを聞かせてください。

○市長（守田憲史君） 県営野球場または県営総合グラウンドの誘致についてでございますが、えがお健康スタジアム、あそこのグラウンド全てで20年程前の総事業費が442億円だそうでございます。その規模を半分にしても、今の建設を考えるとやはりこの程度お金が必要か400億円、それがまたもっと小さくしても200億円とか、いずれにせよ100億円単位であらうと思います。そうしますと、おのずと熊本県営でお願いしないと宇城市の体力ではなかなか難しいところでございます。以前、宇土市の元松市長とお話したことがございます。松橋駅北側に県営の大きなスタジアムを造っていただいて、プロ野球の試合をやってほしいと。それを2人であそこに宇土駅、どちらかという松橋駅寄りに造って、そしたらプロ野球の試合が終わったら松橋町の繁華街が大変にぎわうぞと、どうでしょうかと言ったらいいですねとおっしゃっていただきました。今後とも夢を持ちながら、しっかりと県にお願いをしていけたらと考えるところでございます。

○10番（溝見友一君） 本当これは夢のような話だと思いますが、誰も言わなければ進むことはできません。しっかりやっていきたいと思います。そして議会の方でも県営野球場、県営総合グラウンドの特別委員会を設置する予定となっています。行政と議会両輪で取り組んでいきたいと考えています。

次の質問に移ります。少し早い気もしますが2020年のオリンピックの後、道州制の話が加速していくのではないかと私は考えています。今のうちからしっかりとした準備等が必要だと考え、（4）道州制について、本市の考えを質問いたします。

○市長（守田憲史君） 道州制について、私も県議の頃10年ほど前に相当議論が行われたところでございまして、相当今はだんだん消えつつあるようなお話で、いずれにせよ国政でございます。しかしながら、私県議の時に委員会で述べたので記録に残っているかと思いますが、熊本市に九州政府の州都というのが自民党県連のテーマでもございます。その中にありまして熊本市に九州政府州都ができたならば、当然行政等若しくは議会等は熊本市ですが、今南病院多目的グラウンドそして北側の林がございまして、あそこは全部で十何㍻大きな広さがあるところでございまして、あそこに九州政府の最高裁判所を持ってきてほしいといったところでもございます。州都というを宇城市がどうかは別問題としまして、そういう熊本市に州都があるならその1つに最高裁判所が松橋にあって、周りに大学があって、文教都市になればなんてことを言ったことがございます。溝見議員のこの質問に対して昨日の夜から何と答えようか悩んでいたところでございますが、溝見議員やほかの議員の皆さんと共に夢を見させていただきたいというところで勘弁してください。

○10番（溝見友一君） 長い答弁ありがとうございました。あと9分しかなくなった

ので、後をちょっと詰めたいと思いますけれども。私もちょっとこの話は早いかなと思いましたが、やはり九州の真ん中、熊本の真ん中ということで、州都、私は政令都市である熊本市が取る必要はないと思っています。もしも取るなら宇城市が取りたいと本当に思っておりますので、皆さんとそういったことが協議になったときには一丸となって州都を取りにいきたいと私は個人的に考えているところです。この話が少し早かったというのは自分でも少し自覚しているところでございますけれども。

次の（５）。先ほど答弁でもありました「駅まち☆未来創生会議」の進捗状況について。昨年１１月から開催している会議での検討内容と今後の見通しをお伺いします。

○総合政策監（村上理一君） それでは「駅まち☆未来創生会議」の進捗状況についてお答えいたします。

この会議は「宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づきまして、空き家、空き店舗対策、サテライトオフィスの誘致、地域公共交通の推進などに取り組んでいる中で、特に市の重要な交通拠点施設である松橋駅・小川駅周辺地域の活性化に向けまして、現状と課題の整理、必要な事業、支援策等について議論することを目的として、昨年１１月に立ち上げました。

この中で「公共交通対策」「駅まち活性化検討」「小川駅開発構想推進」これら３つのワーキンググループに分けまして、テーマごとに交通事業者、商工会、商店会、地元区長などを交えて議論を行っております。その議論の結果を「駅まち☆未来創生会議」に報告し、最終とりまとめを行い、今後の施策に反映させるというものでございます。

これまでの検討状況でございますが、まず「公共交通対策ワーキング」におきましては、３回ワーキングを開催しております。主な議論の中身としましては、松橋駅とバスターミナルが現状離れておりますので、駅周辺を通過するバスのうち松橋駅まで乗り入れている便が、現在のところ約４分の１の便にとどまっております。駅の交通結節機能が十分に果たされていないというような意見も出されております。

次に「駅まち活性化検討ワーキング」では、これまで２回開催しておりますが、駅周辺で空き地・空き家・空き店舗が増加している状況から、これらの対策として、現状の「空き地・空き家バンク」につきまして、所有者と利用者の意向、売買物件と賃貸物件がございますが、これらミスマッチによる利用低迷の状況がございますので、これらの状況を踏まえまして、利用者ニーズに合わせた制度変更あるいは現状を把握するための「空き地・空き家等の実態調査」を行うべきではないか、そういった意見が出されています。また、空き店舗対策としては、これまでも対策を行

っておりますが、単なる店舗改修費用や家賃補助を中心とした支援から、事業継続性を重視しました創業前から創業後までの一貫した支援を行うべきではないか、こういった意見も出されております。

最後に「小川駅開発構想推進ワーキング」におきましては、こちらの議論の中で小川駅周辺の東西をまたぐ県道跨線橋が整備されたことによるアクセスの向上を踏まえまして、駅西口改札口の位置あるいはパークアンドライドの推進、さらにはこれらが呼び水となりまして、将来の住宅地開発が促進されるようこういった議論を進めているところでございます。これらの議論を今年度により予定しております小川駅西側周辺整備基本構想に反映させてまいりたいと考えております。

この「駅まち☆未来創生会議」につきましては、当初、平成29年度末に最終取りまとめを行う予定でございましたが、今年度もワーキングを現在継続しております。小川駅西側周辺整備基本構想の策定と合わせまして、最終取りまとめを今年の10月頃をめどに行う予定としております。

○10番（溝見友一君） 時間がなくなってまいりましたので、ちょっと早めに進めさせていただきたいと思っています。すみません、今の内容は私も実は分かったような分からないような気がしています。しかし、10月頃には取りまとめをされて、市民に分かりやすいものをつくっていただきたい。駅周辺の輝く未来に心から目指せるような報告を期待しています。本当はここでいろいろ駅前のことで話をしたかったんですけども、次の質問に移らせていただきます。

4番、排水対策について。（1）宇城市の中心部を流れる大野川、浅井手川、尻川の調査後の事業計画について。平成28年度実施の浅井手川災害箇所河川検討業務委託について、改修が必要な箇所が判明したとあったが、今後計画はどのようになっているのか、どのように進めていかれるのかを質問します。

○土木部長（成田正博君） 松橋町の大野川、浅井手川、尻川の流域におきまして、幾度となく浸水による被害が発生しております。特に甚大な被害をもたらしました平成27年8月の台風、平成28年6月の集中豪雨では、道路冠水に加えまして、民家等の床上浸水被害が発生をいたしました。市では、これらの被害軽減を図る目的としまして、平成28年度に「浅井手川災害箇所河川検討業務委託」を発注しまして調査を実施したところでございます。

内容としましては、現況の河川断面を測量し、10年に1回の確立で降る大雨の洪水流量を算出し、流下能力の解析を行いました。結果としまして、一部の川幅の狭い区間におきまして、現況の断面では越水する可能性が高いということが分かりました。解消するための対策としまして、一般的に流下能力を向上させる対策、それと流量分散のための対策、また流量調整のための対策などが考えられます。

近年の雨の降り方を考えますとハード対策だけではなく、ソフト対策を含めた総合的な治水対策を計画的に行う必要があります。このような排水対策を実施するためには多額の事業費が必要となります。そこで宇城市としまして、国の補助事業を活用できます下水道事業での雨水対策に取り組む準備をしております。

今年度は、この事業に取り組む際に必要となります「雨水管理総合計画」を作成しまして、今後20年先までの雨水対策事業のマスタープランで、今後の整備計画を策定していく予定としております。また、平成29年度の繰越事業で、その資料となります「大野川流域浸水対策調査業務委託」を発注しておりまして、大野川、明神川、浅井手川の流域の浸水調査を先行して実施しております。

今後、下水道雨水対策事業に取り組み、本市の排水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○10番（溝見友一君） 残り1分となりましたので、20年先までの排水対策事業のマスタープランで、今後の整備計画を策定すると。そして国の補助事業を活用し、雨水対策に取り組む準備をしているとありまして安心したところです。

次の再質問で、明神川の流域のことを聞きたかったですけども、これも実は福永議員の方が質問されて説明がありましたので、この部分はカットしたいと思っています。

それと最後になりますけれども、不知火海湾奥対策について質問させていただきたいと思っていたんですけども、もう時間も終わりましたので、これはまた議会の方でも特別委員会等々でしっかり取り組んでいきますし、市の方としても両輪でこれも頑張っていきたいと思っていますので、何卒この事業を成功させることが排水対策になるかと思います。よろしくお願いします。少し時間を超過したと思います。ありがとうございました。

○議長（長谷誠一君） これで、溝見友一君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

-----○-----

日程第2 報告第3号 平成29年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第3 報告第4号 平成29年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 報告第5号 平成29年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第5 報告第6号 平成29年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第6 報告第7号 平成29年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（長谷誠一君） 日程第2、報告第3号平成29年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第6、報告第7号平成29年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

これで報告第3号から報告第7号までを終わります。

—————○—————

日程第7 議案第43号 宇城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第44号 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第45号 宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第46号 宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第47号 宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第48号 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第49号 宇城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第50号 宇城市立郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 15 議案第 51 号 財産の取得について（災害公営住宅等）

日程第 16 議案第 52 号 平成 30 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（長谷誠一君） 日程第 7、議案第 43 号宇城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 16、議案第 52 号平成 30 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）までを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第 17 議案第 53 号 工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事）

○議長（長谷誠一君） 日程第 17、議案第 53 号工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事）を議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） それでは追加いたします議案の提案理由の説明を申し上げます。宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事の請負契約に関わる議案でございます。事務処理上、早期の議決をお願いいたしたく追加提案としたものでございます。詳細につきましては、教育部長が説明いたします。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 提案理由の説明が終わりました。次に、議案第 53 号の詳細説明を求めます。

○教育部長（蛇島浩治君） 議案第 53 号工事請負契約の締結について詳細説明を申し上げます。追加議案集 2 ページと市長提出追加議案説明資料 2 ページから 4 ページをお願いいたします。

今回の宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事に係る工事請負契約の締結につきましては、平成 30 年 6 月 18 日に契約の相手方と仮契約を締結しているところです。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号並びに宇城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。

1、工事名、宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事。2、工事場所、宇城市松橋町大野 85 番地。3、金額、4 億 6,980 万円、税込みでございます。4、契約の相手方請負者、住所、熊本県宇城市松橋町松橋 1028、称号または名称、株式会社高橋建設、代表者氏名、代表取締役高橋溥明。

宇城市松橋総合体育文化センターは、平成 10 年に竣工し 20 年が経過し、老朽化が進行し機能が著しく低下しております。特に設備においては耐用年数を経過し、

機器の更新時期を迎えております。また文化ホールの吊り天井は法令不適合となっており、早急に耐震化の工事を施工するものです。工事設計額が5,000万円を超えるため、条件付一般競争入札方式を採用することとし、施工実績等を条件に入札を行ったものであります。この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格について審査を行う事後審査型入札で落札者を決定しております。工事の概要でございます。文化ホール吊り天井耐震化改修、文化ホール照明器具LED化、調光装置及び附属機器更新、空調設備更新、火災報知機設備更新でございます。工期は平成31年3月27日までとしております。

以上で詳細説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 議案第53号の詳細説明が終わりました。

これから議案第53号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

議案第43号宇城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第53号工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事）までにつきましては、お手元に配布しております平成30年第2回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

—————○—————

日程第18 同意第6号 監査委員の選任について（池田 秀人氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第18、同意第6号監査委員の選任について（池田秀人氏）を議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） それでは追加いたします議案の提案理由の説明を申し上げます。監査委員の選任についてでございます。現監査委員の任期満了に伴い、選任同意をお願いするものです。詳細につきましては総務部長が説明いたします。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（長谷誠一君） 提案理由の説明が終わりました。次に、同意第6号の詳細説明を求めます。

○総務部長（成松英隆君） 同意第6号監査委員の選任につきまして詳細説明を申し上げます。平成26年6月25日付で就任されました現監査委員は、平成30年6月24日までの任期でございまして、今回任期満了に伴う選任同意をお願いするものでございます。議案集の3ページと説明資料の4ページをお願いいたします。

今回識見を有する者の監査委員には、池田秀人氏であります。氏はすぐれた識見を有する者であり、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、選任同意について御提案申し上げる次第でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） 同意第6号の詳細説明が終わりました。

これから同意第6号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第19 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（平中 孝子氏）

日程第20 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（横尾 七生子氏）

日程第21 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（西山 敦子氏）

日程第22 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について（高岡 澄子氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第19、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（平中孝子氏）から日程第22、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦について（高岡澄子氏）までを一括議題とします。

これから、質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

お諮りします。同意第6号から諮問第4号までは委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号から諮問第4号までは委員会付託を省略することに決定しました。

—————○—————

日程第23 休会の件

○議長（長谷誠一君） 日程第23、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日22日金曜日から26日火曜日までは、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、明日22日から26日まで休会することに決定しました。

なお、23日及び24日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の会議は全部終了しました。本日はこれで散会します。
来たる6月27日は、午前10時までに本会議場に参集願います。
どなた様も御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後1時12分

第 7 号

6 月 2 7 日 (水)

平成30年第2回宇城市議会定例会（第7号）

平成30年6月27日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第43号 | 宇城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第2 | 議案第44号 | 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第45号 | 宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第46号 | 宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第47号 | 宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第48号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第49号 | 宇城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第50号 | 宇城市立郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第51号 | 財産の取得について（災害公営住宅等） |
| 日程第10 | 議案第52号 | 平成30年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第53号 | 工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事） |
| 日程第12 | 同意第6号 | 監査委員の選任について（池田 秀人氏） |
| 日程第13 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（平中 孝子氏） |
| 日程第14 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（横尾 七生子氏） |
| 日程第15 | 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（西山 敦子氏） |
| 日程第16 | 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（高岡 澄子氏） |

日程第 1 7	発議第 1 号	宇城市長の専決事項の指定について
日程第 1 8		熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会の設置について
日程第 1 9		不知火海湾奥調査特別委員会の設置について
日程第 2 0		県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別委員会の設置について
日程第 2 1		議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
日程第 2 2		各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(22人)

1 番 原 田 祐 作 君	2 番 永 木 誠 君
3 番 山 森 悦 嗣 君	4 番 三 角 隆 史 君
5 番 坂 下 勲 君	6 番 高 橋 佳 大 君
7 番 高 本 敬 義 君	8 番 大 村 悟 君
9 番 福 永 貴 充 君	10 番 溝 見 友 一 君
11 番 園 田 幸 雄 君	12 番 五 嶋 映 司 君
13 番 福 田 良 二 君	14 番 河 野 正 明 君
15 番 渡 邊 裕 生 君	16 番 河 野 一 郎 君
17 番 長 谷 誠 一 君	18 番 入 江 学 君
19 番 豊 田 紀代美 君	20 番 中 山 弘 幸 君
21 番 石 川 洋 一 君	22 番 岡 本 泰 章 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 吉 澤 和 弘 君 書 記 山 本 裕 子 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 浅 井 正 文 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 成 松 英 隆 君
総 合 政 策 監 村 上 理 一 君	企 画 部 長 岩清水 伸 二 君
市民環境部長 園 田 敏 行 君	健康福祉部長 那 須 聡 英 君

經 濟 部 長	吉 田 裕 次 君	土 木 部 長	成 田 正 博 君
教 育 部 長	蛇 島 浩 治 君	会 計 管 理 者	木 下 堅 君
総 務 部 次 長	天 川 竜 治 君	企 画 部 次 長	中 村 誠 一 君
市民環境部次長	村 上 雅 宣 君	健康福祉部次長	稼 隆 弘 君
經 濟 部 次 長	杉 浦 正 秀 君	土 木 部 次 長	坂 園 昭 年 君
教 育 部 次 長	吉 田 勝 広 君	三 角 支 所 長	内 田 公 彦 君
総 括 審 議 員	原 田 文 章 君	不 知 火 支 所 長	村 上 伸 一 君
小 川 支 所 長	篠 塚 孝 教 君	豊 野 支 所 長	中 村 隆 文 君
市民病院事務長	伊 藤 博 文 君	農 業 委 員 会 長	蔵 原 正 敏 君
監査委員事務局長	横 山 悦 子 君	農 事 務 局 長	木 見 田 洋 一 君
		財 政 課 長	

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（長谷誠一君） これから本日の会議を開きます。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第１ | 議案第４３号 | 宇城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第２ | 議案第４４号 | 宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第３ | 議案第４５号 | 宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第４ | 議案第４６号 | 宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第５ | 議案第４７号 | 宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第６ | 議案第４８号 | 宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第７ | 議案第４９号 | 宇城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第８ | 議案第５０号 | 宇城市立郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第９ | 議案第５１号 | 財産の取得について（災害公営住宅等） |
| 日程第１０ | 議案第５２号 | 平成３０年度宇城市一般会計補正予算（第１号） |
| 日程第１１ | 議案第５３号 | 工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事） |

○議長（長谷誠一君） 日程第１、議案第４３号宇城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第１１、議案第５３号工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事）までを一括議題とします。

去る６月２１日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから各常任委員会における審査の経過並びに結果

について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（高橋佳大君） おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会の審査の報告をいたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件3件、予算案件1件、その他案件1件の合計5件の議案であります。

委員会を6月22日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部局長、次長、各支所長並びに関係課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して申し上げます。

まず、議案第43号宇城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「市民病院の医師不足に備えた今後の見通しはどうなっているのか。また、地域の医療機関としての病院存続のためには、医師報酬などの待遇改善及び環境整備が必要ではないか」との質疑に対し、執行部から「市民病院存続のため、医師不足に対しては今後も熊大医学部附属病院との交渉を行っていく。また地域医療機関としての役目が果たせるよう、よりよい環境及び体制づくりを検討していく」との答弁がありました。

次に、議案第49号宇城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「松合小が不知火小に統合され統合小学校となった場合と、統合されずに普通小学校のままの場合で、建築費等にかかる補助率はどう違うか」との質疑に対し、執行部から「統合した場合は2分の1、一方統合しない場合は今の時点では危険建物であるため3分の1の補助」との答弁があり、また委員から「統合後の松合小学校校舎跡地は、地域が衰退しないようその利用方法を検討するように」との意見がありました。

次に、議案第50号宇城市立郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「7月21日に豊野郷土資料館が宇城市立郷土資料館としてリニューアルオープンするとのことだが、今までとどのように変わるのか」との質疑に対し、執行部から「これまでは豊野町にまつわるもののみの展示物だったが、オープン後は松橋町や小川町旧郷土資料館に収蔵していたものも展示する。宇城市全体の展示を行う」との答弁がありました。

次に、議案第53号工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事）について、委員から「条件付一般競争入札の条件及び落札率を知りたい」との質疑に対し、執行部から「熊本県格付建築一式工事A1等級に該

当し、平成20年度以降県内で元請金額1億円以上の新築等の実績がある業者で、配置予定技術者は施工実績条件を満たす者としている。落札率は99.75%」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、総務文教常任委員会に付託されました条例案件3件、予算案件1件、その他案件1件の5件については、全て可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福永貴充君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、条例案件1件、その他案件1件、予算案件1件の合計3件の議案であります。委員会を6月22日に、第3委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第48号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「入居可能な団地の戸数と空き家数は」との質疑に対し、執行部から「全体戸数は1,181戸、入居可能な戸数は486戸である」との答弁がありました。これに対し、委員から「今後廃止になる団地や退去を進める団地が増えてくると思うが、今後の計画は」との質疑に対し、執行部から「市営住宅全般、みなし仮設住宅、応急仮設住宅、災害公営住宅、政策空き家等の全体を含め、今後どのように進めていくのか現状を把握しながら、今年度計画を策定する予定である」との答弁でありました。

次に、議案第51号財産の取得について（災害公営住宅等）について、委員から「南豊崎の災害公営住宅は最初24戸と聞いていたが、2戸減の22戸となった理由は」との質疑に対し、執行部から「一戸当たりの駐車場台数を増やし、当初は狭い敷地の中で、詰め込んだ形であったので、住宅にゆとりを持たせた」との答弁がありました。これに対し、委員から「全ての地区の間取りについて、入居希望者の意見が反映されているのか」との質疑に対し、執行部から「事前にアンケートを実施した。考慮した結果一般的な市営住宅程度の2LDKに決定した。その後一人暮らしの方が多いことが分かり、2DKの住宅を追加した」との答弁がありました。

次に、議案第52号平成30年度宇城市一般会計補正予算（第1号）の農業費に

ついて、委員から「農業共済加入促進事業補助金について、予算計上の理由は」との質疑に対し、執行部から「今年度に入り当初見込んでいた数より加入の要望が増えてきた」との答弁がありました。これに対し、委員から「現状を市でも把握してもらい、どのくらい加入促進が進んでいるのか確認していただきたい」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました条例案件1件、その他案件1件、補正予算案件1件につきましては、全て原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。民生常任委員会の御報告を申し上げます。

民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、条例案件4件、予算案件1件の合計5件であります。

委員会を6月25日に、第3委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第44号宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「不知火保育園の事業所の選定を行う際に、場所についての検討は行ったのか」との質疑に対し、執行部から「当初は、建替えをする際には別の場所かと考えていたが、不知火小学校が今の場所で整備を行うこともあり、保護者から今の場所で建替えを行ってほしいとの強い要望があったため、今の場所での建替えを条件に事業者の募集を行った」との答弁がありました。また、委員から「不知火小学校は支援学級の数が他校に比べて割合が多くなっており、地域も障がい児保育に対する意識も高いと思う。そういった点も含めて法人の選定を行ったのか」との質疑に対し、執行部から「評価委員会の中には不知火小学校の校長先生も入っており、学校や地域の実情も把握されている。移管先に決定した法人も上天草市で障がい児の児童施設を県内でいち早く運営しており、そういったところも評価されたのだと思う」との答弁がありました。また、委員から「民間に譲渡したのちの保育の質の確保のための職員の処遇はどうなっているか」との質疑に対し、執行部から「移管時

に採用された職員については面接のみで採用となり、正当な評価ができていないため就労状況の評価を行った後に非常勤から正職員への変更を行っている。保育の質の確保については、今後も法人、保護者、行政で三者協議を行っていく」との答弁がありました。また、採決の際に、委員から「公立の保育園があってほしいとの意見が少しでもあるうちは、公立の保育園を残すべき」との反対討論がありました。

次に、議案第52号の平成30年度宇城市一般会計補正予算（第1号）の款4衛生費について、委員から「今回補正予算で計上してあるさしより野菜事業の事業内容は」との質疑に対し、執行部から「さしより野菜協力店の認定と認定店とのキャンペーンの経費、野菜を使ったレシピのコンテスト等を考えている」との答弁がありました。

議案第45号、議案第46号、議案第47号については質疑はありませんでした。以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました条例案件4件、予算案件1件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（長谷誠一君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○12番（五嶋映司君） 総務文教常任委員長に御質問をしたいと思います。

議案第49号宇城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての議論の問題ですが、松合小学校が不知火小学校に統合される、その件に関して松合小学校、いわゆる小規模校が、学習面の問題でどういうメリット、デメリットがあるのか。ないしは、例えば部活の問題なんかにしても、小規模校でのいわゆるデメリットとしての不利益というか、父兄の方の御意見なんかもあるみたいですが、その辺がどういう具合に議論されたのか。いわゆる小規模校が、この松合小学校がなぜ統合されなければいけないかという理由を、その地域全体でどういう具合に議論されたのか、そういう議論がなされたのかどうかをお伺いしたいと思います。

○総務文教常任委員長（高橋佳大君） ただいまの五嶋議員の答弁といいますか、委員長としての見解といいますか、そこら辺については分かりません。デメリット、メリットそういうところの議論は、この前の委員会ではありませんでした。でも、やはり地域の方々のアンケートの結果を基に、行政の方々もそれなりの準備を進めてこられたので、皆さん委員の方もそれは重々承知の上で議案に賛成されたと思います。これはもう私の個人的な見解ですけれども、小川は昔、海東小、中学校は一貫校でございました。そのために海東地域の人たちは結束力、協調性がものすごく強いんです。小川、小野部田、河江と違いまして、そういう意味で一貫校は子どもたち

にとっていろんな意味で悪い影響といたしますか、そういうデメリットは余りない気もいたします。そのくらいですみません、私の意見ですので、よろしくお願いします。

○議長（長谷誠一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第４３号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４３号宇城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第４３号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第４４号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４４号宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第４４号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第４５号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４５号宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案

可決です。議案第４５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第４５号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第４６号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４６号宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第４６号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第４７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４７号宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第４７号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第４８号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第４８号宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第４８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第４８号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第４９号の討論に入りますが、通告がありましたので発言を許します。

○１２番（五嶋映司君） １２番、日本共産党の五嶋映司です。ただいま議題となっております議案第４９号宇城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場で討論いたします。

理由の第１は、現在学校に関わっている人のみならず、広く松合地区全体の人たちで松合小学校の統合が議論されたのかが検証できないことです。皆さんも危惧されているように、地域に学校がなくなることは子育て世代の居住条件を大きく後退させると同時に、過疎化、高齢化を加速することにつながり、地域再生への展望はほとんど持てない状況をつくり出すこととなります。このような意味で、保護者、関係者だけでなく、地域全体の議論がなされて結論が導き出されるべきだと思います。

第２の点は、学習面の問題です。小規模校のメリットデメリットは、教育の専門家を含め議論されたのかという点です。今教員が多忙で児童生徒に向き合った指導の余裕がないと言われる中、個々の生徒にあった指導がなされる小規模校の習熟度は、一般的には良好とも言われています。子どもの学習面での問題点など、統合されなければならない状況が存在していたのかも問題です。

第３点は、保護者の皆さんから意見が多かった気がします部活動の問題です。確かに小規模校では、宇城市で盛んなサッカーやハンドボールなど、人数を必要とする団体競技の部活は困難な部分があると思います。しかし、学年横断的に運用はできないのか、子どもの健全な発育を促すスポーツ活動ならば、地域と一体となって指導者も含め、少人数競技や個人競技の導入などによって子どもの体力向上を図る、そういう検討は十分なされたのかも問題です。僻地といわれるところには、松合小学校よりももっと小さな学校もたくさん存在し、教育が行われています。学校がなくなり子どもの声が聞こえなくなることは、地域にとっては喪失感が余りにも

大きな問題ではないかと思います。今後もこの宇城市では、統合問題が予想される地域も存在します。そういう意味でも、この条例を見直して過疎化する地域での教育のあり方を再考することを訴えて、反対討論といたします。議員諸氏の御賛同よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷誠一君） これで討論を終わります。

これから、議案第49号宇城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第50号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第50号宇城市立郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第50号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第51号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第51号財産の取得について（災害公営住宅等）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５１号は可決しました。

次に、議案第５２号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５２号平成３０年度宇城市一般会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５２号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第５３号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５３号工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第５３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第５３号は可決しました。

—————○—————

日程第１２ 同意第６号 監査委員の選任について（池田 秀人氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第１２、同意第６号監査委員の選任について（池田秀人氏）を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第６号監査委員の選任について（池田秀人氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第６号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、同意第6号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（平中 孝子氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第13、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（平中孝子氏）を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（平中孝子氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第1号は、適任と答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、諮問第1号は適任と認め、答申することに決定しました。

-----○-----

日程第14 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（横尾 七生子氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第14、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（横尾七生子氏）を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（横尾七生子氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第2号は、適任と答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、諮問第2号は適任と認め、答申することに決定しました。

-----○-----

日程第15 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（西山 敦子氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第15、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について（西山敦子氏）を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について（西山敦子氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第3号は、適任と答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、諮問第3号は適任と認め、答申す

ることに決定しました。

-----○-----

日程第 16 諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について（高岡 澄子氏）

○議長（長谷誠一君） 日程第 16、諮問第 4 号人権擁護委員候補者の推薦について（高岡澄子氏）を議題とします。これから、討論に入りますが通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第 4 号人権擁護委員候補者の推薦について（高岡澄子氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第 4 号は、適任と答申することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（長谷誠一君） 起立多数です。したがって、諮問第 4 号は適任と認め、答申することに決定しました。

-----○-----

日程第 17 発議第 1 号 宇城市長の専決事項の指定について

○議長（長谷誠一君） 日程第 17、発議第 1 号宇城市長の専決事項の指定についてを議題とします。

お諮りします。発議第 1 号は、趣旨説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって発議第 1 号は、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、発議第 1 号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第 1 号については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって発議第 1 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議第 1 号の討論に入ります。討論のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 討論なしと認めます。これから発議第 1 号宇城市長の専決事項の指定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対

ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（長谷誠一君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

日程第18 熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会の設置について

○議長（長谷誠一君） 日程第18、熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会の設置についてを議題とします。

熊本及び天草間を結ぶこの高規格道路は、早期完成が望まれているにもかかわらず、本市を一部横断する区間の整備が遅延停滞している高規格道路の調査のため、8人の委員で構成する熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会を設置して、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。熊本天草幹線高規格道路整備調査については、8人の委員で構成する熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会を設置し、これを付託し、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会が設置されましたので、特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、次の8人を指名します。永木誠君、三角隆史君、福永貴充君、中山弘幸君、山森悦嗣君、高橋佳大君、河野正明君、石川洋一君以上8人を指名します。

—————○—————

日程第19 不知火海湾奥調査特別委員会の設置について

○議長（長谷誠一君） 日程第19、不知火海湾奥調査特別委員会の設置についてを議題とします。不知火海湾奥の干潟の堆積問題を解消するための調査のため、8人の委員で構成する不知火海湾奥調査特別委員会を設置して、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。不知火海湾奥調査については、8人の委員で構成する不知火海湾奥調査特別委員会を設置し、これを付託し、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま不知火海湾奥調査特別委員会が設置されましたので、特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、次の8人を指名します。坂下勲君、大村悟君、福永貴充君、園田幸雄君、五嶋映司君、渡邊裕生君、入江学君、岡本泰章君以上8人を指名します。

—————○—————

日程第20 県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別委員会の設置について

○議長（長谷誠一君） 日程第20、県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別委員会の設置についてを議題とします。本市への県営野球場を含む県営総合グラウンド建設を誘致する調査のため、8人の委員で構成する県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別委員会を設置して、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致については、8人の委員で構成する県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別委員会を設置し、これを付託し、調査が終了するまで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいま県営野球場を含む県営総合グラウンド誘致特別委員会が設置されましたので、特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、次の8人を指名します。原田祐作君、山森悦嗣君、三角隆史君、溝見友一君、五嶋映司君、福田良二君、豊田紀代美君、岡本泰章君以上8人を指名します。

ここで、3つの特別委員会の名簿を配布します。

（名簿配布）

—————○—————

日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営委員会において調査中の事件について、会議規則第103条の規定によって、お手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、

閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第２２ 各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（長谷誠一君） 日程第２２、各常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第１０３条の規定によって、お手元に配布しておりますとおり所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷誠一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これで、平成３０年第２回宇城市議会定例会を閉会します。

どなた様もお疲れ様でございました。

—————○—————

閉会 午前１１時０２分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第 2 2 9 号
平成 3 0 年 6 月 2 2 日

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

総務文教常任委員長 高 橋 佳 大

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 4 3 号	宇城市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 9 号	宇城市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 0 号	宇城市立郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 2 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 5 3 号	工事請負契約の締結について（宇城市松橋総合体育文化センター大規模改修工事）	可 決
	【以下余白】	

宇城市議第 2 3 0 号
平成 3 0 年 6 月 2 2 日

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

建設経済常任委員長 福 永 貴 充

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 4 8 号	宇城市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 1 号	財産の取得について（災害公営住宅等）	可 決
議案第 5 2 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決
	【以下余白】	

宇城市議第 2 3 2 号
平成 3 0 年 6 月 2 5 日

宇城市議会議長 長 谷 誠 一 様

民生常任委員長 豊田 紀代美

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、
会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 4 4 号	宇城市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 5 号	宇城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 6 号	宇城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 4 7 号	宇城市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 5 2 号	平成 3 0 年度宇城市一般会計補正予算（第 1 号）	原案可決
	【以下余白】	

平成30年第2回定例会 議案等賛否表

○：賛成

●:反対

欠:欠席

除：除斥

棄：棄權

[illegible]